

令和 5 年

第 6 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 5 年 6 月 7 日

閉 会 令和 5 年 6 月 16 日

大 津 町 議 会

令和5年第6回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月 7日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明	
6月 8日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
6月 9日	金		休会	議案等整理	
6月10日	土		休会	議案等整理	
6月11日	日		休会	議案等整理	
6月12日	月	午前10時	本会議	一般質問	
6月13日	火	午前10時	本会議	一般質問	
6月14日	水	午前10時	本会議	一般質問	
6月15日	木		休会	議案等整理	
6月16日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				10 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 陳情書（3件）
- 大津町財政事情公表
- 令和4年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 令和4年度大津町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 令和4年度大津町公共下水道事業業務状況報告について
- 令和4年度大津町工業用水道事業業務状況報告について
- 令和4年度大津町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 令和4年度大津町農業集落排水事業業務状況報告について
- 「株式会社 熊本文化の森」の経営状況について
- 令和5年3月例月出納検査の結果について
- 令和5年4月例月出納検査の結果について
- 令和5年5月例月出納検査の結果について

令和5年第6回大津町議会定例会会議録

令和5年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和5年6月7日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 面川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 総務部財政課長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成 教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 都市整備部長 西岡 多津朗 農業委員会事務局長 梅田 博隆 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 兼選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 中井 雄一郎 兼会計課長

会 議 に 付 し た 事 件

議案第40号	大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第41号	大津町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第42号	公の施設の利用に関する協議について
議案第43号	財産の交換について
議案第44号	町道の路線廃止について
議案第45号	町道の路線認定について
議案第46号	令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）について

令和5年第6回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和5年 5月7日 陳 情 第 号	国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書	東京都北区赤羽3-3-3 ミール 赤羽707 インボイス制度を考えるフリース ランスの会 代表 阿部 伸	配布のみ
令和5年 5月7日 陳 情 第 号	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	熊本県熊本市東区佐土原 1-13 -11 公正中立な政治を考える会 緒方 憲一	配布のみ
令和5年 5月24日 請 願 第 号	全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情	熊本県熊本市北区龍田4丁目21 -34 基本的人権・信教の自由を守る 熊本県民の会 田中 清継	配布のみ

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 5 年 6 月 7 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 議案第 4 0 号 大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第 4 1 号 大津町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第 4 2 号 公の施設の利用に関する協議について
日程第 8 議案第 4 3 号 財産の交換について
日程第 9 議案第 4 4 号 町道の路線廃止について
日程第 1 0 議案第 4 5 号 町道の路線認定について
日程第 1 1 議案第 4 6 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
一括上程、提案理由の説明
日程第 1 2 議案質疑
議案第 4 0 号 質 疑
議案第 4 1 号 質 疑
議案第 4 2 号 質 疑
議案第 4 3 号 質 疑
議案第 4 4 号から議案第 4 5 号まで 一括質疑
議案第 4 6 号 質 疑
日程第 1 3 委員会付託
議案第 4 0 号から議案第 4 6 号まで

午前 1 0 時 0 1 分 開会
開議

- 議 長 (桐原則雄) 皆様おはようございます。
ただいまから令和 5 年第 6 回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、坂本典光議員、13番、永田和彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

津田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告します。

当委員会は、5月31日午前10時から、役場4階委員会室401において、桐原議長にも出席を願い、令和5年第6回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、提出議案の7件について、執行部から説明を求め、協議いたしました。

また議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議いたしました。

なお、一般質問については、11名ですので、1日目が通告の1番から5番まで、2日目が6番から9番まで、3日目が10番から11番までの順で行うことになりました。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から6月16日の10日間といたします。また最終日に追加提案される予定です。

なお、マスクの着用については個人の判断にてお願いします。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から6月16日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日の10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄） 日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

経済建設常任委員会委員長から所管事務の調査報告の申出がっておりますので、この際これを許可します。

永田経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員会委員長（永田和彦） ただいまから経済建設常任委員会が研修を行いました第1回九州農業ウィークと題しまして、令和5年5月24日から26日行われた最先端の農業機器様々を研修してまいりましたので、ここで皆様方に研修報告を行います。

九州農業ウィークといたしまして、こういった大規模なものはこの画像の右側の上のほうですね、第1回と参列してあります。九州農業資材エキスポ、九州スマート農業エキスポ、九州畜産資材エキスポとしてあります。初めてのことでありますので、たくさんの来場者また業者が出店しておりました。私も様々な説明を受けながらそれこそ数件しか回れなかったんでありますが、たくさんのパンフレットをいただきました。説明も受けました。

まず入場時に我々の皆さんの入場者は名刺を機械に読ませます。そしてその中でこういったプリントアウトされた名刺をスキャンしたやつを首に掲げて回ります。我々は官公庁自治体研究機関というところに位置しておりますので、説明にはあんまり業者の方も身が入らずお客さんじゃないという目で見られたのがちょっと印象的でありましたが、これからはこの場内の風景であります。こういった感じでたくさんの方々が集まっておられます。実際私も長年議員をさせていただいておりますので、こういった大規模な催しは、それこそ東京ビッグサイトとかそういったところにいった覚えがあります。その規模とほぼ変わらないのではないかなというふうに感じました。様々な説明を受けながら各委員が回ったわけでありまして。

各委員の感想といたしまして、委員より、委員の中でまずお一人は、農業用ドローンやハウス内環境の自動調整システム、6次産業化を進める上で必要な機材、システムなど今後の農業の形を考える上での知見を養うことができました。今回の研修で経験を通して町の農業の発展に寄与できればと考えるとあります。

また別の委員からは、農業も人手不足や後継者問題など様々な課題を抱える中スマート農業化による新たな仕組みや負担軽減のための機械、機材など時代の流れを感じました。新鮮である野菜が日持ちをしない。そんな商品を6次産業化により更に価値を高めて収入に代えていくための様々なアイデア商品に感動いたしました。今回の視察で更なる農業の発展を感じました。農業関係ばかりではなく様々な業種にも対応ができると思いました。このような視察で学ぶことを1日でも早く本町でも役に立てたいというふうな意見もあります。

また別の委員からは、まずは来場者の多さに驚きました。九州各地区から来られていると思います。我々が早く行きましたので、まだ駐車場は満杯以前ぐらいだったですね。ただここで1時間から1時間半こう過ごしまして、出るときには大渋滞になっている状況でありました。非常に人が多

かったのはまさしく印象的でありました。限られた時間でありましたので、酪農や養豚業の会社を中心に私は話を聞きました。ある所ではインダクションライトという商品、これはブルーライトの少ない照明を乳牛にあてることで牛のストレスがなくなり、牛乳の出が良くなるというものがありました。また腐食しないステンレスのすのこ、これは養豚業の餌場に使用するコンクリートすのこの代替品でコスト的、衛生的に優れるものが魅力的であったと。またクールウェア、夏場に使用する空調服などがよく考えてあったなど。上記以外にもドローンや電動トラクターを見学しました。中にはこれはいかがかなと思うものもあるのはあったと。最先端の技術により時代の流れを感じましたとありました。

こういった感じで様々な製品が集まってあったので、まさしく時間は全く足りない。1日おっても全ての説明を聞くことは恐らく無理ではないかなと思ったところでありました。現在の最先端の農業のデジタルトランスフォーメーションという現在という形で特集をくんだ本がありましたので私もとっている週刊ダイヤモンドかなですけれども、こういった中で最先端のDXが紹介してあります。クボタが多額の開発費を投じて作った営農支援システムKSASっていうんですね。これ会員数が2万1千735人でナンバーワンの人気であるということで、スマート農業の提唱であります。そしてまたそのクボタに追いつけ追い越せの勢力も伸長してきております。衛星データを農業に活用するサービスアグリっていうんですかね。SAGRIとザルビオフィールドマネージャーというクボタKSASは農機につけたセンサーによって米の収穫量などのデータを収集しますが、これに対しまして、衛生は作物を収穫するタイミングに限らず頻りに農地の情報を取得できるメリットがあります。欧州連合が衛生からとった画像データを無償で公開したこともありまして、衛星データの解析技術の開発と商品化が一気に加速しております。ザルビオはドイツの化学メーカーであります。これはごく一部の紹介であります。我々が考える以上にデジタルトランスフォーメーションは農業でも進んでいると思っております。農業も既成概念だけではなく新しいものを取り入れていかないと現状維持もままならないという状況ではないかと思えます。

ということで我々は最先端のそういった機器、システム、ソフトウェアそういったものを見ることによって情報収集を委員会としてやってまいりました。その情報収集はこれから先の農業を考えるとときにそういった知識がなければ審議することができない。我々議員各位の能力を高めて知識を高めて町政に寄与すると。そういった姿勢で臨みました。

以上、経済建設常任委員会研修報告を終わります。

○議長（桐原則雄） 経済建設常任委員会の報告を終わります。

日程第5 議案第40号から日程第11 議案第46号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（桐原則雄） 日程第5 議案第40号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11 議案第46号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてまでの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様おはようございます。今回の定例会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第40号「大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部が改正され、全ての公費負担医療との併用適用となることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第41号「大津町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、大津町公共下水道事業計画変更に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第40号及び議案第41号の案件については、条例の一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第42号「公の施設の利用に関する協議について」は、西原村の水道施設を利用して大津町の一部区域に水道水の供給を受けるため同村と協議することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第43号「財産の交換について」は、大津町町民グラウンドの駐車場を整備するにあたり、土地の交換を行うものであり、財産の交換については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第44号「町道の路線廃止について」は、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第45号「町道の路線認定について」は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第46号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8千395万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、173億2千609万9千円とするものです。

歳入では、国庫支出金6千708万3千円、県支出金877万5千円、繰入金9千万円、諸収入640万円、町債1千170万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、議会費324万4千円、総務費7千838万1千円、民生費1千328万5千円、衛生費88万5千円、農林水産業費5千547万4千円、商工費319万4千円、土木費1千万円、消防費188万1千円、教育費2千362万円をそれぞれ増額し、予備費600万6千円を減額するものであります。

議案第46号については、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは、議案第40号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案集の1ページをお願いいたします。

今回の改正は、「熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領」の一部改正に伴い、これまで助成対象が限定されていましたが公費負担医療の「一部負担金」の定義が改正されたことにより、全ての公費負担医療との併用適用となることから、条例の一部を改正するものです。

議案集の2ページをお願いいたします。

改正の内容は、「第2条の表一部負担金の項」について、説明資料集の2ページから3ページの新旧対照表のとおり改正するものでございますが、改正内容につきましては説明資料集のほう説明させていただきます。

資料集の1ページをお願いいたします。

これまで、重度心身障害者医療費助成事業で助成対象となる「一部負担金」は、「熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領」において、「医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額」のほか、「自立支援医療や療養介護医療など、一部の公費負担医療の自己負担額」と定義されており、この定義に含まれない公費負担医療の自己負担額については、受給者が負担することになり、軽減されない状況が生じておりました。

今回、「県の交付要領」が改正され、これまで限定されていましたが公費負担医療の一部負担金の定義が見直されたことに伴い、特定疾患治療研究事業（難病）など、全ての公費負担医療の一部負担金が助成対象となり、併用適用開始となるものです。

最後に、議案集の2ページから3ページをお願いいたします。

附則において、本条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとし、経過措置を設定しております。

議案第40号の説明は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 皆さんおはようございます。私のほうからは議案第41号、44号、45号について御説明いたします。

まず議案第41号、大津町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は、4ページ、説明資料集も、4ページをお願いいたします。

大津町下水道事業の設置等に関する条例は、地方公営企業法に基づき、令和2年度からの公営企業移行の際に施行しました条例でございまして、地方公営企業の設置及び、その経営の基本に関する事項等を定めております。

今回の改正では、経営の基本に関する事項であります処理人口について改正するもので、同条例、第3条第2項第3号の処理人口3万540人を3万2千600人に改めようとするものでござい

す。

今回の条例改正につきましては、令和4年度に見直しを行いました、大津町公共下水道事業の計画変更に伴うもので、大津町人口ビジョンや、都市計画用途地域等の変更を受け、下水道事業に係る基本的な諸元等の見直しを行ったものでございます。新しい大津町人口ビジョンにつきましては、令和4年3月に改訂されましたが、これによりますと、大津町の行政人口は、令和10年で約3万7千400人、令和22年度で約4万人と推計されておりますので、下水道事業におきましても、これらの数値と整合を図り、これから公共下水道区域外の人口を控除することによって、処理人口を算定したところでございます。

その結果、令和10年における処理人口が3万2千600人と算定されましたので、今回、当該条例の処理人口を、その算定に基づき変更するものでございます。

なお、事業計画の計画処理人口以外の主な変更点を説明資料の下段の表に記載をしております。

計画年次につきましては、令和元年度から令和6年度を、令和5年度から令和10年度へ、計画処理面積を946ヘクタールから981ヘクタールへ、日最大計画汚水量を、1万5千900立米から1万7千300立米へとそれぞれ変更しております。

続きまして、議案第44号関係、町道の路線廃止について御説明をいたします。

議案集の12、13ページ、説明資料集の10、11ページをお願いいたします。

まず路線番号216、路線名「下町室1号線」です。延長2千120メートルは、起点は大津町大字下町字田地から、終点は大津町大字室字東迫尻までの道路でございます。

次に路線番号217、路線名「下町室2号線」です。延長1千910メートル、起点は大津町大字下町字田地から、終点は大津町大字室字西迫尻までの道路でございます。

どちらの路線も、国道443号道路改良事業の下町交差点改良に伴い、道路の起点が変更となるため、一旦廃止をするものです。

以上、議案第44号につきましては、町道の路線廃止についての議案ですので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第45号、町道の路線認定について御説明いたします。

議案集の14、15ページ、説明資料は12ページからになります。

今回の町道認定を行う五つの路線については、いずれも「国道443号」と「県道瀬田竜田線」の改良工事に伴うものがございます。熊本県が予算化して事業を実施するためには、工事完了後の旧道を町に移管するということが必要となってきます。

それでは個別の路線について御説明いたします。

説明資料集は12ページをお願いいたします。路線番号216、路線名「下町室1号線」、延長は2千259メートルで、起点は大津町大字下町字田地から、終点は大津町大字室字東迫尻まででございます。

説明資料集は13ページをお願いいたします。路線番号217、路線名「下町室2号線」、延長は2千53メートルで、起点は大津町大字下町字田地から、終点は大津町大字室字西迫尻までの道

路でございます。

次に、説明資料集は14ページをお願いいたします。路線番号349、路線名「下町443号線」、延長は182メートル、起点及び終点は、大津町大字下町字窪田になります。

この3本の町道の路線認定につきましては、いずれも熊本県が実施する「国道443号道路改良事業」に伴いまして、設置される副道の区間を大津町の町道として認定するものになります。

説明資料集は17ページをお願いいたします。国道443号の道路改良事業の計画図になります。至る熊本のほうを上にして御覧ください。この国道443号の下町交差点を図のように改良を予定されていることに伴い、副道が設置されることとなります。

先ほど町道廃止で御説明しました、路線名「下町室1号線」の起点部分は、下町交差点の東側にあたり、元の路線より139メートル延長するものでございます。

同じく、町道廃止で御説明しました、路線名「下町室2号線」の起点部分は、下町交差点西の北側にあたり、元の路線より143メートル延長するものです。

次に、路線名「下町443号線」については、下町交差点西の南側にあたる部分ですが、新たに副道が設置されるものでございます。

続きまして、説明資料集は15ページをお願いいたします。路線番号350、路線名「吹田森2号線」、延長は1千282.5メートル、起点は、大津町大字吹田字榎鶴から、終点は大津町大字森字登々口になります。

次に、説明資料集は16ページをお願いいたします。路線番号351、路線名「下森東通線」、延長は46メートル、起点及び終点は、大津町大字森字登々口になります。

この2本の町道の路線認定につきましては、熊本県が実施する「県道瀬田竜田線道路改良事業」により新たにバイパスが整備されることに伴いまして、旧道部分を大津町の町道として新たに認定するものでございます。

説明資料集の18ページをお願いいたします。

県道瀬田竜田線の道路改良事業の計画図になります。赤く着色している現在の県道部分について、工事完了後に大津町の管理道路として引き継ぐために町道の路線認定をお願いするものでございます。

以上、議案第45号につきましては、町道の路線認定についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） おはようございます。議案第42号、公の施設の利用に関する協議について御説明いたします。

議案集は6ページから9ページ、説明資料集は、6ページと7ページをお願いいたします。

まず、議案集の6ページをお願いします。

今回の協議は、平成11年度から西原村中央簡易水道から一時的に分水を行っている現状を解消

し、大津町の一部区域に水道用水の供給を受けるため、西原村の給水区域として、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、西原村の公の施設の利用に関する協議を西原村と行うというものでございます。

議案集の7ページをお願いいたします。

公の施設の利用に関する協議書(案)について御説明いたします。

まず、第1条で(目的)、第2条で(給水区域)、第3条で(施設)、第4条で(維持管理に伴う費用負担)、第5条で(給水に伴う負担金)、8ページをお願いいたします。第6条で(料金等)、第7条で(給水の制限)、第8条で(その他)について協議書を締結するものでございます。

今後は、協議が成立しましたら、西原村の給水条例の改正を経まして、令和6年4月より西原村の給水区域として水を供給いただく予定となっております。

説明資料集6ページと7ページをお願いします。

まず6ページをお願いいたします。6ページについては今までの経過、分水解決のための協議事項、給水区域の住所、面積と企業名を記載しております。

7ページをお願いいたします。7ページについては、写真にて現在の企業の位置を御示しいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(桐原則雄) 羽熊教育部長。

○教育部長(羽熊幸治) おはようございます。私のほうからは議案第43号、財産の交換について御説明をさせていただきます。

議案集は10ページから11ページ、説明資料集は8ページから9ページをお願いいたします。

大津町町民グラウンドの駐車場を整備するにあたり土地の交換を行うために議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集で御説明を申し上げます。8ページを御覧ください。

財産の交換については、町民グラウンド北側駐車場についてもともと三角形の区画をしている駐車場で、野球大会やソフトボール大会時には約10台程度が駐車していたところになります。今回駐車場の東側に隣接する私有地の宅地開発計画に伴い、その侵入道路として使用するため駐車場の北側の一部と個人が所有する土地との等価交換をしてほしいとの申出がありました。この駐車場は利用者や地元からも北側の個人の所有の竹山から竹藪が包含するなど駐車スペースや維持管理の関係で駐車場の整備について以前からも要望があがっており整備の方法など検討していたところです。土地交換を予定する公有財産は大津町大字大津2020番地の一部、地目は雑種地、面積は630平米でそのうち130.83平米を交換するものです。また相手方は大津町大字大津2019番地の1の一部、地目は畑、面積は1千707平米でそのうち215.85平米を予定しております。今回の財産の交換によるメリットとしまして①町の交換面積としておよそ1.5倍の増、駐車台数も約10台から21台へと駐車スペースが増えます。次に、②として駐車場の再整備については申請者側の全額負担とし砂利舗装から全面アスファルト舗装による整備でまた北側の竹山からの竹藪

浸食による維持管理コストの削減もあり管理がしやすくなります。また③で、今まで空き地であった東側の隣接地が宅地造成されることにより町内の住宅不足の解消などにもつながることになります。

今後の対応につきましては、町の開発行為、申請窓口である都市計画課へ一連の手続きを経て説明資料集の9ページの下段の計画図の町の交換用地②緑枠部分である現在の駐車場の北側の竹藪部分を行政財産から用途廃止後に普通財産へ移管し、それに代わる個人の交換用地①の赤色部分と等価交換を行う予定としております。なお、今回の事業に関する測量及び分筆登記に係る一切の費用については申請者が全額負担することで確認をいたしております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さんおはようございます。議案第46号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

今回の補正の主なものについては、新型コロナウイルス対策関連では、物価高騰対策事業として、LPガス使用世帯支援の補助金、保育所等副食費負担軽減の補助金、私立保育所等物価高騰対策事業補助金、農業者への補助事業、学校給食用の食材費補助が主なものとなっております。

それ以外につきましては、私立保育所等へのおむつ処理費用の補助金や道路交通量調査業務委託、町の運動公園など、指定管理施設の修繕料や改修工事費などが今回の補正の主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8千395万8千円を追加し、予算の総額を173億2千609万9千円とするものです。

第2条で、地方債の追加及び変更を「第2表地方債補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正ですけれども、今回の追加及び変更については、護川小学校の屋根改修事業に係る起債の変更に伴うものになります。充当率100%であります「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」の借入限度額を7千800万円追加し、あわせまして充当率90%の「学校教育施設等整備事業債」の借入限度額を1億1千920万円から5千290万円に変更するものになります。

それでは歳出から御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款1、項1、目1議会費、節8旅費は、議会の台湾視察研修に係る旅費でございまして、費用弁償で議員16名分の研修費、特別旅費で随行職員分の研修費を計上いたしております。

款2、項1、目1一般管理費、節18負担金、補助及び交付金は、前副町長の在任期間に係ります退職金相当額の県への負担金になります。

目6企画費については、マイナポイントの付与期間が5月末から9月末まで、4か月間延長されたことに伴います補正で、節1報酬で、会計年度任用職員2人分の報酬、節3職員手当等で職員の時間外勤務手当をそれぞれ計上いたしております。

目7電子計算費は、4月の人事異動によりまして、情報計画係が、これまでの電算室での執務から総合政策課内での執務となったことから、電算室とサーバー室に防犯カメラを設置することによる補正になります。

節18使用料及び賃借料で録画に伴うクラウドサービスの使用料、それから15ページの節17備品購入費で防犯カメラの購入費を計上いたしております。

目11地域づくり推進費、節18負担金、補助及び交付金の6コミュニティー助成事業補助金は、自治総合センターから交付される助成金を活用し、三つの地域の地域活動を支援するための補助金になります。

目21新型コロナウイルス感染症対策費、節18の負担金、補助及び交付金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして物価高騰対策事業として、LPガス使用世帯1世帯当たり6千円を補助しますLPガス使用世帯支援補助金を計上いたしております。

款2、項4、目1選挙管理委員会費、節3職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当、それから節8で通勤手当を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

款3、項2、目1児童福祉総務費、節17備品購入費は、町所有の放課後児童クラブ送迎用のバスに児童の置き去り防止の安全装置を設置するための費用になります。

節18負担金、補助及び交付金の9の私立保育所等安全対策補助金は、置き去り防止安全装置の設置費用に係る私立保育所等への補助金になります。それから10の私立保育所等おむつ処理費用の補助金は、私立保育所等の使用済みおむつ処分費用に係る補助金になります。園児一人あたり月300円を園に対し補助するものになります。目3大津保育園費、節10需用費の消耗品費は、おむつ用ごみ箱の取替ロールの購入費用を、それから節17備品購入費で、おむつ処分用ごみ箱3台分の購入費用を計上いたしております。

目7新型コロナウイルス感染症対策費、節18負担金、補助及び交付金の2の保育環境改善等事業補助金は、私立保育所等へのおむつ処分用のごみ箱などの整備に係る補助金になります。その下の3の保育所等副食費負担軽減補助金それから4の私立保育所等物価高騰対策補助金は国の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策事業でございまして、副食費の保護者負担と保育施設等の光熱水費の負担軽減を図る事業になります。

次に17ページをお願いいたします。

款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費、節12委託料は、コロナワクチンの秋の接種開始に向けた健康管理システムの改修委託になります。

款6、項1、目3農業振興費の財源組替えは、当初予算で計上しております山村広場の屋外トイレ改築工事の設計業務委託費に電源立地交付金を充当することとしております。

目 1 1 新型コロナウイルス感染症対策費、節 1 8 負担金、補助及び交付金の 2 の原油価格・物価高騰対策事業補助金は、燃料費や資材等の物価高騰の影響を受けている農業者の負担軽減のために補助を行うものになります。

1 8 ページをお願いいたします。

款 7、項 1、目 4 企業誘致推進費ですが、企業連絡協議会の台湾視察研修に係る費用でございます。節 8 旅費で町随員職員分の旅費、節 1 8 負担金、補助及び交付金で、企業連絡協議会役員分の研修費用に係る企業連絡協議会助成金を計上いたしております。

目 5 観光施設費は、当初予算で計上しておりました、町の交流センターにおきます会計年度任用職員の人件費を、交流センターの窓口業務委託費へ予算を組替えるものになります。節 1 報酬で会計年度任用職員 1 人分の報酬、節 3 職員手当等で期末手当、節 8 旅費で費用弁償をそれぞれ減額し、節 1 2 委託料で、交流センターの窓口業務委託料を新たに計上いたしております。

節 1 7 備品購入費は、交流センターのコピー機の不具合に伴う買替え分の費用の補正になります。

1 9 ページをお願いいたします。

款 8、項 2、目 3 道路新設改良費の財源組替は、当初予算で計上しております町道内牧線測量設計業務委託費に電源立地交付金を充当するものになります。

項 3、目 1 都市計画総務費、節 1 2 委託料は、町内の道路の現状あるいは交通量等の調査・分析を行うための委託料になります。

款 9、項 1、目 3 消防施設費、節 1 4 工事請負費は、高尾野地区の民地内にあります老朽化した防火水槽の解体撤去に伴う工事費です。

2 0 ページをお願いいたします。

款 1 0、項 2、目 3 学校建設費の財源組替 3 は、7 ページの「第 2 表地方債」のところで説明させていただいたとおりでございます。節 1 7 備品購入費は、熱中症対策として、図書館の陶芸室に新たにエアコンを設置することとしております。

2 1 ページをお願いいたします。

項 6、目 2 体育施設費は、町の運動公園をはじめとします体育施設等の修繕等に係る費用を計上いたしております。

節 1 0 需用費は、運動公園や菊阿体育館、杉水公園、町民グラウンドのトイレや照明などの施設・設備の修繕料になります。

節 1 2 委託料は、運動公園の球技場スタンドの照明点検業務に係る委託料、節 1 4 工事請負費は、運動公園や町民グラウンド、菊阿体育館の施設・設備の改修に係る工事費になります。

目 4 新型コロナウイルス感染症対策費、節 1 8 負担金、補助及び交付金の 1 の学校給食用食材費補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策事業でございます。学校給食用食材費の価格高騰分を補助する事業になります。

款 1 3 予備費で、所用の財源を調整いたしております。

次に、歳入を御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款15、項2、目1民生費国庫補助金は、歳出で説明いたしました、保育所等のバスに置き去り防止の安全装置を設置するための保育対策総合支援事業費の国庫補助金の増額補正になります。

目2衛生費国庫補助金は、コロナワクチンの秋接種開始に向けたシステムの改修に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業の国庫補助金の補正になります。

目5総務費国庫補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金はマイナポイント受付事務に係る人件費に対する補助でございまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、歳出で説明いたしました農業者への原油価格・物価高騰の対策事業や学校給食食材費の補助などの各種物価高騰対策事業の実施に係るものになります。

款16、項2、目1総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金は、対象事業の確定による補正になります。

目2民生費県補助金の保育対策総合支援事業費県費補助金は、保育所等の送迎バスへの安全装置設置に係る補助主体が県から国へ変更となったことに伴い、減額するものになります。その下、保育環境改善の事業補助金は、保育所の感染症対策の施設改修やおむつ処分用ごみ箱等の整備に係る補助金でございまして、その下の物価高騰対策事業補助金は、私立保育所等の光熱水費・燃料費の負担軽減事業に係る補助金になります。

12ページをお願いいたします。

款19、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源不足に伴います財政調整基金の繰入れになります。

款21、項5、目2雑入は、一般コミュニティー助成事業助成金は、歳出で説明したとおりでございます。

13ページをお願いいたします。

款22、項1、目6教育債については、護川小学校の屋根改修事業に係る町債で、第2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時52分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

日程第12 議案質疑

○議長（桐原則雄） 日程第12 議案質疑を行います。

まず議案第40号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 議案41号のここまでに至る経緯の手続きについて質疑をしたいと思えます。

この計画の決定、大津町決定となっている計画書のほう見ますと計画案の縦覧の期間が2月の1日から2月の14日まで2週間設けられていたということになります。17号の縦覧というやつだと思えますけれども、これがどのように実際に縦覧してますよということがお知らせがなされていたのかです。広報おおづを見ますと少なくともそれが見当たらないと。ホームページとかに載ったのかなとも思えますけれども、その痕跡がちょっと見当たりませんので、これ実際に行われたとしたらどのような方法だったのか、そしてもし単に工事するだけという形ではなかったのかというところについてですね、質疑をしたいと思えます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 公表の仕方につきましては、確認をしておりますので、その辺は確認させていただければというふうに思えます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。

午前11時03分 休憩

△

午前11時06分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 佐藤議員の御質疑に対してお答えいたします。

都市計画決定につきましては、ホームページのほうに記載をしているというところですが、もう期限がきてますので現在は記載をされていないということのようです。それと事業計画につきましては、下水道のほうで閲覧ができるような体制をとっているということでホームページのほうには載せていないというふうに聞いております。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） すみませんお尋ねしておりますのは、決定後の話ではなくて決定前の案の段階での縦覧のことなんです。ホームページのほうに今載っていたのかもしれないと思えますけれども、それが今見るできないものですからそれを確認したいということを申し上げております。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） ちょっとその辺はまた確認をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） その辺については委員会のほうでしっかり確認をしていただければと思います。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

「委員会ではなく、今確認すべき」との声

○議 長（桐原則雄） はい、わかりました。

午前11時07分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） お答えいたします。2月1日から14日まで下水道の変更内容の縦覧期間ということで事前に意見徴収を行うということであげさせていただいたというふうに伺っています。その後都市計画審議会にかけまして、また新たに意見聴取とかも全然なかったということでお聞きしておりますので、これにつきましては現在載せていないホームページのほうは削除しているような状況でございますので、今後載せるような形も整えていきたいと思うところではございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

○10番（佐藤真二議員） はい、何が申したいかと言いますところした報告とか縦覧とかそういった手続きについては、きちんと住民のほうにこういうことをやっています。パブリックコメントなんかもそうですけど、きちんとやっていますということを知らせた上でそれがたとえ何も言っていないだろうなという想定があったとしてもですね、やっぱりやるべきことはきちんとやって、しかもその結果をプロセスとしてホームページでもいいですけども、きちんと残していくということが大事だということを以前から申し上げているとおりです。今回についても恐らく誰も知らないうちに縦覧がなされていたということになるかと思いますので、本当にそれが適正だったのかと。手続きとしてですね。それが適正だったかということについては疑義が残るなと思うところがございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に議案第42号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 度々申し訳ありませんが、この協定について協議書の案というのが載っているんですけども、協定期間というのがどこにもないんですね。期間というのがどういうふうな考え方になるのか過去の分を見ると10年間で延長して5年間とか書いてあるんですけども、その辺の考え方がどう整理されているかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の質疑に対して御説明します。

説明資料の6ページを御覧いただきよろしいですか。こちらについては佐藤議員おっしゃったとおり平成11年度から10年間の21年まで延長、21年度から30年の5年間の延長させていただいております。こちらについては西原村から大津町への分水協定ということであくまでも区域外に分水するということで期限を切らせていただいて協定したのになります。今回は、西原村の給水区域に入るといって私どもとしては給水区域に入るといって給水区域に入っている間はこの協議書については、協議の内容がいきってくると考えております。こちらについては再度西原村には確認したいと思っておりますので、そういったことで御説明いたします。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第43号を議題とします。質疑ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 交換条件の中で。

○議長（桐原則雄） 所管です。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に議案第44号から議案第45号を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第46号を議題とします。質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、補正予算の概要の6ページ、子育て支援課の保育園等の送迎バス等の安全装置についてお伺いいたします。

これはどういう装置を導入するのか。これは何種類かあると思いますけれどもその点を質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今回町のほうで補助しますのは、国の基準を満たすものということで補助の対象にしております。国のほうが安全装置の基準のほう幾つか示しておりますタイプが示されております。主には運転席の運転手さんがエンジンを切ったときにアラームあたりがなりまして、それを止めるためには最

後部座席まで実際歩いて行ってそこで解除するという作業が必要になります。そういうところで後部座席までいくことで児童の置き去り防止、そういったところを確認するというタイプでありますとか、あるいはセンサーがついておりまして人の動きを感知するそういったタイプのものもございます。概ねそういった形のタイプが国の基準として定められているところでございます。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） こういう装置はやはり不具合とか故障とかいうこともあると思うんですね。その場合の発生リスクとか軽減とか、あと点検整備の重要性について事業者に指導する。またはこれは結局ヒューマンエラーによる置き去り防止をする上であくまでも補助的な役割でしかないということを事業者に言う必要があると思うんですね。皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、JRの東海学園で4両編成の車両を2両に停めてしまいました。そのとき本来であれば働くはずの安全装置が働かず、運転手が2両停目に停めたことに気付かずドア開けてしまった。その影響で後ろのドアがかからないということでお客様に危険な状況を作ってしまった。今回もし装置が働かない場合における事業者へのこういうこともありますよとか運転手にこういう不具合があった場合はどういう対処をするとか。する必要があると思いますけど、その点について伺います。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおりですね、やはり安全装置は補完的な役割を果たすというところがあるかと思っています。ヒューマンエラーに対してのですね。そういう中で今これとは別に基本的には安全計画、あるいはバスの運行計画の策定というのがあわせて義務付けられているところでございます。ですから現場におきましては、そのマニュアルあるいはその計画を基に安全点検がなされるようなところで今町のほうも指導しているところでございますので、今後機械の設置が終わりましたら、町のほうで当然検査のほうにまいりますし実地にて検査とあわせてそういった運行計画あるいはマニュアル等が適切に執行されているのか、そういうところにつきましても確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） そこでいって気を付けていただきたいのが、やっぱり高温状態になると不具合が起こる可能性があるんで、夏を前に必ずやってほしいなと思うんです。その点で。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど機械の不具合が起こるのではないかというようなところ。高温に対しての耐久性でありますとか、ある程度は基準をクリアしているかとは思いますが、今当初予算のほうで義務付け分については今予算の計上をさせていただきまして、順次園のほうで設置を準備を進められております。ですから管理をした分からは早期の設置のほうをうちもお願いをしておりますので、なるべく早い時期に町のほうも設置、園のほうには設置をしていただいて町のほうも検査をしていくというようなところで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 議案第46号、一般会計補正予算について質疑をいたします。

補正予算の概要8ページですね、都市計画総務費、道路交通調査業務委託について3点お伺いをいたします。1点目がこの調査なんですけど、どのような形で調査分析を行われてどのような対策に活用するのかをお伺いします。

2点目はいつ頃この調査というのは終わってその終わった後、いつから対策を行うようなスケジュール感をお持ちなのかをお伺いいたします。

3点目は、ハード対策とは別に今すぐにでもできるソフト的な渋滞対策もあると思いますけれども、すぐにできるような渋滞対策についてどのように考えているのかの3点をお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の質疑にお答えいたします。

調査内容につきましては、交差点等において進行方向別や時間帯別等に車両の流れ等を観測する交通量調査、または青信号の間に通過することができないなど車列の長さ等を測定する渋滞長調査などを予定しております。この調査の結果を分析することでまず渋滞の改善策を検討していきたいと考えているところでございます。

それと一応この調査につきましては、すべての解析をするまでが大体3月末ぐらいをめどにしたいと考えているところでございます。それと、あと渋滞箇所ごとの効果的な対策を検討しまして優先順位をつけながら信号機の制御とか短期的に実施できる対策は早期に着手したいというふうに考えているところでございます。またですね、新しく道路整備など大規模な事業につきましては、道路整備計画の策定等を通して最適な在り方をしっかりと検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それとあと渋滞の対策につきましては、時間帯や曜日ごとの調査もあわせて行うようにしておりますし、できるだけ住民にわかりやすい方法で公表をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 北側復旧道路が開通をしたり、TSMCの建設が始まって1年半が経っています。すでに渋滞が課題となっていますので、スピード感が遅いんですね。ソフト的な対策はこれがお金もかけずにできるんですよ。信号はよく言われますけれども、信号もいつ信号のいろんな時間帯を変えるとかというのをされるのか。やるやるでやったという話は全然出てこないんですけども、しっかりスピード感を持って渋滞対策をしていかないと課題としてこれは大きな町民の生活の不便になっていますので、しっかりそれは早く取り組んでいただきたいと思いますので、もう少し積極的な対策をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 補正予算の概要の7ページですね。子育て支援課の書面のことで質疑をいたしますが、先ほどちょっと別の議員からも御指摘があったので、それも付け加えて聞きます。

まずはおむつの処理費についての補助事業ですけれども、昨日全員協議会の中で説明がありましたが、その後ですね、正しいごみの処理ができるかということについて実情はどうかのかなということ園内を私立の保育園の管理者の方、あるいは担当の保育士さん、あるいは親御さんと随分長い間しゃべりましたけれども、要はこの環境というのを、例えば説明の中では使用済みのおむつの持ち帰りがなくなるように推奨をするというこの方向性で決めているのであれば、やっぱりこれは一部補助じゃなくて全部みていただくことができないのかなというのが甚だしい現場の声なんです。おむつをあてている人が私辛辣にこんなことも言われました。おむつ替えたことありますか時松さんて言われたんですね。もちろんあります。と。そのときにお尻もきれいに拭くじゃないですか。親が替えるのと違って事業者が担当しているから、それこそきれいに子どもをケアするわけですね。すると出てくるごみの量とかも相当多いじゃないですか。積算の根拠になっているようなところももうちょっと見直していただかないと、想定よりもっとお金がかかるのではないかなというのが一つありました。だからその積算の根拠は後々見直されてこの補助が増額になったりすることはあるのかが1点。

もう1点は先ほど出ましたバスの話ですけれども、そもそもバスを安全運行させるためにはカメラの設置というのが義務化されているのは2列以上ある送迎バスなんです。ただ送迎の事業というのはもちろんほかにもたくさんありますので、そういったことの子どもの命を守るっていうことは機械がどうしたということではなくて、その安全を守る仕組みが確立されているかどうかというのが現地で確認をされるのがいつになるのかという一般質問に取り上げていたと思うんですが、それが現状どこまで進んでいて、どのように検査をしているのかが2点目。

3点目ですね、これもハード事業の話ですけれども、機械を補助事業で設置したら完了検査するんですよ、普通。壊れるかもしれないものを新品でつける人いないですよ。その完了検査というのは県がやると思うんですけど。町として立ち会えないのか。

以上を質問します。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず1点目のおむつの処分量の積算のことですけれども、今回は昨日の全協のほうでも御説明させていただきましたが、一般的に全国的に算定されているようなところの例を参考にさせていただきます。今回300円というようなところの補助額というのを導きだしたところでございます。近隣もおおむねそういった金額で処分をされているというところで確認をしております。積算のほうについては、御指摘のようにいろんな積算の方法は確かにあるかと思えます。量の計算はですね。そういうところにつきましては、国のほうも推奨するというところで出しているわけですね。

ども全国的に昨日広域的に取り組んでどうかという御意見等もあったところがございますので、その辺は国の動向あたりを参考にしながら今後研究させていただきたいと考えております。

それから2点目のバスの安全装置の設置につきまして、完了検査はいつ頃かという御質問だったかと思います。今ですね、ちょうど町のほうで助成する分につきましては、今申請のほうが数件上がってきております。今後設置のほうに向けて動けるかということで思いますので、設置完了しましたら直ちに町のほうは当然完了検査する形になりますので、今ちょうどあがってきている分で装置設置がいつになるかという報告は受けておりませんが、そんな時間はかからないというふうに商品等も在庫もあるというようなことで確認をしておりますので、出来次第うちのほうは速やかに完了検査のほうを進めていきたいと考えております。

それから最後の質問は、カメラが付かないものにつきましては、町のほうも補助ですね行った分につきましては、当然検査をしてまいりますので、これは町のほうがまずは町が補助した分については町のほうで検査を進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

ただいまのバスの件ですが、そのようなかたちで完了検査もしっかりと行われるということでしたが、町の体育施設等で不具合がありましたという検査不足でしたみたいな別の議案であったと、議事だったと思いますが、この完了検査が精密に行われるか否かが子どもの安全を確保できると私は思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

今のおむつの件なんですけど、要はかかり増しが発生するんだろうと思うんですね。それはなぜかということ、処理をするお金は処理施設、要するに事業系の一般廃棄物になりますから国のほうで処理されるんですけども、これを集める人、収集運搬をする人というのが必ずいるんですね。収集運搬はそれぞれ事業者単価決めてますから、ばらばらまちまちのはずなんです。だからこの積算根拠のところは1トンあたりとか100キロあたりいくらってA社、B社、C社並んでないと正しい値段で本当は導き出せなかったんじゃないかなと思うんです。ここまで言ってあまりそれを責めるのも酷ですので、要はまだ私のやってるとおり園のほうに聞き取りとかしていただいて、正しい値段というのを今後再算定をしていただいて、もしあまりにも補助率が低いということであれば補正でまた出していただくことができないかお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 質疑にお答えさせていただきます。

ただいま御指摘ありましたように、今から大津町においてはその運用を開始しますので、やはり運用状況を確認する必要は当然あるかと思うので、その辺をしっかりと確認をしながら状況を確認をしながら、また保育所あたり私立も含めて園の連絡会議等もございますので、そういうところでも意見は聞きながら、どういった形がいいかというのは調査研究していきたいと考えておりますけれども、当面はうちのほうでは300円という今のところそういう積算をしておりますので、まずはその方向で運用させていただきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 先ほど都市計画総務費の中の道路交通調査業務委託について質疑がありましたが、実はたまたま今朝国道325号のヒライの弁当の交差点を通りかかりましたら、朝から交通量の調査をやっていたんですね。TSMC絡みで渋滞に対する調査というのは非常に強く求められているところではありますが、大津町がやっていた調査ではないということは明らか。どこがやったかわかりませんが、そういう情報というのは入ってこないのか。また菊池圏域で渋滞対策について合同で検討するという、確か答弁されておりましたけど、そういう調査やってること自体を知っているのかなということが1点あります。この予算はそうしたTSMC絡みの渋滞対策の調査が主なものであるのかどうか2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の質疑に対してお答えいたします。

恐らく今やっている今日御覧になられたのは、県のほうが多車線化をやっていますので、恐らくその調査じゃないかなと思うところがございますけれども、はっきりとした情報というのははっきり入ってきておりませんが、恐らくそうじゃないかなというふうに思うところがございます。

それと協議会を作っておりますけど、それにつきましては今のところTSMCの合志菊陽のほうの道路を優先的にやっていくということで今話がついてますので、その後大津町としても今本田技研の南通り線につきましても今協議をお願いしているところがございますので、その中でもやっていければというふうに考えているところがございます。

それと今回の調査につきましては、確かにTSMC関係もありますけど、基本的に大津町全体的に渋滞しているところもがございますので、その辺もあわせて今回やっていければというふうに思っているところがございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 町内全体ということでありましたが、今一番求められているのがやはりTSMC絡みとりわけ325号線ですね国道。関連する自治体は北から菊池市と大津町と菊陽町と合志市というのは間違いないことで。言いたかったのはこうした調査をばらばらにやるのではなくて、そういう合同で予算もつけて徹底した調査をするその情報を共有するというのが最も大切なことではなかろうかと思うので、たぶん県がやっていたらということでありましたけど、県に対しても、そうした合同で総合的な渋滞対策に大津町も一緒にこの前菊陽と合志が県に渋滞対策を申出やりましたが、大津町は入ってなかったですもんね。だからそういうばらばらにやるのではなくて、そうした圏域全部で総合的に取り組むべきではないかということをもう一度だけ確認をしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の再質疑についてお答えいたします。

確かにやはりばらばらにするというのは、いろいろ弊害が出てくる可能性があります。今うちのほうの調査をするというのは熊本県とか国交省とかにも話をしております。それでデータとかの共有とかを今お願いしているところがございますので、そういうものがうちのほうのデータに入ってくるというふうに考えているところがございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからは三つお尋ねしたいと思います。

一つ目が地方債の補正のことでこれが所管になるのかどうか微妙ですので、一応お尋ねはしたいと思えますけれども、利率と償還の方法です。これがずっと5%。

○議 長（桐原則雄） 財政になるど。

○10番（佐藤真二議員） なら、所管ですね。次の2点目にいきます。

放課後児童クラブの送迎用のバスの安全装置、先ほどが機械の話が出ましたけれども、これの予算書の16ページのほうの町所有バスのほうを今貸出しているという状態にあるということが今回初めて私も知ったんですけども、一つは広域上の必要がある場合は町の所有物は町の物品は手入れに対応することができるということはルールとしてわかるんですけども、もしこれが無償であった場合ですね、本来物品の貸与っていうのは、もともとの地方自治法の趣旨からすれば議会のほうが知っておかなきゃいけないこととなるわけです。予算を通れば少なくとも知ることはできるんですけども、この場合予算というプロセスを通りませんので、知らないってことになってしまいうんですね。そういうやり方というのについて、今後もそれでいいのかなというような疑問を元に質疑しますがそもそもこれのバスを貸与している公益性ですね。これについてです。物品を町が無償で貸与する事例としては、例えば消毒用の噴霧器か、そういったものであったり、今回指定管理の話がありますけれども、芝生の芝刈りをする機械とかそういったものがあるかと思えます。そうしたものについては確かに一過性であったり、あるいは特異な特別な用途で使われるものですからそれが貸与されたとしてもそれは不思議ではない。ただバスというものはもっと汎用的でいろんな使い道があるものではないかと。そうしたときにそれをこの特定の事業者に貸し出すというときにこの公益性というものがきちんと説明できるかというところです。そこについてお尋ねをしたいというのがまず2点目です。

それからもう一つがこちらの概要のほうの8ページに先ほど企業連絡協議会の助成金として台湾の視察研修に行かれるというものがありません。これは当然必要なことだろうと思うんですけども、その中でこの費用というのが全体の何割ぐらいを助成しているのか。それとも丸々助成しているのかとそこについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の質疑にお答えさせていただきます。

御指摘の町所有のバスの件でございますけども、これにつきましては、令和2年にですね、社会福祉法人白川園さんとの使用貸借契約を締結しまして無償で貸し出しているというかたちになって

おります。現在は、白川保育園内の学童保育クラブのほうで使用されております。車に関する経費につきましては、車両に関わる費用、あるいは維持管理、運営に係る費用のほうは白川園さんのほうの御負担ということになっております。経営につきましてはですが、経営契約の締結時ですね、白川保育園が天津小学校の生徒を学童保育での送迎するにあたりまして、当時3往復ぐらい使われておったと。小学校に長く待たないといけないという児童が発生していたということで、それを解消するために当時以前はつつじ山荘んのほうで生き甲斐対応型のデイサービスに使っていたバスが当時使用されなかったということで、今後使用しないということで町のバスをちょうど貸し出すというかたちになったという経緯がございます。御指摘の件ですが公益性につきましては、先ほど申し上げましたように児童の長時間待たされざるを得ない状況、そういったものを解決する必要があるということで、学童保育の趣旨等々も照らし合わせまして公益的理由があるということでの貸し出しということになっております。

根拠としましては、財産の交換譲与無償貸与等に関する条例がございまして、その条例の中に公益的な理由がある場合には無償または無償での貸し付けができるというかたちになっておりますので、当時の判断としては条例に定めてあるというところに合致するというところでバスの貸与というかたちになっております。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の質疑に対して御説明いたします。 → 最終日に訂正

今回30万円の内訳としましては、鉄道賃、航空賃、宿泊料、車賃、~~旅費雑費日当~~ということで台湾に係る研修に係る旅費の分に係る経費について計上させていただいております。

以上でございます。

丸々という意味は旅費全部ということでよろしいですか。旅費全部ということで研修旅費を全部計上させていただいております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） まずバスのほうからですが、公益性というところに関してそこはいろんな考え方はあるんだろうと思うんですけども、そもそもこのやり方でやる必要があったのかという話ですね。バスというのは、基本的に社会福祉法人さんであったり、いろんなところがそれぞれの事業を運営する中で持っているもので、それを例えば購入するにあたって、あるいは寄附を受けるにあたっていろんな手段があるんです。その中で町がこれを無償貸与してほかの事業に使えなくなっているというところですね。ここが本当にバランスがとれているのかなということについてもう少し踏まえて考える必要があるのではないかなと思いますので、そこについて質疑を重ねたいと思います。

それからもう一つの企業連絡協議会の助成金ですが、この事業の趣旨としては基本的に天津町の企業がTSMC関係で当然台湾に行くんだと思うんですけども、今後将来の投資であったり、事業の拡張であったりそういったものに資するものであると考えられますので、これは一定の負担というのはやっぱり企業側にもあってもいいのではないかなと思うんですけども、それに

ついてはいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、もともとこのバスは介護関係のサービスに使っていたバスでございまして、そのバスが町に戻されてその時点でバスの管理についてちょうど協議をしておいた時期に、ちょうどそのタイミングで学童保育の先ほど申し上げましたようなところで児童の待機時間の解消そういったところを目的にこのバスを活用するということを進めていたところがございます。その際にですね、白川園もですけども当時記録を確認しましたところ、やはりほかの学童を運営をされている法人さん、NPOさんのほうにも利用についてそういう希望ないか確認をしたところですけども、その当時白川園さんからのみバスの利用についての要望があったということという経緯がございまして、白川園さんのほうに貸し出しているという状況でございます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の再質疑に御説明いたします。

今回の目的としましては、まちづくり企業誘致のために台湾を訪問して町と企業連絡協議会が共通認識をもちながら研修に行かせていただくとうものです。研修後は会員企業の皆様にもフィードバックを行い、町の課題解決のために企業連加入企業が一丸となって取り組む再生づくりをつくっていきたく思います。町としては町でできる分と逆に企業しかできない部分がございますので、その辺は町と企業が一緒になって台湾あたりの企業に対してバックアップできることや企業としてできること、町としてできることをしっかりやりながら研修で学びながら町のほうと企業誘致に進めていきたく思います。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

先ほど町のバスのことについてありましたけれども、関連でこういったときには経費の計算として数字的なものを出すのが妥当かと思えます。その数字的に例えばバスの値段、償却年数いろんなものを勘案して、それを無償貸与できなかった場合、その時の新たなバスの購入を白川園さんがされるとか、いろんな形でそこで補充を行うとか行わないとか、そういったことはわかりませんが、その経費的な数字的なメリット、そういったものを出してもらえれば一番わかりやすいと思うんですよ。目的ははっきりしていますよね、言うならば。それはいいんです。その目的に全体の福祉にはそれはあてはまるからそれはいいんです。ただいかなることにも経費はつきまといまうので、経費イコール町民の税金ですということを考えれば、数字的なものを明白にすればこういった事例ははっきりやるべきかやらないべきかというのが判断材料になってくると思いますので、そういった審議内容というか、今後取り組んでもらいたい。今数字を出せとは言いません。そういったやつで出していきたいんですけど、できますか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の質疑にお答えさせていただきます。

当時ですね、このバスが社会福祉法人さんのほうから返されたときに、その後の利活用については町のほうで管理のほうについては当時内部で検討がっております。必要な部署ですね、いろいろな事業で活用することができないかとかそういうところっておりますので、当然御指摘のように管理経費あたりも含めたところでの検討なされたかとは思いますが、結果的には白川園さんのほうに学童保育のほうで使用するというかたちになっております。経費についてはその当時の資料とかはないんですけども、詳細な今後そういった場合には、当然管理経費あたりとの比較というのは当然必要になってくるかとは思いますが、現時点でその当時のやつというのは確認ができておりませんが、今後は当然そういったかたちで管理経費との比較、あるいはメリット、デメリット比較そういったところは当然やっていくべきものと考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 1 3 委員会付託

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 3 委員会付託を行います。

会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、議案第 4 0 号から議案第 4 6 号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前 1 1 時 5 0 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和5年第6回大津町議会定例会会議録

令和5年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和5年6月12日(月曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 総務部財政課長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成 教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 都市整備部長兼選挙管理委員会書記長 西岡 多津朗 農業委員会事務局長 梅田 博隆 総務部総務課長 村山 博徳 兼選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者兼会計課長 中井 雄一郎

一 般 質 問

1 番 時 松 智 弘 議員 p 49～ p 63

1. 新たに公表したハザードマップで判明した浸水想定地域への対応は
 - (1) 新たに公表したハザードマップにて北小校区の浸水想定が大幅に変わり 2 m未満の浸水範囲が増加している。浚渫・河川改良等の対策は。
 - (2) 北小学校は東小学校と違い狭隘な地形にあり、記録的短期間大雨による避難が困難な公共施設と考える。子供の安全を考慮し、移転や集約は考えないか。
 - (3) 町防災計画へ調査結果の内容反映は出来ているか。
2. 南海トラフ巨大地震及び阿蘇山大規模噴火災害時の避難者受け入れは
 - (1) 南海トラフ巨大地震への対応として広域避難が推奨されていると思うが他県、他市町村との連携はどのようになっているか。
 - (2) 町の避難所は火山災害の避難所に指定されていないが指定する考えはないか。また火山災害時の広域避難についても連携はできているか。
 - (3) 町防災計画への上記 2 点を踏まえた検証と反映は。
3. 防災士アドバイザーの活用と地区防災計画の整備、熊本地震の経験の伝承、後世に伝えるための取り組みは
 - (1) 熊本県防災士アドバイザー制度を活用し、各行政区の地区防災計画の完備と計画の深化検証は出来ないか。
 - (2) 熊本地震の経験を後世に伝える取り組みの現状は。コミュニティ全体が学習する仕組みを構築できないか。また学校などで防災教育推進のために防災士を活用できないか。

2 番 豊 瀬 和 久 議員 p 63～ p 79

1. 通学路の安全対策について

教育委員会・学校、防災交通課、建設課、警察、県などの関係機関が実施している合同点検で判明した危険箇所に対する交通安全プログラムに基づいた安全対策の実施状況について問う。

 - (1) 安全対策要望箇所数と、教育委員会・学校、防災交通課・建設課、警察、県ごとの点検状況及び対策の実施数。
 - (2) 未解決な状態の危険箇所への点検結果や今後の対応及び保護者等との連絡会議等を通じた情報共有のあり方。

(3) 国交省が実施している通学路での安全対策費用を国費で補助する「個別補助制度」の活用状況。

2. 土地区画整理事業について

3月定例会で行った土地区画整理事業についての質問に対して、「区画整理事業は、まちづくりを行う上では適正事業であるとの認識を示された上で、今後のまちづくりの計画の中で、道路や公園などの公共施設の総合的な整備を行っていく必要があり、土地区画整理事業や市街地再開発事業で行うのか。美咲野団地のような民間の開発を、道路や、下水等の整備により誘導したほうがいいのか、様々な事業を調査研究していく必要があり、事業を実施することでさらなるまちの賑わいがつながるよう検討を進めたい。」と答弁をされました。

また、デメリットとして、事業決定から事業の完了まで15年から20年と期間が長くかかるとも言われた。

- (1) 現状のまま人口増加や、企業誘致が進めば住環境の悪化が避けられないため、どのような手法で人口増加に対応した快適で安全な居住環境を整備するのか早急に結論を出して、一日も早く快適な居住環境を提供するべきだと思うがどのように考えているのか。
- (2) 土地区画整理事業は投資額（事業費）に対して、整備された宅地に住宅建築を呼び込むなどの経済波及効果が大きいと思うがどのように考えるのか。

3. 小中学校体育館へのエアコン設置について

文部科学省は今年度、公立小中学校の体育館にエアコンを設置する自治体への国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げた。小中学校の体育館にエアコンを設置する取り組みは、授業時の猛暑による熱中症対策のみならずなら、災害時に避難所として使用する際の環境改善の効果も見込まれる。2025年度まで続けられる見通しである国庫補助率引き上げを好機と捉え小中学校の体育館にエアコンの設置を計画的に進めるべきではないか。

4. 健康維持者を増加させる取り組みについて

高齢者が積極的に温泉やジムなどを活用したり、ヨガなどの公民館講座を受講することは、日常の健康管理に大変良い効果があると思われる。その結果として健康維持者が増加することは、介護や医療にかかる町の費用を削減し、事業の健全な運営を図るためにも重要な取り組みではないか。

- (1) 本町の高齢者が、いつまでも元気であり続けられるように、温泉やジムの利用料割引などを行うべきではないか。

(2) ヨガなど健康維持につながる公民館講座を増やすなど、町としても積極的な支援を行うべきではないか。

5. 自転車用ヘルメット購入費用への補助について

4月1日より、道路交通法の改正によって自転車を運転するすべての人のヘルメット着用が努力義務となった。

自転車事故で亡くなられた方の多くが頭部に致命傷を負っており、ヘルメット着用は事故時の負傷の程度を軽減するとともに、安全運転の意識向上にも資するものである。

しかしながら、法改正から約2か月半が経過してもヘルメットの着用率は低い状況にあり、その要因の一つがヘルメット購入のための経済的負担とも考えられる。

そこで、自転車用ヘルメットの購入補助の制度を早急に創設するべきではないか。

3 番 田 代 元 気 議員 p 79～ p 89

1. 工業団地整備と周辺地域の問題について

(1) 現在建設中のJ A S Mは令和6年12月に出荷が始まる予定とされている中、本町が計画する工業団地は令和9年度の方譲開始を目指すとするが、完売できる見込みはあるのか。

(2) 予定地周辺の農地等が高額で売買されている現状の中、計画している事業費で整備が可能なのか。

(3) 今回の予定地及び周辺には甘藷や牧草畑が広がっているが、農家への補償や対応はどのように考えているのか。

(4) 周辺地域の渋滞対策や通学路の安全対策はどのように考えているのか。

2. 活気とにぎわいを生む仕 組みづくりについて

(1) 町長の公約にアウトレットモールを誘致しようとするが、その状況は。

(2) 運動公園周辺の活性化について、具体的にどのような考えで進めたいと考えているのか。

4 番 山 本 富二夫 議員 p 89～ p 96

1. 大津中心部の朝夕の酷い交通渋滞の解消をどう考えているのか

町長の101の具体策の中で、54の生活道路の渋滞緩和と52の南北縦断道路の新設を謳われているが、大津中心部の大渋滞について、どう解決を目指すの

か。

- (1) 町中心部の生活道路の渋滞緩和策について
- (2) 大津町を南北に縦断する道路の新設予定地域を聞きたい
- (3) 南北線2路線について提案したい(資料-1)

2. 地域駆除隊の活動は、年間を通して活動できるようにするべきだ

2022年7月から2023年3月31日までで、地域駆除隊の活動が終わった後4月15日、16日の2日間で、資料-2の通りのイノシシののり面の被害状況である、500m以内にも3基の箱罾を設置しているが、餌をやり捕獲をしている時には、イノシシも怖がり寄り付かない状態が箱罾を4月1日に閉鎖したら資料-2の被害である。

麦作農家の畑にはイノシシが入り荒らしまわるし、からいも農家も植え付けが終わった後にからいも畑に入り、ほじくり返す被害が見受けられる。

農家の被害を防ぐために、1年間を通しての地域駆除隊の活動を認める考えはあるかを聞きたい。

3. 岩坂区・中島区などの白川左岸地域は水害被害常習地域であるが、安全に移動する高遊原地区の高台への道路がないので、早期の避難道路新設をするべきだ

国の国土強靱化地域計画に基づき実施される、国土交通省の交付金事業の社会資本整備総合交付金を活用して早期道路整備をすべきだ。

5 番 山 部 良 二 議員

p 96～p 109

1. 地域公共交通について

TSMCの進出により今以上に渋滞が見込まれるが道路整備には、時間がかかることから車を使わず、駅を結節点としたバスや鉄道の利用を促進しなければならない。以上を踏まえた3点お伺いします。

- (1) 大津町と菊陽町等の市街地とセミコンテクノパークを結ぶ無料の通勤バスを新たに5つのルートで48便運行するとあるが、具体的なルートはわかっているのか。
- (2) 大津町でも、パークアンドライドの取り組みを行うと聞いているが、実際駐車場の確保は進んでいるのか。
- (3) 巡回バスの試験運行が始まると思うが、通勤・通学に使えるような制度設計が必要ではないか。

2. 三吉原北出口線道路補修について

昨今の交通量の増加により、地域住民は渋滞はもちろん振動や騒音に悩まされており、振動により外壁にひび割れのある住宅もある。10トンダンプが道路に及ぼす衝撃は普通車の10万台以上に相当すると言われており、早急に国道並みの道路補修や薬液注入工法等の地盤改良工事が必要ではないか。

3. 「誰1人取り残さないまちづくり」について

2024年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務化されます。合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた機会の不平等を正すものであり、障害者自身が努力・工夫すべき事でも、事業者が思いやりでやることでもなく、今後、事業者の義務になる。以上踏まえれば、本町でも障がいの有無や国籍・年齢・性別などに関係なく違いを認め合い共生していく社会を築く必要があるのではないかと、町長の見解を問う。

(1) 障害のある人もない人も、共に安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮をていきょうするためにかかる費用を助成するべきではないか。

(2) 「障害者に対する合理的配慮」「インクルーシブ教育の推進」「障害者の参画の促進」「手話言語・障害者コミュニケーション条例」等を合わせた「インクルーシブ条例」が必要だと思うが、町長の見解を問う。

4. シビックプライドの醸成について

シビックプライドとは、「町に対する誇り、愛着及び共感を持ち」町のために自ら関わっていかうとする気持ちを醸成することであり、単に「町に対する誇り、愛着及び共感」だけではなく、町民の当事者意識を高め、また大津町と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取り組みである。町長も度々シビックプライドの醸成という言葉を使っており、本町でも「大津シビックプライド条例」を制定する必要があると思うが町長の見解を問う。

6 番 荒 木 俊 彦 議員

p 115～p 125

1. 半導体新工場（T SMC）等の地下水取水の心配と対策準備、チェック体制は万全か。

T SMCと関連企業進出などで、不動産業や建設関連で沸き立っているが、大津町民、熊本県民のいのちの水・宝の水である地下水の水位低下、枯渇も心配される。

T SMC 1社で、1日12000 m³を取水する計画と聞いている。

現在、町内の地下水くみ上げの現状は、把握されているか。また情報公開が不

十分ではないか。T SMC以外にも、地下水利用の計画があるのではないか。

熊本県の地下水観測井戸の水位の変化は公表されているが、大津菊陽の水道井戸の水位について情報が見当たらない。

地下水は、全町民・県民の財産であり命の水である。大津菊陽水道企業団とも連携して、万全なチェック体制が求められていると思うが現状の備えはどうか。

2. 産業道路、大津・菊陽・合志市の産業道路を国・県に要求するべきではないか。

国策で建設されているT SMC工場が稼働すれば菊陽町、合志市は大津町以上に渋滞が激しくなる。合志市では熊本電鉄延伸の提案も出ている。大津町としては、菊陽・合志市と連携して工業団地北側に東西の産業道路を国・県に求めるべきではないか。

7 番 坂 本 典 光 議員

p 126～ p 136

1. 高齢者の社会参加と老人会（シルバークラブ）の活性化

人間は毎日楽しく生きていくには生き甲斐が大事である。

高齢になるほど社会から隔離されがちである。高齢者はいままでの経験を活かしながら同年代の仲間と一緒にあって社会で活躍・貢献するべきではないだろうか。町はそのような人たちに意見を聞き、仕事を依頼すれば町の活性化にもつながるし高齢者の社会への参加、生き甲斐につながるのではないか。

具体的に高齢者の集まりは老人会（シルバークラブ）になろうかと思うが現在の老人会は大林老人会や灰塚長寿会など農村部の集落を核とした団体が主である。地域性の解釈を拡大して希望する人がだれでも気楽に参加できる会になるように町で指導するべきではないだろうか。

2. 日吉神社と大松山のトイレの件

先日“つつじ祭り”が開催されたが、久しぶりに本町通りに大勢の人が繰り出した。

現在の“つつじ祭り”は昭和園中心であるが、日吉神社と大松山のつつじもきれいであった。その日吉神社と大松山のトイレは汲み取り式でおそまつである。常時使うとは言えないが今後、本町に多くの外国人が来られると思う。恥ずかしくはないか。

3. 町が管理する公園等のトイレの清掃について

5月の連休中であつたと思うが中央公園のトイレがひどく汚れていたということを耳にした。公園のトイレの清掃は委託契約した業者が定期的実施してい

ると記憶しているが突発的にひどい汚れが生じたときの対応はどうなっているか。
特に利用者が多い中央公園、かぶとむし公園など

4. 大津町体育施設等の指定管理契約における契約担当者の行政経験について

職員のミスにより多額の損失をだしてしまった。

本来このような多額で初めての契約は民法や町の行政、会計システム等に精通した職員が交渉、契約すべきではないか。仕事における適材適所は重要である。

8 番 大 村 裕一郎 議員 p 136～ p 145

1. こどもたちの飲む牛乳を守るための物価高騰対策について

畜産におけるエサ代の高止まりが続いており、国においても配合飼料価格高騰緊急特別対策や国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策などの対策が行われているが、依然としてエサ代が下がる見込みもなく、畜産農家は非常に疲弊してきている。

そういった中で、廃業される方も出てきているような状況にあり、生産団体県酪連の方からはこのまま廃業する方が増えれば牛乳を届けられなくなるとの声も聞こえてきているような状況である。

上記を踏まえて、町として何か対策が必要ではないかと考えるが町長の考えを問う。

2. 持続的な農業の実現のためのスマート農業の推進について

海外の情勢悪化を背景に食料安全保障の問題がG 7 広島サミットの主要議題の一つとなりサミット期間中において発表された首脳宣言では「強靱で持続可能な農業と食料システムの確立が急務」と提起されていた。

これは国での話ではあるが、町内においても現実的に耕作放棄地の増大や農業従事者の高齢化、農業における働き手の減少など「持続的な農業の実現」に暗雲を落とすような問題がでてきている。

これらを解決するためには、スマート農業の推進が有効ではないかと考えるが、まずはスマート農業に詳しい大津町職員の育成や雇用に取り組む考えはないか問う。

3. Chat GPT の利用について

対話型人工知能 (AI) Chat GPT は文章の校正や添削からプログラミングまでできる非常に便利な道具であり、業務効率化の観点においては非常に効果を発揮するものではないかと考えられる。

総務省においてはいち早く試験的な利用が進めており、インターネットが登場

した時のような革新的な変化がおきるのではないかと期待されている。

しかし、一部自治体では情報セキュリティーの問題やAI 側から提示された情報の正確性が疑問視され使用禁止や一部使用禁止になるなど利用の可否が分かっているような状態にあるのも事実なため、大津町役場においては使用をするのかしないのかを問う。

また、学校においても子どもたちがタブレットやパソコンに触れる機会が増えている中で、Chat GPT をどういった形で取り扱うのか問う。

4. 農業を教える大学との連携について

大津町の近辺で農業を教える大学は熊本県立農業大学校と東海大学臨空キャンパスがあり、令和3年度には農業大学校の学生が農協を通じて地域の農家に研修にも来るなどされていた。

そして、研修では学生にとって作業を通じて農業を学ぶ良い機会である上に、研修を受け入れた農家側も非常に良く作業をしてくれると好印象を持たれている。

町としてこういった研修を、農業大学校はもちろんのこと東海大学臨空キャンパスにも波及させ、農業の発展に寄与すべきではないかと考えるが町長の考えを問う。

9 番 三 宮 美 香 議員

p 145～p 160

1. 渋滞緩和に向けて町としての対応は

町内の渋滞、特に朝夕の通勤時間帯の渋滞については、T SMCの稼働に伴う交通量の増加で益々ひどくなることを町民が心配している。これまでも同僚議員が質問しており、振興総合計画・都市計画だけでなく昨今の町の状況から、現状の交通量調査など行い町道整備計画を策定するとの回答だった。

朝の通勤時間帯の道路状況を見ていると右折信号が設置されているにも関わらず1～2台しか通過できない交差点がある。右折車両が曲がりきれずに残ってしまい、それが常態化して渋滞の原因の一つとなっているのではないかと問う。

整備計画の策定も必要だが、もっと柔軟でスピード感のある対応をするべきではないかと問う。

2. 外国人も住みやすい大津町に向けての考え

大津町に住む外国人の数がT SMC稼働に向け増えてきていると感じる。

昨年度の同僚議員の「外国人在住者に対する町の支援について」の質問に対して、充実した生活を送れるよう県の多文化共生環境整備事業で町も協議会を設置し支援を行うと答弁された。外国人が日本で生活するときに最も必要なのは「言

葉（活字）」である。会話もさることながら見える情報としての言葉もそこに住むことの安心感を与えるものである。しかしながら今の天津町内の看板や案内についての日本語以外の表記はあまり見かけないのが事実である。

先日、飲食店経営者から、メニュー表に中国語を入れたいが役場から支援などないかと聞かれた。商業観光課からは、課も商工会や観光協会も中国語表記の手伝いなどは実施していないとのことだった。イオンでは早くから多言語表記を見かけていたが5月に入り店内のアナウンスも日本語と並行して中国語が流れている。

海外から異動してきた方だけでなく、観光やビジネスなどの短期旅行でも安心して天津町で生活してもらえるように多言語表記など見える化を行政からも支援すべきではないか。

3. これからの図書館の考え方について

近年、図書館に対する考え方が変化してきている。これまで単に本を借りる場所だったものが、様々な町内外の情報発信と受信の拠点として、また多文化サービススペースとしての活用など、様々な住民のニーズに応える図書館に変化していくことが求められている。天津町は多様な住民ニーズに応えるための図書館実現へ向けて、今どう考えているのか。

4. 免許返納の特典について

高齢ドライバーの交通事故のニュースには心が痛む。高齢化に伴い安全に運転する能力が低下していくこともそれらの事故の原因であるが、買い物などの日常生活では車が無いと不便だという事で運転免許返納をためらっている住民もいる。

天津町も高齢者の増加に伴いこれから免許返納者もふえていくのではないかと想定される。他の自治体は免許返納時にいくつかの特典があるが天津町ではそれが無く、高齢者やその家族から天津町は残念だという声を聞く。今までも同僚議員から質問が出ていたが、入り口だけ制度化してもインセンティブにならないと答弁されている。

しかし、入り口を整えることが高齢者の免許返納のきっかけにもつながり、ひいては天津町内の交通安全などの効果があると思うがどう考えるか。

5. 給食費の無償化について

給食費の無償化については今までも同僚議員から質問があったが、天津町としては無償化の考えはない答弁であった。

しかし、熊本県内では子育て支援策として6自治体が今年度から無償化へ動き

出している。もちろん人口減少対策でもあるが、人口増加し続けている県外の自治体でも段階的に給食費を無償化する動きがある。

昨今の社会情勢の影響で光熱費、日用品、食品に至っては再値上げも想定されており、これでは結婚して子育てしようという気持ちになれない若者も増えるのではないか。

大津町が若い人たちに選ばれていく町になるために、また、今、子育てをしている世代のためにもまずは給食費の無償化の考えはないか。

10番 面川秀貢議員 p165～p170

1. 本町で創業又は創業を考えている事業所に対する支援について

前回の質問で、事業者に寄り添った伴奏型の支援を商工会等連携しながら行っていく、と言う答えであったが、今がその時期ではないか。

2. 人材開発支援助成金を活用した研修派遣事業等を本町のニーズにあった事業、企画に変えるべき

TSMCの進出により、本町の企業、事業所も生き残りをかけ、それぞれに人材育成をしている。せっかくこういった制度があるにも関わらず、中々利用が少ない。前回の質問で、町独自の企画が出来ないか検討する、と言う答えであったが、今がその時期ではないか。

11番 永田和彦議員 p170～p184

1. 正しい長の専決処分の在り方について

(1) 3月20日に指定管理者が見込むことができない「賃貸借物件」と「手数料」があると町当局が認識した時点で、臨時議会の用意をしなければならない事実と、煮え切れない判断の甘さで3月31日に全員協議会を開き、議員全体の前で専決処分をさせて下さいと地方自治法に則らない事実。

2. 工業団地整備の進め方について

(1) 国家プロジェクトの流れからして他の自治体は県主導であるのに対し、なぜ大津町が独自に取り組み開発しなければならないのか。

(2) 県主導型と町主導型での誘致の在り方にも影響は必至で、県に問い合わせる企業をわざわざ町に紹介はしないだろう。町長に企業誘致戦略は存在するのか。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 1 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 3 日が 6 番から 9 番まで、明後日の 1 4 日が 1 0 番から 1 1 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

時松智弘議員。

○3 番 (時松智弘議員) 皆さん、おはようございます。3 番議員、時松智弘であります。

昨日の夜、地元の区長さんからお電話をいただきました。どういう電話であったかという、家の近くに台湾の方が居住します、引っ越してきますと。一軒家をお買い求めになられたと。早速、お隣さんにご挨拶をされた、英語でというのをちょっとお聞きしまして、その区長さんの相談ごとは何なのかと言いますと、英語で、例えばごみの出し方とか、区の決まりごととか、集会所の使い方とか、どうやって説明しようかなという話だったんですね。幸いにして、いろんなところで北中学校の学習支援とかをさせていただいているんですけども、英語をですね。そしたら、やっぱりどなたに相談しようかというので、私のことを思い出していただきまして、大変有り難いんですけども、これも今大きな変化を遂げつつあるこの大津町において、もう目の前にそういった台湾の方の影響という言い方はおかしいですけれども、そういったコミュニティに入ってこられる方がいるんだと、今、目の前に変化が現れているんだということを感じたわけでありまして、しっかりと準備、まちづくりというのをやっていかなければいけないのと同時に、昨日は防災士として地域日本語教室で防災の話をさせていただきましたけれども、やはり外国人にも分かりやすい資料を作るというのは難しいことなんだなと感じたわけでありまして。

通告書に従い、一般質問を行います。一般質問 3 問を用意いたしました。1 問目は新たに公表したハザードマップで判明した浸水想定地域の対応、2 項目は南海トラフ巨大地震及び阿蘇山大規模噴火災害のときの避難所の受け入れ体制、防災士アドバイザーの活用と地区防災計画の整備、熊本地震の経験の伝承、後世に伝える取り組みの 3 点を質問いたします。

資料をお願いします。

昨年度の予算で実施をしました平川及び矢護川流域の洪水土砂ハザードマップ策定については、

菊池川水系の上流部、2級河川部分のさらに上流部のところであったということで、県が策定をしていなかったところ、地域の安心・安全のために、町長が昨年度予算、一般財源をもってこれを調査されました。そのことについては大いに評価をしております。

災害対策において重要な災害の見積もり、特に地域の特性の見積もりや最大想定で被害を見積もることによって、適切かつ必要な対応策の検討が実施できると考えています。

この平川流域のハザードマップ、スマホとかをお持ちの傍聴者の方とか、あるいはこのインターネット中継を御覧の方は、それを開いていただきたいんですが、ハザードマップを拝見したところ、平川流域では仮宿、宮本、馬場、御所原、下猿渡、杉上、杉下、今村、矢護川流域では片俣の一部や古閑の一部において、洪水浸水が想定されていることが分かります。特に平川流域の大津北小学校は3メートル未満ですね。3メートル以下の浸水想定がなされており、水害発生時には児童の安全確保に問題があるということが分かります。また、今回のハザードマップ策定によって、大津北小学校は洪水発生時の指定緊急避難場所から外されることになりました。

これまでの避難誘導の考え方では、洪水発生時において大津北小学校に避難すること、避難所を運営するということが多いに考えられたわけですが、もしかすれば、大変な二次災害が起きたのではないかと考えられるわけであります。

調査の方法から分かった点、このハザードマップの注釈の下のところにありますけれども、上流地域山間部における太陽光施設等の開発行為には全く関係がなく、もともとこうした災害リスクが当初から潜んでいたと、これが明らかになった。これは調査方法で分かっております。太陽光が進出する前の降水量で勘案しても、こういうことが起きるんですよということが明らかになりました。町は、具体的に災害対策を前進させるべきではないでしょうか。

資料は2枚目になります。町内の建設企業の方から、河川の改修方法の資料を提供いただきました。兩岸の嵩上げ、護岸工事、遮水、これは鉄砲水と民間では言いますが、あるいはこの川の底をさらう、これは浚渫といいます。そして、公共インフラの移設、そうした手法が考えられます。白川流域とは異なり、あらかじめ阿蘇地域の雨量の水位が越水の状況がつかめるという特性ではなく、平川の場合、急激に狭まった谷という急峻な地形によって、まとまった雨が降る、鉄砲水、これが突如発生することが見積もられ、避難を行うにしても時間の猶予が保てないということが明らかです。したがって、この平川流域における避難の在り方は、根本から練り直さなければいけません。

ハザードマップを関係の各行政区、嘱託員にお示しをしたのが3月であったと。まさに、行政と住民一体になっての安心・安全の構築を行わなければならないというふうに思慮をします。真木、古城に所在する太陽光事業者と、条例に基づく協議会が設置されたほか、事業者による平川の浚渫支援、太陽光の業者さんから浚渫をいただいているんですね。事業地域における環境保全や里山や、林道の清掃などをやっていると聞きました。保水力が低下する放置山林の縮減、事業地域の調整池の設置など、遮水対策はその一助となっております。

資料3枚目です。社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金というのがございます。ここで

示しをするとおり、国土交通省は河川改修に際して、社会資本整備総合事業、防災安全対策を推進する中で、様々な交付金交付措置を実施をしております。河川そのものの対策のみならず、周辺のインフラの強靱化、この枠で囲っているところですが、道路、港湾、河川、砂防のみならず、下水道や都市公園、住環境整備、そういったものに手厚い支援をしております。幅広い、手厚いそうした財政措置を講じているところを活用し、以上の観点から、1、新たに公表したハザードマップにて北小校区の浸水想定が変わりましたが、浚渫河川改良の対策は立てませんか。

2、北小学校は東小学校と違い、狭隘な地形にあります、記録的短時間大雨による避難困難な公共施設と考えます。子どもたちの安全を考慮し、その他の公共施設も含め、移転や集約は考えませんか。

3番目です。町防災計画へ調査結果の内容反映はできていますか。

以上、3点、お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。時松議員の質問にお答えいたします。

まず、浚渫につきまして、大津町では、令和2年度から平川の土砂の状況調査を行い、令和3年度から堆積土砂の浚渫を実施しております。この土砂浚渫には財源面で有利な起債事業を活用しております。今後も、この有利な起債事業を活用して土砂浚渫を実施をしていく考えでございます。

また、河川改良などの整備につきましては、今回注目されている平川は砂防指定になっているため、熊本県にも相談しましたが、治水については河川管理者である大津町で行うべきとのことでした。平川地区が要望されている護岸嵩上げ等については、町が行う必要がございます。

河川整備を行うには降雨基準を定める必要がございます。砂防管理者であり、平川の直近下流となる「峠川」の管理者である熊本県や、さらに峠川が流入する「菊池川」を管理する国とも相談しながら、降雨基準を設定する必要がございます。降雨基準の設定ができましたら、河川整備計画を立てて順次整備していきたいと考えております。

しかしながら、浚渫事業のように財源的に有利な補助事業がないため、他の財源を模索することも必要となりますし、同時に整備に有利な国庫補助が受けられるように、平川の準用河川への格上げを国・県へ継続して要望していきます。

次に、大津北小学校における避難に関しましては、先般、ハザードマップを改訂し、町内における町管理の河川について浸水想定区域を設定したことにより、特に大津北部地域の矢護川や平川においては、平成24年7月に発生しました九州北部豪雨水害をはじめ、過去に浸水被害が生じた実績による「言い伝え」から「図示による」危険箇所想定ができ、「見える化」を図ることができました。

町としては、ハザードマップ改訂による危険箇所の「見える化」を、地域の安全・安心な防災対策を考える上での「第一歩」としております。

ハザードマップを改訂したことにより、北小学校については、改めて3メートル以下の浸水の恐れがあることが明確となりました。議員ご指摘のとおり、平川地域は地形的な特性があり、平川上

流の山で降った雨により、河川の水が急激に増水する傾向となっております。

ハザードマップ改訂後の町地域防災計画における反映については、今年度の改訂から大津北小学校を洪水時の指定避難所から除外しております。また、昨年度においては、大津北小学校前と古城区内の河川状況をリアルタイムで確認できるよう河川監視のカメラを設置したところでございます。

しかしながら、より抜本的に平川流域の避難の在り方を見直すために、今後は平川地域の避難場所、避難経路、緊急時の住民周知方法を一層整える必要がございます。

そのために、地区防災計画の策定に向けた取組や避難時において、どのような経路で避難するかを定める「マイタイムライン」の作成に向けた支援も行っていきます。

引き続き、行政区と協議を重ねながら、いち早く、住民の安全・安心が確保できるように取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 時松議員の質問について御説明いたします。

町長の答弁でもありましたように、令和3年度は財源的に有利な緊急浚渫事業債を活用しまして平川支流の堀ヶ谷川の下流部の土砂浚渫を実施しております。また、令和4年度は太陽光発電事業者の一条工務店様が地元貢献として、馬場地区から仮宿地区にかけて土砂浚渫を実施されました。今年度につきましては、下流の下猿渡地区から緊急浚渫事業債を活用しまして堆積土砂浚渫を行っていきます。

河川整備についてですが、まず想定降雨量の設定が必要になります。災害認定となる降雨量は時間雨量20ミリ以上、日雨量80ミリ以上と基準があります。また、今回見直しをされていますハザードマップは9時間で647ミリを想定して作成をされております。基準に差がありますが、河川整備に必要な設定降雨量については、単純に想定降雨量を大きくすればいいものではなく、設定降雨量を大きくすればするほど、護岸整備量が大きくなってきます。事業実施財源も膨れ上がってまいります。同時に地域排水を河川に流入させ辛くなり、水路等の水があふれ出す内水氾濫の危険性が高まります。また、河川整備で流下能力を高めると、下流域への影響が甚大になってまいります。これらの状況もあるため、下流河川の管理者である国や熊本県と慎重に協議しながら、想定降水量の設定をする必要があると考えております。想定降水量が設定されましたら、流域沿線の方々の要望も取り入れながら、河川整備計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

また、仮に平川や堀ヶ谷川で災害が発生しました場合は、県の砂防指定が現在設定されておりますので、熊本県で災害復旧を行ってまいります。今後の河川整備をするための財源ですが、1・2級河川、準用河川でない普通河川は補助事業そのものが存在しないため、町単独費で対応しなければなりません。町財源にも限りがありますので、有利な国庫補助が受けられるよう河川の格上げを国・県と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は、以上になります。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。

町内には複数の河川が流れておりまして、国・県が管理しております河川には浸水想定区域が示されておりますけれども、河川管理者の違いによりまして、町が管理する河川については、これまで洪水浸水想定区域が示されていないということから、調査をしまして、今年の3月にハザードマップを作成をいたしました。

今回作成いたしましたハザードマップは、住民の皆さん方に、地域における現状を知っていただくため、梅雨前に全戸配布を行い、また町ホームページにおいてもお知らせをしているところでございます。

ハザードマップの改訂は、実情を知り、防災対策を考える上での「第一歩」ということですが、早期に具体的な次の災害対応が重要であるというふうに考えております。

今回の調査によりまして、先ほど町長からもありましたように、大津北小学校が浸水想定区域内となり、洪水時における避難所としては利用することができなくなりましたので、町の防災計画においては、洪水時における指定避難所から除外をいたしております。

そのため、平川地域における洪水時の避難については、抜本的に見直しが必要であるというふうに思っておりまして、早期に避難体制を整える必要があるというふうに思っております。

そのような現状の中、まずは地域住民の方へ緊急情報を正確に、かつ早急に伝えるための連絡体制の強化、また「明るいうちに早めの避難」、あるいは「自宅内の安全な場所への移動」など、自分を守るための行動についてもしっかりと啓発をしていくことも重要であるというふうに思っております。

町長から説明がありましたように、早期の地域防災計画の策定、それから「マイタイムライン」の作成など、行政区とも密に協議をさせていただきながら、地域と一体となった防災体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質問をいたします。

今、総務部長の答弁があったとおりで、地区のその防災計画の見直しをしっかりとしていかなければならないという重要性、どちらかと言えばですね。そのやらなければいけないというニュアンスだったと思います。ただし、先ほど答弁いただいた中で、これは逆に河川の改修をするということで、その緊急浚渫事業債をお使いになっていると、都市整備部長から今説明がありました。あるいは、その河川というものが、この地区のこの平川流域のこの、資料をお願いします。この流域が普通河川になっているんですと、なので財源がなかなかないんだという御説明だったと思うんですね。河川は河川法の中で4つの区分があります。1級河川、国が管理をしているもの、2級河川、県が管理をしているもの、そして準用河川と普通河川というのがある。準用河川も普通河川も市町村の河川ですね。準用河川と普通河川で何が違うのか、準用で何ですか。河川法の100条に、1級河川及び2級河川以外の河川で、市町村が指定したものを準用河川と言いますと。準用河川について

は、この法律、河川法100条の中の2級河川に準ずる、準用する、その規定をですね。なので、準用河川なんですけど、さっき示しました。普通河川のままでは社会資本整備総合交付金の活用はできません。しかし、準用河川を指定するのは誰なのか、河川法で決まっております。これは市町村長です。市町村長が準用河川にこの河川を引き上げることによって、この社会資本整備総合交付金があてがえるのではないかと、私は考えました。

大津町にも準用河川に関する規定があります。大津町には、大谷川、宝川、桜川、古庄谷川という準用河川が実はあります。平成25年に町議会で大津町準用河川に係る河川管理施設等の構造や技術的な基準を定める条例というのを制定しております。25年度の4月に施行されておりますが、そのときの議事録を読ませていただきますと、準用河川を指定すること自体、これは非常にメリットがあるんだと、だからこの条例を制定するんだというようなニュアンスの執行部提案があっているわけでありまして。それはどういうことかと言いますと、議事録をたどれば、国交省や都道府県が管理をするに該当しない河川、小規模な河川であっても、公共性や重要性があるものと思われるものは、それを指定できるというふうになっております。この資料でいう、この平川地域はまさに重要な地域ではないのかというふうに考えられるわけでありまして。準用河川に指定さえすれば、様々な要するに国土交通省が提言する財源を引き出すことができます。熊本市の河川課にも問い合わせました。準用河川もやはり熊本市は抱えておりますが、準用河川指定ということに対してはあまりデメリットは感じられないというふうなお話でした。また、これも検索していただければ分かるんですが、宇土市には船場川、大坪川というのがあります。これも準用河川に指定をされておまして、国交省の補助3分の1の財源を受けているというのが明らかであります。

お尋ねしたいのは、要はいろんな法の整備がありますけれども、準用河川を指定するのは町長なんです。だから、ここを指定することによって、例えば災害発生をしたときの緊急災害対策事業債を引き出すとか、そういった形にもっていかないと、先ほど言われたとおり、川の安全で図れないんじゃないかと思えます。

準用河川に指定するお考えはありませんか。町長にお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 確かに、準用河川につきましては、町長による指定によって準用河川に格上げをすることができるというふうになっております。一応熊本県のほうともその辺を今打ち合わせをしているところでございます。あとは管理方法とか、そういうのもあわせて打ち合わせをしていき、準用河川に上げれるという話が熊本県とできました場合は、町長のほうにお願いをしたいというふうを考えているところでございます。以上です。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 今答弁をいただきましたとおり、準用河川に上げることについてデメリットはあまりないのです。上げていくことによって、様々な財源を引き出すことができます。必要な工事をどれぐらい何をしなければいけないのかということについて、データをしっかり整えていくということを答弁をいただいているわけですから、それが整い次第、速やかな準用河川の指定をし

ていただき、国から有利な財源を受けていただきたいと思います。

資料などで示しておりますこの社会資本整備総合交付金、去年の国交省のデータとちょっと違うんですね。もう一回見せてもらっていいですか。この中に地域公共交通再構築と、去年なかったんです。今年いきなりできました。これは肥薩線復旧のために充当すると、国がやっているんですね。このために法は動くんですよ。だから、必要性があれば、必ず県にも通じます。そういった形で、この地区の安全のためという根拠をしっかりと整えていただければ、有利な財源というのは引き出すことができると思いますので、しっかりと研究あるいは調査を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、2問目に移ります。南海トラフ巨大地震及び阿蘇山大規模噴火災害時における避難者の受け入れはということで質問をいたします。昨年度、私は議員の自己研修、去年度の予算で付いております、12万円各議員に、調査をすべきところに行ってくださいということで、財政措置をいただいておりますので、自己研修において静岡県駿東郡小山町及び御殿場市を研修いたしました。研修の目的は3つありました。地域振興施策としての文化コミッション事業というのをやられていた、デジタル田園都市構想施策のAIを用いたオンデマンドバスで福祉対策やタクシーチケット補助、いろんなことをやられている地方公共交通の再構築、そしてこれはもうメインだったんですが、富士山ハザードマップ、それを核とした広域避難の計画と施策を確認することでした。その際にお世話になりました静岡の中島御殿場市議、渡辺小山町議、両自治体関係者の各位にこの場を借りて御礼をするものであります。

資料は、説明を受けた噴火災害の様子を、これをちょっとダイジェストで出しております。火山が噴火しますと、様々な災害要因が出ます。大きくは7つあるんですが、ここは6つ書き出しております。大きな噴石、もう人の背丈とか、軽トラック1個分の噴石なんか、火山は平気で出します。その下、火山ガス、いわゆる有毒なガス、硫黄のガス、二酸化炭素、様々なものを出します。火砕流は雲仙普賢岳の被害で皆さん御存じな方も多いと思います。高熱なものを含んだ山の斜面を降りてくる灰の塊であります。あるいは、そういったものが堆積した後に雨が降れば土石流や土石泥、溶岩、そして小さな噴石、火山灰というような被害想定が見積もられるわけであります。わざわざ赤で抜きましたのは、阿蘇山の場合は、溶岩流が多大な流れてくるという状況にないそうです。土石流、土石泥流については、昭和28年6月26日、いわゆる626水害の中で、熊本市内を泥流が襲いましたが、現在、白川流域の浚渫が進んでおまして、発生リスクは大きく下がっているそうです。しかしながら、やはり灰というのはどうしてもつきまってくるものです。降灰による被害、広範囲に発生をすると、インフラや道路交通に悪影響を与えます。

熊本県のホームページには、熊本県火山防災協議会が策定をした阿蘇火山広域避難計画、これが令和5年1月に示されており、御存じのとおり、阿蘇は世界最大級の活火山であり、噴火災害の懸念を考慮し、対策を立てています。雲仙普賢岳のときでも災害派遣は1千653日続きました。要は、それだけ長い時間、復旧と復興の手間がかかるわけです。これらの対策をしっかり立てなければいけない。静岡県は、その富士山のハザードマップをしっかりと作っている。阿蘇山も今、それを

熊本県が作ろうとしているというところであります。

この計画によりますと、噴火災害が発生した場合に、阿蘇市民及び南阿蘇村の村民、避難者受け入れを大津町も担うこととなっている。令和5年4月現在、県の統計では阿蘇市人口は2万4千34人、1万92世帯、南阿蘇村人口は9千594人、4千137世帯となっております。避難方法は自家用車をお願いしますというふうに計画となっております。また、要支援者についてはバス等で移動するというようになっておるそうです。

この輸送事業者と協力して、バス等による避難者もやってきますとあるんですけども、その先、具体的にどうなるかという検証が私は必要だと思います。先に、こっちに示しているとおり、1万4千世帯近くが車で避難するということは、57号線を下ってくる、復旧・復興道路を下ってくる、そういうことが考えられまして、交通結節になっている大津町では少なからず混乱が発生するのではないかというふうに考えています。

ちなみに、受入れ市町村と大津町が指定をされておりますけれども、これは正確にいうと法はこのようになっております。災害対策基本法86条の8、市町村長は自らのところで災害が発生をした場合は、その被災者の受け入れについて当該他の市町村と協議することができる。要するに、南阿蘇村の村民の方を避難させるための協議をどこかの町に持ち込むことができます、どこでもいいんですね。ただ、この法律の中で、協議を受けた市町村長は避難所を提供しなければならないという法の立て付けになっております。でありますので、これはやっぱり共助・公助の話なんですけれども、我が町は降灰の被害はないでしょう。だけれども、その阿蘇市や南阿蘇村、高森町で降灰の被害が発生したときに、この避難者を一時的に受け入れてほしい、あるいは避難所を提供してほしいという協議を受けた場合は提供しなければならないとなっております。噴火災害の緊急避難場所、これを指定していかなければならんのかなというふうに考えております。

また、受入れ避難所の開設に時間を要する場合は、一時集結地を決定するとあります。一時集結地というのは避難した人がとりあえずその駐車場に車を入れます。入れた後に、県やあるいはほかの市町村との調整が終わったときに、また広範囲に避難で散ってくださいということをやりますが、その一時集結地にしても大津町ももしお願いしますと言われれば、この広域一時滞在のために供するという場所を提供しなければいけないというふうになっています。しかしながら、本日現在においても、本町には指定緊急避難場所として、火山災害時の避難場所はまだ指定をされておられません。隣町、菊陽町は、噴火災害時の避難場所が指定をされており、県の計画と照らしても、大津町がこの避難所を持たないので、ちょっと整合性がないような感じがします。

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、東福岡、大分、宮崎、鹿児島県沿岸部に甚大な被害が発生することが見積もられ、熊本空港は支援物資の受入れ拠点となるほか、ヘリやあるいはその他の手段で沿岸住民が避難をしてもらうことも十分に考えられる。そうすれば、その沿岸市町村はどこかの町に避難所を提供してくださいと調整をかけてくれることが大いに考えられます。

しかし、緊急のときにそれをやるという枠組みではなく、あらかじめ想定されるものについては、平時、何も起きてないときに当該市町村と協議をすることが大事ではないかと思えます。特に先ほ

ど申しました阿蘇の噴火災害のときに、南阿蘇村と阿蘇市はそれを受け入れの協議をするとなっていて、どのようなことができているのかというのを考えました。

以上の観点から、南海トラフ巨大地震の対応、広域避難が推奨されていると思います。他県、他市町村の連携はどうなっていますか。町の避難所は、火山災害の避難所に指定されていませんが、指定する考えはないか。また、火山災害時の広域避難についても連携はできているか。そして、町の防災計画にどれぐらい反映がされているのか、3点質問します。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の2問目の質問にお答えいたします。

南海トラフ巨大地震や阿蘇山大規模災害が発生した際には、町外や県外の方々の避難先として大津町への広域避難が想定されます。

広域避難について大津町地域防災計画では、同一県内の他の市町村の受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては、県に対し協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときには、県知事に報告した上で、自ら協議することができるとしております。

また、阿蘇山の広域避難については、平成27年12月の活火山対策措置法の改正により、平成30年3月に、熊本県、阿蘇市、高森町、南阿蘇村、関係行政機関や学識経験者等からなる「熊本県火山防災協議会」が設立され、噴火警戒レベル4・5における広域避難について、「阿蘇火山広域避難計画」及び「阿蘇火山広域避難行動計画」により、基本的事項や具体的な実施要領について定めております。

さらに、令和5年1月からは広域避難受入先の大津町を含む近隣9市町村は、オブザーバーとして火山防災協議会や幹事会に必要な応じ出席し、意見を述べるできるようになりました。

阿蘇山広域避難計画等における大津町への阿蘇市や南阿蘇村からの広域避難については、阿蘇市等から直接避難調整等が行われ、受け入れ可能な範囲において避難所や一時集結地を開設することとなります。これらのことから、阿蘇山大規模噴火時の広域避難所の選定において、避難者の受け入れ人数や駐車場の地積等を考慮すると、大津町運動公園が最も適しており、事前に県や関係市町村等に周知しておくべきものだと考えております。

また、町防災計画への反映についてですが、現在、町の計画には、火山災害における記載がありませんので、熊本県の防災計画書の内容との整合性を図り、町の計画に広域避難などについて、盛り込みたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 南海トラフ地震については、30年以内の発生確率が70から80%というふうにいわれておりまして、昭和19年に発生しました昭和東南海地震、あるいは昭和21年に発生しました昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態であるというふうと考えられます。

万一、災害が発生した場合、近隣の大分・宮崎・鹿児島県からの広域避難が予想され、熊本県による全体的な事前協議や調整が必要であり、阿蘇山大規模噴火時の広域避難の規模を大幅に上回るものと考えられます。

令和4年11月には阿蘇山の噴火警戒レベル4を想定した熊本県の総合防災訓練が行われまして、訓練項目として県を含めた広域避難の調整訓練が行われましたけれども、阿蘇市、それから南阿蘇村からの大津町への広域避難者として約330名の避難調整があり、バス、それから自家用車、そして福祉車両で移動してくるという訓練を行ったところです。

広域訓練の検証におきましては、広域避難の実施のタイミングとして、降灰の影響を考え、自家用車での移動可能なときに避難することや、日常の生活圏などを考慮して、広域避難先を調整しておくべきとの意見が出ております。

また、令和4年6月に、阿蘇市から大津町に隣接します車帰区の一時避難先として大津町平川の民間倉庫への避難についての協議もなされております。

以上のことを踏まえまして、南海トラフ巨大地震や阿蘇山の大规模噴火時の広域避難に関しては、予定避難者数や避難場所を事前に調整しておくことはもちろんのこと、広域避難時における大津町民の方の避難状況等も十分考慮した上で、広域避難所として町の運動公園を指定しておくことで、阿蘇山の大规模噴火時における330名程度の避難者に対応することが可能であるというふうに考えております。

また、火山災害時の避難所指定についてですけれども、現在、町の指定避難所として23か所を設定しておりますけれども、現在、洪水や地震災害時での対応と同じように、その時における災害想定状況に応じた避難所への案内・誘導を考えております。

さらに、町の防災計画への検証・反映についてですけれども、町の現行計画では阿蘇火山噴火対策についての記載はありませんので、火山噴火についても重要なことだと考えておりまして、新たに火山噴火についての項目についても追加したいと考えております。それを踏まえまして、平時から、県あるいは関係市町村とも十分連携をし、有事の際における体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 今、答弁がありましたとおりで、スポーツの森の地域を、そうした火山災害のときの一時受入れのための避難場所に指定をしたり、あるいは火山災害の避難場所に指定をするという考えは大変合うわけでありますね。57号線や復旧・復興道路、そちらから下つてくるところの結節となる交差点から速やかに引き入れる。しかも、駐車場に供するスペースが大変多いということを考えれば、ただいまの答弁は非常に正鵠を得ているなどというふうに考えられます。

先ほどありましたとおり、速やかに防災計画の中に盛り込んでいただきつつも、熊本県で発生する災害のリスクの70%以上がやはり水害であります。火山災害についての防ぐことというのでは、しっかり経験則や静岡の事例などを参考にされながら、そこを精査していくとともに、発生の確率が大変高まっている南海トラフ巨大地震の対応もひとつよろしく願いをいたします。

それでは、3問目に移ります。資料をお願いします。防災士アドバイザーの活用と地区の防災計画の整備、熊本地震の経験の伝承を後世に伝えるための取り組みについて質問をいたします。先の2問の質問にも関連をいたしますが、地区の防災計画、先ほどの平川の地区防災計画、あるいは噴火災害等を考慮した、南海トラフ等を考慮したということ、地区の防災計画を策定することが大変重要になります。実際に避難所運営訓練を行うことの必要性、これを昨年指摘をさせていただきましたが、町のほうでも十分行政区の区長さんに示していただきまして、実際に訓練をしていただいて、御理解がいただけたものと考えております。

昨年6月、それに触れましたが、町のコミュニティによる自主運営を目指した避難所運営、地区防災計画の検証を促していると。先行的な取り組みを行っている行政区も増えてきています。私の住む美咲野地区も、当初2名であった防災士、7名に増加をいたします。大津町防災士連絡協議会の指導員をされている方もおります。防災士、熊本県防災士アドバイザーに指定されている方もおります。行政区4区を束ねた地縁団体、美咲野自治会においても低調であった地域防災力の向上を図るために、今まさに若い方が消防団の方などと連携をして、PTAや地区の民生委員の方々と連携をして、防災力の強化を、自治会長さんが打ち出そうとしているということを伺っております。今後は、そうしたコミュニティを核にした防災意識の醸成と計画の完備、そして実践的な防災訓練という形づくりが進展することを期待をしています。

防災士アドバイザー制度というのを今、県内には4千を超える防災士がおるそうですが、その防災士を指導するための防災士ということで、私は県南広域本部のほうを見ました。この画面に映っているのは水俣の市議さんですけれども、そういった中でくまもとマイタイムライン、あるいは地区防災計画の策定というところを核に、様々な研修を行っている。行った結果、地区におられる防災士と連携をしましょうというところでありまして、水俣市はこのほど、自主防災組織連絡協議会というのを立ち上げられました。そこで、防災士というのがしっかりコミュニティの中に参画をしていくという仕組みづくりをされて、もうすでにされております。菊池市では、計画の作成支援、これは先ほど言いました美咲野の防災士アドバイザーさんが行きました。2人で、私はそのうちの1人ですが、この中でその菊池市で実際に起きようとしている災害のリスクに関して、地区で防災計画を作りますということのお助けをさせていただいたということでもあります。県の危機管理防災課と密な連携を図りながら、今後は地縁団体や学校、団体での防災教育支援活動を行っていくんだというところなんです。

次の資料に行きます。これは八代市の防災士で気象予報士をされている早田さんの啓発活動であります。左側にある防災カフェというものは、要は会議室などを借り切って、クロスロードとかそういった避難行動訓練E V A G（イーバック）というのが、ゲームと言ったらあれですけど、シミュレーションがあるんですが、そういったものをやりながら、皆さん、コミュニティの中で防災意識を高めていきたいと思いますというところでもあります。また、市区町村での計画支援作成というのを、今、右にあるとおりで、自ら動く、率先して自らが示す防災士として活動されております。防災士は、災害に対する啓発や指導を自ら計画を立てていくことを期待されているはずなんです。だから、町

はそれを補助するんですよね。要するに、防災士の資格を取っていただくために、その経費を補助していると思いますが、そうしたことをしっかり学んでいただき、あるいは防災士を活用して、レジリエンスを高めることが重要ではないかというふうに思います。

3枚目になります。これはもう教育現場でずばりやっている例ですが、上益城郡甲佐町甲佐小学校の取り組みです。甲佐小学校の方にはちゃんと許可をいただいておりますので、御安心ください。PTA執行部などで組織する学校運営協議会に防災士を招く、そして基礎知識の研鑽に努めることから、子どもたちと地区住民との防災ワークショップ、これを通じて学校と地区をよく知る子どもたちと、地区と自治組織を知る住民が連携をする。避難所となる体育館、まさに体育館でこれを行っています。体育館を核としながら学習の一環として防災を学んでいます。生涯学習の場において、熊本地震の経験を後世に伝える取り組み、これを積極的に推進し、震災遺構をめぐるような施策も必要かなとも思います。いずれにしても、大津町地域防災計画の中に示されている自主防災組織整備計画、防災知識普及計画、この2つの計画は平時における防災の礎となる重要な施策でありますので、力強く推進をしていただきたい。

その観点から、熊本県防災士アドバイザー制度を活用し、各行政区の地区防災計画の完備、計画の深化検証は行えますか。熊本地震の経験を後世に伝える取り組みの現状、コミュニティ全体が学習する仕組み、学校などで防災教育を推進するために防災士を活用できないか、2点お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の3点目の質問にお答えをいたします。

熊本地震や豪雨災害を経験し、地域住民による主体的な防災活動は、災害の予防や被害を減少させることについて、極めて必要であることを認識しております。そのために、現在、地域毎に作成する地区防災計画の作成について、各行政区へ説明会を実施するなど推進しておりますが、現時点で作成が進んでいるのは7行政区となっております。

また、より重要なのは、計画に基づき、災害時に安否確認、避難支援、避難所運営などが実施できるよう訓練を行いながら、実態に合わせて計画を見直すなど「動ける計画」に深化させることが必要だと考えております。

町では、町内には多くの防災士の皆様がおられ、昨年度から近隣市町村と連携しての防災士の養成にも取り組んでおるところでございます。また、熊本県防災士アドバイザーとして5人の防災士が指定されるなど、地域防災を推進するために必要な人材が多くおられ、町としても感謝しておるところでございます。

しかしながら、防災士の皆様が、各地域で防災アドバイザーとして積極的に活動するにあたり、地域と防災士との繋がりを強化する取り組みが必要だと感じております。

町では、地区防災計画の推進と、自らの避難行動を決める「マイタイムライン」の普及に取り組んでおり、今後は、防災士アドバイザー制度も活用しながら、地域の防災士や行政区とも連携し、「地域の自主的な防災体制の構築」を進めたいと考えております。

そのためにも、防災士連絡協議会、区長会の協力を得ながら、防災士と地域の双方が協力できる体制づくりに取り組んでいきます。

また、地震を想定した町総合防災訓練等も実施しておりますが、熊本地震の経験を後世に伝えるためには、今後、地震を経験していない若い世代に対しても、防災学習をどのように進めていくのかという視点も大切だと考えております。

コミュニティ全体が学習する仕組みとしては、住民参加による地域防災力の育成及び自主防災組織の活動への支援策として、「町地域防災力活動支援事業補助金」により、自主防災組織設置に向けた支援や地域の防災訓練活動、地域の防災資機材の整備にかかる経費を補助するなど、住民の皆様の自主活動の普及にも努めております。

また、子どもたちへの防災教育推進についてですが、学校や地域が協力し、子どもたちの防災意識の醸成を図ることは、議員御指摘のように、非常に重要なことだと考えております。学校での防災教育はもちろんのこと、地域の防災計画や訓練に子どもたち自ら関わることにより、災害についての知識や災害時に必要な行動をとる力も身につくものと考えております。そのような取り組みをさらに進めるために、防災士連絡協議会や教育委員会とも連携を密にし、防災士を活用する場づくり、活動できる場づくりをつくっていきたくと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。時松議員の、学校などで防災教育推進のために防災士を活用できないかとの御質問にお答えさせていただきます。

学校における防災教育・安全教育は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように、安全に関する資質・能力を育成することを目標としております。

各学校におきましては、発達段階に応じ、教科等の学習を通して、自然災害等のメカニズムや防災への取り組み、傷害の防止について理解を深めております。

特に熊本県におきましては、平成28年に熊本地震を経験していることから、熊本県教育委員会が平成31年に作成した、熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用を道徳の時間の年間計画で位置づけるなど、熊本地震を通して、子どもたちが自己を見つめ、「自分はこれからどうしたらいいのか」など、生き方について考える授業を行っております。

なお、各学校では、予期せぬ災害などが起きたときに、自分の身を守るための適切な方法を身に付けるため、火災や地震等を想定した避難訓練も実施しております。この中におきましては、コロナ禍で中止していましたが、町内防災士の方にも参加していただいたり、避難訓練とは別に「子ども防災士活動」を実施したりしている学校もあり、本年度から再開に向けて検討をはじめているようでございます。

教育委員会としましても、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な

意識と一定の知識・技能を習得した防災士の方に協力していただくことにより、子どもたちの身の回りの危険を予測・回避するためのノウハウや、安全な生活に対する理解をさらに深めることが期待できます。

今後、関係課とも連携しながら、毎月開催している町内校長・園長会議などの場を活用し、大津町防災士連絡協議会を周知したいと考えております。

その上で、各学校には、防災主任も位置づけておりますので、学校で計画する防災に関する行事等の趣旨に基づき、防災士の皆様の協力を得ながら、地域の防災上の課題について、探求的な学習や児童生徒の防災意識の醸成を図っていきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 地区防災計画については、現在、自主的な地域防災力向上を図るために、熊本県についても各地域での作成に力を入れておりますし、町におきましても、昨年には平川流域各行政区での作成を目標に進めているところですが、なかなか職員のみでは対応には限界がありまして、県の防災士アドバイザーや、あるいは防災士連絡協議会の協力を仰ぎながら、防災士と町が一体となって、各行政区に対し、地区防災計画の作成、毎年度の計画書の見直し、修正作業を推進していくことが必要である思っております。

なお、取り組みを推進する上では、防災士と地域との繋がりを強化することが重要であり、町としましても防災士連絡協議会と連携し、防災士の役割を多くの地域の皆さん方に知っていただくことや、行政区と防災士との情報共有や地域防災を協議する場の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、熊本地震の伝承につきましては、これまで毎年4月14日に熊本地震シンポジウムを開催するなど、熊本地震の伝承に努めてきたところですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、最近では実施ができておりません。

しかしながら、熊本地震の経験を後世に伝えることは非常に重要であり、また地域防災力の向上にもつながることから、熊本地震の伝承については、新たに検討してまいりたいと思っております。そして、若い世代に対し、熊本地震や防災についての学習を進めるためにも、防災士及び学校と連携し、学習する機会づくりにも取り組んでまいります。

また、自主防災組織を主体としたコミュニティにおける防災学習を進めるために、町の「地域防災力活動支援事業補助金」を活用していただき、そして防災学習に対する補助実績等につきましては、各行政区に対し、これまでの優良事例などの紹介などをしながら、取り組みの情報を共有することで、より多くの地域での取り組みにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 結言なんですけど、要は、今、行政区の取り組みや、その町民に対する取り組み、あるいは今、学校教育とか、そういった学校を核とした取り組みの、この2本が立ったんですね。これをどうつなげるかなんですね。先ほど、私もちょっと質問の中で述べましたが、地域防災力を最終的に向上させるには、その2つをがっちりと歯車をかみ合わせて、地域みんなでやるん

だというところまで昇華をさせていかなければいけない、その内容が地区防災計画の中に反映されることを期待をしています。

私は、この6月に防災のことを質問するということを通年決めておりますが、要はこの災害のリスクが高まっている5月から9月までの間にしっかりとした対策を打ち出していくこと。昭和28年6月26日、626水害、ものすごい水害が子飼周辺で起きました。黒髪周辺で起きました。恐らく、この町にも平川や矢護川、白川流域で大変な水害があったはずですが、しかし、その伝承ができていくことによって、防災計画というのが、防災対策というのが深化していく。この経験の伝承というのをしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

以上の点をお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様も、お忙しい中、大変にありがとうございます。9番議員、公明党の豊瀬和久です。通告に従い、5項目の質問を行わせていただきます。

本町においては、TSMCの建設や北側復旧道路の開通など、社会情勢の変化により生活環境に大きな影響を与えています。中でも、交通環境の変化に対しては、スピード感のある対策が必要だと思えます。

先日は、小学校区ごとに7か所でまちづくり町民懇談会が開催されるという機会ではありましたが、限られた時間ということもあり、校区ごとの課題に対する具体的な取り組みの説明はありませんでした。本来なら、直接、懇談会の場で校区ごとの課題に対する町の計画や取り組み状況を具体的に町長より説明していただくと一番よかったのですが、今回の質問を通して、交通環境の変化に対する通学路の安全対策や、今後のまちづくり計画の中での道路や公園などの公共施設の整備計画、介護や医療事業の運営についての考え方、命を守る取り組みなどについての、町の考えを具体的にお伺いをしていきたいと思えます。

それでは、通学路の安全対策についてお伺いしたいと思えますが、まず初めに交通量の多い通学路で、雨の日も暑い日も寒い日も自分たちの地域は自分たちで守るとの思いで、登下校する子どもたちの見守り活動を行っている保護者や区長の皆様、そしてセーフティボランティアの皆様にご心より感謝申し上げます。これからは雨の降る日が続きますが、体調管理などに注意をされながら、これからは子どもたちの見守りをよろしく願いいたします。

令和3年6月に起こった千葉県八街市での事故を受け、国より、通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶にかかる緊急対策が示され、通学路における交通安全の確保を図るための緊

急対策として、子どもを交通事故の被害から守り、通学路の交通安全を一層確実に確保することが重要であるということで、通学路の緊急合同点検の実施が要請をされました。

その際、これまでの通学路点検では危険箇所として取り上げられなかった見通しのよい道路や、幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所など、新たな観点も踏まえて実施するとともに、日常から通学路を利用している子どもの視点にも配慮するものとされました。

そこで、まずT SMCの建設や北側復旧道路の開通など、社会情勢の変化による交通環境の変化に対して影響の大きい護川小学校と室小学校の区長さんや、セーフティボランティア、保護者の方などから、いつまでも改善されないのご意見をいただいている危険箇所について、一部ではありますが、現在の状況を確認していきたいと思います。

それでは、補助資料の1の1をご覧くださいと思います。まず、護川小学校の1番は、通学路の変更により、畑の中の道幅の狭いところを通して毎日通学していて、保護者とセーフティボランティアさんが前後について登校している状況です。

2番は、小学校のフェンス沿いになりますけれども、歩行者が子どもたちが歩く路側帯を示す白線もありません。

3番は、国道325号線の杉水公園から東に向かっている中部農免道路ですが、この道路はT SMCの建設や北側復旧道路の開通によって交通量の増加や大型車の増加という影響を大きく受けている道路で、スピードを出す車の風圧に、歩くと大人でも怖さを感じるほどになっています。この道路は、以前は通学路でしたが、万が一、子どもが歩道からはみ出したり、大型トラックがハンドル操作を誤れば、高い確率で死傷事故になるという恐れから、通学路が変更されましたけれども、長年にわたって歩道が途中までしかない状況となっています。写真の手前側の白い点線の部分までは、縁石があつて、歩道がありますけれども、赤い点線の部分には縁石で区切られた歩道がありません。この道は農免道路とはいえ、今では主要道路に変化をしていますので、歩道やガードレールなど、防護柵の設置については柔軟性のある対策が必要ではないでしょうか。

次に、室小学校の4番、横断歩道の待機場所がないということで、北中や翔陽高校の生徒さんが通るときには、歩道から車道にはみ出さないと前に進めないような状況になっています。雨の日などは傘を差しますので、もっと車道に広がっていくというような状況です。

5番は、待機場所がない上に、横断歩道の先が花壇と重なっていて、不自然な位置にあるということです。

6番は、側溝に蓋がない状況が続いています。この道路は抜け道となっていて、交通量の増加の影響を大きく受けており、今では主要道路に変化をしているような道路になっています。ここから下に下っていくと、少し道が広がって歩道もありますが、逆に下から上がってくると、道が狭くなって、歩道がなくなる上に側溝に蓋もないです。脱輪をする恐れなどがあるということで危険な状態にあります。道幅を拡げられればいいと思いますけれども、すぐには難しいと思いますので、側溝を暗渠化するなどして、道路の有効幅を拡幅するなど、そういう対策はスピード感をもつ

て取り組んでいくべきではないでしょうか。

また、町民懇談会でも、横断歩道で車が止まってくれないであるとか、狭い道でスピードを出して危険な状態が多くあるとの声も出されていました。そのような危険箇所については、ソフト面の対策として警察による取締りの強化も必要ではないかと思えます。今、危険箇所の一例を取り上げましたが、町全体として危険箇所、50か所以上の安全対策の要望数が上がっているとのこと

です。

それでは、補助資料1の2を御覧ください。ゾーン30プラスという取り組みですが、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備のさらなる推進を図るためということで、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と合わせて、道路管理者による進入抑制や速度抑制などの物理デバイスの適切な組み合わせにより、交通安全の向上を図ろうとする区域のことを言い、警察と道路管理者である市町村などが連携をして、全国的にこの整備を進めています。近隣では、合志市の永江団地で実施をされているようです。市の対策内容は、警察による最高速度30キロメートル規制とパトロール、道路管理者である合志市役所建設課による道路上に速度を抑制させるためのハンブという道路に段差をつけるようなものの設置、カラー舗装、中央線を抹消、ゾーン30プラスの看板設置と路面標示、永江団地自治会と地域住民による登下校時の見守り活動などとなっています。本町におきましても、関係者が連携をして住宅街にある通学路などでは、このゾーン30プラスを推進していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

国では、令和3年9月末までに、道路管理者、警察、県などの関係機関で合同点検を実施して判明した危険箇所に対して、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止めなどのソフト面の対策、それとガードレールなどの整備によるハード面の対策を組み合わせた効果的な対策を、令和3年の遅くとも12月末までを目途に作成し、速やかに実施することとなっていますので、その点について3点をお伺いしたいと思います。

1点目は、要望数に対して未解決が多いという問題です。そこで、まず安全対策要望箇所数と道路管理者、警察、県ごとの点検状況及び対策の実施数についてお伺いをいたします。

2点目は、安全対策に関する情報共有の問題です。未解決の状態の危険箇所への点検結果や、今後の対応及び保護者などとの連絡会議等を通じた情報共有の在り方についてですが、交通安全プログラムの実施にあたっては、対策が円滑に進むように、関係者間で連携を図ることになっていますが、ホームページには点検箇所図と対策一覧は掲載してあるようですが、保護者や地域の区長さんなどへの報告が十分ではなく、不安感を持たれている状況です。今後は教育委員会の責任のもと、地域の多くの方々が子どもたちの安全のために協力をしてくださっていますので、保護者や区長、セーフティボランティアの皆さんに、点検結果や対策を適宜報告をしていただき、安心感を持っていただくとともに、見守り活動にも役立てていただきたいと思います。いかがでしょうか。

3点目は、財源の問題です。国土交通省は、自治体の実施する通学路での安全対策費用を国費で補助する個別補助制度を2022年度に創設し、500億円の予算を計上しており、今年度は555億円に増額をしています。

補助資料1の3をご覧ください。ホームページ上で公開をしてある令和5年度箇所表によりますと、県内で個別補助制度を活用した事業を行っている自治体は、事業主体が県の交通安全化対策で10の自治体分が活用しており、市や町が事業主体となるものが11の自治体で活用しております。近隣では、阿蘇市、菊陽町、益城町が活用されているようです。補助の対象となる事業は、通学路合同点検の結果、抽出された対策必要箇所における道路管理者による交通安全対策となっておりますが、令和5年度箇所表に本町の事業は書いてありませんが、どのようなことでしょうか。この個別補助制度の活用状況についてお伺いをいたします。

以上、通学路の安全対策3点につきまして、金田町長と吉良教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の一般質問にお答えをいたします。

私からは、町道の安全対策の現状と個別補助制度について、答弁をさせていただきます。

現在、大津町の状況は、TSMCの進出に関連した企業の進出、住宅をはじめとした様々な開発が進んでおり、道路の整備が、議員御指摘のとおり、重要な課題となっております。5月に開催しましたまちづくり町民懇談会においても、道路についての質問や意見が最も多く、ハード・ソフト面においても、道路、交通対策の必要性を強く感じているところです。

具体的に申し上げますと、主要地方道大津植木線の延線である町道三吉原北出口線を中心に、周辺部でも朝夕の渋滞が著しくなっております。最近では、渋滞回避のため脇道に逃れる車両が増え、児童生徒が行き交う通学路の危険性が増していると感じております。

大津町では、産業交通による渋滞回避のため、本年度から地方創生整備推進交付金を活用して中核工業団地から杉水公園までの既存道路の舗装打替えを行うために舗装強度調査を行い、産業交通の国道325号線への迂回通行の誘導を図ります。護川小学校周辺の歩道整備についても工業団地造成と併せて計画をしていきたいと考えております。

通学路においては、毎年、交通安全プログラムを実施して、危険箇所の点検や対応を行っております。

渋滞が著しい町道三吉原北出口線から回避するために脇道に逃れる車両も多いため、通学する児童生徒が少しでも安全に通学できるよう歩道や横断歩道設置の要望が上がっております。

室小学校の西側では、地元大津警察署とも協議をし、歩道幅を確保するため、あえて車道幅を狭くし、併せて車速抑制を図る整備を予定しております。

現在、ラヴィアン・そよ風台地区の町道杉水水迫線の歩道整備を行っておりますが、道路整備により通り抜け車両も増加することが見込まれますので、速度規制についても警察署と協議をしていきます。

また、翔陽高校北側にできました新興住宅地では、室工業団地西側から翔陽高校までを結ぶ「町道工業団地線」を通学用歩道新設のために測量設計業務委託を発注をしているところであります。

また、大津小学校北側の踏切付近から西へ延びる「町道引水前鶴線」と、文化ホール北側から県道矢護川大津線の引水高架橋の下を通り、みんなのおうち保育園前までの区間の路線についても、

昨今の住宅開発の進捗により、児童生徒の通学路整備が必要になっておりますので、財源的に有利な歩道整備事業採択に向け、国・県へ採択申請を行ってまいります。

御質問がありました個別補助制度を活用した整備につきましては、対象が令和3年度の調査時にリストアップした路線のみとなるため、御説明しました「町道引水前鶴線」や「町道工業団地線」については該当しませんが、別の交通安全施設等整備交付金事業を使った整備をするために、熊本県と協議に入ったところであります。

また、交通安全対策や道路等の危険箇所については、交通安全プログラムでの要望以外に、直接、建設課や教育委員会へ区長の皆様や保護者の皆様から連絡がある場合や、現在はスマホから道路・側溝の不具合なども報告できるようになっておりますので、様々な手法で町のほうへ報告ができる体制ができてきております。ただし、議員御指摘のように、その対応状況や経過の報告がないといったお声も依然としてございますので、対応ができる部分、できない部分も含めて、今後は対応・経過の報告についてもより一層丁寧にお返しができるよう、関係部署とも連携を強化していきたいと考えております。

なお、交通安全プログラム等の詳細については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 豊瀬議員の通学路の安全対策について、お答えさせていただきます。

なお、子どもたちの安全な登下校につきましては、日頃よりセーフティボランティアの方々を初め、地域の皆様方の多大なる御協力をいただいておりますこと、この場を借りて心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

大津町内の7小学校、2中学校の通学路におきましては、未だに必ずしも安全とはいえない箇所が見受けられるところでございます。そこで、大津町通学路交通安全プログラムでは、関係機関と連携し、町内各小中学校の通学路における必要な安全対策に取り組むために合同点検を実施しています。

点検時には、各校区から要望があった箇所の現地を実際に調査して回り、どのような対策が効果的か、問題解決にはどのような課題があるのか調査し、すぐに対応ができるもの、用地等が必要で解決には時間を要するものなど、把握しているところでございます。

点検後につきましては、昨年より、各中学校校区で学校関係者や各関係機関と調整会議を開催し、合同点検を踏まえた危険箇所の有効な対策などの検討を行い、その後、関係者間で認識を共有するための対策一覧表や対策箇所図を作成して、大津町のホームページで公表しているところでございます。

今後、交通安全プログラムを実施して、通学路の安全確保に努めてまいります。現在の合同点検状況等につきましては、この後、教育部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは、説明させていただきます。

現在の点検状況をご説明させていただきます。令和4年度については、安全対策要望箇所が15

か所ございます。すべて現地調査を行っており、その中で対策済み箇所数は町が関係する部署が2か所、県が関係しますところが4か所、警察のほうで対応していただいたところが2か所の合計8か所となっております。

また、令和4年度以前も含めた未解決箇所数については、現在、対策実施状況について調査をしております。大津町通学路交通安全プログラムでは、未解決箇所も含めた今後の対応策を検討していくところです。

また、結果や未解決箇所についても、学校、保護者など、関係機関とは、調整会議などにより情報の共有をさせていただいておりますけれども、今後は学校から、また地域、保護者、先ほどありましたように、ボランティアの皆様とも結果、状況が分かるように、校長会などを通じて周知と工夫をしていきたいと思っております。

令和5年度においても、安全対策要望箇所については各学校を通して調査をしながら、今後も各関係機関との連携の中で、合同点検の結果に基づく対策を取りながら子どもたちの通学路の安全対策に努めてまいりたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問を行わせていただきます。

今、説明が、教育部長のほうからありましたけれども、要望が上がっている箇所の具体的な、これは全体でいいですけど、何か所ぐらい要望が上がっていて、何か所未解決があって、そこをどう解決をしていくのかというのが示せれば示していただきたいのと、先ほど言いましたこの一例ですけども、さっきの中部農免道路に関しては対策をするような説明がありましたけれども、この室小学校の東側の側溝に蓋がないこととか、その辺りは何か具体的に、今提案させていただいて、側溝に蓋がないことについて、どのように感じて、今後対策が必要だと思っておりますけれども、そういう対策をする気があるのかどうかというのを伺いたいと思っております。何しろ、TSMCは1兆円の予算をかけて24時間作業で工場を建設されて、今年中にはできるのではないかとということで、来年の12月ぐらいにはもう出荷が始まるというような、急ピッチで向こうはスピード感をもってされていますので、町の取り組みのスピード感が余りにも遅いのではないかと実感をもちますので、対策ができる場所はもう緊急事態、非常事態だろうと思っております、今は、ですので、予算規模とかもやっぱり平時とは違う予算規模にならないといけないんじゃないかというふうに思っておりますので、対策を今までと同じような考え方で対策をしていたら、いつまで経っても危険箇所は改善されないと思っておりますけれども、その辺の町としての考えはどういう考えを持たれているのかお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 豊瀬議員の再質問にお答えします。

要望箇所が何か所あり、未解決箇所が何か所あるのかといったところでございますけれども、先ほど、すみません、令和4年度で要望箇所が一応15か所っております。その中で町が2か所、

県が4か所、警察が2か所の、計8か所が一応整備済みになっております。残りの7か所がまだ未解決箇所となっております。ただ、現在も令和5年度の要望箇所数について取りまとめをお願いしておりますので、その中でまた新たな要望箇所が出てくるかと思えます。

また、室小学校の側溝の蓋につきましては、建設課のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

6番の側溝に蓋がないという件でございますけど、確かに途中まで蓋を設置してあります。今現在、有利な補助があるかどうかというのを今検討しているところと、あともう一つが、この幅員がこれで足りるのかどうかというのを併せて検討を今後していかなくちゃいけませんので、その辺は改めて検討させていただければというふうに思っているところでございます。

それとあと、室小学校の4番と5番の待機場所がないと、真っすぐに進めないというところに関しましては、警察と協議を終えていますので、来年、警察のほうで新たに設置をするというふうに聞いております。以上になります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

道路関係に関しましては、議員御指摘のとおり、TSMCの流れも含めまして、非常にひっ迫性を増してきておりまして、今後、さらに加速していくものと考えております。町としましては、先だってカーブミラーの設置等、あるいは危険箇所の白線の引き直し等を優先して行ってきたところですけども、おっしゃるようにまだまだ町の中では整備する必要がある部分があるのは事実でございます。そうした中、最小の経費で最大の効果というところと優先順位づけというところをしっかりとやることが必要と考えておりまして、先ほど部長からありましたとおり、有利な補助金等も使いながらやっていきたいと思っております。

しかし一方で、議員御指摘のとおり、しっかりと事故が起こる前に対応していくことが最も重要だと考えておりますので、今、町の中で一つ一つの工事箇所、あるいは要望箇所というのは把握はしておりますけども、よりしっかりと見える化をする中で、どれをどの順番でやっていくのか、それをどのように住民の皆様にお示ししていくかということ、仕組み化、システム化として、より突き詰めていって、一つでも早く、一つでも有利な補助金等も使いながら対応できるように進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 対応状況の数のことなんですけど、先ほど教育部長のほうからは、令和4年度の数字は言っていただきましたけど、令和3年度があつて、僕の持っている資料では、そちらからいただいたんですけど。それでは、要望数が36か所あつて、解決数が10か所、未決数が26か所て書いてあるんですよ。これは多分、この令和4年度にそのまま引き続いて、これは残っている部分だと思うんですけど、そのあたりの数字の何か所残っているのか、現状がどうなっている

のかという把握自体が、もともと曖昧なところがあるんじゃないか、7か所て言われたですよ。では、令和3年度のが残っていたこの未決の26か所はどうなっているんだということになりますので、しっかり現状を把握していただいて、取り組みを進めていただきたいと思いますので、子どもたちの安全のために、しっかり目に見える形で、町民の皆様が安心していただけるように安全対策を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の土地区画整理事業についてお伺いをいたします。前回の3月定例会でも質問をしましたが、今回で3回目の質問となります。3月定例会での私の質問に対して、町長より、区画整理事業はまちづくりを行う上では適正事業であるとの認識を示された上で、今後のまちづくりの計画の中で、道路や公園などの公共施設の総合的な整備を行っていく必要があります、土地区画整理事業や市街地再開発事業で行うのか、美咲野団地のような民間の開発を道路や下水等の整備により誘導したほうがいいのか、様々な事業を調査研究をしていく必要があります、事業を実施することでさらなる町の賑わいにつながるよう検討を進めたいとの答弁がなされました。

昨年9月の定例会での質問では、肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討事業の中で、肥後大津駅を中心としたまちづくりについて、大津町の将来像を検討し、整備方針の整理を行う中には、土地区画整理事業の検討も行う予定で、今後、まちづくりを行っていく上では土地区画整理事業を有効に活用していきたいと考えておりますとの答弁もなされました。様々な事業を調査研究していく必要があります、事業を実施することで、さらなる町の賑わいにつながるよう検討を進めたいであるとか、土地区画整理事業を有効に活用していきたいなどと言われてきましたが、断り文句ではないと思いますが、実際にはどのように考えられているのでしょうか。

区画整理事業を実行するには、ノウハウや人手、財源も必要だと思います。そのような課題も含めて、判断にプロセスが必要なものについてはしっかりと議論を進めていただいた上で、着実に判断をしていただきたいと思います。そして、町長の判断で決められるものについては、スピード感をもって決断をしていただきたいと思います。

先日の熊日新聞の報道によりますと、菊陽町は本年度中に都市計画マスタープランの見直しに着手するという事です。本町の改訂より新しい2021年3月に改訂したばかりですが、TSMCの進出により、急激に社会情勢が変化をしていて、今後も町を取り巻く環境が変わると見込まれて、町の将来を再考する時期にあるということで、土地利用の柔軟性を高めるということになっています。

また、TSMCの工業団地方面とくまもと空港方面を結ぶ南北の菊陽空港線の延伸についても、事業完了時期を2026年度末と示されました。このように具体的に町が発展して、よく変わっていく取り組みが、町長のリーダーシップにより、スピード感をもって発表されることで、町民に安心感や夢や希望を与えることができるのではないかと思います。

補助資料4を御覧ください。現在、菊陽町が進めている（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の整備箇所を示した図面です。黒枠で囲んである杉並木公園付近から原水駅周辺までの68.9ヘクタール、東京ドーム15個分の広さを区画整理され計画を現在進められています。本町にも外的要

因としては菊陽町と同じようにチャンスが来ていると思いますし、新駅や高規格道路のインターチェンジの構想もありますので、もう少しスピード感をもって社会情勢の変化に対応するための具体的な政策を示していかなければ、町民に安心感を与えることはできないのではないのでしょうか。

そのような観点から、2点お伺いをいたします。1点目は、現状のまま、外的要因だけで人口増加や企業誘致が進み、道路や公園などの公共施設が整備されないまま、無計画な宅地化が進めば、今以上に子どもたちが危険な道を歩いて通学したり、渋滞や事故が発生しやすい道路が増えたり、安心して子どもたちを遊ばせる公園が少ないなど、住環境の悪化は避けられないと思いますが、どのような手法で人口増加に対応した、快適で安全な居住空間を整備するのか、早急に結論を出して、一日も早く快適な居住空間を提供していくべきだと思いますが、どのように考えているのかをお伺いいたします。

2点目は、土地区画整理事業は、事業費に対しまして整備された宅地に住宅建築を呼び込むなどの経済波及効果が大きいと思われませんが、費用対効果という点についてはどのようにお考えになれるか、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の2点目の質問にお答えをいたします。

土地区画整理事業についてでございますが、9月及び3月の定例会でお答えしましたとおり、土地区画整理事業には、利用価値の高い宅地が形成されるメリットと、その反面、事業期間が長期にわたるとともに、財政、人員面等、デメリット、課題等もございますが、計画的にまちづくりを行う上では最も効率的な手法の一つであり、今後のまちづくりには調査研究・検討していきたいというふうにお答えをしております。

議員御指摘のとおり、社会情勢の著しい変化、特にT SMCの進出等に伴いまして、町内の居住環境においては交通渋滞がさらに深刻化することが想定され、早急な対応が必要であることも認識をしております。

しかし、空港アクセス鉄道やT SMCの進出に伴う民間開発の増加など、大きな変化が起きている今、早急な事業の判断は、後の事業選択の妨げになるなど、手戻りのリスクもあるため、現段階では国や県、民間事業者などから正確な情報やニーズも収集しながら、今後のまちづくりの方針をしっかりと検討した上で、事業の決定に努めることも大切であると考えております。

その中で、先日も答弁させていただきましたとおり、今定例会に提案している予算により、町内の渋滞状況を定量的に調査・解析し、効果的な改善策を短期・長期と区別し検討することとしております。将来的には、道路整備計画を策定し、大規模な事業を実施することも想定しておりますが、渋滞問題は先ほど議員からございましたとおり、喫緊の課題でもあることから、すぐにでも着手できる対策については、スピード感をもって取り組んでいきます。

また、土地区画整理事業の経済効果については、先の答弁と同様に、事業をJ R等の駅やインターチェンジ、または集客施設等の核となる施設と関連性をもたせることで、人が集まる地域を創造し、町の賑わいにつなげるのが可能であり、計画次第では事業費を上回る経済効果が期待できる

ものと考えます。

一方で、多大な業務量や予算も必要となるため、工業団地や道路、駅前整備等も含めた町の様々な開発計画に要する人員も踏まえながら、民間の開発を呼び込むような計画も、事業者との協議も含めて現在進めているところであります。

また、大津町で、現在履行中の肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討等業務委託でも、大津町の将来像について検討し、整備方針の整理を行う中には、土地区画整理事業の検討も行う予定でございますし、その他の地区も含め、今後のまちづくりの手法として、土地区画整理事業を含め、その地域に合った様々な事業を調査・研究していきたいと考えております。

なお、町全体の構想につきましては、都市計画のお話もありましたけれども、以前から町民懇談会でもお話しておりますが、町の東側が発展することによって、南部・北部の人口密度も上げることができるといふふうに考えております。そうした中で、今、中心に集まりすぎている人口を外のほうにも流していくことによって、町の均一的な発展、そして渋滞解消等、そして町全体のさらなる伸びというところにつながっていくといふふうに思っておりますので、そこに関しては各部長等とも連携して、様々な地図を使いながら検討会議等も行っておりますので、学校の移転等、建て替え等のお話もありますけれども、その辺等を含めまして、お示しできる段階になりましたら、まずは議会のほうに町としてのビジョン、都市計画のほうを改めて、より具体的な形でお示しできればというふうに考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。豊瀬議員の質問に対しまして、御説明いたします。

町長答弁にありましたとおり、今定例会に提案している予算により、町内の渋滞状況を定量的に調査・解析し、効果的な改善策を検討することとしております。その結果をもとに、比較的短期間で対応が可能であるものとして、ソフト対策では信号制御、ハード対策では道路の部分改良などで対応したいというふうに考えているところでございます。

信号制御は、交通量が多い朝夕の時間帯に道路の青色表示の割合を多くする手法で、これにより車両の流れの改善を図ることができます。なお、信号制御を行うためには、警察との協議が必要になります。今回の調査により、渋滞の状況を定量的に把握することとで、警察との協議をより円滑に進めることができるというふうに考えているところでございます。

道路の部分改良につきましては、生活道路において車同士の離合が困難となっている狭隘部を部分的に改良することにより、車両の流れの改善を図ることができます。将来的には、道路整備計画を策定し、開発を誘導する道路や渋滞対策の道路整備など、大規模な事業を実施することも想定しております。

また、議員御指摘の土地区画整理事業の経済波及効果につきましては、例えば道路網の形成や宅地の整形化等に伴う土地の有効利用・高度利用が可能になるということで、商業や生活などの様々

な機能が加わり、地域が活性化したり、換地や保留地上への新築、既存の建物の移転に伴う新築・増改築、街区の再編・敷地の統合による新たな建築活動に係る民間投資が行われたりすることが考えられます。

ただ一方では、事業の実現には地権者の理解や多くの予算、そしてそれを遂行する職員も多数必要となるため、今後、町としての工業団地造成や中九州横断道路を含めた新たな道路計画や空港アクセス鉄道に伴う用地の交渉などに伴う業務量等も増えてくることから、土地区画整理ありきではなく、民間の開発を誘導する取り組みなども検討をしているところでございます。

一方で、現在履行中の肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討等業務委託でも、大津町の将来像について検討し、整備方針の整理を行う中には、土地区画整理事業の検討も行う予定でございます。その中の地区も含め、今後のまちづくりの手法として、土地区画整理事業を含めた市街地開発事業を検討し、その地域の最大限の魅力化により、大きな経済波及効果を得られる計画を調査研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問を行わせていただきます。

まず1点目が、町長より言われました、東側ですね、瀬田駅とか新駅周辺になると思いますけれども、この開発計画を現在検討されているような話でしたけれども、もう少し具体的に検討されて、将来、この開発を進めていこうという前提に検討されていて、もうここは再開発していったほうがいいと思いますけれども、その辺りのところを具体的にもう少し、町長の気持ちを聞かせていただきたいというのが一つと、現在のところ、民間開発を誘導して、様々な家を建てたり、民間の力だけで今、住宅建設とかが進んでいて、特に町の計画とか、そういうことにはなっていないという状況の中で、さらに民間開発を誘導していくという中で、渋滞対策もしながら、もっと渋滞になっていく可能性もあると思いますし、通学路の安全対策をしながら、もっと危なくなっていくところが増えたりとかということも考えられますけれども、民間開発のみを誘導する中で、そのような渋滞を起こさせないような仕組みとなるのか、通学路が安全に通れるような仕組みというのを何か考えて、民間開発の誘導に任せているのかどうかというのを、しっかりその辺は何か民間企業にお願いすることとかもあると思いますけれど、その考えがあるのかどうかというのを2点お伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

民間に任せるといふところなんですけれども、一つは線引きの開発ということで、菊陽町や合志市に関しましては、市街化調整区域になっておりますので、民間が開発したくてもできない地域がございます。一方で、大津町に関しては、もちろん農振等がありますけれども、平たく言いますと、もう民間のほうで進んでいってしまうというところで、なかなか町として止めるのが難しいような部分もございます。

そうした中で、様々な開発をするときにはしっかりと建設課、都市計画課等とも協議し、調整池ですとか、様々な要件のほうを業者にお願いをしているところでもあります。また、町全体の視点で見ましたときに、先ほどちょっと重なる話になりますけれども、やはり一部地域、中心部のみにこれ以上膨らんでいきますと、渋滞もまだまだ深刻化していくというふうに考えております。そこは止めれないところもございますが、そこは道路等もしっかりと整備をしながらやっていきたいと思っております。

一方で、先ほどの町全体の広がりというところで、まだまだスポーツの森周辺、東側は人口密度としても、土地の空き具合としても、開発が可能な部分だというふうに思っております。そうした中、今、工業団地、あるいは様々な企業が進出する中に人材不足の話もありますので、税収向上の面でも、人材確保の面でも、町の持続的な発展という意味合いでも、しっかりと人口を増やすことが必要であると考えておりますけれども、その中でスポーツの森周辺に関しましては、特に東側のほうに空きがありますので、そこに一つはやはりまちづくりを進めるためには、道路というところ、また下水、水道というところが関係してくると思います。町としては、そこをしっかりと先に町がビジョンを掲げて整備方針を示すこと、あるいは先にやっていくことによって、町のなるべく望むような形でまちづくりが進むように、そしてその大きな道路があることによって、渋滞等を抑制できるような、そんなまちづくりをしていきたいというふうに思っております。菊陽町の良い面を言いますと、先に大きな南北道がたくさん入っておりまして、その後に様々な開発が進んでいるように状況でございます。また、原水駅周辺に関しても、20年ほど前から構想を描いて、着実に進めているところがございますので、このものすごいスピードで進む時代において、20年かけて行っていく話ではもちろんございませんので、そこは民がやるべきこと、行政がやるべきことの中で、どのように行政が誘導を図っていくかということをしっかり考えながらやっていきたいと思っております。

ただ一方では、懸念点としまして、あの地域は農業としても非常に重要な地域でありまして、養豚団地等もございます。そうした中、ただ単に発展、人を増やすだけではなく、結局、住み、暮らす方々が幸せでなければ、まちづくりとしては成功とはいえないというふうにも考えておりますので、全体のバランス感をとりながらやっていきたいと思っております。

また、もう1点だけ、最後にお伝えしますと、瀬田駅も含めてのことなんですけれども、やはり学校をどうしていくかというところが、特に一軒家を増やす、そして住民を増やしていくのは重要なことだとは考えておりますので、まちづくり住民懇談会でも校区の方々から様々な御意見が出ましたけれども、学校を建て替えの計画も出ておりますので、そのときどうしていくかというところは、町の中でもしっかりと指針をもちながら、また住民の皆様、保護者の皆様の御意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 非常事態だということ認識をいただいて、スピード感をもって対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、小中学校体育館へのエアコン設置についてお伺いいたします。文部科学省は、今年度、公立の小中学校の体育館にエアコンを設置する自治体への国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げられました。小中学校体育館にエアコンを設置する取り組みは、授業時の猛暑による熱中症対策のみならず、災害時に避難所として使用する際の環境改善の効果も見込まれます。金田町長が掲げられている子育て支援、教育環境日本一のまちづくりを実現させるためにも、国庫補助率が引き上げられた今を好機と捉え、小中学校の体育館へのエアコン設置を計画的に進めるべきだと思いますが、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

小中学校体育館へのエアコン設置についてお答えをいたします。

近年、気候変動の影響により、年平均気温は上昇を続けており、気温が30度を超える日や猛暑日が増加するなどし、学校管理下における熱中症が毎年発生しております。熱中症のリスクが引き続き増加することが予測されております。

また、災害発生時において、学校の体育館は地域の避難所としても利用されるため、空調、特に冷房設備の設置は、避難所の環境改善として必要性が増しているところです。

政府が令和5年5月30日に発表した熱中症対策実行計画によりますと、2030年までに熱中症の死亡者を、現状から半減することを目指すとし、この計画の中には公立小中学校の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援すると記載をされております。

実際の体育館への空調設備設置の方法としましては、学校関係の学校施設環境改善交付金を利用して空調設備を設置する方法と、体育館を避難所施設として避難者の安全確保、環境改善のために緊急防災・減災事業債を利用して整備される方法の2つがございます。

学校施設環境改善交付金を利用して空調設備を整備する場合には、体育館の断熱性の確保が交付要件となっておりますので、体育館の大規模改修工事と合わせて設置することが効率的であるとされております。

また、緊急防災・減災事業債を利用して空調設備を整備する場合には、主に避難所の環境改善等を目的として整備されるものです。

事業費などの詳細につきましては、担当部長が説明いたしますが、今後、小中学校の体育館への空調設備の整備につきましては、どのような手法で整備するのか、有利な財源や補助事業などと長寿命化や大規模改修などの時期的なものも含めて、しっかりと調査研究をしていきたいと考えております。

詳細は、教育部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、御説明させていただきます。

先ほど、町長からも答弁がありましたように、学校関係の学校施設環境改善交付金を利用して空

調設備を設置する場合には、体育館の断熱性の確保が交付要件となっております。

実際には、それぞれの体育館の面積や現状で違いますけれども、文科省の事例を見ますと、屋根、壁、窓等の改修を行い、断熱性を高めた上で、また電気などの受変電設備の整備も必要となる場合がございますので、そういった設備も含め、空調設備の設置工事をする場合、1校当たり、参考事例としまして、約1億1千万円程度の事業費がかかるようです。

そのうち、国からの交付金として約3千万円程度の見込みで、残り8千万円が町の持ち出しとなり、財政支出は大きく見込まれるところです。その他、電気使用料やメンテナンスなどのランニングコストも、他の先進自治体の事例では、年間約130万円程度かかる見込みのため、具体的な試算を詰めた上で、政策的な優先順位付けや財政計画の見直しが必要になると考えております。

また、全国的な事例といたしまして、大規模改修工事等を前提とせず、体育館が指定避難所として指定されていることによる、緊急の場合の避難者の安全と快適さを確保することに重点を置いて空調設備のみを整備する事例もございます。

空調設備のみの工事費の事例を見ますと、空調の方式にもよりますが、概算で約2千万円から4千万円程度の事業費が見込まれるところです。

ただ、空調方式や選定機種により様々ですので、例えば輻射熱を利用した輻射パネル等により空調施設を整備する場合には、空調設備のみで1億円以上かかる場合もございますので、用途や条件などをしっかり検討していく必要があるようです。

近年の気候変動による猛暑日の増加や、子どもたちの熱中症対策、避難所の環境改善といったことを考えていきますと、小中学校の体育館にも空調設備の設置の必要性は高いと考えますので、今後、整備の手法や有利な財源、各体育館の現況など、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 次に、健康維持者を増加させる取り組みについてお伺いをいたします。

町長は、人生100年時代を見据えた福祉を基本方針に掲げられて、様々な事業を展開されています。現在、大津町は高齢化率は低いですが、介護保険料は高い水準にあり、介護や医療にかかる町の費用削減事業の健全な運営を図るためにも、現在行っている健康維持者を増やすための事業が効率よく合理的に行われているのかを検証し、柔軟性をもって推進していくことが必要ではないでしょうか。

そのようなことから、2点お伺いをいたします。1点目は、町民の皆様がいつまでも元気であり続けられるように、温泉やジムの利用料割引などを行って、とにかく体を動かすことを支援していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、先日、ある方から電話があり、町ではヨガなどの健康維持につながる公民館講座を実施していますが、人気があるようで、生涯学習情報誌が届いてすぐに電話で申し込みをしても、すぐに定員でいっぱいになっていて、受講したくても受講できない状況にあるということでした。多くの人が体を動かすことによって健康を維持していくことを後押ししていくためにも、受講を希望

する人が受講できるように、定員や講座数を増やすなど、町としても積極的に支援を行うべきではないかと思いますが、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の、健康維持者を増加させる取り組みについての質問にお答えをいたします。

本町では、交付金事業を活用した地域活性化起業人の事業として、全国的にスポーツクラブや福祉事業で実績のある株式会社ルネサンスの職員に着任いただき、民間企業のノウハウを活かした新たな健康づくり事業を昨年度から継続して実施しておりまして、高齢者のみならず、全ての世代に向けた健康づくりを推進し、介護予防に繋がる町独自の取り組みを構築することで、将来において健康寿命の延伸に繋げていくように取り組んでおります。

議員がおっしゃる、本町の高齢者が、いつまでも元気であり続けられるように、温泉やジムの利用料割引などを行うべきでないかとの御質問ですが、関連する取り組みとして、現在、本町では水ポイントを用いて、健康増進活動を行った場合に、貯まったポイントで町総合体育館のトレーニングルームが利用できるようになっております。

また、令和4年度から、健康づくりの一つとして、スマートフォンを利用した熊本健康アプリを開始し、獲得したポイントに応じて、協力店舗での割引や、抽選会での参加特典の提供など、2つのポイント事業を、健康づくりを促すインセンティブ施策として、並行して実施しております。

さらに、高齢者の方に対しましては、介護予防事業に加え、65歳・70歳・75歳を迎える人については、保険証交付時に健康づくりのきっかけとして、町トレーニングルームの無料券を、1人1枚にはなりますが、交付をしているところです。

次に、温泉の利用についてですが、本町には現在、町営の温泉施設がございませんので、近隣市町の温泉施設を利用されている方も多いかと思われれます。予算や事務的な煩雑さもあり、町外の温泉施設利用に対する割引券の発行などは現状すぐに行うのは難しいというふうに考えております。

ただし、町トレーニングルームの利用に対するインセンティブ施策につきましては、4月から指定管理者による管理運営になっておりますので、今後、町で実施する健康づくりの事業に関しまして、指定管理者とも協議を重ねながら、効果的な内容に繋がるものとして捉えた上で調査・研究をしたいと考えております。

次に、ヨガなど健康維持につながる公民館講座を増やすなど、町としても積極的な支援を行うべきではないかとの御質問ですが、昨年度は健康福祉部の新たな健康づくり事業として、公民館と連携したヨガやフットケア教室を行い、50歳からの健康教室を3回シリーズで行い、大変好評であったと聞いております。

公民館講座につきましては、私も政策として幅広い層が参加できる講座を増やしていきたいと考えておりますので、特に好評であるものやリクエストが多いものにつきましては、募集定員や各種講座の開催回数、新規講座の開講など、講師の方とも調整して、前向きに進めていきたいと考えております。

今年度は、町健康づくり推進計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を予定していることから、関係団体にヒアリング調査を行うなど、現状の課題を整理した上で、計画に反映できればと考えております。

健康づくり事業につきましては、集団での講座や教室に加え、今後はウォーキングなど一人でも取り組める内容もぜひ推進していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 最後に、自転車用ヘルメット購入費用への補助についてお伺いをいたします。

先日の熊日新聞にも掲載をされておりましたが、熊本県のヘルメット着用率は7.8%と、全国の中では高いようですが、それでも1割に満たない状況です。その一つの要因が、ヘルメット購入のための経済的負担とも考えられています。

補助資料の5を御覧ください。東京都足立区の補助制度のポスターですけれども、このように補助制度を行う、普及を支援する動きが全国的に広がってきているような状況です。

そこで、本町でも補助制度を導入して、自転車に乗る際のヘルメット着用が、子どもから大人まで努力義務となつてことを周知するとともに、自転車に乗る人たちの命を守るために、このような自転車用ヘルメット購入補助を創設していくべきだと思いますが、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

町内でも自転車専用サイクリングコースもできておまして、県道のほうには自転車走行指導帯として、矢羽根と呼ばれる青色マークが、最近設置をされているのをよく見かけるようになったところです。

一方で、自転車の利用が増えている中で、交通事故も増加しておまして、全国的にも問題視されております。

そのような中、法改正もありまして、ヘルメットの着用が努力義務となされております。実際、非常に自転車の事故は増えておまして、その中でもヘルメットを着用していない方の致死率は、着用している方に比べて約2.1倍と、非常に高くなっているのが現状、現実でございます。

以前に行われた民間の調査では、13歳未満の方のヘルメット着用率は約63%、13歳以上89歳までの着用率は約7パーセントと、非常に差があるような状況でございます。

こうした中、調査によりますと、被らない理由として多いのが、みんな被っていない、面倒くさい、髪型が乱れるなどの理由が挙げられているようでございます。

議員御指摘の、自転車用ヘルメット購入費用への補助については、他自治体で取り組まれている状況を注視し、検討すべきであると考えておりますが、ヘルメットを着用するに当たって、抵抗感がある方もおられ、自転車乗車中の死亡事故の大半は頭部の外傷であることを考えると、ヘルメット着用は有用であり、特に頭部を守るという安全の面においても、効果を強く訴えていくなどの啓

発にしっかりと力を注ぐことが必要であると考えております。

町内でも、4月13日の午後から、中学生や高校生を対象に、大津警察署・大津地域交通安全活動推進委員の役員と合同で、ヘルメット着用について啓発活動を実施しました。

今後も、引き続き、自転車乗車中におけるヘルメット着用の効果など、啓発に努めてまいります。以上でございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） よろしく申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時08分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 改めまして、皆様、こんにちは。議席番号2番、田代元気でございます。

まず初めに、今年もHonda熊本硬式野球部が都市対抗野球大会に8年連続で九州の第1代表として出場を決められまして、東京ドームにまた大津町という名前が表示され、全国に本町をPRしてもらえることに大変嬉しく思います。今年こそはという期待の声も多くありますが、まず初戦を突破していただき、一つ一つ勝ち上がっていただければと思っております。

また、野球関係では、読売巨人軍に入団しました萩尾選手も、先日1軍登録され、プロ初出場で、初ヒットも記録しまして、こちらも大変嬉しく思います。また、1軍に戻ってきて活躍されるよう応援していきたいと思っております。

また、先の高校総体では、大津高校サッカー部を初め、町内の高校に通う数多くの選手がインターハイへの出場を決め、全国の舞台で活躍してくれることを嬉しく思います。こちらもぜひ応援していきたいと思っておりますし、町長のほうもPRしていただけたらと思っております。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、工業団地整備と周辺地域の問題についてですが、4月の全員協議会において、工業団地の候補地や事業費などが示されました。内容を見てみますと、これから越えなければならないハードルがいくつもあり、町としてどうクリアしていくのか、議会としましてもこれまで関係予算などを通してきた以上、責任がありますので、町民の皆様が納得していただけるよう努めていかなければならないと感じているところであります。

今回の件に関しまして、大きく4つ質問通告いたしていますが、まず初めに、現在建設中のJASMは、来年の12月には出荷を開始する予定とされている中、町で計画する工業団地は令和9年度に分譲開始を目指すとなっております。熊本県と熊本市のほうでも新たに工業団地を整備し、こちらは令和8年度に分譲開始を目指すとなっております、本町が整備する工業団地よりも1年早いこと

が分かっております。また、本当に立地したい企業などからは、自ら土地を探し、1日でも早くというのが本音のようで、国道325の沿線では不動産関係の方が現地に赴きまして、調査をしたり、私のもとにも不動産関係の方や近隣自治体の議員などから相談を受けることも多くあります。

そんな中、先ほど申しましたように、JASMの出荷開始から2年以上、県や熊本市の工業団地整備よりも1年遅い、本町が整備する工業団地は、本当に完売できるのか、現在の町の状況、考えを伺います。

次に、事業費についてですが、今回、町が示した内容を見ますと、1平方メートル当たりの事業費が1万2千800円とありました。そんな中、新聞、ニュースなどで、近隣の農地を含めた土地が急激に高騰している状況であります。昨今の燃料費や資材の高騰などの中、今回予定している事業費で本当に整備が可能なのか、町の見解を伺います。

3つ目に、本当はこの問題を最初にしなければいけなかったんですけど、今回の予定地ではカンショや牧草の畑が広がっております。今はカライモの作付けも終わっており、家畜用の餌であるトウモロコシが植わっている状況です。今回の予定地は、基盤整備こそされておりましたが、優良農地であることは言うまでもありません。

そのような中、農家への補償や対応について伺いますが、先日の住民説明会では、代替地を考えているとの説明があったようですが、今回、私が一番気になるのは、畑を借りてカライモや牛の餌を作っておられる方へはどういった対応を考えているのか、本当に今、畜産農家にとっては餌の問題は輸入飼料の高騰で大変厳しくなっている状況であるというふうに聞いております。さらに農地がなくなり、自給飼料が作れなくなると、もう死活問題になってくるんだと思っております。

この予定地では、津田議員さんもおられますが、私の先輩も酪農をされており、話を聞きますと、工業団地整備は町の発展のためには仕方ないことかもしれないが、自分たちのこともしっかりと考えてほしいというお話を聞きました。その方は、すでに3ヘクタール以上の土地を地権者に返しましたし、さらに工業団地整備で餌を作る面積が減るとなると、餌だけの問題ではなく、堆肥の処理も相当な負担になってくることでした。また、代替地を考えるということについても、大きなトラクターが通れるような道路も一緒に整備してもらわないと、畑に行くだけでも苦勞するといった話を聞かせていただきました。

また、カライモ農家で、この方は70歳を超えておられる方ですが、せっかく子どもたちが仕事を辞め、一緒に農業をやってくれ、継いでくれるようになった。そのため、トラクターも新しくし、負担を軽くするためにフォークリフトも入れたばかりなのにといった話も伺いました。そういった声は、町長のほうにも届いていると思いますが、どう考えているのか、町長の考えをお聞きます。

最後に、整備するにあたっての道路問題ですが、予定地周辺ではすでに朝夕の渋滞は著しいものであり、今回の工業団地整備でさらに渋滞が悪化することは容易に予測できると思います。また、近くには護川小学校もあり、予定地の真横が通学路となっております。私は運送関係の仕事もしておりますが、いろんな地域の工業団地なんかも行きますけど、学校の真隣に工業団地があるというのは、私が今まで行った中では記憶にございません。そんな中、この渋滞対策と通学路も含めた道

路問題についてどのように考えているのか、以上4点の項目について質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） こんにちは。田代議員の質問にお答えします。

半導体大手のTSMCは、昨年4月から本体建設工事に着手されており、今年秋頃には工場建屋が完了し、内部の製造設備等の関係工事を経て、2024年12月からの操業開始を予定をされております。工事も概ね順調に進んでいると伺っておりますが、TSMCの本格稼働に合わせ、町へも半導体関連の企業やサプライヤー企業の進出も相次いでおり、最近では台湾企業からの問い合わせも増加しているような状況でございます。

また、町内に立地されている企業においてもアンケートも含めて確認したところ、増設等の計画がなされている企業も増えていることから、新たな企業の進出や既存企業の増設の支援についても、庁内を挙げて取り組んでいるところであります。

また、工業団地についての考え方ですが、これまで本町では南部工業団地の整備後に長年売却できない区画があったことも踏まえて、町事業としての工業団地整備・検討は行っておりませんでした。町として紹介できる土地を用意するとともに、今回のような場合に機を逃さず迅速に対応できるよう、今後は5年ごとなど、定期的に適地調査を行いながら、その時の企業の進出や増設などの状況に応じて、速やかに対応できる体制をとっていきたいというふうに考えております。

今回はその最初だと考えており、4月の議会全員協議会でも御報告させていただいたとおり、TSMCの進出に伴う関連企業を含めた企業進出の受け皿の確保と位置づけ、産業集積の拠点として、杉水区内に約10ヘクタール規模で工業団地を整備することとしまして、地権者の皆様への説明会を開催したところであります。

議員が懸念されております完売の見込みについての御質問ですが、半導体分野の需要はまだまだ成長段階とされており、企業の動向としましても、材料メーカー等を含めた企業ニーズも今後も継続されるものといわれております。

また、TSMCに関連する各メーカーなどの顧客数も数千社に上りますので、今後も関連会社等の進出も継続するものと期待をしております。また、今回の工業団地に限った話ではございませんが、熊本県が自動車、半導体に続く、第3の柱として取り組む、美容や健康、ライフサイエンスなどのUXの分野についても大空港構想の中の1町として、積極的に誘致をしていきたいと考えております。

今回の候補地は交通アクセスなども非常に利便性が高く、また近隣にも半導体関連の企業も多く立地しているところから、ビジネス拡大の可能性も大いに広がる地域として最適地と認識しております。この優位性を大いに活かし、トップセールスも含めた企業誘致を進めながら、早期に売却できるように努めていきます。そのためには、整備スピードも加速させていく必要がございますので、本年度4月から企業振興課の職員も増員を行っており、併せて部局横断的に一丸で取り組んでいるところですので、1日でも早く整備完了ができるよう、引き続き取り組んでいきます。

次に、工業団地の整備事業費に関する御質問ですが、現在、用地買収のための不動産鑑定業務委

託を行っているところで、買収単価も近々、地権者の方へお示ししたいと考えております。

昨今の近隣の土地価格の高騰、さらには原油価格の高騰等により、買収価格だけではなく、造成費等の工事費用もこれまで以上に費用が増大することが予測されます。また、1つ目の御質問にも関連いたしますが、土地の買収価格が高額になりますと、売買にも影響が出る可能性がございます。将来への産業投資のためとはいえ、整備には多額の公費が投入されることとなりますので、しっかりと財政シミュレーションを行いながら、企業への売却単価も考慮し進めていきます。

3点目に、今回の候補地の農家の方への補償や対応についてですが、5月8日に地権者説明会を開催し、私も出席をいたしました。その中でも、地権者から農地を借りて飼料作物やカンショなど作付けされている農家や酪農家の方からは、代替地をしっかりと確保してほしいなどの御要望を多くいただいております。

工業団地を造る一方で、農業が衰退することは、これまでの農工商併進として進めてきたまちづくりの脆弱化や、食料の安定供給の衰退に繋がることにもなりかねませんので、今後、用地交渉を行う中でも、個々にお話も伺いながら、代替地の確保を含めて、最大限対応させていただきたいというふうに考えております。

最後に、工業団地周辺地域の渋滞対策や通学路の安全対策については、候補地周辺の道路は、護川小学校の児童の通学路ともなっており、これまでも歩道整備などの安全確保に関する御要望をいただくなど、以前からも課題となっている地域でもございます。特に歩道整備については関係各課と協議しながら、工業団地造成と併せてしっかりと計画をしていきます。

また、周辺地域では交通量も多くなっておりますので、造成整備期間中及び企業が立地した後も、交通安全対策等を徹底しながら、以前から要望の強い地域への信号設置の推進なども含め、子どもたち及び近隣住民の安全をしっかりと確保していきます。

今回の工業団地整備は、将来のまちづくりと住民サービスの向上を見据えても、産業集積及び人口流入、地域活性化を含めた経済発展の一助となるプロジェクトとなりますので、1日でも早く整備に着手できるよう、県や庁内関係者ともしっかりと連携を取りながら、そしてもちろん住民の皆様にもしっかりと配慮、説明をしながら取り組んでいきます。

詳細につきましては、担当部長より御説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） こんにちは。私からは、新たな工業団地整備及び周辺地域の問題について、御説明いたします。

4月の全員協議会で担当課長より御説明いたしましたが、今回、工業団地の候補地として杉水地区内に約10ヘクタールを整備する方針として、現在、工業団地基本計画策定業務の中で土地利用計画を協議しているところでございます。

工業団地整備には、各種法規制や用地取得などの様々な手順を踏まえ、完成までには早くとも3から4年程度かかると見込んでおります。本年度には、基本設計及び用地取得に向け着手していく予定としていますが、それ以外にも農振除外や農地転用、開発許可等の法的なものをクリアしてい

かなければ、次の段階へと進むこともできません。来年度末までには、関係法令等に基づく手続きを完了していくところで目指しておりますので、確実に、かつ、迅速に対応していくためにも、現段階から関係機関との協議を進めているところでございます。

令和9年度の方譲開始では、企業ニーズに即さないのではないかと懸念もあるかと思いますが、2022年の世界半導体市場は70兆円に対し、2025年度には100兆円を超える予想もされております。

このように、今後も半導体関連の分野はますます成長していくことが見込まれておりますので、より効果的に企業誘致を進めていくために、本年度も電子デバイス新聞社に戦略的な企業誘致の支援のための業務委託を行い、企業の増資動向や誘致ターゲットの企業情報を提供いただきながら、効果的に企業誘致を進めてまいります。

杉水地区への説明の状況ですが、地権者への説明を5月8日に行わせていただき、9日に関係区長への説明を行わせていただきました。6月16日は住民の方々への説明会を行わせていただく予定です。

次に、農家の方への補償や対応についてですが、地権者の方には用地費や補償費についても、評価基準に基づいて対応してまいりたいと思っておりますが、地権者以外で農地を借りておられる農家や酪農家の方々に対しても、地権者同様、寄り添いながら御意向などをお聞きし、農業委員会とも協力しながら、代替地確保に努めてまいります。

最後に、開発区域周辺の安全確保についても、子どもや周辺住民の方の安全が第一ですので、道路整備や渋滞対策も、県などの関係機関や庁内関係部署とも連携を密に取りながら、しっかりと対応してまいります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

農家への対応と補償についてなんですけど、最大限の対応をしていくと町長のほうから答弁があったんですけど、今やっている農家の方を守るという強い言葉が欲しかったんですけど、その辺については最大限の対応はする、でもできなかったじゃいけないわけですよね。

それで、あと代替地を用意するにしても、近隣では多分ないと思うんですよ。ある程度離れたところになると、そこにトラクター、農機具を持っていかなければならない。その辺の道路整備について、町長はどのように考えているのか。

あと、4番目の道路問題について、歩道等の整備はもちろんですけど、具体的にどういった、例えば工事期間中でしたら、私の場合、運送業をやって、朝6時までには現場に入らなきゃいけないとか、9時以降に入らなきゃいけないとか、そういった時間、タイムラグを通学時間帯とかずらしてやっている工業団地とか、結構多いんですね。そういった取り組みもぜひやってほしいんですけど、その辺についてどういうふう考えているのかをお聞きします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 田代議員の再質問について、御説明いたします。

1つ目の、農家への補償については、先ほど御説明したとおり、農家の方にしっかり寄り添いながら、農業委員会と協力し、代替地確保に努めてまいりたいと思います。おっしゃるとおり、周辺には非常に少ないかもしれませんが、その辺は近隣町村も含めたところでしっかりと確保に努めてまいります。

続きまして、道路についても地権者説明会でも実際、今トラクターが非常に大型化していると、代替地を見つけたとしても、遠くなったり、道が狭くなったりしますので、その辺については道路整備も含めて検討していただきたいということですので、関係部署ともしっかりと協議をしながら進めていきたいと思います。

それと、3つ目ですが、歩道整備について、実際、工事期間中はこういった対応ができるかということで、議員おっしゃったとおり、ほかの工事でもありましたように、子どもたちの通学時、通勤時、特に通学時についてはその時間帯を避けながら、朝行くとき、夕方帰るときを避けながらやっている工事もありますので、その辺は実際工事に入る段階で、学校やPTAの方々と協議をしながら進めていきたいと思います。以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

代替地の件なんですけども、実際、農作物を作られている方もそうですが、実は地権者の方からも、なかなか貸している方の代替地が見つからないことには、売ることはできないというような御意見もいただいております。その点もしっかり踏まえて、個別にも対応させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

また、大型農機具に関しましては、実際に地権者説明会のときにも、私も含めてしっかり見に来てほしいというお話もありましたので、見に行く算段をしているところでございます。

また、農業だけの道路となりますと、なかなか費用対効果で難しいところが出てくるところも可能性もありますので、そこも踏まえて個人的にはまちづくり懇談会でもお話させていただいたんですけども、地権者説明会の中でも実際に代替地を探すにしても、杉水近辺であれば、また新たな民間開発等で農地を追われる恐れがあるという懸念も出ておりました。そうしたことも踏まえて、具体的に矢護川という声も出ておりましたけども、しっかりとそこを、一部県道もございますけども、そこを拓げることによって、トラクター等も動かすことができる、かつ矢護川等の発展、アパート、マンション、商業施設等も含めて、そうした将来の発展を見込めるような道路を造れないかというところを、今、県担当課のほうにも考えてもらっているところでございますので、しっかりと農商工すべてしっかり発展できるようにして、そしてそれが住民の皆様の幸せ、安全につながるように進めていきたいというふうに考えております。

また、工事期間中の安全性に関しましては、先ほど部長がお話したとおりですけども、最大限配慮しながら進める必要があるというふうに考えております。以上です。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 農家の方には最大限寄り添って取り組んでいかれることを本当にお願ひしまして、本当この工業団地整備についてはこれから大変な道のりだと思います。担当部局のみならず、全庁挙げて、町民の皆様が納得して、かつこの工業団地の整備がうまくいって、町民の皆様の幸福量が増すように取り組んでいかれることをお願いして、次の質問に移ります、

次は、町民の公約であります活気と賑わいを生む仕組みづくりについて質問いたします。

まず1点目の、アウトレットモールの誘致についてですが、もう私たちの世代で、私の友人とか知人などによく言われますのが、アウトレットの件はどうなったのかということでもあります。この件について、町長の101の具体策にうたわれていたということで、若い世代を中心に期待の声が多いことは、皆様も御承知のことと思います。

そんな中、昨年、合志市が農業をテーマとし、カントリーパーク、農業研修センター、農業大学校エリアにおいて、広域交流拠点構想の推進に関する提案書を、県に対して提出いたしました。この構想の中には、アウトレットモールの整備も図るということも含まれており、大津町、町長の公約がありましたけど、二歩も三歩も先を越されたなと思うところでもあります。

このような状況の中、町長の公約であるアウトレットモールを誘致しようということですけど、町長の2年数か月のこれまでのそのアウトレットに関しての動きと成果について伺います。

次に2問目に、運動公園周辺の活性化についてお聞きします。昨年12月定例会の私の一般質問において、県営野球場の誘致を訴えましたが、とても前向きとは思えない答弁でありました。これは町長に対して皮肉を言うつもりでは全くないんですけども、お隣の菊陽の吉本町長は、昨年就任されたばかりですけども、自らセールスマンとなり、プロ野球のキャンプ地の訪問や、火の国サラマンダーズの試合会場へ足を運ぶなど、精力的に動いておられます。先週末も唐津の野球場を視察に行かれたということをお聞きしました。

また、3月定例議会における山部議員の一般質問も、ロアッソくまもとのホームスタジアム誘致についても、私のときの答弁と同様、前向きとはとても思えない答弁ではなかったのかなど記憶しております。

そこで質問ですが、町長は運動公園周辺の活性化について、どのような構想をもっており、これまでどのような取り組みをされてきたのか、具体的に答弁をお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の質問にお答えをいたします。

まず、私の具体策の一つであるアウトレットモールにつきましては、九州内には鳥栖市をはじめ、昨年4月に北九州市のスペースワールド跡地に開業されたものがございます。この北九州市に立地しましたイオンモール・ジ・アウトレット北九州へは昨年、視察研修を行っております。イオンモール八幡東と併せて店舗面積は約9万6千平方メートルあり、大型駐車場が整備されております。JRスペースワールド駅に隣接しており、集客のうち約8割が自家用車、約2割がJR等で来場されているとのこと。アウトレット店舗のみならず、学びの場や地域の情報発信の場など、複合的な機能を備えることで、多様な層の集客を指向されております。

本町を取り巻く環境としましては、中九州横断道路や南阿蘇鉄道の肥後大津駅乗り入れ、空港アクセス鉄道などによりアクセス性が大幅に改善されるとともに、TSMC進出に伴う関連企業の立地、高層賃貸マンションの建築、商業施設・宿泊施設の集積、阿蘇くまもと空港新ターミナルビル開業、東海大学臨空キャンパスオープンなど、町の活性化に繋がる追い風の中にあると感じております。

こうしたアウトレットモールに関しましては、平日いかに顧客を集めるかが重要であると聞いておりますが、そうした中でも空港に近いというところで、外国の方は土日・平日あまり関係なくたくさん来られるので、そういったところもアドバンテージがあると認識をしておるところです。

事業者としましては、複数の候補地の中から出店先を選定し、収益性・将来性を踏まえた市場調査を行いますので、まずはその俎上にのるように町としても積極的に事業者や開発業者へ町の利点をアピールしながら、トップセールスも含めて、ことあるごとに投げかけております。実際に、複数のアウトレットモールの親会社、運営会社とも、私も含めて協議あるいは申入れ等を行っておるところではあります。

一方で、本格的なアウトレットモールのような大型開発には、事業主体者の意思決定から開業までに少なくとも7、8年がかかるという話も訪問した際伺っております。引き続き、先ほどの道路等に関しても申しましたが、町としての基盤を整えながら、情報発信や誘致活動などに努めていきたいと考えております。

なお、町が積極的に商業施設の誘致活動を行う場合には、既存の小売店等への影響も十分に配慮し、町内の既存店舗とできる限り商圈や業種業態、規模が重複しない、特色ある商業施設の誘致を図る必要があると考えております。

また、町外・県外からも多くの方を呼び込むことのできる店舗を誘致することで、地域の飲食店や商店への波及効果へもつなげる発想が必要だと考えております。

その象徴的な事業体がアウトレットモールだと考えておりますが、今秋には本町にニトリが開業予定ですが、今後もアウトレットモールのみならず、既存の業種業態にはない、特色ある様々な商業施設の誘致を積極的に進めていきたいというふうに考えております。これに関しては、重ねてになりますが、銀行、開発業者、デベロッパー等、様々な協議を複数行っているところでございますが、詳細につきましてはお示しできる段階でお示ししたいと思います。ただ、今の段階で確定しているものはございません。

また、運動公園周辺の活性化につきましても、民間活力を入れた住宅開発や商業施設誘致等、都市整備を進めていきたいと考えております。周辺道路につきましても、人流の変化に伴う交通量の増加や交通渋滞の発生など、住民の生活への影響も懸念されることから、今年度、交通量調査等による分析を行うこととしており、策定を予定している町道整備計画において、事業化に向けた検討も進めていきます。

また、大津町東部の活性化には、瀬田駅周辺の開発や、小学校区の再編、学校の在り方にも関わってきますし、農業振興や農業事業者を守る施策も必要となってきます。様々な課題がございます

が、課題解決には町民の皆様の御意向を確認し、各種業態の方々とも情報を共有し、協議を行いながら慎重な検討も必要だと考えております。

先ほど一部お伝えしましたが、町の東部が発展、活性化することで、町中心部との間にも商業施設立地や住宅開発など、様々なメリットが期待され、一帯に市街地が広まっていくこととなります。民間事業者が進出するか否かは収益性などを総合的に勘案し検討されますので、全体的な基盤を整備しつつ、誘致に向けた積極的なPRを行っていきます。

現在も、対外的には様々な方面に情報収集や町の思い、市場としての魅力を伝えているところですが、引き続き魅力あるまちづくりにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、具体的に2つ御指摘のありました、合志市のアウトレットのお話と、菊陽の野球場のお話なんですけれども、合志市のほうに関しましては、もう4、5年前から取り組んでいるというお話もございましたが、そこに追いつけるようにというか、大津町により目を向けてもらえるように、引き続き交渉等も行っていきたいというふうに思っております。

野球場に関しましては、今、県内で言いますと、野球場のお話と、バスケットボールのお話と、サッカー場のお話がございます。今、担当課のほうに指示していますところは、前回の一般質問でお答えしましたが、果たしてサッカー場、野球場、バスケット場をこの町に造ることが、住民生活全体で考えたときにプラスになるのかならないのかの整理が必要だというふうに思っております。例えば、前回の一般質問ですと、サッカーの場合、ホーム試合、年間20試合ほどしかない中で、そのときにもものすごい交通渋滞が起こる。また、そのときの別の利用用途も必要になってくる。また、何かを持ってくるということは、また何かを持ってこれないというところでもあります。また、公共的な施設でありますと、固定資産税が入ってこないということでありましたり、ただ一方でその経済効果をどう捉えるのか、あるいは使わない期間にどのように町として活用推進して、それを経済効果にもつなげていくのか、そうしたそもそものところをしっかりと整理する中で進めていきたいと思っておりますが、具体的にそちらもお話を詰めているところもありますので、そちらに関してもお示しできる段階になったらしっかりと、個別のお話はお示したいというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

町長、具体的にこの運動公園周辺の活性化とか、アウトレットモールの誘致とか、アウトレットモールも完全にビジョンをぼんと打ってるわけじゃないですか。例えば、運動公園周辺についても、何かこうやるという、それがやっぱり町長の仕事というか、町長だからできることだと思うんですね。私はこういうふうなまちづくりをやりたいとか、実際そういうのが見えてないから、この質問をやっているわけで、野球場も駄目、サッカー場も、じゃあだったら何をやるのと。住宅を造成するのか、商業施設を誘致するにしても、もう任期は折り返しを過ぎているわけじゃないですか。もう2年間何もやってなかったと言われたらそれまでなんですよね。町民の皆さんは一切見えないわけですから。町長、本当何をしたいのかですね、この運動公園周辺に関して。私も地元の区長さん

とか、南校区の区長さんとかから要望を結構受けまして、学校を造ってくれたとか、アウトレットを誘致してほしいとか、いろいろな話を聞くわけですけども、本当町長が全然発信をしてこない、このことに関して。そのことで本当に公約にうたっている以上は、ある程度のことは町民に対して示していくのが町長の仕事じゃないのかなと思うんですけども、実際、何か本当にやるのかやらないのか、今のままなのか。何かするにしても渋滞するからと言いますが、何をするにしても渋滞するんですよ。結局、サッカー場で週末渋滞、運動公園とか行きますとね、そんなひどくないんですよ、渋滞とか。交通アクセス、駅はないですけど、バスは走っていますけど、そこまで渋滞はしてないんですね。実際、そういったのも見て渋滞が、ものすごい渋滞がすると言いましたが、そこまで渋滞はしていません。実際、本当町長がここで何をやりたいのか、はっきり示す時期じゃないのかということで質問しましたので、その辺についてももう一度お答えをお願いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

まず、渋滞の点からお話いたしますと、おっしゃるように現時点では渋滞はそこまでないところもありますけども、例えば私も先日、ロアッソさんとコンサドーレさんのテストマッチを見に行きましたけども、観客は数百人程度、一方で子どもたちのクラブチームとの練習等もありまして、ローソンさんから右折のレーンでかなり車がスタックしているような状況であったりですとか、ただ実際の試合となりますと、その5倍、10倍の人数が来られると思いますので、そこはしっかり見据える必要があるというふうには考えております。

また、具体的に何を造るかということなんですけども、今現状、申し訳ございませんけども、市場分析をしておるところでございまして、まずはその中でも先ほどの別の議員さんへの質問でもお答えいたしましたけど、道路の整備というのがまず必要になってくると思います。ただ、あとは具体的にいくつか話しているところもありますけども、正直、用地交渉に至る段階でのお話ですとか、学校等も含めて、大変申し訳ありませんけども、ちょっとこの場で言えるところと言えないところもあります。おっしゃるように、しっかりと示していかないことには進んでいかないところもありますので、そこは早期にお示ししたいというふうに思っております。以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再質問はしませんが、このアウトレットは本当若い世代を中心に期待されているんですよ、相当。例え合志市にできたとしても、それは大津の町民からしたら近いし、それは便利で合志市でもいいやという考えもあるかも知れませんが、ぜひ町長のほうも精一杯、自分のコネクションなり、パイプなり使っていただいて、本当やってほしいと思いますし、運動公園の周辺の活性化についても、本当指定管理になって、今後良くなるみたいなことを町長の具体策の進捗状況のほうには書いてありますけども、本当周りがまだ結構、畑もあって、土地も空いています。東側とか、ずっと空いていますので、本当町長がこれをやるとバーンとやってもらったほうが、いろいろ調査業務委託と結構上げていきますけど、よそにお願いするんじゃなくて、町長自らがビジョンを持って打ち出していかないと、本当せっかく若いリーダーですので、本当発揮していた

だきたいと思ひますし、その件に関しましては私も良いと思ふことは精一杯協力させていただきますので、今後ともよろしくお願ひします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。1時45分から再開します。

午後1時36分 休憩

△

午後1時46分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様、こんにちは。8番議員、山本富二夫です。

コロナも5類になり、コロナ禍前の生活に戻りつつあります。その中で、本日は傍聴に来ていただき、ありがとうございます。また、インターネット配信での一般質問をお聞きの皆様、ありがとうございます。

今回は通告制に基づき、3つの質問をします。

第1、大津中心部の朝夕のひどい交通渋滞の解消対策をどう考えているのか。大津町には大津町地域公共交通計画がありますが、TSMCの工場建設以降、社会情勢の変化の流れが大きく変化しています。大津町まちづくり懇談会に参加をして思うのですが、町中心部の学校での懇談会の中で必ず朝夕の交通渋滞の意見が出てきています。私は朝から町中心部に用事があるときに行くとき、国道57号線に入るまでに信号機を3回から4回待つことがあり、時間的にも20分ぐらいの余裕をもって行かなければなりません。町中心部の住民の皆様は、今の渋滞が日常茶飯事になっております。今すぐ対応できるものは対応していただきたいものです。新たに第2TSMCが菊陽町周辺に工場建設を発表したということですが、ますます交通渋滞の対策を町は急いで取り組まなければならないと思ひます。

益城町の復興整備課に4月3日お伺ひして、益城町の県道の4車線化と、4本の町道の整備についてお伺ひしました。益城町の4本の町道を幅12メートルと幅14メートル幅に拡張して、町民にやさしい道づくりを実行されるとのこと。私が感じるに、大津町以外の周りの市町村は、道路新設整備、道路拡張整備に動かれていると思ひます。町長の101の具体策の54で生活道路の停滞緩和と、52の南北横断道路の新設をうたわれておられますが、大津町中心部の渋滞をどう解決を目指すのか。大津町中心部全域で停滞が朝7時から始まり、57号線をはじめ、国道325線を中心に443号線は下町交差点から渋滞が始まり、8時過ぎまで続きます。443号線に並行して通る農道は抜け道として多くの自家用車が見受けられます。これはほかの地区の抜け道も同じだと思ひます。北部地区の住民の方も今まで以上、2倍以上の時間がかかると言われております。何とか早く改善をお願いしたいと要望いたします。源場地区からはTSMCの工場が3交代の影響で夜中でも交通量が多く、点滅信号で事故がいつ起きるか分からないのを心配されておりました。

そこで、資料1を見ていただきたいと思ひます。この案は令和4年7月22日、瀬名地区避難所

で総合運動公園東側からJR瀬田駅周辺の地域開発について、引水区、森区、鳥子川区、吹田団地地区、東小学校、6地区の役員、三役との勉強会を学識経験者をアドバイザーとしてお招きし、どう進めればいいのかを検討しました。その中で、2本の道路整備が最優先で、次に上下水道整備が地域の開発につながるとの意見が出ました。2本の道路整備は、南北線のことです。最近、南部地区と北部地区の町民から、TSMCが菊陽町に進出しても、大津町の開発は中央部分が主で、南部地区や北部地区の開発の話は聞かない。以前と変わらず、高齢化が進み、過疎化も進むばかりだ。町長は、南部地区や北部地区のことを考えていないのではないかとされています。

今回の提案は、令和4年7月22日の勉強会をもととしています。1つは、鳥子川から森、吹田を抜け、運動公園東側を抜け、国道57号線をまたいで吹田団地西側の信号機交差点までの道路の案が出ました。

2つ目は、外牧代官橋から大林地区を抜けて、国道57号線をまたいで、吹田団地東側を抜け、中核工業団地を通り、平川地区を抜け、矢護川の県道23号線につなげる新道の案が出ました。この路線、南部地区や北部地区の開発に大いに期待がもてるものです。

2本の南北線を新設整備することで、車の拡散が起り、渋滞の緩和につながると思いますが、2本の道路新設の先行投資を町長はすべき時期に来ていると思いますが、それを踏まえて、一つ、町中心部の生活道路の渋滞緩和対策について、2、大津町を南北に横断する道路の新設予定計画があればお伺いします。3、資料の案についての見解を町長にお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えをいたします。

まず、生活道路の渋滞緩和策についてです。町民の皆様の暮らしに直接的な影響を及ぼす交通渋滞は、町の中心部に限らず、全域で対応しなければならない重要課題の1つであると認識しております。そのため、振興総合計画に、道路・交通ネットワークの充実を掲げ、現在は町道三吉原北口出口線の迂回ルート整備や、町道室工業団地4号線の拡幅及び延長に向けた取り組み等を進めておるところであります。一方で、TSMCの進出など、今後の環境の変化に伴い、交通渋滞はより一層深刻化していくことが想定されます。議員から御指摘がありましたとおり、先月、町内7か所で開催したまちづくり町民懇談会においても、交通渋滞の改善を求める御意見を多数いただきました。

このような状況を踏まえ、町として新たな対策に着手するためにも、町内の渋滞状況を定量的に調査・分析し、効果的な改善策を検討するための予算を、今定例会に提案しております。調査内容等の詳細については、後ほど担当部長からご説明しますが、この調査結果等を踏まえ、すぐにも着手できる対策については、スピード感をもって取り組んでいきたいと考えております。

また、今後、道路整備計画を検討するにあたって、今回の調査結果等を活用することで、新規の道路整備等の必要性や適切な整備箇所などをしっかりと検討していきます。

また、中九州横断道路の開通も渋滞緩和に大きく寄与すると考えておりますので、先月は東京で行われた中九州横断道路建設促進大会において、発言の機会をいただき、国土交通省や国会議員の

皆様に対して直接早期事業化をお願いするとともに、先週も熊本県庁職員にも同行いただきまして、町単独での国土交通省への要望活動をトップセールスにて行ってきたところであります。

次に、大津町の北部と南部を結ぶ南北縦断道路についてですが、その1区間として鳥子川交差点付近から南部農免道路までの道路新設を計画をしており、本年度概略設計を行うこととしております。南北を縦断する路線として考えた場合、北側復旧道路の大津インターチェンジから県道北外輪山大津線、通称ミルクロードでございますが、こちらを通過して国道57号を横断し、スポーツの森大津横の県道山西大津線を南下し、バイパス化を予定している県道瀬田竜田線の森地区を通り、架け替えを検討されている森橋を渡り、鳥子川交差点を抜け、空港台地に上がって南部農免道路を通過して阿蘇くまもと空港まで到達するルートになります。このルートであれば、大津インターチェンジから阿蘇くまもと空港までの南北を縦貫するルートなり、大津インターチェンジから鳥子川交差点までについては熊本県での整備となるため、町は一部負担金のみで済むと考えております。なお、その他の南北を縦断する道路に関しても、交通量調査も踏まえ、検討を進めたいと考えております。

また、資料1で御提案があった南北線についてですが、利用需要や費用対効果、中長期の財政計画等も研究して、事業化の是非を判断していきたいと考えております。

ただ、議員御指摘のとおり、今、町中心部の渋滞が非常に厳しい状況であります。用地交渉等を考えますと、中心部を南北の大きな道路がなかなか時間的に考えても厳しい部分もございます。菊陽町の場合も、先ほどお話ししましたが、町が発展していく前に道路をしっかりと通していくということと言えます。まさに東側のほうというのは今後の発展性も見据えて非常に有用であるというふうに思っております。その基本認識の上で、今後、南北道路に関しては進めていきたい、検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。山本議員の質問について御説明いたします。

まず、渋滞対策についてですが、町長の答弁にありましたとおり、町内の渋滞状況を定量的に調査・分析し、効果的な改善策を検討するための予算を、今定例会に提案しております。

調査の内容としましては、交差点において、進行方向別や時間帯別等に車両の流れを観測する交通量調査や、青信号の間に通過することができない車列の長さ等を測定する渋滞長調査などを予定しております。これらの調査により、各箇所毎の渋滞状況を数値化して把握することが可能になります。なお、調査箇所につきましては、大体15か所程度を予定しておりますけど、専門の業者と議論しながら選定していきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、この調査の結果を分析することで、渋滞の改善策を検討します。想定される改善策としましては、交通量が多い朝夕の時間帯に道路の青色表示の割合を多くする信号制御や、右折レーンを新設する交差点改良、既存道路の拡幅、新規道路の整備等があります。

渋滞箇所毎の効果的な対策を検討し、優先順位を付けながら、短期的に実施できる対策には早急

に着手するとともに、大規模な事業等につきましては、道路整備計画の策定等を通して、最適な在り方をしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

次に、南北を縦断する道路についてですが、本年度、鳥子川交差点付近から空港台地までを結ぶ新設道路の概略設計を行います。関係する西原村とも協議しながら新設道路を計画していきます。県道のバイパス化や橋梁改修等、様々な課題はありますが、大津インターチェンジから阿蘇くまもと空港までアクセスする道路として重要路線と位置づけております。この道路へは岩坂集落の南側を東西に横断する町道もアクセスさせることで、岩坂地区や中島地区からの避難路も兼ねる道路としても位置づけることを想定するなど、実現の可能性が高い道路と考えておるところでございます。熊本県とも打ち合わせを行っておりまして、実現に向けて、今後も協議を続けていく予定でございます。

説明は、以上になります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ただいまの第1の質問で、鳥子川を中心に新道の計画があるということで、あの地区の開発等については皆様も大変喜ばれるんじゃないかなと、私も思っております。

では、次に第2の質問に入らせていただきます。地域駆除隊の活動は、年間を通して活動できるようにすべきだということで質問させていただきます。

2022年7月から2023年3月31日まで地域駆除隊の活動がありますが、終わった3月31日で大変大きな被害が出ています。

資料2を、これが資料2ですけれども、地域駆除隊の活動が3月31日に終わりましたが、終わった後、4月15日と16日の2日間で、資料2のと通りのイノシシの法面の被害状況であります。500メートル以内に私が3基の箱罠を設置していますが、箱罠を設置をしているときには全然来ていなかったんですけども、そのときには餌をやり、箱罠があるということで、イノシシも怖がり、寄り付かない状態でありました。

資料2がありますが、これは5、6頭で被害がこのような状態になった状況です。この写真のものはですね。麦作農家の畑にはイノシシが入り荒らしまわるし、カライモ農家も植付けが終わった後にカライモの畑に入り、ほじくり返す被害が4月以降見受けられます。先月の5月27日に、カライモ農家の被害防止網にシカがかかり、また28日には家庭菜園を囲っている網にシカがかかりました。朝から、私にシカを駆除してほしいという依頼がありましたが、今の時期は駆除隊は活動ができない時期であり、シカが誠に苦しんで鳴き声がうるさいと思うけども、下手に近づかないでほしいと。シカが弱り、息絶えるのを待ってから、網を外して土の中に埋めてくださいとしか、相談者には言えないのが今の駆除期間外であれば、そういう方向しかシカのかかっている農家の人には言えないわけです。なので、年間を通して駆除隊の活動ができるならば、すぐに現場に行き、処理ができ、相談者も死骸の片付けなども、駆除隊や猟友会に頼めたはずです。一部市町村では年間を通して駆除隊の活動が認められております。町からの農作物被害に対しての電柵等の大幅な補助事業による多くの農家からの感謝の言葉を耳にします。イノシシやシカやサルは捕獲をしなければ、

一時的な予防にしかならないのが現状です。

そこで伺いたいのは、農家の被害を防ぐために、1年間を通して地域駆除隊の活動を認めてほしいという駆除隊からの要望です。そのことについて、町長にお伺いをします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えをいたします。

有害鳥獣対策につきましては、農作物被害を防止し、農業経営の安定と、さらなる向上を図ることを目的としております。最近では、以前に比べ、イノシシやシカ、小動物の生息域が山林から平坦地に拡大している状況であり、捕獲頭数におきましても、年々増加している状況であります。参考までに、5年前の平成30年度有害鳥獣捕獲総数につきましては84頭でしたが、令和4年度の有害鳥獣捕獲総数は478頭が捕獲されており、5年間で5.5倍程度増加しているような状況でございます。

そのような中、令和3年度より多面的機能支払交付金事業を活用した有害鳥獣地域駆除隊を4支部で結成し、地域での農作物被害対策に努めておられ、大変心強く思うとともに感謝しているところでございます。

御指摘いただきました、1年間を通しての有害鳥獣地域駆除隊の許可につきまして、従来の流れでは新年度4月より害鳥獣地域駆除隊事業実施申請書を提出し、事業実施前に補助員は安全講習会を受講することで有害鳥獣捕獲許可を出しておりました。この方法では、どうしても捕獲許可を受ける前の期間において活動することができなく、年度当初時期の農作物被害に対応することができない状況でありました。

山本議員の御指摘につきましては、従来の申請時期や安全講習会について、前年度に前倒しすることで、新年度4月1日から捕獲ができるよう改善していきたいというふうに考えております。年間を通した有害鳥獣地域駆除隊の活動ができることで、地域の農地を地域の力で守れるよう町として支援をしていきたいというふうに考えております。

また、先日は経済建設委員会の方は行かれたと伺っておりますけれども、グランメッセでICTを活用したスマート農業の取り組みもございました。私のほうもそちらを見に行きましたけども、様々な機器が、この有害鳥獣対策としても出ているような状況でございます。来年度に向けてのことも含めて、その点も有効活用できるように、今、担当課に指示しているところでございますので、そんな取り組みもぜひ行う中で、鳥獣対策をしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の有害鳥獣地域駆除隊について御説明いたします。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲隊、地域駆除隊、電気牧柵による補助の3本柱として取り組んでおりますが、最近の被害は日々増加しております。有害鳥獣地域駆除隊は国の多面的機能支払交付金事業の有害鳥獣対策事業として令和3年度に発足し、本年度で3年目の運用になります。

目的としましては、農作物や生活環境等への被害対策に取り組む地域住民や地元農業者で結成され、取り組みされている地域としましては、錦野、大林、瀬田、小林支部の4支部です。各地域においては、わな猟免許を所持している1名を地域駆除隊リーダーとして地元農業者及び地域住民の捕獲補助員5名以上の隊員で組織し、わなの設置、見回り、止め刺しの補助活動を行っております。これまでの実績としまして、令和3年度はイノシシ8頭、令和4年度はイノシシ36頭、シカ1頭が捕獲されており、着実に成果を上げております。

山本議員の御提案のとおり、令和6年度から許可開始時期を見直し、新年度の4月1日から捕獲ができるように改善していきたいと思っております。有害鳥獣捕獲隊につきましても、同様に年度当初からの許可開始できるよう検討しております。

今後も引き続き、町の有害鳥獣対策協議会や有害鳥獣捕獲隊、また地域駆除隊の皆さんと連携を図り、有害鳥獣対策の体制強化に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ただいま回答の中で、町長は来年からということですが、部長のほうは来年から考えていますということですが、実際にはどちらが本当でしょうか。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の再質問に対して御説明いたします。

町長が申し上げたとおり、来年度、令和6年度の許可開始時期を見直し、新年度の令和6年度の4月1日から捕獲できるように改善していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 昨日、地域駆除隊の講習会が農地・水の関係でありまして、今年からは高野地区でも地域駆除隊をつくり、イノシシ、シカの捕獲に取り組むということでありました。来年度から、1年間捕れるということであれば、地域の農家にとっては大変有り難いことですので、よろしくお願しておきます。

では、第3問に入ります。先ほど、第1質問で新道の件がありましたけれども、第3問は岩坂区、中島区の白川左岸地域は水害被害常襲地域であるが、安全に高遊原台地への連絡道路が狭いので、早期の道路を新設してほしいという要望で質問いたします。

私がテレビを見ていたとき、災害に遭われた地区の道路整備に国の交付金事業で整備が報道されていたので、国土交通省のホームページ、資料2をちょっと出していただいているのかね。資料2にあります、国の国土強靱化計画に基づき実施される国土交通省の交通事業の社会資本整備交付金のうち、道路事業を見つけ、その中の災害拠点への補完路の整備等について支援を行うとの記載があることを見て、住民の財産と生命を守るためにも、早期の道路整備を国に申請していただきたいと思っております。

近年の災害の規模の大きさが、人吉災害を経験して分かるように、想像を絶する災害をもたらすもので、地域住民は不安を感じておられます。私が住んでいる白川左岸地区は、豪雨災害のときに、

最初に阿原目地区から濁流の浸水が始まり、中島地区、そして内牧、外牧地区の濁流が流れ込みます。その時点で上井手や下井手でも反乱がおきる状態です。とても氾濫した白川の橋を渡り、町中心部の避難所に行くことはできないので、以前から岩坂区、中島区の住民の皆様からは、熊本空港アクセスへの県道の嘆願を国に対して出されたが、県は一向に動いてもらえない。白川左岸から高遊原への町道は、道幅が狭い上、曲がりくねった道であり、地域住民の方の強い要望として、県道を国の災害拠点への補完路の整備支援事業として、役場から一直線でくまもと空港までの2車線を国と協議することを強く希望されております。

大津町まちづくり懇談会の中でも、白川左岸地区には避難所がないのでつくってほしいと住民の方が発表されておりました。避難所の新設の考えの、国の社会資本整備事業交付金のうち、道路事業を活用しての整備事業をぜひお願いしたいものです。

資料3の1をお願いします。県道211号線、中島地区から高尾の高架道路にして、県道145号線をまたいで、高遊原地区に避難所道路新設を国に町は要望していただきたい。避難道路ができれば、地域住民の避難が安全にできるし、この避難道路新設により、役場からくまもと空港までの道路を開設して、一直線に役場から熊本間が結ばれるメリットが生まれる。このことを踏まえて、国に対して国土交通省の国の予算を使つての新道建設の計画を働きかける気持ちがあるかどうかを、町長にお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えいたします。

岩坂区・中島区等の白川左岸地域から高遊原台地への避難道路についてですが、これまで区長様方からの陳情も含め、様々な声がありましたが、なかなか進んでいないところは御指摘のとおりで、私もそのように感じております。これに関しましては、町としても引き続き要望をさせていただくところでございますけれども、これからの実現性等も含めて、関係機関とより深い議論が必要になってくるんじゃないかというふうに、次のステップに進むためには、それが必要じゃないかというふうに考えております。

また、併せまして、県道瀬田竜田線のバイパス化、森橋架け替え、改良など、県の事業も絡めた南北道路、先ほど御説明した点でございますけれども、兼避難道路の実現を図っていきたいとも考えております。事業につきましては、道路事業の社交金事業は補助率が低率のため、地方創生事業の補助事業を活用できればというふうに思っております。

新設道路と新たな避難所新設の両方を研究して、事業の投資効果等を含めて選択をする必要があると考えております。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山本議員の質問について御説明いたします。

白川左岸地区から高遊原台地への避難路についてですが、議員御提案の県道岩坂陣内線を延伸しまして高遊原台地へ上る道路については、高低差が大きいため安全な道路勾配が取れない可能性が

高く、また用地確保についても中島・岩坂地区の山林は相続等がされていない土地が多くみられるため、相続登記等に時間を要することなど、課題も多くございます。町だけで事業を進めることにつきましては、少し難しいのではないかとこのふうにも考えております。引き続き、熊本県へ技術的な面も含めまして、要望をしていきたいと思っております。また併せまして、国のほうにも要望していければというふうにも考えているところでございます。

避難路新設や避難所確保につきましては、有利な補助事業等も今後含めて検討していければというふうにも考えております。関係部署とも協議しまして、より実現性が高く、効果の高い避難方法となるよう検討し、住民の安心・安全確保に繋げていければというふうにも考えているところでございます。説明は以上になります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 国土交通省の補助金を活用して、県とかはちょっともう無理だと思うんですよ。だから、そういう意味では、国のほうにやっぱり実際に社会資本整備総合交付金というのがあるわけですから、相談する気持ちがあるかどうかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山本議員の再質問にお答えいたします。

確かに、国土交通省のほうに社会資本整備総合交付金事業というのがございます。これにつきましては、地方公共団体が作成しました整備計画に基づくものというふうになっておりまして、現在、この事業に対する整備計画を町のほうでは作成しておりませんので、今後、ちょっと国のほうとも打ち合わせをしながら、どういうふうな状況で進められるのかというのを確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ぜひ国と協議を重ねていただいて、岩坂・中島地区の住民の皆さんの期待に応えられるようお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時30分より再開します。

午後2時23分 休憩

△

午後2時35分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） こんにちは。傍聴席の皆様におかれましては、お忙しい中、傍聴いただき、誠にありがとうございます。今回、4問質問させていただきます。

それでは、議席番号7番、山部良二が通告に従い、質問いたします。

資料1を見ていただいてよろしいでしょうか。これは菊陽町で整備したバス転回広場です。原水駅北口に整備し、運用を5月から開始しています。TSMCの進出で増える通勤者の利便性向上や

渋滞緩和を目指すために、セミコン通勤バスを朝夕、計22便、1日延べ900人が乗車し、過去最高となる見込みです。

本町でも、JRの利用促進を促す必要があるのではないのでしょうか。多くの同僚議員から、TSMC進出による渋滞緩和のための道路整備等の質問が相次いでいます。ですが、道路整備には時間がかかることは明白であり、駅を結節点としたバスや鉄道の利用を促進するべきではないのでしょうか。中には大津町でのパークアンドライドが進まないことから、光の森駅前のパークアンドライドを利用されている町民の方もいると聞いています。利用を促進するには、最善と考えられるのは、肥後大津駅を高架にし、高架下を利用することが理想的ではないかと私は考えています。

しかし、現実問題、今すぐできることではないわけです。私の考えとしては、大津町役場駐車場を3階建て、4階建ての駐車場にし、その2階以上をパークアンドライドに利用する。そして、民間圧迫とならないように、役場駐車場をパークアンドライドにすることにより、利用減となった駅近隣の空いている駐車場も借り上げ、パークアンドライドに利用する。利用客には大津町で利用できる商品券を購入していただく。そのことで、町の産業の活性化や税収増につながります。もちろん、パークアンドライド駐車場限定、通常の家庭用駐車場として用いられないような配慮、例えば公共交通機関の定期を保有などと、条件にする必要はあります。

また、こんなことにお金を使うのは税金の無駄遣いではないかと言われる方も多いかと思いますが、全国の渋滞による損失は年間で12兆円を上回ります。1人当たり年間30時間の損失といわれています。また、今年から始まるといわれている巡回バスの実証実験についてですが、どのような制度設計にするかが重要となってくると思います。基本的に市町村が運営する巡回バスなどは、時刻は朝8時から17時までが一般的だと思います。今後、渋滞が加速することを考えれば、当然、通勤・通学も視野に入れていく必要があると思います。

以上を踏まえ、3点お伺いいたします。大津町と菊陽町などの市街地とセミコンテクノパークを結ぶ無料の通勤バスを新たに5つのルートで48便運行していると思うが、現状と今後の課題は。本町でもパークアンドライドの取り組みを考えていると聞いているが、実際、駐車場の確保は進んでいるのか。巡回バスの試験運行が始まると思うが、通勤・通学に使えるような制度設計が必要ではないか、その3点をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えをいたします。

今回御質問いただいたセミコンバスのルートの件ですが、今年1月27日に開催されたセミコンテクノパーク従業員向けのノーマイカー実証実験の際の無料通勤バスの運行の件かと存じますが、こちらは熊本県が行っているUXプロジェクトの一環として、セミコンテクノパーク従業員をターゲットとして、公共交通を活用した車1割削減による渋滞緩和体験・効果測定を目的として、1日限定で行われた実証実験となっております。この実証実験では、熊本市内から2ルート・合志市・菊陽光の森・大津から各1ルートの計5ルート・48便が、セミコンテクノパークまでの無料往復巡回バスとして運行されました。また、県民総合運動公園等を活用した無料のパークアンドライド

も併せて行われております。実証実験の結果としては、当日は天候も悪く、1日のみの実施であったことも影響し、利用が少ない結果となりました。

今回のプロジェクトの結果から、公共交通利用への様々な課題も出てきましたが、議員が御指摘のとおり、駅を結節点としたバスや鉄道の利用を促進することは交通渋滞緩和に大きく寄与するものと認識しております。当該プロジェクトの結果分析も参考にしながら、町独自で町内企業向けの渋滞対策案の検討も始めているところです。また、企業を交えての協議を始めたばかりですので、具体的にお示しできる段階ではございませんが、早急な渋滞対策を行っていく必要がありますので、ハード面・ソフト面と両側面から対策案の検討を進めていきます。

続きまして、パークアンドライドの取り組みについてですが、本町にはJR豊肥本線、空港ライナー、路線バスなど多様な交通サービスがございます。その中で、自宅から最寄りの駅や停留所など、目的地の手前まで自家用車で行き、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動するパークアンドライドを利用していただくことは、交通渋滞緩和対策として非常に有効だと認識しております。

一方、JR肥後大津駅周辺には民間の有料駐車場もございますので、そちらを利用され、その後JRを利用される方もおられます。本年度、肥後大津駅周辺まちづくり基本構想の策定に取り組みますので、町全体の活性化につなげていくためにも、肥後大津駅周辺エリアの将来ビジョンを描きながらパークアンドライドの在り方も協議をしていきたいと考えております。

また、巡回バスにつきましては、学識経験者や町民、利用者、運送事業者等で構成する地域公共交通会議で検討を進めております。運行計画の検討にあたりましては、交通事業者が抱える問題・課題等を踏まえて、実現可能な運行計画を検討し、交通事業者との調整を行っているところです。また、地域住民の皆様の意向も確認し、協議・調整を行いながら、本年10月頃から実証運行を開始する予定で進めております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 私からは、セミコンテクノパークを結ぶ通勤バスについて御説明いたします。

町長からも御説明しましたとおり、県主催のセミコンテクノパーク従業員向けのノーマイカー実証実験は、今年1月27日に1日限定で実施されました。セミコンテクノパークに向かう車、約8千100台のうち1割減らすことができれば、車の速度も上がり、渋滞緩和に寄与するとの分析から、従業員の方の居住地や事前意向、ニーズ等を踏まえ、熊本市街地等からのルートを含む5ルート・48便の通勤バス運行、またJRも朝の2便が車両を増結して運行するなど、産官学連携のもと実施されました。

このときの大津町ルートでは、肥後大津駅南口を出発し、大津中央バス停、美咲野団地入口、日吉ヶ丘団地、翔陽高校前を乗降ポイントとし、セミコンテクノパークに向かうルートで、朝が4便、帰りが5便で運行されました。

今回の実証実験を踏まえ、無料通勤バス利用者からの評価としては、便利であった、今後も利用したいと高評価ではあったものの、一方では、自宅近くにバスや鉄道が通っていない、通勤時間が車よりもかかるなどの意見もあり、公共交通機関を利用することの優位性や、利用者視点の有益性の促しなどの意識変革に関する課題も多く見えてまいりました。

現在、セミコンテクノパーク内企業と菊陽町・合志市等で組織するセミコンテクノパーク交通対策協議会で実施されておりますセミコン通勤バスも朝が12便、夕方10便で運行されておりますが、運行開始した当初3年間は赤字運営で行われており、従業員の方のバス利用定着までには一定の時間を要しております。

このような状況を踏まえ、町内企業と連携しながら、今後の交通渋滞解消に向けて早急に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 山部議員の御質問にお答えいたします。

まず、パークアンドライドに関してですけれども、地球環境にやさしく、交通渋滞の緩和にも有効であり、さらには公共交通の利用促進を図ることで、公共交通を維持・確保していくことにも繋がるものと考えております。

町内におきましては、JRの駅北口のパークアンドライドや、熊本県が実施しております空港ライナーと連携したパークアンドライドがあります。

先月開催しました、まちづくりの町民懇談会におきましても、交通渋滞に対する課題が多く挙げられております。渋滞対策として道路整備等も実施していく方針ではございますけれども、道路の整備には時間もかかることから、パークアンドライドの取り組みも渋滞緩和対策の一つであると考えております。

町でのパークアンドライド整備に関しましては、今後の南阿蘇鉄道の乗り入れ、あるいは空港アクセス鉄道を踏まえた交通結節点としての機能や利便性の向上、またTSMCの進出など、町を取り巻く環境も大きく変化しておりまして、それらの動向を踏まえた上で検討すべき課題であると認識をいたしております。

また、巡回バスの実証運行についてですけれども、現在の課題として、乗合タクシーで対象区域から町中心部に来られた方が、中心部区域内で主に東西の横移動ができないかといったご意見をいただいております。

そのような中、制度設計といたしましては、現行の市街地の循環バスを基本としながらも、採算性、そして運転士の確保等を考慮したルート、そして時間帯の調整について現在調整をいたしております。10月頃からの実証運行に向けて準備を進めているところでございます。

なお、時間帯につきましては、既存バス車両で主な利用が想定されています病院への通院であったり、買い物の時間帯で考えておりまして、定時制での運行を想定いたしております。ただ、実証運行を行いながら、利用者の声、あるいは利用状況等を分析しながら、課題・改善方針等の協議を

行い、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） もう先ほどからも何度も言っているし、あれですけど、道路整備にはやっぱり時間がかかるわけですね。だから、実証運行で1日だけということでしたが、やっぱりそこでもバスでは時間がかかりすぎるとい話があるならば、やはりパークアンドライドはもう駅まで行けば、もう鉄道であれば渋滞はないわけですから、移動はスムーズに行くと思うので、パークアンドライドは今大体やっているという話ですが、大体何台ぐらいの車がパークアンドライドを利用しているのか。思うのは、これは本当、10台、20台じゃ、話が進まないと思うんですね。やっぱり100台、200台でパークアンドライドをするための制度設計が必要になってくると思うのが1点と、さっきも言ってますけど、やっぱり通勤・通学の、今の話でいくと、病院とか高齢者とかを対象にした巡回バスの可能性が高いのかなと思いますけれども、やはり朝6時台から21時台までとか、通勤・通学にも利用できるような制度設計が必要だと思いますが、その点について、再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 2点、御質問があったかと思ます。まず、パークアンドライドの件ですけども、駅の北側、それから民間でされているところありますので、ほぼほぼ数台規模でパークアンドライド、それから県の空港ライナーあたりもしておりますけれども、数台レベルのパークアンド、それと民間でやっていらっしゃる駐車場があるということになっています。ただ、先ほど申し上げましたけれども、現在、今後の見込みがどうなるのかというところを見据えながら、町として取り組むべき事項なのかについては検討していきたいというふうに思っております。

それから、2点目のバスの実証運行の件なんですけど、確かに朝の時間帯、あるいは夕方の時間帯も必要じゃないかと、通勤あるいは通学についてということをお伺いいただいておりますけども、実は事業者と調整をする中で、やはりコロナ禍の回復で朝夕の時間帯というのはなかなかタクシー事業者でも現行の状況では非常に厳しいというの聞いておりますので、その辺の課題が解決できるようであれば可能かと思ますので、今後の実証運行を見ながら、そして利用者の御意向を聞きながら、そして事業者との調整をしながら、できる範囲の中でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、2点目に入りたいと思ます。

2点目の三吉原北出口線道路整備補修についてですが、昨今の交通量の増加により、地域住民は渋滞はもちろん、振動や騒音に悩まされており、TSMCの進出により、さらなる交通量の増加が考えられることから、早急に対策をする必要があるのではないのでしょうか。議会前に地域住民の方々にお話を聞いてまいりましたが、振動により外壁にひび割れが起こったり、建て付けが悪くなったのだという話を聞いています。まるで毎日震度2、震度3の地震が来ているようだとも言われています。また、これ以上耐えられないので転居も考えているというようなお話も聞いております。

資料2を見ていただいでよろしいでしょうか。これは被害を訴える町民の方の家屋のひび割れの現状です。もちろん熊本地震によるひび割れではないとのこと。右上の写真、これは去年補修されて、その後に全塗装された後にも新たなひび割れが確認できています。そして、この振動の影響ですが、人体には外部からの振動、刺激を受けるとる知覚神経の末端が全身に分布しています。もちろん騒音などの環境因子も生じるのですが、生理的影響としては血圧上昇、血管収縮、心拍数増加、血糖値上昇などの生理的な影響が生じるといわれています。特に睡眠に対する影響も大きいとされています。

10トンダンプが道路に及ぼす衝撃は、普通車の10万台以上に相当するといわれており、早急に国道並みの道路整備、補修、薬液注入工法等の地盤改良工事が必要ではないでしょうか。また、騒音規制法では、第1種区域では良好な住居の環境を保全するために特に静穏の確保が必要とする地域にあたると思っておりますが、町道に接する場合、どのような規制基準なのか、騒音に関する規制基準の調査はしているのか、適切な管理を行っているのかをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、町道三吉原北出口線、特に美咲野団地北側において、大型車通行の増加等により、舗装の傷みが著しい箇所が発生しております。

この舗装劣化により、普通車通行程度ではあまり分かりませんが、10トン車クラス的大型車の通行の際には、舗装打ち継ぎ目等で大きな振動が発生しております。また、劣化した舗装箇所では連続振動も発生しているような状況でございます。

このような地元の声もありまして、令和4年度末に本路線の路面性状調査を行っております。また併せて大型車の交通量調査も行い、現状に則した舗装構成を導き出したところであります。令和6年度からの事業着手要望を行いますが、事業採択された道路ストック事業の国庫補助に応じて、状態が悪い箇所から順次、舗装打替えを行ってまいります。

詳細につきましては、担当部長より説明をいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山部議員の質問について御説明いたします。

町長の答弁でもありましたように、町道三吉原北出口線外4路線につきまして、令和4年度末に路面性状調査を行いました。また、交通量が多い本路線ともう一路線については、大型車の通行を考慮した交通量調査も併せて行っております。アスファルト舗装では、10トン車などの大型車通行は、通常の普通車通行に比べまして道路の損傷が激しいため、大型車交通を加味しました舗装構成を今度計画しております。

昨年度末の検討結果に基づきまして、道路ストック事業のメニューの中にあります舗装打替え事業の採択に向け、申請等手続きに取り組んでいるところでございます。

今回御指摘を受けている全線の採択はなかなか難しいかと思われまので、地元と相談しまして、優先順位を付けまして、順次取り組んでいければというふうに考えているところでございます。説

明は以上になります。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今の話では、美咲野全部はできないということなのか、優先順位があるということなので、その辺を詳しく示してもらえないのかなと思いますが、もし舗装をやり替える場合、それはもちろん10トントラックを想定した舗装になるのか、それとも今までどおりの町道並みの舗装になるのか、その辺をちょっと詳しく聞かせていただきたいのと、あと騒音に関しての、やはり大型トラックの騒音とか、バイクの騒音で多くの方々がテレビももう聞こえないし、心が休まる暇もないというような話を皆さんから聞いておりますが、騒音規制法に準ずる対策が必要だと思いますが、その点について、再度お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） アスファルト舗装のやり替えにつきましては、基本的には全線を考えております。ただ、距離的なものと、あと補助金等のものもありますので、優先順位でここからとか、次はここからとかいうふうな形で、何区間か分けてやっていければというふうにご考えておるところでございます。

それと、舗装圧に関しましては、現在、町道並みの舗装圧ですけど、今後、県道並みの舗装圧に変えて整備をしていきたいというふうにご考えているところでございます。

それと、騒音に関するものでございますけど、それにつきましては、今後、調査の実施を検討しておりますので、その中でまたやっていければというふうにご考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 2点、お伺いいたします。

今の町道の打ち替え、要は継ぎ目があったら、そこで振動するんですよね。だから、やるならば、ある程度、美咲野4丁目の端からセブンイレブンまでと区間をやってもらわないと、これが途中でやったら、そこが振動しますからね。そこら辺をどうするのかと、あと1点、町長にお伺いしたいのですが、国道57号線北側復旧ルートの当初計画では、北ルートができれば、三吉原出口線のほうには車の流入も少なく、交通量も減少すると国交省から説明を受けています。その後、用地交渉のつまずきにより、今のルートになりました。そこから始まった交通量の増加が大きな要因の一つだと思いますので、町長から騒音に関して、町民への補償等を国交省に求めるべきではないかと思っておりますので、その点について、再度お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 舗装の長さにつきましては、言われましたとおり、ある程度の距離がなければ、確かにつなぎ目のところに振動が生じますので、そこは考慮していきたいというふうにご考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再質問にお答えいたします。

北側復旧ルートを絡めたところでありまして、一つは中九州横断道路の、まだ時間はかかり

ますけども、早期開通というところができますれば、多くの自動車が今まで以上に上を通ることになりますので、渋滞緩和あるいは騒音解消につながると思っております。そうした中、国土交通省に陳情等を行ってきたところではありますが、引き続き実施していきたいというふうに思っております。

騒音等の補償に関しましては、先ほど部長のほうから騒音の調査等のお話もありましたけども、実際どの程度なのかというお話ですとか、実際に法の立て付け上、どこまで国が現実的に司法も絡めて補償の義務等が出てくるのか、そうしたところをしっかりと検証しながら、町としても動いていきたいというふうに思っております。以上になります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、3点目の誰ひとり取り残さないまちづくりについて質問いたします。

2024年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が法的義務化されます。合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた機会の不平等を正すものであり、今後、事業者の義務となります。

資料3を見ていただいてよろしいでしょうか。これはいつも参考にする明石市の合理的配慮の提供を支援する助成制度ですが、今多くの市町村でも助成制度が始まっています。具体的には制度を利用できる団体は傷病者などの民間事業者、自治会など、地域の団体、サークルなどの民間団体です。対象となるものは3点あり、上限約5万円以内がコミュニケーションツールの作成、点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなどで、上限10万円以内が物品の購入、折り畳み式スロープ、筆談ボード等で、上限20万円以上が工事の施工、簡易スロープや手すりなどの工事の施工に関わる費用を助成しています。明石市では、筆談ボード設置だけでも359店舗がもう既に4月時点で購入しています。

ここで一つ問題点としては、この合理的配慮と過重な負担の判断が非常に分かりづらいということがあります。このことを事業者にどう説明していくのか、行政としては今のうちに考えていく必要があるのではないかということです。

もう1点についてですが、資料4を見ていただいてよろしいでしょうか。町長もインクルーシブ公園の設置を目指していると思いますし、インクルーシブ社会の実現に向けたインクルーシブ条約の制定を求めたいと思います。

世界共通の目標であるSDGsに人権の尊重を土台として、誰ひとり取り残さないインクルーシブ社会を目指していくことが挙げられています。その中で、合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いをしないことや、同僚議員からも提案のあった手話言語、障害者コミュニケーション条例の制定や、障害者等の参画、インクルーシブ教育の推進を、町、町民、事業者及び関係機関が相互に連携協力し、推進していく必要があるのではないのでしょうか。もちろん先進地明石市でも条例制定には3年をかけていますので、今すぐというわけではなく、3年、4年後を視野に入れ、条例の制定を目指すべきではないのでしょうか。

以上を踏まえ、本町でも障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していく社会を築く必要があるのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の、誰ひとり取り残さないまちづくりについてお答えいたします。

障害者差別解消法の改正に伴い、国や自治体の義務となっていました障害のある方への合理的配慮について、民間事業者に対しても義務づけられ、費用負担が過度にならない範囲で様々な配慮を行うこととされました。

障害のある方の意向を尊重し、バリアフリーな環境が整備され、必要な設備や技術が導入されるなど、環境整備が進むことによって障害のある方が多くの職場で働く機会や、サービスを利用しやすくなることが期待されております。

障害のある人の自立と社会参加を一層推進し、地域で安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、民間事業者や地域の団体による合理的配慮を推進するための支援体制の構築が課題となります。ここで、町としまして、まずは周知をしっかりと行うとともに、民間事業者への助成や支援の提供をどのような形で行うべきか、先進自治体の取り組みをはじめ、障害のある方や関係機関からの意見も聴取しながら調査研究を行っていきたいと考えております。

次に、インクルーシブ条例の制定についてでございますが、障害者の権利に関する条約など、国際的な人権条約でも保障されている“一人ひとりの個性が尊重され、誰もが差別されず、自由を制限されることなく暮らす権利”については、第6次大津町振興総合計画の基本構想でも触れており、SDGsの推進や課題において、人権の尊重を土台として、誰ひとり取り残さないインクルーシブな社会を目指していくことを掲げております。

議員がお示しされた、兵庫県明石市では、すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例を制定し、住民一人ひとりの尊厳と多様性が大切にされ、誰もが自由を制限されることのないまちづくりを進めていくための様々な施策に取り組まれております。大津町におきましても、災害時要配慮者の支援や総合相談支援体制の整備等、既に取り組んでいるものもございしますが、明石市の取り組みには学ぶべきものが多いと考えております。

条例の内容につきましては、障害福祉の分野だけではなく、教育や人権といった各領域の内容を含み、共通の視点としてインクルーシブな地域共生社会を目指すものであります。したがって、まずは関係所管課と連携し、共通の視点として他の条例や現在策定中の障害者基本計画等の相乗効果も考慮しながら、誰もが自分らしく共に暮らせる地域共生社会の構築を目指していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 私からは、山部議員の誰ひとり取り残さないまちづくりに関しまして、インクルーシブ教育の状況についてお答えさせていただきます。

我が国では、2014年に障害者の権利に関する条約が批准されまして、共生社会の実現に向け

たインクルーシブ教育システムの構築が求められてきました。教育現場における特別支援教育はインクルーシブ教育システム構築に向けたものであり、障害のある者とない者が共に支え合う共生社会の実現のための役割を担っていると考えております。

現在、各学校では、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりや環境づくりを行うことで、すべての子どもたちにとって過ごしやすい環境、わかりやすい授業を推進しています。また、個別に特別な教育的支援が必要な子どもには、一人一人の障害の状況及び教育的ニーズ等に応じて、学校や本人、また保護者との間で可能な限り合意形成を図った上で、合理的配慮を提供しております。

また、通常学級における共同学習や交流活動、通常学級に在籍しながら、必要に応じて個別の指導を受ける通級指導などを計画的に実施しております。配慮を受けながら、通常学級で学ぶ環境づくりは、互いの違いを認め合いながら、多様性を受け入れることができる子どもの育成につながると受け止めています。

さらに、町では各関係機関が連携協力し適切な支援を行うために、大津町特別支援連携協議会を設置しております。町教育委員会や子育て支援課、福祉課をはじめ、幼稚園や保育園、小中学校、高等学校、そして特別支援学校、町委託巡回相談支援事業所等が連携することで、子どもの就学のための教育支援や教育的ニーズに応じた支援体制の構築を図っているところでございます。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 皆様、こんにちは。私からは、山部議員の障害者差別解消法による障がいのある方への合理的配慮の提供と、インクルーシブ条例の制定について、御説明させていただきます。

障害者差別解消法が、今回の改正により、大きく見直されておりますけれども、そのポイントとしましては、合理的配慮の不提供の禁止において、民間事業者の努力義務が法的義務になったことでございます。

その民間事業者には、一般的な企業や商店等だけではなく、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれることになり、各事業における様々な場面で、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行わなくてはならないということになります。

議員御質問の、民間事業者等による、障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用について町が助成すべきとの御提案でございますけれども、町としましては来年4月の改正法施行に向け、まずは民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことに伴うポイントについての広報やホームページによる周知はもちろん、今年度、町独自で啓発のためのリーフレットを作成する予定としておりますので、そのリーフレットを様々な場面で有効に活用しながら、県の出前講座等も活用しまして、周知・啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

また、民間事業者や地域での合理的配慮に基づく環境整備への支援につきましては、関係機関や

団体等の意見聴取を行いながら、国の支援の動向も注視し、町としてどのような支援が必要なのか、先進自治体の取り組みも参考に調査研究してまいりたいと考えております。

次に、インクルーシブ条例の制定についてでございますけども、現在、町では次期の障害者基本計画等の策定に向けた準備を進めております。障がい福祉に関するデータの分析と合わせ、日常生活を送る上で配慮が必要な事柄や理解してほしいことなどについて、障がいのある方々や支援機関等への意見を聴取する予定です。

障がい者施策の方向性を明確にした上で、まずは障がいのある方の意思疎通に対する町民の理解の促進を図り、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すことを目的とした、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定に向けての準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、インクルーシブ教育の推進について、私のほうから説明いたします。

町教育委員会では、各小中学校や公立幼稚園の特別支援教育の担当者や特別支援教育コーディネーターを対象に、毎年、特別支援教育担当者研修や特別支援教育コーディネーター会を計画的に実施することで、特別支援教育に携わる教師の資質向上を図っております。

また、県では特別支援学級の担任以外も、4年間で全ての教師を対象とした特別支援教育研修を受けておまして、現在は新規採用者を対象にした研修へと移っているところです。このことが、校内研修も含めた上で、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりや、様々な合理的配慮の提供につながっているものと考えております。

また、各学校に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもの教育的ニーズに対応するために、町教育委員会に子どもの発達検査を担当できる臨床心理士や、子どもや保護者の困り事に寄り添う支援を提供できるSSWを配置するとともに、各学校にも町独自の学校支援員を配置しているところでございます。

学校支援員の配置によりまして、学級担任と情報共有のもと、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた合理的な配慮の提供、あるいは共同学習や交流活動における個別の支援をより細やかに行うことができっております。

なお、中学校区の特別支援連携協議会や大津支援学校による巡回訪問等を活用することで、より専門的な視点で一人一人の子どもについてのかかわり方を検討することができ、子どもの特性に合った適切な指導や、必要な支援の実現を目指しております。

各小中学校におきましては、特別な教育的支援が必要な子どもにつきましては、個別の教育支援計画を作成しておるところです。この個別の教育支援計画とは、本人の願いや障害による困難な状況、支援の内容等について、本人・保護者も含めた関係者で共有するためのものです。それをもとに、計画的に特別支援教育コーディネーターや担任、管理職、保護者、専門機関等でケース会議等

を行い、指導や支援の在り方を評価することで、連携しながら生活や学習上の困難を改善、また克服していくようにしております。

今後、インクルーシブ教育の構築に向け、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 1点だけ、もう来年の4月から始まるんですよね。これはもう本当、全国の市町村でも次々助成制度が実施されているんですよね。本当今やるべきは、商工会や事業者の皆さんに周知と、この合理的配慮の提供に関する説明と、やはり一番は負担の軽減をどうするかという問題を示して、啓発していくことが重要になると思うんですよね。今の時点で先が見えないような状態じゃいけないと思うので、これは早急にこの負担の軽減はやるべきだと思います。その点について、再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再質問に御説明をさせていただきます。

ただいま啓発等につきましては、現在すでに大津町の企業連絡協議会さん、そういったところへの説明の今、準備をしているところでございます。これは近く行う予定にしております。また、引き続き、地元の商工会さん、また地域団体等にも説明を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、併せまして支援についてでございますけども、先ほどの説明で触れましたが、やはり制度の内容については、やはり関係機関、あるいは関係者の方、そういった障がい者関係の団体等からの意見聴取というのは欠かせないかと思っておりますので、国の動向も含めてでございますけども、どのような支援、あるいは制度設計が必要かというのは、ちょっと事例等を参考にしながら、調査研究してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、最後の質問になります。

もう皆様、なかなか聞くことのない言葉だと思いますが、シビックプライドという言葉があります。日本語に直訳すれば、市民の誇りです。町に対する誇り、愛着及び共感を持ち、町のために自ら関わっていかこうとする気持ちを醸成することであり、単に町に対する誇り、愛着及び共感だけではなく、町民の当事者意識を高め、また大津町に通学し、若しくは通勤する人、大津町と何らかのつながりのある人、また大津町に関心のある人を、大津町のファンとすることがシビックプライドを高める取り組みであり、大津町を好きになる町の魅力を高める、そういうことが増えることにより、文化的価値、社会的価値、経済的価値を高め、結果として活気のあるまちづくり、持続可能なまちづくりができるのではないのでしょうか。また、現在、条例制定に至っているのは、私の知る限り、相模原市や川口市などで少数ですが、今後、全国的に広がるのではないかと私は考えております。

町長も度々、シビックプライドの醸成という言葉を使っていますし、なおさらそれであればシビックプライド条例を制定する必要があると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えいたします。

シビックプライドとは、議員御指摘のとおり、単に郷土愛や地域への愛着などを意味するものではなく、町に対する誇りをもちつつ、大津町に関わる人がより良いまちづくりに関わっているという当事者意識も含めたものであると認識をしております。

シビックプライド醸成について、国内の例を見ますと、神奈川県相模原市の「さがみはらみんなのシビックプライド条例」や、埼玉県川口市の「大きな声で川口が好きだと叫んでみませんか川口プライド条例」など、地域への愛着や誇りに加え、まちづくりに対して自ら関わっていこうとする気持ちについて規定をされております。

町を好きになり、大津町に住んでいる、働いていることに誇りをもってもらうには、大津町の様々な情報を魅力的な形で皆様に届ける必要があります。ホームページやLINEなど、積極的に情報発信することはもちろん、郷土愛やシビックプライドの大きな源泉となる歴史文化面での発信・教育を進めるためにも、昨年4月からは、町の歴史文化伝承館に副館長を配置するとともに、新たに学芸員を採用しました。また、産業やスポーツなどにおいても、町広報なども用いながら、大津町の活気や勢いを様々に発信しているところです。また、先般、地域おこし協力隊としてもデザイナーを2名配置してございまして、その中でも町の様々なチラシ作り、あるいは案内作り等にも取り組んでいただいております。

このように取り組みを進めることによりまして、大津町で暮らしたい、都市部で就労後、Uターンで大津町に戻ってきたいなど、大津町のために貢献したいと思ってもらえるようなシビックプライドを醸成することができるものと考えております。

また、まちづくり懇談会などを開催することで、町民の皆様にもまちづくりに主体的に参画してもらえるように意識の醸成を継続して図ってまいります。

さらに、地域においても、大人から子どもたちへの歴史・文化の伝承や、例えば祭りなどで、子どもたちが自ら主体的に取り組める環境づくりも重要であると考えております。

町民の皆様だけではなく、町に関わる全ての方がシビックプライドの気持ちをもってもらうことで、行政だけではなく、地域や町外の皆さんが大津町のために動き、より良いまちづくりにつながるようにできればと考えております。

そのために、郷土愛や町への誇りをもってもらうことができるよう、仕組みや仕掛けづくりを引き続き強化していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 最後に、シビックプライドの醸成が進めば、自治会活動やボランティア活動、町民や大津町に関わりのある皆様とのコミュニケーションが活発になり、地域コミュニティが活性化され、大津町に住み続けたい、みんなに自慢できる、自慢したくなる町、みんなが誇りや愛

着をもてる町になると思います。その先頭に町長に立っていただきたいと思います。

質問は、これで終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 2 5 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和5年第6回大津町議会定例会会議録

令和5年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和5年6月13日(火曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																								
欠席議員																																									
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">町 長</td> <td style="width: 30%;">金 田 英 樹</td> <td style="width: 30%;">総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長</td> <td style="width: 10%;">吉 良 元 子</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>工 藤 あ ず さ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>総 務 部 財 政 課 長 財 政 係</td> <td>田 邊 嵩 博</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 部 長</td> <td>木 村 欣 也</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>産 業 振 興 部 長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>百 田 止 水</td> </tr> <tr> <td>都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>西 岡 多 津 朗</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>梅 田 博 隆</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長</td> <td>村 山 博 徳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>大 塚 昌 憲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>中 井 雄 一 郎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金 田 英 樹	総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長	吉 良 元 子	副 町 長	工 藤 あ ず さ			総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 財 政 係	田 邊 嵩 博	住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美	健 康 福 祉 部 長	坂 本 光 成	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	産 業 振 興 部 長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆	総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳			総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲			会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎		
町 長	金 田 英 樹	総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長	吉 良 元 子																																						
副 町 長	工 藤 あ ず さ																																								
総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 財 政 係	田 邊 嵩 博																																						
住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																						
健 康 福 祉 部 長	坂 本 光 成	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																						
産 業 振 興 部 長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水																																						
都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆																																						
総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳																																								
総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲																																								
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎																																								

議 事 日 程 (第 3 号) 令和 5 年 6 月 1 3 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦議員。

- 1 5 番 (荒木俊彦議員) おはようございます。

私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問の第 1 点目は、半導体の新工場 (T S M C) 並びにその関連する企業等の進出によって、熊本県民、また大津町民の命の水であります地下水が水位が低下したり枯渇をするのではないかと、あるいは、半導体製造工場で大量に使われるフッ素化合物などの化学物質による汚染が万が一にでも発生したら大変なことになる、そういうことを危惧をしているところであります。もちろん、T S M C 進出によって雇用の拡大、地域経済の活性化について、これに異議を挟むものではありません。国策によるこの大変な事業が進められているわけでありますから、その国策によって、今住んでおられる町民の皆さんが命の水に不自由をしたり、あるいは交通渋滞によって家から道路に出られないと、こういう状況を放っておくわけにはまいりません。そういう企業誘致をした国、また熊本県はそれなりの責任を果たしていただきたいということで質問をするところであります。

資料の 1 をお願いします。

これは大津菊陽水道企業団の管内図をいただいてまいりまして、地図のこの水色の部分が水道企業団が給水区域、いわゆる地下水をくみ上げて大津町、菊陽町民に水道水を届ける区域ということになっております。そして、この小さい赤丸が大津菊陽で 3 0 か所ある地下水をくみ上げる井戸の位置であります。井戸の数は大津町が 1 7 か所、菊陽町が 1 3 か所、両町で 3 0 か所の井戸が全部深井戸となって 1 0 0 メートル以上の深いところからミネラルウォーターと言われる大変きれいな水をくみ上げて水道水として提供されているということであります。

県内のこうした地下水のくみ上げの資料が熊本県のほうで毎年集計がなされております。令和 3 年度、2 年前の県の集計表を調べてみましたが、とりわけ熊本市を含む菊池市、宇土市、合志市、この 4 つの市と大津、菊陽町、益城等も含めた 7 町村、つまり 4 市 7 町村におきまして、熊本県がとりわけ地下水によって生活をなさっている人口が 1 0 0 万人を超えるこの熊本地域が地下水保全

にとって最も重要な地域であるという指摘がなされております。

この4市7町村の中でもやはり熊本市が断トツに地下水の使用料が多い。熊本市だけでも井戸の数が153本、くみ上げる地下水量はこの熊本地域の中で73.5%を熊本市民が水道水として利用がなされているということでもあります。

そこで、TSMCと関連企業進出で皆さん御承知のとおり、不動産業や建設関連、大変にぎわっております。同時に、町民や県民の命の水、宝の水である地下水の水位低下が起こるのではないかとという心配は、ごく当然のことではないでしょうか。TSMC1社で1日、要するに、毎日毎日1万2千立米を取水をする、そのように発表されております。1万2千立米、1日のこのくみ上げる量はどのくらいの量かといいますと、菊陽町全人口約4万人が1日当たり使用する水道の使用量と同じ量であります。つまり、この地図のこの赤い部分がTSMCの工場地ですが、ここ1か所で4万人分の地下水を毎日ここでくみ上げるわけです。誰が考えても水は低いところに流れていきます。TSMCで大量の地下水をくみ上げれば周辺の地域の地下水はそこにどんどんどんどん低いところに流されて、この大津菊陽水道企業団の井戸の水をそれにしただって水位が低下をするのではないかと、当然の心配だと思っております。

資料の2をお願いします。

これも同じく熊本県の観測井戸ですね、地下水の観測の井戸の統計であります。平成元年から令和4年、去年まで33年間の統計が出ております。この真ん中の菊陽町の辛川の観測井戸のデータであります。実は、私はこれまでその地下水の水位の測り方がよく分かっておりませんでした。水道企業団で確認をして、このグラフによりますと、この地下水の状況が、いわゆるトレンド数値であります、右肩上がりになっております。企業団で聞いたときは、この右肩上がり、右に上がれば上がるほど水位が低下するという説明を受けたものですから、勘違いをしたわけですが、実際のこのグラフは標高で示されておりますので、平成元年度に比べてこの3年間で実際の地下水は上に上がってきているということ、私はそれを勘違いしていたわけですけど、マイナスではなく1.3メートルほど水位は上がっているということで大変いい結果が出ているわけであります。しかし、その前のこのグラフの前の統計を見ますと、地下水の水位はどんどんどんどん下がり続けているという統計結果が発表されていたわけであります。つまり、平成元年あたり、その前からずっと水位が低下をしていると。そういう発表がなされておりましたが、近年はじわじわではありますけど、地下水が戻ってきていると。この菊陽町の辛川で平成5年が地下水の水位が一番高くなっております。なぜこんなに急上昇、地下水が上に上がってきているのかということ不思議に思っていたわけですが、平成5年では、ほかの資料と照らし合わせますと、平成5年には熊本県に降った降雨量が3千300ミリという大変な雨量が記録をなされております。また、平成10年も水位が上がっておりますが、この年も1年間で2千400ミリの大変大きな雨量が記録されております。24年、平成29年は九州北部豪雨があった年であります。地下水の流れはこの辺では阿蘇カルデラ内の降った雨が熊本平野に湧き出すまでは十数年かかると言われております。降雨量と地下水はつまりタイムラグがあるということです。それと同時に、北部豪雨のように降雨量が非常に多い年

は地下浸透した水量も多くなり、降雨量が多い年は観測井戸の地下水が上昇するということが、このグラフを見て降雨量と比べれば明らかになったということでもあります。近年の地球温暖化による熱帯気候のような大雨は、洪水を引き起こしながら熊本の地下水のプールにたくさんの水を送り込んだ。このことが明らかであり、不幸中の幸いかもしれません。しかし、こうした洪水を伴うような大雨を期待することはできませんし、県民、大津町民の命の水が万が一にも汚染されたり、地下水をくみ上げし過ぎて水道水が足りなくなるようことは絶対にあってはならないと思うところであります。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

現在、町内の地下水くみ上げの現状は把握されているのか。

また、その情報公開が不十分ではなかろうかということです。

そして、今後のTSMC以外にも地下水利用の計画があるのではないかと。

そして、資料1に戻してください。

大津菊陽に水道企業団のこの井戸がございます。30か所、その他に立野の湧水がございます。つまり、この30か所の企業団の地下水をくみ上げる井戸、この水位の変化を明らかにしてもらいたい。企業団にも聞きましたけど、観測はしているけど系統だってグラフ化はしていないというお答えでございました。そういう意味でですね、TSMCが1万2千トンの水をくみ上げると。また、新たに第2工場が造られれば、さらに地下水がどんどんくみ上げられると。それが本当にこの熊本の地下水に影響をしないのかどうか。これをやっぱりきちんと観測をしていかなければならないと思います。

そこで、企業団の水道井戸の水位の変化をグラフ化して、町民・県民の前に公表するべきではなかろうかと思っておりますので、町長にお尋ねをいたします。

地下水は県民・町民の財産であり、命の水であります。大津菊陽水道企業団とも連携をして、万全なチェック体制が求められていると思うところでありますので、大津町がそうした万全なチェック体制が、備えができていくかどうか。この点についてお尋ねをするところであります。

1問目を終わります。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） おはようございます。荒木議員の「半導体新工場等の地下水取水の心配と対策準備、チェック体制は万全か」についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、半導体関連企業は大量の地下水を必要とすることから、地下水の減少及び枯渇について不安をお持ちの住民の方がおられることは認識しております。

TSMCの子会社でソニーやデンソーも出資するJASMの場合は、1日で採取する地下水の量は、議員御指摘のとおり、約1万2千立方メートルであり、年換算では438万立方メートルになります。この量は令和3年度に熊本市と周辺の11市町村で採取された地下水量1億6千176万立方メートルの2.7%に相当をいたします。

荒木議員御質問の町内の地下水のくみ上げ状況の把握と情報公開についてですが、熊本県では地

地下水保全条例を制定しておりますので、一定規模以上の地下水を採取する場合には、県の許可または届出が必要となっております。また、許可を受けた者及び届出をした者は、毎年度、年間の採取量を市町村を經由して県に報告する義務があり、町はこの報告の段階で地下水のくみ上げ状況を把握しております。また、年間の取水量につきましては、熊本県のホームページに市町村及び用途ごとに公表されておるところであります。

次に、J A S M以外の地下水くみ上げの計画についてですが、今後、町内で地下水を採取する予定の新たな進出企業は、現時点で4社ございます。そのうち生活水以外の目的で地下水のくみ上げを予定している企業は1社で、日量数百立方メートルほどを予定されておると伺っております。

地下水を保全していくには、地下水の状態を把握することが必要であり、地下水位の観測・モニタリングを欠かすことはできません。特に地域ごとの変化及び季節や経年の変化から長期的な地下水の収支を検討するためには、多くの観測点と継続監視が必要不可欠であるため、熊本県が設置した観測井戸及び水道企業団の取水井戸を、大津菊陽水道企業団と協力して、今後も継続して監視を行ってまいります。

また、水道企業団の井戸の水位データにつきましても、地域住民に視覚的にわかりやすい形で公開し情報を共有することが地下水保全を啓発する観点からも重要と考えておりますので、私が現在今、水道企業団の企業長を務めておりますけれども、企業長として公開に向けての検討を指示をしたところでございます。

また、地下水の減少または枯渇に対する備えにつきましては、地下水の貯留は一朝一夕にはできないため、以前より転作田を活用した地下水涵養を行っているところです。それから、地下水保全をはじめとする環境問題の調査・研究及びその解決には一自治体では限界があるところもございまして、関係する自治体及びくまもと地下水財団、熊本連携中枢都市圏などとも連携しまして、その対応に取り組んでおります。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、おはようございます。荒木議員の質問について御説明させていただきます。

まず、熊本県地下水条例についてですが、大津町は、荒木議員がおっしゃいましたとおり、11市町村の一つとして地下水取水の重点地域に指定されております。揚水ポンプの吐き出し口が6平方センチメートル以上で県への届出、19平方センチメートル以上になりますと県の許可が必要になります。

大津町内でこの熊本県地下水保全条例に基づく地下水採取の許可または届出を行っている井戸は57本あり、令和4年度の合計の採取量は464万3千323立法メートルとなっております。

その中で、一番多く取水しているのは17本の井戸を持つ大津菊陽水道企業団で全体の59.2%を占め、その次が運動公園や大津中学校での地下水利用及び工業用水道事業を行うために7本の井戸を持つ大津町で、全体の23.5%を占めています。つまり、水道企業団と大津町で大津町

全体の取水量の82.7%を占めていることとなります。

次に、地下水保全の監視体制につきましては、まずは熊本県地下水保全条例の遵守を強く求めることとしております。熊本県では、地下水は公共性のある水との認識のもと、地下水採取を許可・届出制にして地下水の水質と水量の管理強化が図られていますので、法令・条例等に基づく厳格な手続きの実施を県や関係する市町村で多面的な監視を行っているところです。

また、地下水の減少に対する備えにつきましては、地下水位の監視と併せまして、地下水涵養などの取り組みを行っているところであります。

町では平成16年から白川中流域において転作田を活用した地下水涵養を続けるとともに、平成24年には熊本地域の地下水プール上にある自治体としてその他の10市町村とともに、熊本県、民間事業者、大学などの研究機関とくまもと地下水財団に参画し、財団での将来推計や学識者を交えた検討・研究を基に、効率・効果的な地下水保全対策に取り組んでいるところです。

そのほか、町では必要に応じ、企業との立地協定の際に、環境の保全に関する協定を締結し、地下水保全をはじめとした生活環境の保全に取り組んでおります。

また、JASの地下水取水に対する対応としましては、先月16日にJASと県、菊陽町及び現在金田町長が会長を務めています白川中流域の自治体や、JAが構成員となっている水循環型営農推進協議会並びに公益財団法人くまもと地下水財団の5者において、地下水涵養の推進に関する包括協定を締結することにより、熊本地域における地下水涵養対策を協力して取り組み、地下水保全の円滑な推進に努めていくところです。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 地下水のくみ上げ、大津町においては、公共的な水道を含めて82%は町が関係しているということであります。しかしながら、あと18%、量は県のほうでも報告されて、その公表されていると思いますけど、個々の企業がどれだけ地下水をくみ上げているのかという情報公開がどうもなされていないということがちょっと不安なところであります。

そこで、地下水のこうした水位が低下したり、枯渇をしないようにということで、熊本県の地下水保全条例が触れられました。この条例は本当はかなりよくできている、かなり厳格にできていると私も評価はしておりますが、その一つは、要するに、地下のプールのようにということは、地下を流れている地下水がこれは全ての県民の公共の水であるという規定がなされております。そして、2つ目に、未然防止。万が一にも汚染や枯渇が起こらないようにと、そのことが未然防止措置としてうたわれております。3点目に、協働して県民、事業者、行政が地下水保全のために必要なお金ですね、必要な負担をするというふうなうたわれております。4番目に、届出だけではなく、先ほども触れられました、大きなパイプで水を吸い上げる場所は許可制になっていると。とりわけ熊本地域4市7町村は、特別大切な100万人の命の水がかかっているということで、重点地域として指定されている。それから、5番目に、許可の基準ですね。それが大口の需要者に対して許可の基準について解説がなされております。地下水の大口くみ上げをするところは、周辺の地下水位の

著しい低下等の影響を与える恐れがあるような過剰なくみ上げはしていないかどうか、これを許可の判断要素としているとなされており。これは地下水採取者は、それぞれ同じ地下水脈の地下水を共同で利用する関係にあり、ほかの地下水採取者が採取できなくなるような過剰なくみ上げを規制することは、地下水利用権限に対する合理的な制約として許されると条例でうたわれているわけであり。また、

これを見るとですね、この条例に照らして、TSMCが1日1万2千立米の地下水をくみ上げる。これがほかのところ、いわゆる町民の水道の水、一番大きいですね、ここに影響を与えるんではないか。しかし、県はこれを許可しようとしている。これはなぜ許可をされるのかというのは、町長、県のほうから説明を受けましたか。県が許可したから私は知らないでは済まされないんですね。まして大津菊陽水道企業団の今は企業長でありますから、大津町民の命の水がかかっていることを念には念を入れて確認をするべきではないか。これが1点であります。

それから、先ほど触れられました、熊本地域における、熊本地域というのは、4市7町村における地下水涵養推進に関する協定書、これも新聞報道で報道なされました。甲乙丙丁戊ですかね、1、2、3、5者によって協定が結ばれております。1番の主役はTSMCであります。そして県知事、菊陽町長、大津水環境営農推進協議会、これは多分大津、おおきく土地改良区、その代表が金田町長であると思います。それから、大西熊本市長が代表しております公益地下水財団、4者とTSMCが協定を結ばれたということでもあります。その第1条では、TSMCの継続的な事業実施、毎日1万2千立米をくみ上げて半導体の製造を円滑に事業実施をするために4者が協力をするとなっております。それはいいとして、第2条で、TSMCの継続的な事業実施に必要な地下水、これを確保するために地下水涵養に4者が協力をするとなっております。そして、地下水涵養のために農家などと連携して水田涵養などの事業を行うとうたわれております。そして、第3条で、具体的な淡水、田んぼの多分水はりのことだと思っておりますが、こうした事業の手法及びTSMCが費用を負担をするというふうはこの協定書でうたわれております。

そこで、これ疑問なんです、1点は、熊本地域100万人が暮らすこの熊本地域の地下水重点地域の命の水が枯渇をするのではないかと心配されている。そうでありますならば、この協定4市7町村が参加するべきではないかということですね。益城町とか、大津町も町として、この地下水涵養推薦に関する協定に当然加わるべきではないか。実際はこの協定書は、県知事と菊陽町長は名前が出ておりますが、大津町長であります金田町長の町長としての名前はありませぬし、熊本市の市長であります大西市長の名前もございませぬ。企業の立地協定ではないんですね。地下水涵養推進に関する協定を結ぶのであれば、当然、熊本地域にあります4市7町村の長も当然この協定に参加するべきではないかということが一つの疑問であります。これが一つ。

それから、第2条で地下水涵養がうたわれておりますが、当然、涵養は大いにやっていただきたいですが、水田の涵養だけなのか。水田に水はりをすればそれでOKなのかということをお聞きします。

それから、3つ目、第3条でTSMCの費用負担が触れられておりますが、具体的に幾ら負担を

するかは書いてありません。例えば、水田に水はりをする場合、農家に支払われる単価は一体どのくらいになるのかと。また、地下水の涵養は水田だけではありません。今、今度のT SMC進出で畜産農家の飼料畑がどんどんなくなって、畜産農家が本当に苦境に追い込まれるという声が上がっております。こうした例えば、牧草、畑も地下水を染み込ませているわけです。涵養に役立っているわけであります。つまり、地下水涵養は水田だけではない。水はりだけではないと。半導体の企業進出を歓迎することは否定しませんが。農工商併進といいながら、実際は工場立地が最優先となって、農業振興地域の介助で牧草地などがどんどん激減をする。空から降った雨が地面に浸透するのは田んぼだけではないと。特に農業振興地域での農地に降った雨は、水路に流れ出さない限り、農地の地下にこの雨は浸透していくわけであります。田んぼの水はりで地下浸透が10だとしたら、こうした農振地域の畑も7くらいの地下水涵養の役割を果たしているはずですよ。

つまり、地下水の恩恵を受けるこうした大口取水のT SMCなどは、それに見合った農地を保全するためにそれなりの負担、今までのように1反1万円ぐらいの僅かな金で済まされるようなことがあってはならないと、それでは、農地を保全することもできないと思うわけであります。そういう意味で、以上の疑問についてお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 私のほうからは、まず、許可の点検についてお答えしたいと思います。

熊本県条例の許可につきましては、今回のJ A S Mにつきましては、まだ現在、許可の申請はなされていないところであります。そして、現在、その許可をするためにJ A S Mは、J A S Mの現在7つ掘ってあります井戸で日量1万2千トン、最高日量1万2千立方メートルの取水試験を行い、周囲500メートル以内の県条例の対象井戸及び1キロ以内の民間の井戸への影響調査を行っております。申請にあたっては、その調査結果を添付されて県のほうに申請され、県のほうで許可の判断をされることとなっております。

次に、地下水の涵養につきましてはですけど、こちらにつきましては、町としましても地下水財団及び熊本連携中枢都市圏等におきまして、雨水浸透枳の設置や雨水貯留タンク、こういったものに対して、家庭での貯水について補助等を行っております。

また、県におきましては、浸透性の調整池、こういったものの整備も考えられているところで。

それと、地下水に対する企業等からの財源というか、寄附等につきましてはですけど、現在、地下水財団の資金につきましては、各企業等が地下水1立方メートル当たり0.3円の寄附を行っております。今回、J A S Mにつきましてもこの辺を換算しながら協議がなされるものと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の再質問にお答えいたします。5点ほどあったかと思えます。

まず、1点目が、先ほど部長の答弁と重なるともございしますが、まずはJ A S Mの許可関係に関してなんですけども、J A S Mが取水してもう操業して大丈夫かというところが根本にある話か

と認識しております。そうした中で、J A S Mの中で御承知のとおり、75%は採用していくというお話と、また、先ほど涵養のお話もありましたが、涵養の協力金を支払って涵養していただくことで、収支としては100%にもっていくというところでお約束というか、お示しをしていただいているところがございます。そこに加えて、県のほうでは竜門ダムの利活用というところで行っているところで、その中でしっかりと一つ一つが機能していくように、町としても御意見、確認等をしていきたいというふうに思っているところであります。

また、2つ目がこの包括協定にどこまで参加するかということなんですけども、当初、県のほうから投げかけがあったときにも、本町のほうからも御確認をさせていただきました。近隣だけではなく、おっしゃるように、もっと広い視点でやるべきじゃないかというところで、今回に関しては一旦このような枠組みになりましたけども、その先にはまた次の議論があるというふうに認識をしておるところでございます。

また、3点目、涵養以外の取り組みについては、先ほど部長から説明させていただいたとおり、浸透柵、浸透池等様々な取り組みを県のほうでも検討するとともに、町としても今、浸透柵等の補助金を本当僅かかもしれませんが、小さなこの積み重ねということで出させていただいているところなんです。

また費用に関しても、先ほどございましたが、今までソニーさんが始められて、そこからずっと広がってきた仕組みでございますけれども、ソニーさん並というところで続けていただいております。

また、農商工併進というところの湛水の協力金等に関してですけども、こちら実際に前回の住民懇談会の方でも、某校区の中でそのようなお話がございました。今、正直申しますと、なかなか就農者も減っているような状況で、協力者の方もちょっと上げ止まりのような状況もございまして、そうした中でより増やしていただく。あるいは、冬期湛水も含めてやっていただく中で、金額を増やして欲しいと。その辺に関しては県のほうにもまずは伝えさせていただいたところがございますが、一方で、課題としまして、あまり上げ過ぎてしまいますと、逆に農作物を作るよりも水を張ったほうが経営的には立っていくという形にもなりかねませんので、そこも慎重な判断が必要かと思っておりますけども、その点も含めまして、一旦投げ替えをしておりますので、今後もしっかりと継続してやりとりをしながら、住民の命の水を量の面でも安全の面でも守れるように、町としてもしっかり関わっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 1点目の、県が非常に厳しい条例を作りながら許可をすることを前提として工事を進めているのは明らかではありませんかね。試験的に7本の井戸を掘ってやっています。そのデータも多分公表はされると思いますけど、これが短期的にすぐ何かな、結果が現われるものではないと思うわけです。それが2年、3年、10年経って、この多分T S M Cの井戸ですから相当深く掘って水をくみ上げるんでしょう。そこに回りの水は、地下水はどんどんどんどん吸い寄

せられていくことはもう誰が考えても明らかであります。それが川の水が流れているわけではないんですね。岩と岩の間に溜まった水がじわじわじわじわそちらに吸い寄せられていって、周りの井戸が枯れてしまいかねないと。そういう兆候があったらもう兆候が出てたら本当にね、遅すぎるぐらいではなからうかと思うわけです。県の観測井戸も平川ですかね、平川もだいたい標高の高いところ観測井戸。それから、菊陽の観測井戸は、県の観測井戸は辛川に1か所しかない。これでは予知ができないですね。そういう意味で、この水道企業団の30の井戸をきちんと計測をして、何らかの異常があったら直ちに対処をしないといけないのではなからうかということで、町長のほうは企業団の計測はちゃんと計測して公表するというので、それは安心をしましたが、それでも一つお尋ねをしますが、田んぼの水はりに1反例えば1万円だとして、これが高すぎるといけない。そんなことはあり得ないですね。私が言ったのは、農業振興地域の畑や田んぼですよ。そこがね、耕作放棄地になって、明らかにここは農地ではないというようなところは省けばいいわけです。なおかつ、田んぼだけではなくて、農振地域にこうした企業は責任を持つべきだと。公共の水を一人で大量に使うわけでしょう。それなりのお金を出して、農地を守るために。そうすれば農地もですね、やたらとこの放棄されたりすることも防げるんじゃないかと、それぐらいの地下水をくみ上げる企業には責任があると。だから、それなりの負担を出せということ強く求めるべきではないかと思っておりますので、町長、その点について、再度確認をしたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の再々質問にお答えいたします。

失礼いたしました。伝え方が不足しておりまして、おっしゃるように、遊休の農地等で荒れて全く使われていないようなところであれば、しっかりと水はりすることによって涵養を高めていくことが大切だと思っております。その上で1反当たりの金額上げていくということは非常に有効だというふうに考えております。そのような御提案はしっかりしていきたいと思っております。一方でお伝えしなかったのが、例えば、裏作等で大豆を作っている場合等に、冬期湛水のときになってきますけれども、そこで大豆を作るよりも水はりのほうが金額が高くなってしまいますと、逆に大豆の作づけが減ってしまって水の涵養は増えるかもしれませんが、それが総合的に農業振興とかも踏まえまして、良いか悪いかということもありますので、しっかり仕分けをしていく必要があると思っております。その仕組みというところも我々、我々と言いますか、企業団、おおきく土地改良区のほうでもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私が心配しているのは、地下水の水位の低下、あるいは枯渇、これが一番の心配ではありますが、先ほどソニーの話もありました。大企業がですね、水はりをしてそこに援助、補助をすると。大した企業だなど。しかし、それが社会的評価に何かあたかも相当貢献をしているような報道がよくはなされますが、そんなものでは現実はないわけでしょう。どんどん関連企業もこのために農振地域までどんどん減少してしまう。農家の後継ぎももう本当に収入が減れば跡

継ぎはいなくなる。農地は荒れてしまう。農工商併進というのであれば、こうした農家の人たちにもこの公共の水である地下水の恩恵がですね、きちんと行き渡るようにしてもらいたいと。田んぼの水はりをしてああ良かったなで済ませてはならないと強く思うところであります。

そのことを訴えて、次の質問に移りたいと思います。

質問の2点目は、いわゆるTSMC関連によって大変な深刻な事態となっております渋滞対策であります、資料2をお願いします。

国策で建設されておりますTSMC工場が稼働すれば、菊陽町、合志市は大津町以上に渋滞が激しくなることは明らかであります。合志市では、熊本電鉄、御代志駅が今終点ですかね。電鉄の延伸の提案も出ているくらいであります。大津町として、菊陽、合志、あるいは菊池市とも連携して大津町としては、この工業団地の北側、どちらかと言えば工場の裏側に大津、菊陽、そして合志に至るまでの産業道路をぜひ何ですかね、要望じゃなくて、要求するべきではないかと思うところであります。

御承知のとおり、TSMCの第2工場が多分合志にできるのではなかろうかという話が進んでおります。また、ソニーの第2工場も竹迫のほうに決定された。報道を見てみますと、熊本学園大学の溝上教授さんのお話では、都市交通政策課では、これまでの菊陽町の渋滞対策は、交通と開発を両輪で進めるべきところを開発を先行させてしまった。それに加えて、他都市と比べて公共交通の整備も各段に劣っている。その場その場での対応しかせず、手遅れになっていると指摘がなされております。私もまさにそのとおりだと思います。多くの人もそうだと思います。国策によるこうした工場を造るのであれば、同時に、こうした渋滞対策を計画をして、同時に進めるべき問題であったと思います。今では遅すぎるということもありますけど、今からでも対策を急がなければならぬと思います。

今日の熊日、熊日報道は昨日あったようではありますが、蒲島県知事がこちらの高規格道路、この紫の線ではありますが、325の杉水インター、大津西インターチェンジと合志市のインターチェンジの間にもう一つインターチェンジをつくって、工業団地の北側からの進入路を確保する、したいというような発表がなされております。しかし、この高規格道路は、あくまでも高速道路であります。これがインターができてつないだとしても、インターチェンジに今度は車が集中してくることになります。そして、大津町にとっては、とりわけメリットはないということです。

そういう意味でですね、大津町の渋滞緩和のためにも、こうした本田技研南通り線を延伸をして、産業道路を要求するべきではないかと、私は強く思うわけですけど、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、大手半導体製造工場進出に伴い主要地方道大津植木線の延線である町道三吉原北出口線を中心に周辺部でも朝夕の渋滞が著しくなっております。最近では、渋滞回避のため脇道に逃れる車両が増え、児童生徒が行きかう通学路の危険性が増している状況です。

大津町では、産業交通の主要道路として本田技研南側を東西に横断する町道が国道325号へ通じています。今後TSMCやソニー等の半導体製造工場の本格稼働に伴い、大津町等の東側からの通勤者の増加も見込まれます。この道路を菊陽町や合志市方面へ延伸できるよう関係自治体と協議しておるところでもあります。

詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） おはようございます。荒木議員の質問について御説明いたします。

町長の答弁でもありましたように、荒木議員御提案の町道本田325号線を西側の菊陽町や合志市方面へ延伸する案につきましては、当然案を持っておるところでございます。実際に関係自治体の菊陽町や合志市とも協議をしておりますが、県道大津植木線の多車線化を中心に他に優先すべき路線があるため、今後も検討はしていきますが、各市町優先度の高いものから整備をしていくというふうな話し合いになりました。

先行して大津町側だけ道路整備してしまうと、セミコンまでも通じない行き止まりの道となり、当面の間は何も効果を発揮しない維持管理だけがかかる道となってしまいます。TSMCの進出に伴う交通渋滞対策のため、大津町と菊陽町、合志市及び熊本県、熊本県警、セミコンテクノパーク協議会、本田技研工業（株）熊本製作所で構成する「菊池南部地域交通混雑等対策検討会」を発足させております。この検討会の中で渋滞対策に関する議論を行い、要望については熊本県を通じて国にも発信していきます。今後、大津町だけでなく関係自治体も必要な東西線となりますので、引き続き粘り強く協議を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

説明は以上になります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 大津町で今一番の渋滞の深刻になっているのは、三吉原北出口線であることは誰もが認めるところであります。しかし、ここの三吉原線を拡幅するのは相当至難の、困難性がありますし、この三吉原線の両側には小学校、支援学校、保育園、そうした文教施設が張り付いております。ここを拡幅してさらに交通量を増やすことであれば、元のもくあみ、却ってそこに住んでいる人たち、あるいは子どもたちの通学の安全性にも悪影響になってくると思います。そういう意味で、私は、産業道路を急ぐべきであるというふうに提案をしているところであります。国策でありますので、ぜひ他の自治体とも協力をして、強力に進めていただくようお願いをして質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、先ほどの荒木議員の質問に対しまして、町長のほうから訂正の申出がありましたので、発言を許します。

どうぞ。

○町 長（金田英樹） 先ほど冬期湛水のくだりのところで大豆とお話いたしましたけども、麦と置き換えて御理解いただければと思います。大変失礼いたしました。

○議 長（桐原則雄） 引き続き、一般質問を続けます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、高齢者の社会参加と老人会（シルバークラブ）の活性化についてです。

少子化を解消するために岸田内閣は、異次元の対策を立てると意気込んでおります。しかし、地方においては、高齢者問題も大事です。人間は毎日楽しく生きていくには生きがいが大事だと思います。職場から離れ、子どもたちも去っていき、中には伴侶を失くし、高齢になるほど孤独になって社会から隔離されがちですが、高齢者は今までの経験を活かしながら、同年代の仲間と一緒に社会で活躍、貢献すべきではないでしょうか。町はそのような人たちに意見を聞き仕事を依頼すれば、町の活性化にもつながるといことで、高齢者の社会参加、生きがいにつながるということで、今回の質問でございます。

具体的には、高齢者の集まりは老人会（シルバークラブ）になるかと思いますが、現在の老人会は、例えば、大林老人会や灰塚長寿会など農村部の集落を核とした団体が主になっております。地域性の解釈を拡大して、希望する人が誰でも気楽に参加できる会になるように町で指導すべきではないでしょうか。

例えば、スポーツ愛好者のシルバークラブ、音楽愛好者のシルバークラブ、花を愛するシルバークラブ、歴史が好きなシルバークラブなど幾らでもありそうです。募集するとき、町が音頭をとるべきだと思います。さらに、町との接点ができるように、顧問として職員が参加すればさらに円滑に進みます。職員はそこで町の情報を流してあげます。町への貢献も依頼します。踊りに参加してください、花植えに協力してくださいなどです。こういう取り組みにはお金がかかりません。熱意だけでできるまちづくりだと思いますが、町長、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の「高齢者の社会参加と老人会の活性化」の質問にお答えをいたします。

人生100年時代と言われる今般、高齢者の方々が健やかに自分らしく暮らすことはとても大切なことであると考えております。

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としております。本町においても、多くの老人クラブの方々が美化活動や交通安全活動などの地域貢献活動や、グラウンドゴル

フなど健康づくりに励んでいただいております。

一方で、加入者が伸びないという現状があり、本町に限らず、全国的に老人クラブ数と会員数は減少傾向にあります。

老人クラブは、会員本意の自主的かつ民主的に運営されるものではありませんが、議員がおっしゃるとおり、老人クラブの方々が活躍できる場を町が積極的に提供していくことも、これからは求められると考えております。

また、現在は集落を単位として構成されておりますが、例えば校区ごとでありましたり、あるいは地縁や地区に限らず、スポーツなど共通の趣味を持つ人が一緒に地域の美化活動、通学路の安全確認や見守り活動、郷土芸能の指導、学校を通して子どもたちに竹馬や水鉄砲づくりを伝承するなどの地域貢献活動等を通して仲間づくりができるようなクラブがあつたりと、様々な形態でのクラブの在り方も考えられるかと思っております。クラブの運営の方法も含めて、町老人クラブ連合会とも連携をとりながら、多様な時代に応じた活動の場を提案し、活動の幅を広げていけるよう町としても働きかけていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。坂本議員の「高齢者の社会参加と老人会の活性化」について御説明をさせていただきます。

老人クラブは、昭和38年に施行されました「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行う者として位置づけられ、全国各地で結成されてきましたが、現在では縮小傾向にあり、全国の老人クラブの会員数はピーク時の4割まで落ち込んでおります。

町内の単位老人会で構成します大津町老人クラブ連合会が平成17年に発足しましたが、令和5年4月時点での本町の単位老人クラブ数は15クラブで、会員数は397人となっております。

昨年と比較しますと3クラブ、109人減少しております。減少の理由としましては、60代以降も現役で仕事をされている方が増えまして、新規に入会される方が大幅に減少していることによる会員の高齢化、また、会長や役員など世話役をする方の成り手不足などがあるようでございます。また、ここ数年はコロナの影響であまり活動ができなかったことで、そのままクラブを解散する決断をされたというところもあるというふう聞いております。

このような全国的な減少の理由として、「人間関係がわずらわしい」「自分はまだ老人だとは思わない」「行事に魅力がない」「まだ現役で仕事をしているので忙しい」などのアンケート結果もあり、時代の変化とともに、老人クラブを必要としないと考える高齢者の方も多くいらっしゃることも事実でございます。

とはいえ、人との交流や体を動かすことは心身の健康に欠かせないものでございます。そこで、町では、高齢者の皆様が集まれる環境づくりの一つとしまして、集会所などに希望する人が自主的に集まって予防体操やレクリエーション等を行う「通いの場」への指導者の派遣をすることなどを推進しているところでございまして、現在23か所で活発な活動が行われております。また、公民

館講座の充実なども高齢者の皆様にとって生き甲斐の機会になるかと考えております。

町としましては、老人クラブはもちろん、「通いの場」やサロン、健康教室などに加えまして、議員からも先ほど提案がございました、体育系や文科系の活動など、住民の方々が様々な選択肢の中で自分に合った活動をしていただけるような支援も今後続けてまいります。また、老人クラブをより充実したものにするために、運営の在り方につきましても、老人クラブ連合会とも意見交換をしながら、住む場所に限らず、老人クラブとして活動できる方法などについても、全国での事例なども含めまして調査研究し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、そして地域貢献にもつながるよう取り組みについて町も働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 町長は、町をよくしよう、町民のために仕事をしようという思いから選挙に出られ、誰よりもやる気満々だと思います。お金がかからなくて高齢者のためになるならば、まずやってみようということは大事なことであります。これが若干うまくいかなかったとしても損することはないわけです。そこからまた新しいものが得られるかもしれません。アメリカのバイデンさんとかね、それから、トランプさんあたりも高齢になっても世界のトップとしてね、やっております。日本でもそのやる気があれば頑張れるということを示すことは大事だと思います。高齢者に光を与える。これは大事なことだと思います。

2問目に入ります。

日吉神社と大松山のトイレの件です。

先日、つつじ祭りが開催されましたが、久しぶりに本町通りに大勢の人が繰り出しました。私も見てて、久しぶりだなと感動したところです。私たちの小さいときは、大津の初市とか何かあって、サーカスも来ておりましたからもつとにぎわってたけども、しかし、やっぱり人が集まるということは活気があっていいことですね。しかも最近は子どもたちがいっぱい集まる。まさに活気があっていいことだと思います。現在のつつじ祭りは昭和園が中心です。これはその以前は日吉神社が中心でしたが、西岡の町長のときだったと思います。昭和園を中心に大々的なですね、つつじの里まちづくりということで整備されましたもんですから、今はあそこが中心になっておりますですね。けども、先だって行ってみますと、日吉神社も非常にその花がいっぱい咲いておまして、大松山のほうもきれいでした。ただ、昔と違うのは、そのこの日吉神社と大松山のつつじというのは、短く刈り込んでいく、昔はそうやってたんですよ。刈り込んでいるタイプじゃなく、伸ばし放題にして、そのつつじの林の中を歩いていくという感じの植え方というか、管理の仕方に変わっているようでございます。

そこで、にぎわいとしては昭和園中心であり、日吉神社、大松山は少し寂れておりますけども、昭和園のトイレはですね、この前改装されて、私はテニスをやりますからあそこのテニスの横のトイレも非常にきれいだし、それから、中央にあるトイレも非常にきれいですね。どこに出しても誇れるきれいなものだと思います。私がこのどこに出してもというのは、その日本だけでなく、世界のどこに出しても最高級のレベルじゃないかと思っております。ところが、日吉神社と大松山のトイ

レは、汲み取り式でお粗末です。利用する人もこれはもちろん少ないわけなんですけども、常時使うとは言いませんが、今後、大津町に多くの外国人が来られると思いますが、やっぱり最高級のトイレがあるところに、また非常にレベルの低いトイレがあるということは少し恥ずかしいのではないのでしょうか。その私個人的には、あれはそのままのままだったらもうないほうがいいというふうに考えているんですけども、その散歩する人はですね、トイレが公園ごとにあった方がいいし、それから、その祭りのときに主に使うというんだったら、あそこの仮設トイレみたいなのをですね、そのときに並べたらいい。要するに、その下水道の管を引っ張っとけばどういう使い方でもできると思うんですが、その辺、町長にお尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の「日吉神社と大松山のトイレの在り方」についての質問にお答えをいたします。

町では現在、大松山公園を含む11の都市公園や、日吉神社つつじ公園を含む7つの町立公園など多くの公園を管理しております。

中でも、日吉神社は、議員御指摘のとおり「つつじの名所」であり、つつじの咲く時期には多くの花見客が訪れ、楽しまれていると認識しているところです。

また、大松山にも多くのつつじが植まっております。

一方で、町内の各公園は、多くが供用開始から長期間が経過し老朽化がみられるため、町では平成30年3月に「公園施設長寿命化計画」を策定、以後、この計画に基づき、昭和園のトイレをはじめ、清正公道公園や杉水公園、高尾野公園等のトイレの改修に取り組み、各公園の利用者から「トイレが使いやすくなった」などの言葉も頂戴をしております。

議員御提案の「日吉神社と大松山のトイレ」につきましては、現在も供用開始当時の汲み取り式であり、衛生面等を考えると水洗化すべきかもしれません。しかし、議員も御指摘のとおり、これらの公園は現在、利用頻度が低い状況であり、また、単にこれらのトイレを水洗化するだけでは、多くの人に利用してもらえるトイレになるとは言い難く、公園への集客・公園の在り方や費用対効果の問題など、総合的に考慮する必要があると考えております。

ここ数年で町内の各トイレの改修を進めているところですが、御指摘の2つの公園につきましても当面の間は現状を維持しつつ、将来的には、公園の長寿命化計画を更新するタイミングで、町全体の公園の在り方、全体の魅力向上や費用面なども含めて、調査・検討していきたいと考えております。

また、お話の中で今のまま残しておくのであればなくすのもというお話もございましたが、御提案のとおり、近年でいいますと、水車のところにも新しくトイレを整備しております。また、大松山と日吉にもかなり近い距離にございますので、そうした点も含めまして、統合等も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 坂本議員の質問に対しまして御説明いたします。

町内の公園のトイレ改修につきましては、「公園施設長寿命化計画」に基づきまして、昭和園のトイレを令和元年度から2年度にかけまして、また清正公道公園のトイレを令和2年度に、杉水公園を令和3年度、高尾野公園を令和4年度に実施し、利用者から好評をいただいております。

議員御指摘の2つの公園につきまして、日吉神社つつじ公園は、昭和62年の4月に供用が開始された町立公園で、そのトイレは同年9月に供用が開始されております。

また、大松山公園は、平成6年3月に供用が開始された都市公園で、東屋兼トイレは、それより前の平成元年3月には供用が開始されており、両公園とも、供用開始から長期間経過し、老朽化が見られる施設であるということをご認識しております。

これらの公園の園内及びトイレ周りの清掃につきましては、週に1回実施しておりますが、「汲み取り」に関しては、トイレの利用頻度も低いことから年に1回程度になっております。

仮に、大松山公園を下水道に接続する場合、管への接続が、概算で約50万円程度、実際の水洗化も考えますと、トイレ自体のリニューアルを伴うこととなりますので、かなりの費用を要するものと思われまます。

当部署としましても、町長答弁にもありましたとおり、トイレを含め、町内の公園全体の在り方を考える中で、魅力あふれる公園整備に繋がるようにやっていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上になります。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 基本的にですね、そういうことで常識的なですね、ことではなかろうかと思うんですけども、今その下水道が近くにあつて、50万円とおっしゃいましたか。だから50万円でそこまでその下水道が引けるんですよ。そうすると、そこにあるトイレっていうのは、費用をかけないで仮設トイレでも可なんですよ。例えば、工事現場にあるようなですね、あれがあればその一応それでも成り立つのかなど。これ一つの案として言っているわけですよ。その町長がおっしゃったそのどっちか統合してやりたいとか、今後検討するとかいうのもそれでいいと思うんですけども、私がここでその問題にしましたのは、一般質問しましたのは、誰かがこういうことなんです、話題を提供することによって、また、それを見た町民の方々から反応があるでしょう。それは要らん、いやあつたほうがいいとか、そういうふうなことも私期待してのこれは質問であります。

検討をよろしくお願ひしたいと思います。

3問目に入ります。

町が管理する公園のトイレの清掃についてです。

5月の連休中であつたと思いますが、中央公園のトイレがひどく汚れていたということをご耳にしました。あそこの中央公園というのは、この前も連休のとき見ましたけども、県外からのお客さん

が多いですね。プロですか、像を見に来られるのだと思うんだけど、福岡とか長崎とか、佐賀あたりから車がずらっと並んでおりました。そういったことですね、利用者が非常に多いと。公園のトイレの清掃は町が委託した業者が定期的に清掃されていると思うんですが、その定期的、さっきね、その町長が大松山と日吉神社のトイレは年に1回ということをおっしゃった。だから、そういうふうには何か月に1回、あるいは1週間に1回、あるいは毎日というふうにして定期的に清掃していると思うんですけども、問題は、その突発的に起こった汚れなんですよ。突発的に子どもが非常に汚してしまったとか、そういう対応はどうなっているのかをお聞きするものです。

これは中央公園とかかぶとむし公園なんかが多いと思うんですけどね。

以上、町長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の「町管理の公園等のトイレ清掃状況」に関するお尋ねに対して御説明をいたします。

議員御指摘のとおり、町が管理する公園のトイレ清掃については、毎年、町と委託契約を締結した業者が定期的に実施しております。その頻度は週に1回の公園もあれば、3回実施している公園もあるなど、その利用頻度に応じて3つに区分しております。

小まめに清掃をお願いしておりますが、それでも「突発的なひどい汚れ」が生じる可能性がございます。その場合には、役場等に連絡いただくことで御対応させていただいております。

その中で、連絡がわかりづらい、見づらいところもあるということもあり得ると思いますので、担当課のほうにはわかりやすいように、わかりやすい場所に、わかりやすい大きさに掲示し直すように指示をしているところでございます。

今後も、同様に対応していくとともに、そもそも「ひどい汚れ」が生じないように、掲示物による「トイレの正しい使い方」といった普及・啓発にも取り組んでいきます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 坂本議員の「町管理の公園等のトイレ清掃状況」に関するお尋ねに対して御説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、町が管理する公園のトイレ清掃については、毎年、町と委託契約を締結した業者が定期的に実施しております。その頻度は週に1回の公園もあれば、3回実施している公園など、その利用頻度に応じて3つに区分をしているところでございます。

議員御懸念の天津中央公園及び駅南東公園、いわゆるかぶとむし公園につきましては、利用者も多いため、週に3回トイレの清掃を実施しております。

かなり小まめに清掃をしておりますが、それでも「突発的なひどい汚れ」が生じる可能性はございます。

そのような場合には、トイレ内に掲示しています、役場または委託先業者に連絡をいただくことで、定期清掃以外での対応依頼や職員による直接対応などを可能な限り実施しているところでござ

います。

今後、同様に対応していくとともに、そもそも「ひどい汚れ」が生じないように、「備え付けの紙以外は流さないでください」とか、「砂場で遊んだ後は砂を落としてから手を洗ってね」などの掲示物による「トイレの正しい使い方」などの普及・啓発にも、併せて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上になります。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 中央公園とかですね、かぶとむし公園あたり、常時その多くの人が使うところはそういうことなんですけども、そのトイレにですね、その業者とか、それから役場の電話番号が書いてあって、何かあったときは連絡してください。これは大体全てのトイレそう書いてあるんですか。これちょっと質問します。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） はい。トイレの入られたところの横のところに一応貼ってあって、それに今年の委託業者の電話番号とか、あと役場に対する電話番号とかを掲示しているということでございます。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 全てにあるというのは私も気づきませんでした。以前ですね、監査委員をやっておりましたが、そのとき調べたときですね、大津町の国道、県道、町道などにですね、鳥獣の死体等が転がったとき、電話すればいつでも対応できる体制になっているということで説明を受けたことがあるんですけども、常に対応できるっていうのはすばらしいことだなというふうに感じたわけでございます。そのようにしてトイレもですね、常時対応できるということであるならば、それは立派なことだと思います。先だって、この打合せをやったとき、担当の課長さんとか係長さんがどうしても誰もいないときは私たちが行ってやりますと、偉いと思った次第です。それくらいの意気込みがあるんだったら、それは大津町はどんどんよくなりますよ。

4問目に入ります。

聞いている皆さんにもわかるように、今回の事件の顛末から始めます。

先だって、町が管理・運営していた大津町運動公園外8施設の管理及び運営を効率的かつ効果的に行うために民間の業者にお金を払って委託することになりました。一般に指定管理というものです。町は8月に募集要項と仕様書に基づき公募したところ、1者しか公募はありませんでした。その相手先は大津つなぐプロジェクトという5団体からなる合弁会社です。東京の株式会社ルネサンスを代表として大津町のクラブおおづ、株式会社グッドスタッフ、さらに東京の東洋グリーン株式会社、熊本市の社団法人ロアッソ熊本スポーツクラブです。

選定委員会で審議を終え、3月の議会で指定管理者を大津つなぐプロジェクトに決定しました。ところが、その後、問題が発覚しました。仕様書に誤って、芝管理用機械（トラクター、ターフスプレーヤー、パッカー車）は無償貸与と記載していました。また、テニスコート照明器具料と運動

公園受水槽清掃手数料の記載漏れが発覚しました。これで町は5年間で1千146万6千780円の損失を出すことになりました。その後、町は、不適切な事務処理に対するお詫びと報告を町民の皆様宛に配布しました。この中で、今回の事案は、職員の事務処理誤りに加え、上司による確認・指導及び助力は不十分であったことが主な原因ですとされています。

調べてみますと、職員とは担当係長だとのこと。つまり、この担当係長が契約担当者であり、資料を作り、相手と交渉にあたったということになります。私を知る限り、この職員の方はサッカーコート芝管理などを中心に仕事をされていたと記憶しております。体育施設には誰よりも詳しい方です。真面目で仕事熱心です。ただ今度のように、金額が大きくて初めての契約を締結する場合には、行政上の経験が足りないのではありませんか。本来このような多額で初めての契約は、民法や町の行政、会計システムに精通した職員が交渉契約に当たるべきではないでしょうか。仕事における適材適所は重要です。

荒木町長のときに、スポーツの森大津が完成してから、芝及び施設の管理として財団法人大津町体育施設等管理公社が新設されました。事務所は競技場内に設けられておりました。職員は女性1名、男性2名だったと記憶しております。今と違い、体育館はまだできていなかったもので、施設の使用受けもここが窓口でした。その後、体育館が完成し、管理公社を廃止して、町で全体を管理することになりました。そこで、管理公社在籍の職員はどうなるのか、多くの人が心配しておりました。財団法人の職員をそのまま大津町の職員にするには少し無理があります。

さて、ここで2011年の広報おおづ11月号を紐解いてみました。大津町職員（民間企業等職務経験者対象）採用試験。町では、民間企業などの職務経験者を対象とした職員採用試験を次のとおり実施します。職種、技術職（体育施設等管理）2名程度。勤務先、教育委員会または町長部局に勤務し、専門である体育施設等管理の技術業務に従事します。ここが大事なんですね。専門である体育施設等管理の技術業務に従事します。試験内容は、教養試験（高卒程度）、論文試験。受験資格は、昭和41年4月2日以降に生まれた人で、体育施設の管理に関する民間企業などの職務経験が通算して5年以上ある人となっております。結局、応募者が管理公社の2名しかおらず、そのまま採用になってと記憶しております。

このような経緯で採用された方が、管理公社に在籍していた2名の男性です。その内の1人が今回の指定管理の担当者です。先ほど述べたように、仕事は専門である体育施設管理の技術業務とされていたはず。今までの経歴からしても、今回のような金額が大きい指定管理の担当をさせるのには無理があったのではありませんか。命じた方も命じられた方も不幸になります。適材適所であり、適した人は別にいると思います。

町長にお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

まずは、この度の体育施設等の指定管理者制度導入にかかる不適切な事務処理について、町民の皆様をはじめ、関係者の皆様へ深くお詫び申し上げます。

坂本議員がおっしゃるとおり、仕事における職員の適材適所の配置は大変重要であると私も考えております。

今回の指定管理者制度移行を担当した職員でございますが、平成24年度から現在の業務を担っており、役場入庁前は町嘱託職員、また大津町体育施設等管理公社の職員として約20年にわたり社会体育施設に係る維持管理業務のほか、財務実務、契約実務、財産管理実務等の一般事務も長年中核として経験をしておりまして、議員御指摘のとおり、大津町の社会体育施設においては最も精通した職員だと認識しております。

指定管理制度そのものに関する実務には、法律やシステムなどの高度な技術や専門性は要しないものの万全を期すために、準備段階から1年以上の期間をかけて部長、課長によるフォロー・マネジメント体制はもとより、町長部局と教育部局でしっかりと連携をし、制度の面からは財政課が、行財政改革の面からは総務課が生涯学習課への支援を行ってきました。特に行財政改革の面からは事務サポートに加えて、事業者との打ち合わせにも同席するなどの体制を敷いておったところです。

しかしながら、今回の不適切な事務処理については、それにも関わらず、単純な記載の誤りを原因としたミスを起こしまして、町民の皆様には大きな御負担をかけてしまう結果となりました。こちらに関しましては、組織の長としまして私の責任だと感じておるところでございます。

再発防止のためには、職員の事務処理能力の向上と管理職のマネジメント意識のさらなる強化を図り、組織として適切に業務を行う体制づくりが必要だと考えております。

今、大津町は人口増加、空港アクセス鉄道、半導体関連企業の進出など、めまぐるしい社会情勢の変化により業務量も増大をしております。議員おっしゃるとおり、特に専門性や特殊なスキルを求められる分野においては、適材適所の配置をし、対応できる力が必要だと感じております。

その一つとしまして、多様な人材を確保するため、令和4年度は民間企業等職務経験者の採用を行い、本年度も保健師や技師なども含め、優秀な人材、多様性を確保するため、今週末に社会人経験者を対象とした採用試験を実施することとしております。こちらにも活用して、通常の採用試験と併せ、優秀な、そして多様性のある人材層を構築していきたいというふうに考えております。

また、当たり前のことではありますが、誤った仕事をすれば指摘し、正しい方向へ導く、業績を上げればそれに見合う評価を得ることが、職員の士気の向上につながると考えております。職員の昇任・昇格にあたっては、職員の能力や経験、適正を的確に把握するとともに、職務経験や実績を考慮の上、総合的に判断し、人事評価に基づき適正な選考を実施しているところです。

また、人事評価に関しましても、今年度からオンラインの人事評価管理システムを導入しましたので、システムだけではなく、そこに被せる仕組みとしてもしっかりと機能させていくことで、職員育成にも繋げていきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、どのような業務を行うのか、どのような課題があるのか的確に把握し、適正な人材の配置に努めていきます。

詳細は担当部長よりお答えをさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議員の皆さん、こんにちは。まずもって、今回の件につきましては、町民の皆様をはじめとしまして、多くの関係者の方に様々な御心配・御迷惑をおかけしましたことに対して深くお詫びを申し上げたいと思います。

このことを踏まえまして、しっかり我々も反省をし、職員一丸となって再発防止に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

坂本議員から御質問がありました適材適所についての考え方ですけれども、毎年、第1四半期ごとに総務課による各課の人事関係ヒアリングを行っております。そこでは、現状における業務課題の把握であったり、あるいは業務内容、そして人員配置について協議を行っております。

また、第3四半期にもヒアリングを行いながら、新年度における新規、あるいは既存業務の見直しなどを確認した上で、各課が求める人材像のヒアリングあたりも行っているところであります。

また、同じ時期に、全ての常勤職員に対しまして、職員の異動希望の有無、今後どういった業務に取り組みたいかの申告制度も運用いたしております。

併せまして、職員の人事評価では、年間4回の面談を通しまして、人材育成のための業績評価と能力評価を実施しながら、職員の仕事への理解度、それから勤務経験、業務に求められる資質、あるいは能力を総合的に判断した上での職員の人事配置を行っているところであります。

なお、先般、業務量調査の結果を踏まえまして、職員の補充については、通常の採用試験に加えまして、社会人の経験者を対象とした採用試験を今週末実施することといたしております。そういった関係もございまして、年度途中での採用も予定をいたしております。

併せまして、本年度は、職階に応じて求められる資質、それから目指すべき職員像などを示した「キャリアパスモデル」を作成し、全ての職員に共有をすることで、組織全体で人材を育成する機運を高めるためのきっかけづくりとしております。

また、論理的思考力を深めるための研修、あるいは民間からの講師を招いた研修など、これまでの研修に加え、新たな視点での研修にも取り組みながら職員の能力の底上げを図っていくこととしております。

さらに、本年度からは、先ほど町長からも話がございましたように、人事評価システムを導入しまして、採用から退職までの業績、それから、発揮した能力を継続的に管理していくための仕組みがより明確になることとなります。

それらを踏まえまして、職員の資質の向上とともに、適材適所の人事管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 私は、その監査委員をやっていた関係で、家入町長の晩年だったと思いますが、不祥事に対して2回ほどですね、一般質問したことがございます。そのときの答えはですね、いろんなデータベース化してやるとかですね、職員の研修をしてレベルを高めるとか、まあその一つの仕事を2人でね、見直してやるとかいうふうなことをやりますと言うけども、そのときはそうけども、こうやってまたいろいろ出てくるんですね。町長の話から聞きますと、大体1年ぐ

らい前からいろんな分野でその研究していったというけど、本当言うと、それやって間違ったら、さらに怖いですよ。1人の人がね、間違っただっていうんだったら適材適所で済むけども、多くの人に関わってきて、間違っただっていうんだったら、これはもう全体の組織自体に問題があるのじゃないかなという疑義が生じてくるんですけどね。今、総務部長の話でも勉強会開いてやるとかいうふうな、今、必ずこういう問題のときはそういう答えになるんだけども、やっぱり抜本的にですね、ちょっと考え直さないと、何ていうか、問題があったときはそのみんなで、みんなで何かわからんようにしてしまうとかですね、その責任を分散してしまうとかそんなじゃなくて、やっぱりその責任者がですね、ぴしっと仕事をやり遂げるようなシステムになっていかないと、大体民間はそうですよ。いかないとかんのじゃないかなという気がしているところなんですけども、今回については、これくらいにしときます。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただく内容は、子どもたちの飲む牛乳を守るための物価高騰対策について、持続的な農業を実現するためのスマート農業の推進について、Chat GPTの利用について、農業を教える大学との連携についての4問となります。

それでは、子どもたちの飲む牛乳を守るための物価高騰対策についてから質問させていただきます。

以前も一度同じ趣旨の質問をさせていただきましたが、畜産における餌代は令和2年度と比較すると粗飼料、配合飼料、添加剤ともに約3割ほど値段が上がっております。また、中央酪農会議というところが国内の酪農家157人を対象にした酪農経営に関する実態調査の結果を今年の3月に発表しました。その中で、赤字と回答した方は133人と全体の84.7%を占めております。そして、その中で1か月の赤字額も4割以上が100万円以上占めており、もっとも大きい金額で2千万円となっております。

さらに、先ほどの実態調査の中で157人の内、135人の方が借入金のほうがあり、17%が1億円以上、13.3%が5千万円以上1億円未満、36.3%が1千万円以上5千万円未満、30.4%が1千万円未満と厳しい現状があらわになっております。

そして、酪農家においては2014年にバター不足が問題になりましたが、その際に国が増産を促すためにクラスター事業という補助金を出し、畜産業の規模拡大を促しました。そして、その際

に大きく投資を行い、規模拡大をし、その成果がやっと出てきたタイミングで、コロナにより生乳需要が冷え込み、今度は供給型になったことで、生乳の配備が行われ、酪農家にしわ寄せが一気に降りかかり、追い打ちをかけるように飼料の高騰が起きております。予定では8月出荷分から入荷のほうが一キロ当たり10円上がる話のほうが出ておりますが、少額上がったところでまともに経営が成り立つ状況ではありません。廃業する方も出てきており、県酪連のほうからは、このまま廃業する方が増えれば、供給が滞るのではないかという話も聞こえてきております。本当に待たなしの状況です。こういった状況を見て、町としては今すぐにでも動いて対策を打っていただかないといけないと考えますが、町長の考えを問います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

農業は、大津町においても地域経済を支える基幹産業の一つであります。しかし、世界情勢の影響を受け、依然として飼料や肥料等の農業資材が高騰し、農家の経営が悪化している状況であることは認識をしております。特に酪農においては、コロナ禍で牛乳や乳製品の消費が低迷している中、追い打ちをかけるように、輸入飼料価格が高騰し、牛の価格も暴落するなど、将来の経営計画に大きな影響が出ている状況となっております。

また、これまで畜産クラスター事業を活用し、牛舎の建設や高能率機械の導入により規模拡大を行い、多額の融資制度を活用されている実態もあり、離農も簡単にはできない状況であると把握をしております。乳価につきましても、1キロ当たり10円の値上げが行われましたが、実際にはブルー計算され8円～9円程度になり、飼料の高騰になかなか追いついていない状況であります。大津町におきましても、酪農や畜産農家の経営は過去最悪で、それが現在も継続しており、改善の展望が見えないほど深刻な状況であると把握をしております。大津町におきましても、現在、酪農家が2件離農されているような状況であります。町としましても、このような状況を踏まえ、今回の6月補正で、昨年度に引き続き、交付金を活用し農家に対しての事業者支援を行います。今回は特に酪農・畜産農家に重点を置いた支援策となっております。

また、牛乳や乳製品の消費拡大におきましても、学校給食を主に、町民の皆様にも広く消費を呼びかけて御協力いただく必要があると認識をしております。例えば、各種イベントでのPR活動を実施するなどのアイデアを出し合いながら消費拡大に取り組んでいきたいと考えています。

今後におきましても、JAや畜協等の農業団体による独自の支援に併せ、国や県による支援についても継続して強く要望を行い、町としても、今回のように交付金も活用しながら支援を行っていきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 大村議員の質問について御説明いたします。

熊本県内でも、大津町は酪農や畜産が盛んな地域であり、最近は一戸数が減少傾向にありますが、経営体当たりの飼養頭数は増加しており、大規模化が進んでいる状況であります。大津町の酪農と

畜産農家は以前と比べて少し減りましたが、現在合計で約100戸となっております。

ここ数年、酪農においては、国の2分の1の補助事業であります「畜産クラスター事業」を活用し規模拡大が行われております。ほとんどが畜舎の建設や搾乳ロボットをはじめとした大型機械の導入となっております。事業に取り組む際は、収支計画や融資の償還計画を立てられて取り組まれますが、コロナの発生で収入が落ち込み、それに輪をかけるように、世界情勢や円安の影響で輸入の配合飼料や燃料が高騰し、さらにその高騰の影響で子牛の価格が暴落するなど、これまでに例を見ないほど経営が悪化し、今も継続している状況であります。

大津町におきましても2件の酪農家が廃業されました。経営規模が大きくなれば大きいほど、収支の悪化が厳しく、改善手段が見つからないほど深刻な状態が継続しております。

今年度に、酪農や畜産農家、農業団体への経営状況の調査を行ったところ、3年前と比較しますと、1トン当たり3～4万円配合飼料価格が高騰し、高止まりの状況が続いているため、価格安定基金補填制度が発動されても、依然として価格転嫁が追いつかない状況です。例を挙げますと、飼養頭数80頭規模の酪農家において、令和2年と令和4年の比較で、飼料費は年間約1千700万円の増に対し、収入面の販売金額は約1千万円の減となり、収支では約2千700万円の減となった例もございます。乳価が一時1キログラム当たり10円価格が上がりましたが、飼料高騰分を補填することはできない状況です。仮に乳価が上がったとしても、消費者の買い控えによる消費の減少という負の連鎖の想定も必要になるなど大変厳しい状況があります。また、飼料高騰の影響で子牛の価格も低迷し、コロナの影響で需要も伸びず、枝肉の価格も思うほど上がらず、繁殖や肥育農家も厳しい状況です。

とにかく、この危機を乗り越えるためには、今後も継続して牛乳や乳製品の消費拡大をPRし、収入面での対策を行い、支出面での飼料や燃油高騰に対しても国レベルの予算で支援する必要があると考えております。町としましても、今回6月の補正予算におきまして、農業者に対する支援対策として交付金を活用し、一般農家へは販売額の1%、上限20万円の支援を行い、今回は特に酪農・畜産農家に重点を置き、販売額の1.5%、上限40万円の支援を行いたいと考えております。

今後もまだ、物価高騰が継続すると思われますので、国や県にも町の酪農・畜産農家の厳しい状況を報告し、要望を行い、関係団体と連携して、今後も継続的な農家支援を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 再度質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、消費拡大の取り組みを行うということで答弁のほうをいただいたのですが、具体的にどういったことをされるのか、今、考えのほうがありましたら答弁のほうをよろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 大村議員の再質問に対して御説明いたします。

具体的には何をどうというのはまだ畜産農家や農協と話しておりませんが、今後考えられる分については、例えば、酪農においては、夏場は夏休みあたりは消費が結構ありますが、冬場に冬休みだったりとか、春休みの消費が若干給食がない分減ったりしておりますので、その辺で消費が減るときにどういった対策が取ればいいのかということで、農家、農協、県酪連あたりと話しながら、どういったふうなことをすれば消費拡大に結びつくのかを話し合っていきたいと思います。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 酪農家の皆様においては、本当に話を聞くとですね、状況のひどくなってきている。そして、もう体力的にもですね、もうもたないと言われていた方が非常に多くなってきておりますので、ぜひとも短期の対策と、先ほど言われた消費拡大などですね、中長期の分の対策も含めてしっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、持続的な農業の実現のためのスマート農業の推進についてになります。

5月に広島でG7サミットが開催され、その中で食料安全保障に関して強靱で持続可能な農業と食料システムの確立が必要だと話のほうが出ておりました。これは国の方針の話ではありますが、農業における持続可能というのは、言葉で言うより非常に難しいものになります。直近で見ても5年で農業従事者の数は40万人減少しております。これは全体の22%の数にあたる人たちが離農されているような状況となります。農業従事者の平均年齢に関しましても、国全体で67.7歳と非常に高齢化のほうが深刻になってきているような状態にあります。

そして、さらに新規で就農される方も国の49歳以下の新規就農者数の推移を確認すると、人数の多かった平成27年次と比較しても約2割ほど減少のほうをしているような状況にあります。こんな状況では、持続可能な農業は到底実現できるわけがないと思われる方が多いのではないかと思います。ですが、農業においても全てが絶望というわけではなく、少しずつ希望のほうも出てきております。それはスマート農業を筆頭とした機械の発達です。農業散布用のドローンや農機の運転アシスト機能、土壌分析を行える端末、リモコンで行う草刈機、センサーでの自動選果装置など非常に多岐に渡る機械が開発されておりますし、既存の農機メーカーだけではなく、異業種である大手通信キャリアなどの多様な企業のほうが参入してきておまして、さらに開発のほうは加速するものと予想されます。これは農業従事者の高齢化や働き手不足の問題を解決しようとするのであれば、必須に近いものではないかと思います。ぜひ、大津町でもスマート農業を推進していくべきだと思います。

そのために、まずは詳しい職員の方の育成や雇用を行い、基礎を固めた上で推進に取り組むべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

農業の課題としまして、大津町においても農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大

は「持続的な農業の実現」のための大きな課題であるのは、議員御指摘のとおりでございます。国についても、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題であり、農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題としてあがっております。その課題の解決策として、農業にロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業がございます。

議員御指摘のとおり、スマート農業により作業の効率化・負担軽減・農産物の品質向上など、多くのメリットがあり、今後の課題解決のための有効な手段であると考えております。私も先日のグランメッセでの農業WEEKを視察して、直に最先端機器に触れるとともに、農政課はもちろん、総合政策課の職員も多く現地での視察を行っております。また、合わせて来年度に向けた具体的な施策策定の指示を出しているところであります。

スマート農業としては、ロボットトラクター、スマホで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化し人手を省くことが可能となる作業の自動化、位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化や自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体となることが可能な情報共有の簡素化、ドローンや衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農産物の生育や病害虫を予測し高度な農業経営が可能となるデータの活用などが考えられます。

また、スマート農業の導入や推進にあたり、専門知識を有する人材の役割は重要である農業関連団体や農業機械メーカーなどの民間企業との連携も必要だと考えております。

スマート農業に詳しい専門家を直接雇用するのではなく、内部の人材をしっかりと育成しながら、かつJAなどの農業団体やスマート農業を行っている農業機械メーカーとも連携しながら、必要であれば専門家をさらに派遣してもらうなど、大津町にあった効率的で現実的に活用できるものを調査研究し、スマート農業の導入や推進を進めていきたいというふうに考えております。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） このスマート農業に関しては、大津町内ですね、若手の農家の方からヒアリングをするとですね、非常に好意的な意見のほうが多くてですね、ぜひ推進していただきたいと思うんですけども、再質問としてですね、このスマート農業に関しては、どこの、日本全国どこでもそうなんですけど、なかなか広まらないというような課題のほうがよく聞かれます。なので、その広めるための施策というのが一つ必要ではないかなというふうに思いますので、そこをしっかりと検討していただいて、推進に繋げていただきますようお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、ChatGPTの利用についてになります。対話型人工知能（AI）になりますけれども、ChatGPTは、文書の校正や添削、プログラミングまでできる非常に便利な道具であり、業務効率化の観点においては、非常に効果を発揮するのではないかと考えております。

総務省においては、いち早く試験的な利用を進められており、インターネットが登場したときのような革新的な変化が起きるのではないかと期待のほうをされております。

そして、近場で言うのであれば、熊本市のいっても6月から実証実験に取り組みられており、運用方針の検討や検証を行い、9月末にはガイドラインの作成、10月からは本格的に活用していくような計画が示されておりました。

しかし、一部自治体では、情報セキュリティの問題やAI側から提示された情報の正確性が疑問視され、使用禁止や一部使用禁止になるなど、利用の可否がわかれているような状態にあるのも事実なため、大津町においては使用するのかもしれないかを問います。

また、学校においても子どもたちがタブレットやパソコンに触れる機会が増えている中で、ChatGPTをこういった形で取り扱うのかを問いたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 大村議員の御質問にお答えをいたします。

ChatGPTを始め、最近のデジタル技術の進歩は著しく、目を見張るものがあります。特にAIを利用したチャットサービスであるChatGPTは、人工知能の研究機関であるオープンエーアイが開発し、2011年11月に公開された「生成AI」と呼ばれるものです。生成AIは「ChatGPT」を始め、マイクロソフト社の「BingAI」、Google社の「Bard」などがございます。

AIの利用推進については、令和2年12月に総務省が策定した「自治体DX推進計画」の重点取組事項にも挙げられており、町としても住民サービスの向上と業務効率化に活用できないか前向きに進めているところです。

今回、ChatGPTが登場し、多くのメディアなどで取り上げられたことで、町民の皆様を始め多くの方がAIを身近に感じられていることと思います。

ChatGPTは、様々な質問に即座に回答し、様々な知見を与えてくれます。それは、議員おっしゃるとおり、業務効率化において大きな効果を発揮する可能性を秘めていると考えております。すでに熊本市や横須賀市、つくば市で、職員で政策立案や文章作成にどこまで活用できるかの検証を進められているのは、私も把握しております。

しかし、ChatGPTのような生成AIは何でもできるものではなく、議員御承知のとおり、欠点も存在いたします。その一つが、情報セキュリティの問題です。ChatGPTのようなサービスは「約款型外部サービス」に該当し、利用者が質問した情報が漏洩しないようにするなどの特別な扱いをサービス提供側に求めることができず、町の情報セキュリティ要件を満たすことが困難となります。また、5月には、総務省から情報セキュリティ対策について万全を期すよう事務連絡があっており、町としても、職員に対し、個人情報や機密情報は取り扱わないように周知しております。

次に、「情報について、正しいのか、誤りなのかがわからない」という欠点もございます。ChatGPTは、膨大な情報から単語を組み立てて文章を作り出すので、誤った情報が入っていても

正しい情報のように見えてしまうのでそこを熟知した上での利用が必要であります。

しかし、文章の要約や評価、校正、資料のたたき台としては、大きな効果を発揮しますので、そういう活用は業務効率化にもつながると考えております。

ChatGPTだけではなく、AIは業務効率化や行政サービスの向上において大きな変革をもたらすものと考えております。そのため、メリットとデメリットを把握し、その必要性を理解した上で、町の業務にどう落とし込むことができるのか、先進事例の確認や調査研究を行いながら、現在進めている町のDXをさらに推進していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。大村議員のChatGPTの学校現場での取り扱いの御質問にお答えいたします。

最近ChatGPT等のAIを活用したサービスの利用者が世界的に急増しております。議員のおっしゃるとおり、これは、利用者の質問に対して、AIがインターネット上の様々な情報やデータをもとに、即座に、極めて自然な文章で回答を示してくれるものでございます。非常に有効なツールとして今後も開発が進んでいくものと思われ、多くの業界等で活用されることが予測されているところでございます。

この動きを受けまして、最近、文科省の初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチームからは、「ChatGPT等のいわゆる生成AIを活用した様々なサービスが生まれる中で、学校現場における生成AIの利用につきましては、AIによる誤回答やAI生成物が正しいかどうかを見分けられないなど、様々な議論や懸念の声があるものと承知しており、子どもたちの批判的思考力や創造性への影響、また、個人情報や著作権との関係などについて整理が必要であるということ。

また、一方で、学習指導要領では、「学習の基盤となる資質・能力」としまして、「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見したり、自分の考えを形成したりするために必要な能力」である「情報活用能力」を位置づけており、新たな技術である生成AIを使いこなすといった視点もまた必要である」という見解が示されております。

なお、ChatGPT等を提供するOPENAI社の利用規約によりますと、ChatGPTの利用は13歳以上である必要があり、さらに18歳未満の場合は保護者の許可が必要であるとされております。ChatGPTを利用する場合には、この利用規約を踏まえた対応が必要であることも併せて通知されているところでございます。

文部科学省では、政府全体の検討状況や中央教育審議会の議論を踏まえ、生成AIの学校現場での利用に関するガイドラインを本年の夏前を目途に策定・公表することとされており、また、熊本県でも当該ガイドライン等を踏まえて、生成AIの取扱いを改めてお示しする予定とされております。

したがって、町としましては、文部科学省から策定・公表されるガイドラインや熊本県から示される生成AIの取扱いをもとに、教育課程において、ChatGPT等のいわゆる生成AIが子どもたちの思考にどのような影響を及ぼすのか、また、ChatGPT等のいわゆる生成AI

を今後利用する上でどのような活用が有効なのかしっかりと調査研究していくことにしております。
以上です。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） それでは、再度質問させていただきます。

大津町役場に関してなんですけれども、先ほど検討・検証を行って調査研究していくというような話だったと思うんですけれども、まず、ガイドラインのほう、ほかの市町村が使っているところが多いかなというふうに思うんですけれども、こちらのほうは作成する計画はあるのか。そこをまず一つ聞きたいというところと。

あと、子どもたちに関してなんですけれども、先ほど言われたようにですね、問題点もあるんですけれども、メリット、いい部分もあると。二面性が実際あります。そういった中で、こういった形で子どもたちに教えていくのかということも一つありますので、教師の方が教えることになると思うんですけど、その方たちに対して、今後研修などを行うような計画があるのか。

その2点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 町で取り組む場合のガイドラインの話ですけれども、まず、町で取り組むか取り組まないかについては、先進自治体あたりをしっかりと見極めながら、そして、メリット・デメリットがありますので、そこをきちんと整理して、そして、必要な段階でやるということになれば当然ガイドラインは必要だというふうに思っておりますので、それも今後全体的なよその自治体の流れも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。大村議員の再質問にお答えいたします。

子どもたちのほうにどういった形で教えていくのか、先生たちの研修はやっていくのかという御質問でございますけれども、先ほど教育長のほうの答弁にもありましたように、今後、国・県のほうがガイドラインを示されて、例えば、情報活用能力の関係とか、年齢制限や著作権、それから個人情報取り扱い、また、活用が考えられる場面とか、禁止すべきと考えられる場面とか、そういったところのガイドラインが示されると思いますので、そういった情報が入りまして、各学校、先生たちにそういった取り扱いの指導、そういったものをやっていきたいと思っております。

これまでもGIGAスクール構想関係で情報化推進員の教員を中心にですね、各学校でこう授業の手法とかそういったものを研修してまいりましたので、そういった中でもまたしっかり共有して研修してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 私個人としてはですね、このChatGPTは非常に有効なものだと思いますので、ぜひ調査研究、検討をですね、重ねていただきますようによろしく願いいたします。
それでは、次の最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、農業を教える大学との連携についてになります。

大津町の近辺で農業を教える大学は、熊本県立農業大学校と東海大学臨空キャンパスがあり、令和3年10月には、農業大学校の学生が農協を通じて地域の農家に研修にも来るなどされておりました。先ほど述べました、令和3年の研修では、受け入れる農家側は12名の方が手を挙げられ、20名を超える学生が参加されていたのですが、この研修では、学生にとって作業を通じて実地的な農業を学ぶいい機会であり、研修を受け入れられた農家側も非常によく作業をしてくれると好印象を持たれております。町としてこういった研修を農協、大学校はもちろんのこと、東海大学臨空キャンパスにも波及させ、農業の発展に寄与すべきではないかと考えますが、町長の考えを聞きたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

熊本県立農業大学校では、農家の生活を実際に体験したり、経営主の経営理念や農業生産技術を直接学ぶことで、農業についての理解を深めるために、県内の先進的な農家や農業法人、農業団体等に農家派遣研修が行われております。

今年度、大学1年生は、4月25日から5月1日まで1週間、農家派遣研修が行われ、大学生からは「1週間の短期の農家生活と農作業ではありましたが、大変貴重な経験を積むことができました。今後の学習やプロジェクト活動に生かしたいと思います。」と感想があり、農家からは、学生の取り組み姿勢に対して良好な評価をいただいたようです。

また、大学2年生は、5月24日から6月6日までの2週間、農家に33人、農業法人に14人、農協に7人、企業に3人の派遣研修が行われております。

将来的に農業に関わる可能性のある学生が農業の実践的な体験研修をすることにより、農業への関心を高め、魅力を知ることが、後継者育成に繋がると考えております。また、農業者の高齢化や農業後継者不足の中、意欲のある学生を受け入れることで、人材不足の解消、作業の効率化等農家側のメリットも大きく、町としてもこのような取り組みは推進していくべきだと認識をしております。

議員御質問の東海大学臨空キャンパスにも、熊本県立農業大学校が行っているような農家型派遣研修ができないかということですが、町としても同大学との様々な面での連携を模索検討しているところであります。東海大学臨空キャンパスの研修についても、協議を行っていきたいと考えております。

今後、大津町においても、将来の持続的な農業の発展に寄与するため、農家と学生を繋ぐパイプ役として、大学との連携もしながら、県及び農業関連団体ともしっかりと繋がり、新たな取り組みも含め、農家への体験研修や交流学习ができるような仕組みづくりを行っていきたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 今回ですね、農業に関して3点質問のほうを行ったんですけれども、農家の方たちはですね、本当にこの地域だとかの食を守るために、食を守るというですね、誇りを持って農業に取り組まれている方が非常に多いというふうには思っております。なので、行政の方たちもですね、そういった気持ちを持った上でですね、業務のほうに取り組んでいただければと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時45分より再開します。

午後1時35分 休憩

△

午後1時45分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 皆さん、こんにちは。食後の眠い時間ではありますが、最後までよろしくをお願いします。議席番号6番、三宮美香です。

通告に従い、質問をします。

まず、一つ目の質問は、渋滞緩和に向けて町としての対応はでした。

私の前に5名の同僚議員から渋滞に絡んだ質問が出ております。今回、右折信号に着目して、右折信号で曲がり切れない車が残ってしまうために慢性的な交通渋滞が起きているという視点での質問でした。

町としても渋滞緩和政策に取り組んでいくという回答が出ていますので、質問の前半の回答は得られたと判断し、後半の質問から入らせていただきます。

そもそもTSMCが稼働するから渋滞が心配なのではなく、すでに渋滞が発生しているということです。生活道路も迷惑な状況になっており、町民は困っているのだということを町はいつから把握していたのでしょうか。お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の質問にお答えいたします。

交通渋滞がいつから発生したかという御質問なんですけれども、交通渋滞、まあ言いますれば、どの時間帯をもって、どの場所をもって、あるいはどこまでをもって交通渋滞というかにはよるかと思うんですけれども、そういう認識で言いますと、もう常に数十年間渋滞というのはあったかというふうには認識しております。

その中で特に大津町のほうは人口増加傾向にありまして、適宜、駅前楽善線等もありますけれども、そのほか拡幅等進めてきておりますが、さらに人口が増加して、また渋滞が発生してというような状況にあるというふうには認識をしております。

また、おっしゃるように、TSMCがまだききってない状況、もちろん工事車両等はたくさんありますけれども、その状況でも今渋滞が発生しているような状況ですので、先手先手の渋滞対策は必

要だと考えております。

ただ、一方で、現状の課題としまして、やはりかなり用地が上がっておりまして、例えば、農地を住宅用地で買おうとしても不動産鑑定額が坪4、5万円の場合にも民間は十数万円で買いにきているような状況もありますので、そうした中で、どのようにやっていくか。一つとしては、まだ用地のある東側というお話を昨日の一般質問でさせていただいたんですけども、そうした大きな絵を持ちながら、また、交通量調査の中で信号制御等とも、警察との協議が必要になりますので、その中で実際の計量データを持ちながら交渉することによって、より早期の実現もできると思っておりますので、そのように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。多分、今の私の質問に対する回答が少し違うと思いました。

例えばですね、国道と県道にはなりますが、イオンの交差点、右折信号が数年前にできたことによりかなり渋滞が緩和されているのは、多分皆さんもご存知のことだと思います。町の皆さんの生活を守るという視点で行政のほうは動くべきところだと私は思っていますので、資料1をお願いします。

例えばですね、このAの地点、先ほどからも幾つか質問に出ていましたが、読んでいただくとわかりますが、信号無視の行為があり、赤信号でやはりどうしても右折したい車が多いために、信号無視の行為があり、事故を誘発する可能性があります。そして、右のほうにいて、Bのセブンイレブン、美咲野の交差点は、この補助資料2の美咲野の交差点の写真を付けさせていただきましたが、セブンイレブン側から阿蘇の方面に向かって長い車の列があります。これは右折レーンのほうの車は大体3台から5台分止められるようになっていますが、この時点では8台、朝の時間帯ですね、並んでいました。大型車が右折レーンに並んでしまうと、直進車が前に進まず詰まってしまう状態です。8台の内、右折できたのは5台でした。右折車が残ってしまうために慢性的な交通渋滞が発生している状態は、長く続いています。

戻って、Cのところ、北側復旧ルートと三吉原線からミルクロードへ出ている交差点では、北側復旧ルートからの右折信号は13秒あります。しかし、三吉原線からの右折信号は2、3秒しかなく、1、2台しか右折することができません。工事車両など大型車もよく通過しますが、右折に時間がかかるので1台しか右折できないことがあります。通勤でセブンイレブン方面から来て道の駅のほうへ右折する方々から右折できないとよく聞きます。

今話題のT SMCとは逆方面への通勤でもこのような状況が見られています。

そして、D、美咲野のほうから旧道のほうへ降りてくる大津屋の交差点です。右折レーンはありませんが、右折信号はありません。特に朝夕は右折が困難で、青信号での右折はできません。美咲野方面から降りてきた車がこの交差点を避けて上井手の端を渡ってすぐ右折し、細い道へ抜けたり、大津屋交差点を直進し、西鶴団地のほうへ右折して抜けていく車もあります。

そして、Eは、国道ではありますが、香梅の交差点です。右折レーンはありませんが、右折信号は

ありません。阿蘇方面から来て右折するのに1台も右折できないことがありました。

一般質問の通告書がホームページにアップされてから町の方数名から325号線からホンダ南門へ入るT字の交差点、このAよりもずっと上のほうになりますね。T字の交差点の時差式信号がわかりづらいという御意見や通学時に交差点が混雑していて心配だという御意見、生活道路なのに家から出られないことがある。渋滞は企業に協力はしてもらえないのかなどなど御意見をいただきました。考えていただきたいのは、町の考え方です。何度も言いますが、渋滞はTSMCの話が出てから始まったことではありませんし、まず、先ほど町長から先手先手でと言われましたが、後手後手に回っている状況に見えます。今、私がほんの少しの間調べた、ほんの少しの期間に調べただけでもこれだけの町の方々の困った状況が見られています。なぜ今までもう少しきちんと渋滞緩和に向けて手を打てなかったのか。町の認識を再度聞きたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 三宮議員の再質問にお答えしたいと思います。

大津町でもですね、渋滞というのはかなり前からあったというのは認識しております。それに伴いまして、駅前楽善線やあと交差点の改良とか、そういうものを行ってきているところでございます。確かに人口が増えることによってですね、その増加の台数もかなり増えてきているものもあります。現在としましては、やはり信号機等の長いところ、短いところもかなりありますけど、信号機は路線によって連動しておりますので、その辺は警察との協議等が必要でございますので、その辺は、今回発注します交通量調査等に基づいてどれぐらいの台数が本当に流れているのかとかそういうのまで含めてやっていければというふうに考えているところでございます。

また、確かに右折ラインとか、滞留所とかの長さを調整することというのは一番、右折ラインもその滞留所の中に何台止められるかによって右折がスムーズにいくというのがありますので、その辺につきましては、やはり長さの調整とかもやりたいと思いますが、それにつきましては、やはり用地交渉とかが必要になってくるところもありますので、その分に関しましては、現在、用地交渉等も難航しているところもございますので、その辺はちょっと状況に併せて行っていければというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

先手先手とお話のところでは言いますと、先般の一般質問と全く菊陽に対して逆の御指摘もありましたけども、申し上げたかったのがですね、昨日もお話しましたが、私の認識ですと、菊陽町の場合には、町ができる前に結構縦のラインの道路をたくさんつくって、その後に市街が形成された経緯があるというふうに思っております。ただ現状、大津町で街中を通そうとしたときに、用地交渉のお話、価格の話もそうです。建物の話まで難しいところもあるというふうに思っております。そうした中、新聞にも一部載りましたが、東のほうというところをしっかりとつくっていくことも、幹線道路としてですね、重要だというふうに考えております。

また、渋滞地域に関しましては、おっしゃるように、信号というのが最も早いと私も思いまして、歴代の警察署長をはじめ、私のほうでも信号制御、特に香梅等は御相談しておりますけども、やはり町が言ったからできるというのではなく、片方が長くすれば片方が混み始めるというような分析も警察のほうでも独自で持たれているようなところもありますので、そうしたところをしっかりと交渉し、材料としても今回、そこに関しては後手になったかもしれませんが、しっかりと交通量解析を行い、計量的なデータを持って少しでも右折の矢印ですとか、あるいは信号の時間だとか調整できるように進めていきたいというふうに思っております。

また、用地用地言っても始まらんとこもありますので、今回の交通量調査の中で特に重要というところに出たところに関しては優先順位を付けて、もう何としてもやるくらいの気持ちで進めていかないといけないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） ちょっと批判するだけの質問はよい質問ではないと理解をしていますが、町の方が困っている状況に対して対応していなかったということに対する反省の気持ちは持っていたと思います。調査をただで終わらず、きちんと先手先手で進めていくという対応に期待をして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、外国人も住みやすい大津町に向けての考えです。

大津町に住む外国人の数がISM C稼働に向け増えてきていると感じます。先日、NPOとして外国ルーツの子どもを支援されている方にお話を伺いました。過去5年間は海外の学校の学期の終わりが6月から7月と、そこが多いことから9月に合わせて転入するのが平均的でしたが、今年はそうではなく、すでに海外からの転入が始まっている。そして、日本語指導などが必要な御家庭が1.5倍ほど増えているとのことでした。すでに家族単位での外国人の転入が増えてきているということです。

昨年度と同僚議員の「外国人在住者に対する町の支援について」の質問について、充実した生活を送れるよう県の多文化共生環境整備事業で町も協議会を設置し支援を行うと答弁されています。外国人が日本で生活をするときに最も必要なのは言葉です。会話もさることながら見える情報としての言葉もそこに住むことの安心感を与えるものです。

皆さんが外国に行ったときに、看板などに日本語表記を見つけたら少しほっとすると思います。しかしながら、今の大津町内の看板や案内については、日本語以外の表記はあまり見かけません。よく目に付く看板を補助資料3の右に出してみました。今回の質問は教育長宛ではありません。たまたま天草の多言語表記と比べたときに、この黄色い大津町の看板が目についたものでここに上げさせていただきました。天草のほうは多言語化で表記がさされています。大津町は日本語だけです。これから観光客も増えると見込んでいるならば、町として多言語表記を考えるべきです。

4月だったと思いますが、飲食店経営者からメニュー表に中国語を入れたいが支援などはありませんかと聞かれました。通告書を提出した時点での私の認識では、観光協会も商工会も支援はされ

ていません。しかし、町内のイオンでは、早くから多言語表記を見かけていました。そして、5月に入り、店内のアナウンスも日本語と並行して中国語も流れていました。これからますます海外からの移住者は増えると思いますが、観光やビジネスなど短期間滞在される方も安心して大津町で過ごしてもらえるよう多言語表記など見える化を行政からも支援するべきではないでしょうか。

熊本に長く住んでいる中国人の知り合いから、中国から母親が観光に来たので外食に行ったときに中国語で会話をしていたので外国人だと判断されたのか、店の方が英語表記のメニューを出されたそうです。しかし、2人とも英語はわからなかったため、まだ日本語のほうが漢字があるからイメージができると思ったとおっしゃいました。日本語、英語だけでなく、やはり多言語表記の必要性をそのときに感じました。

資料3の左です。大津町の寄り道散歩マップというガイドがありました。日本語、韓国語、中国語、英語と4か国語で商業観光課が発行しています。日本語は発行年月が2019年ですが、ほかは2017年でした。不思議に思って中を見ましたが、日本語だけ内容にゾロ像が追加されていたため、多分2019年に更新して作られたのだらうと理解しました。

ただ、ワンピースは海外での人気のアニメです。そのために中央公園に見に来る外国人の方もいらっしゃると思います。南阿蘇鉄道乗り入れも予定をされているので、新旧店舗の確認も含めて作り直されることを提案します。

以上のことから、質問は1、多言語表記の看板作製などの見える化、飲食店などへの多言語表記の支援の必要はないか、2、観光客に向けた新しい多言語マップ作成の予定はないかです。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の質問にお答えをいたします。

総務省公表の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によりますと、令和4年1月現在の国内の外国人住民数は、約270万人で、令和3年から2年連続で減少しているものの、平成25年の約200万人から年々増加傾向にあります。国は、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国際交流や国際協力に加え、地域における多文化共生の必要性と施策を示しております。その後、外国人住民の増加や多国籍化、デジタル化の進展などの社会情勢を踏まえ、令和2年9月に同プランを改訂し、地域社会での外国人材の受け入れと共生について、その意義や施策についてまとめております。

県内の状況に目を移すと、外国人住民数は、令和4年1月現在、1万6千475人で、5年前の同統計と比較すると、この間、約43%増加をしております。

経済のグローバル化の流れの中、今後ますます日本全体で外国人住民数の増加が見込まれることから、彼らと共生していくために地域社会の変容も必要になってくると考えております。

大津町の状況を申し上げますと、令和5年5月31日現在、町内には602人の外国人がお住まいです。その約65%に当たる393人、技能実習生236人を含む、主に就労を目的とした在留資格となっております。

これらの数字から見ても、町内在住の外国人の多くは、就労されており、また、技能実習生の割

合も高いことから、企業等からの支援を得ながら生活をされている状況が多いと考えられます。

大津町では、令和4年度に町に在留する外国人が心身共により豊かな暮らしを送ることができるよう、関係機関や関係団体がそれぞれの立場で役割を担いながら協力・連携していくことを目的に大津町多文化共生推進協議会を立ち上げ、多文化共生の推進、外国人の生活支援について協議を行いました。

また、日本語の会話を通じて生活に必要な日本語や日本の文化・生活習慣の習得を支援し、外国人の方が地域住民や地域社会とつながることができる場所づくりを目的として、地域日本語教室を開講しております。令和4年度は全11回延べ85人の参加があり、回ごとにゴミの出し方や健康などの身近なテーマを設定し、やさしい日本語で会話を行いながら、知識や日本語を習得できるような内容で教室を実施しております。

外国人の方がより地域住民とコミュニケーションを図ることができるための取り組みとしては、町民、企業関係者、町職員を対象として、難しい日本語をよりわかりやすい「やさしい日本語」を学ぶ講座を実施しているところでもあります。外国人の方がどのような言葉を難しく感じ、どのような言葉の使い方をすればより分かりやすく伝えることができるのかを、講座をとおして学んでいただきました。

令和5年度には外国人相談窓口を役場総合案内に設置しております。中国語や英語、ほかスペイン語、ポルトガル語、台湾語などの会計年度任用職員2名を雇用し、対面での相談体制を構築するとともに、他の言語での対応が可能となるよう、31か国語の翻訳が可能である機械通訳のシステムも導入をしております。まず、役場の行政サービスにおける多言語での案内を充実させる取り組みとして、窓口カウンターに多言語対応の役場全体のレイアウト図を配置し、案内に使うなど、来庁される方が安心して用件を済ませることができる環境を築いていきたいと考えております。

また、飲食店等における多言語表記につきましては、町としましては、外国人の在住者及びインバウンドを含む観光客等に対して、商店街等の情報発信や看板、飲食店のメニュー表などの多言語表記を進めるための支援を行って行くと同時に、文化への理解を深め、外国人であることをあまり意識せずに、普通に、安心して暮らせる町づくりを目指したいと考えております。

なお、今ほどメニュー表等のお話をさせていただきましたけども、観光マップ等に関しましてもその流れの中で多言語表記、より対象が多い言語のほうから進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） はい、再質問です。

町のほうでも優しい日本語教室などを開催されているという返答でしたが、とても残念なことに町内のお子さん、大津町ではなく、このNPO団体が開催している町外のところまでわざわざ日本語と学習を習いに行き、高校受験をされた方もいらっしゃいました。それから、企業などでも転入したときやいろんな手続きのときに通訳ができる方がついて見えたり、役場でもいろいろ対応が

できるように考えるということでしたが、例えば、お父さんが日本人、お母さんが外国の方の場合は、役場に見えるのは日本語ができるお父さんが多い状況です。そういう中で、もしも日本語ができる方が見えなかったときに、きちんと対応していただけるのかというところがまだ不安が残ると思います。

この観光案内の中に、日本語の中にですね、今くまモンベースと言われていますが、その前身だったときに、通訳タブレットによる観光案内、観光パンフレットもあります。お気軽にどうぞとインフォメーション書いてあるんですけど、実際にそこに行って、そこに担当されていた方にお尋ねをしたところ、通訳のタブレットの使い方が今一わからないということでした。きちんとその窓口を作るにしても、それはとてもいいことだと思うんですが、きちんとその操作がわかるように、そこら辺を熟知してから対応していただかないと、いらっしゃった外国の方も混乱をすと思います。

それから、質問を出した後で、商業観光課のほうから観光協会のほうも商店、飲食店などのほうにも通訳業者の紹介などはできますというような回答をいただきましたが、この資料3に出していますが、無料の翻訳アプリケーションというものがあります。これは先ほどから紹介をしているNPO団体の方が使われていたものですが、翻訳業者などを介さずにも簡単なものならばこういうふうにGoogleのスプレッドシートで作ることができて、利用できる、お金がかからずという事です。そういうものも本気で検索すればお金を、多額のお金を使わなくても出てくるものではないかと思いますが、どのように思われますか。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 何点か御質問ありましたけど、これから増える外国人に対し、町行政がどのように対応していくのかという御質問だったかなと思います。

令和5年度からですね、外国人の相談窓口を役場総合窓口を設置をしております。これは会計年度2名採用をしまして、英語あるいは中国語等々で対応できるような体制取ってますけど、ただおっしゃいますように、まだ周知ができてない部分もありますので、そういった形については、やっていることをですね、しっかりと住民の皆さんにお知らせをしたいと思っています。

それと具体的にですね、先ほど町の他文化共生推進協議会の話もございましたけども、これ県の支援を受けながらやっておりまして、日本に来られた方が日本の文化、あるいは生活習慣を知っていただくというようなことで、地域日本語教室というのを実施しております。その中で、ごみの出し方であったり、あるいは身近な健康のお話であったりとかそういったこともやっておりますし、先般、防災士の方が防災についてのお話をされたということも聞いておりますので、そういった日本の教室を開催して、文化を知っていただくとか、あるいは、いろんなルールを知っていただくような仕組みはやっております。ただ、これについてもなかなかまだ周知ができてない部分もありますので、しっかりとその辺は周知徹底はやっていきたいというふうに思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） では、3番目の質問に移ります。

質問の3つ目は、これからの図書館の考え方です。

近年、図書館に対する考え方が変化してきています。これまでは単に本を借りる場所だったものが、様々な町内外の情報発信と受信の拠点として、また多文化サービススペースとしての活用など、様々な住民のニーズに応える図書館に変化していくことが求められています。

大津町は、多様な住民ニーズに応えるための図書館実現へ向けてどのように考えているのでしょうか。

補助資料5枚目と6枚目です。5月の25日から5日間、Googleフォームでアンケートを実施しました。216名から回答をいただきました。その内の図書館サービスについての回答をこちらに出しました。

1、借りたい本を事前予約できる。2、司書による読みたい本の検索サービスがある。どちらも60%の人が知っていました。3番目のおおづ図書館の利用券を持っていると近隣図書館でも利用券を作り、利用できるという近隣図書館との利用連携は74%、約4分の3が知りませんでした。4番目、図書館の移動サービスについては、90%の人が知っていました。5番目、ホームページから貸出し延長サービスができるのを83%の方は知りませんでした。私も知りません。6、図書館イベントについては、野菜づくり講座は人気だと聞いています。7、生涯学習誌に図書館だよりが掲載されているのを知っている人、知らない人、これは拮抗する結果となりました。8、図書館利用券を持っているとSuicaやWAONなどを利用券として登録でき使用できることはほぼ知られていませんでした。カードは結構かさばるものですし、図書館の利用券はその目的だけしか使えないので、SuicaやWAONで代用できるならば便利だと思います。調べてみて感じたことは、おおづ図書館は、図書館で考えられるサービスを頑張っているんだなということでした。しかし、情報の拠点として届いていない情報が多いということです。

補助資料7は記述式で自由回答してもらったものをまとめたものです。

蔵書の充実でマンガの希望があり、今まで読んだ本がわかるシステムがあるといいという御意見や幅広いイベントの希望、せめて飲み物が飲みたいという御意見や宇城や荒尾図書館のような飲食店の誘致の希望もありました。

質問は、1、図書館からも今までアンケートは取られていると思いますが、このような希望は出ていなかったのでしょうか。

2、多様な住民ニーズに応えるための図書館実現に向けてどのように考えているのでしょうかの2点です。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の「社会の変化に対応したおおづ図書館のこれからの取り組み方針について」の御質問にお答えをいたします。

おおづ図書館は、平成6年12月の町振興総合計画の理念に基づき「生涯学習のまちづくり」を推進していくため、町教育委員会が平成7年「町図書館・歴史民俗資料館建設検討委員会」に諮

問し、平成8年9月の答申を受け、「町づくりは人づくりから」の観点に立ち、優先的に取り組む必要のある施設として、建設に着手し、平成15年2月に開館し、今年で21年目を迎えております。

建設時の基本構想は、「町民の期待に応えうる資料の用意」「それぞれの年齢層が快適に利用できる環境」「幼児期に必要な絵本の充実」「移動図書館車の運行」「学校図書館との連携」「情報技術の進歩に対応し、町民に利用してもらえる体制」「地域社会に記録された資料の収集」「他の図書館との協力関係の構築」の8項目が掲げてあり、開館当時はこれらに十分に対応できていたものと考えております。

しかし、三宮議員の御質問の趣旨のとおり、開館21年目を経た現在では、様々な制度の変化が激しく、技術の革新も急速であるため、開館当初の8つのコンセプトに大きな変更はないものの、町民の方々に対し、さらなるサービスの改善が必要ではないかと考えております。

私の「101の具体策」の中でも、「活気とにぎわいを生むしくみづくり」において、64項目目の「文化的な取り組みを充実させる」に、「図書館や、公民館講座などを充実させつつ、各地域での出張型講座などにも一層取り組むことで、生涯にわたり心豊かに暮らせるまちづくりの推進」を掲げております。

また、平成20年に開催した「熊本お話の交流会 in おおづ」がきっかけとなり、それ以降「おはなしフェスタ」を継続していただいている「ほんとお話の会」の皆さまや、平成21年に図書館での「お話会」や「図書館運営支援活動」を目的として発足された「図書館友の会」をはじめとするボランティアの皆様方には、これまで長きにわたり、おおづ図書館の様々な活動を支えていただいております。このような町民の皆様のは、おおづ図書館の「強み」であり、あらためて感謝を申し上げますとともに、コロナ禍で思うような図書館活動も出来ませんでした。今後は再度、皆様の御協力をお願いしながら、図書館運営を充実させていきたいというふうに思っております。

また、情報発信の面に関しましてもしっかりと強化が必要だと改めて認識をしているところでございます。

その上で、町民の学びの場の一つである図書館が、今後、増えるであろう外国人や障がいのある方なども含め、全ての方にとって利用しやすい図書館運営を目指していきます。

具体的にどのように改善し、今後どのような運営方針を定めていくかにつきましては、所管の教育委員会の方から答弁をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 三宮議員の「これからの図書館の考え方」という御質問にお答えさせていただきます。

ただいま町長の方から、建設当時のおおづ図書館運営のコンセプト及び建設当時から21年を経て、最近の社会変化に対応する図書館運営の改善の必要性について答弁がありました。

図書館は、地域の情報拠点として様々な知識や情報等を保存・提供するとともに、教養・調査研究・レクリエーション等に資するという役割がございます。町教育委員会としましても、本や資料

の貸し借りに加え、「生涯にわたり心豊かに暮らせるまちづくり」に寄与できるそんな図書館の在り方について検討していきたいと考えております。

おおづ図書館の令和4年度の利用人数は約4万5千人、貸し出し冊数は約19万6千冊となっておりますが、これは新型コロナ拡大前の令和元年度と比較しますと、利用人数は約1万9千人、貸し出し冊数は約4万6千冊の減となっております。要因としましては、新型コロナ感染症による、外出自粛要請や公共機関の閉鎖、イベントの中止など、生活様式が一変したことによるものと考えております。

そこで、コロナ禍が落ち着いた本年度は「集える・憩える・役に立つ」図書館づくりを目指し、職員が知恵を出し合い、以前にも増して、町民の皆様が図書館と様々に関わり、活用していただけるようなそんな取り組みの検討を始めたところでございます。

特に、町長からもありましたように、おおづ図書館の大きな「強み」である多くのボランティアグループの皆様とは、改めて図書館活動や読書活動推進に協力していただきまして、本年度すでに、「パネルシアターと上映会」を実施するとともに、「おはなしフェスタ」の準備も進めているところです。さらに連携を図りながら、図書館の活性化につなげていきたいと思っています。

また、多様な住民ニーズに応えるための新たな取り組みにつきましても、町長答弁にありました8項目について、時流に合わせた取り組みの工夫や改善を検討しており、図書館だけでなく他の施設等との横断的な企画も計画しているところです。

例えば、町歴史文化伝承館や公民館などとも連携したコラボ企画や、民間企業等との共催によるイベント、町包括支援センターの協力による企画や小学生の自由研究相談会、移動図書館車の新たな活用の検討などです。様々な情報や資料を持ち合わせる図書館だからこそできる、そんなイベントや企画を進めていきたいと考えております。

また、希望が多いと聞きます館内への飲み物の持ち込みや、くつろいだ環境の演出なども、他の図書館の状況を調査しながら課題を整理し、町の図書館協議会で御意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

また、図書館の情報発信につきましては、町としましては、まずは毎月戸別配布される生涯学習情報誌のさらなる有効活用や町ホームページに加え、来館者の図書館資料の選択や情報収集に有益である「デジタルサイネージ」の活用など、町のDX化の推進に合わせて研究を進めてまいります。

なお、全ての人が平等に利用できる図書館づくりにおいて、より求められると思われまます「多文化サービス」につきましては、だれもが優しく読める「LLブック」・「大型活字本」やカウンターでの「コミュニケーションボード」の活用などの提供を行っておりますけれども、今後は、多様な言語の書籍や日本語学習の資料など、町民に求められる書籍や資料について、他の市町の図書館との情報交換もしながら調査研究してまいります。

全国では図書館を町おこしの目玉として、子育てやビジネス支援などの機能の拡充も進んでおります。年齢や属性に関係なく多様な町民が集まる図書館の特性を生かし、おおづ図書館においても、「集える・憩える・役に立つ」図書館づくりを通して、「心豊かに暮らせるまちづくりの拠点」と

なりうる図書館を目指していきたいと考えます。

なお、図書館が実施しておりますアンケート調査につきましては、担当部長よりお答えさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、私のほうからは図書館のアンケート調査結果について御説明をさせていただきます。

この調査は、図書館の利用実態や満足度を把握し、今後の図書館運営に活かすために毎年来館者に対して独自にアンケート調査をしているもので、直近では、昨年12月から今年の1月に実施し、255名の方から回答をいただいたものです。

その中から幾つか御紹介いたしますと、まず、1番目に、来館の目的は達成されたのかとの問いにつきましては、249人、約97.6%の方が達成できました。おおよそ達成できたと回答されております。2番目に、本や資料の満足度についてはということでは、184人、72.2%が満足、やや満足と回答、3番目には、暮らしや仕事に役に立ったかという問いには、244人、95.7%が役に立ったと回答されております。また、4番目にどのようなサービスを希望するかといった問いには、一番多かったのは、やはり本やCD、DVDの充実、それから2番目には、子ども向けの催し物の充実、3番目が本が読みやすい机や椅子などの環境となっております。

また、その他の少数意見ではございますが、菊池市や宇城市のように、居心地の良い図書館や喫茶ルーム、交流の場といった意見も見られました。今後も定期的に利用者アンケートを実施しながら、意見を聞きながら改善できるところは改善をし、図書館運営に生かしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

図書館が知らせたいことばかりではなく、町民が知りたがっていることを把握するという事は、行政サービスの基本だと思います。アンケートを取られたのはわかりましたが、利用者アンケートですよね。図書館に来ている方からのみ取ったアンケートだと理解しましたが、図書館を利用していない方からもアンケートを取るべきだと思いますが、どのように思われますか。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 再質問のほうにお答えします。

はい、もう議員さんおっしゃられるとおりだと思います。これまでが利用者の方ですね、館内で利用のアンケートを取ってございましたけども、今後、またいろんな手法も考えながらですね、利用者以外の町民の方々にも意見を聞くようなことを考えていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） アンケートは取ったらきちんと答えないといけないと思いますので、そち

らのほうも町の方に向けてお願いします。

では、4つ目の質問に移ります。

免許返納の特典についてです。

大津町も高齢者の増加に伴い、これから免許返納者は増えていくと想定されます。しかし、買物など日常生活では車がないと不便だということで免許返納をためらっている高齢者も多いと思います。ほかの自治体は免許返納時に幾つの特典がありますが、大津町はありません。高齢者やその御家族から大津町は残念だという声も聞きます。今までも同僚議員から質問が出ていましたが、執行部からは入り口だけを制度化してもインセンティブにならないという答弁でした。しかし、入り口を整えることが高齢者の免許返納のきっかけにもつながり、引いては、大津町内の交通安全などの効果があると考えます。近隣自治体のように特典を考える気持ちはないのか質問します。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮美香議員の免許返納特典についての質問にお答えいたします。

まず、高齢ドライバーの現状ですが、県警の資料によりますと、令和4年12月末現在の大津町の運転免許保有者2万5千8人のうち、65歳以上の運転免許保有者数は5千534人で、65歳以上の割合は約22%となっております。一方、運転免許の返納件数について県警に問い合わせたところ、市町村ごとの件数データがないとのことでしたが、熊本県全体での令和4年度中の免許返納件数は5千280件となっております。また、報道機関による令和3年の全国調査によれば、熊本県の75歳以上の免許返納率は、全国で41位の3.71%と低く、その理由について熊本県警運転免許課によれば、「公共交通が充実している都市部だと返納を決断しやすく、地方と差が生じているのではないかと。返納を後押しするには自治体などが設ける返納者への特典周知なども大切だ」としております。

大津町におきましても、現在の高齢化率は約23%で県内では低いものの、高齢者の増加傾向が続いております。高齢者の方が運転免許証を返納しない理由としては、公共交通機関がない、足腰が弱って長く歩くことが困難で車が必要、過度な自信とプライド、車や運転に対する愛着などと言われておりますが、特に、農業従事者の方など生活を営む上で運転免許証が手放せない方などは、一時的な特典だけではなかなか免許証返納にはつながらないというふうと考えております。また、生活で使う場合にでも何よりも返納後の移動手段をどのように確保して生活者の暮らしをより充実させるかというものも大きな、大切な視点だと考えております。

議員がおっしゃるとおり、免許返納の特典があれば、高齢者免許証返納のきっかけにはつながるかもしれませんが、合わせて高齢者の方が運転免許を返納しやすい環境、あるいは返納しても暮らしていける、そのような利便性の高い公共交通体系の構築に取り組むことが重要であると考えております。

そこで、町では現在、高齢者等の外出支援については、乗り合いタクシーや外出支援サービス事業を実施しているところですが、本年5月に実施いたしました、大津町地域公共交通会議におきまして、まちなかエリアにおける新たな公共交通の方向性について検討を進めている状況であります。

その中で、既存バス車両の活用の試験運行を今年の秋以降からの実施を目指しております。

この実証実験と合わせる形で免許返納者へのインセンティブを開始・設定することで、乗り合いタクシーやバスの利活用を推進し、まずは公共交通での移動に慣れていただくような仕掛けを検討しているところであります。

また、この試験運行を踏まえて、今後の大津町の公共交通の充実化について引き続き検討・実施を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

免許返納は、ただ単に車がなくなるということではなく、外出の機会も人と会う機会も減っていくということです。熊本県暮らしの安全推進課が令和5年4月時点で市町村による特典として各自治体の特典を公表しています。県下45市町村のうち30の自治体は何らかの特典を行っています。菊池市は、市内共通商品券1千相当もしくは相乗タクシーチケット1千円相当、合志市は、合志市高齢者運転免許証自主返納支援事業として、コミュニティバス回数券10枚綴り10セット、菊陽町も高齢者運転免許証自主返納支援事業として、運転経歴証明書申請手数料1千100円補助とタクシー利用券3万円分を交付されています。菊陽町の方に聞いたところとても助かっているとおっしゃいました。今説明した菊池市、合志市、菊陽町は、大津町を入れて2市2町と表現されます。西原村は、西原村福祉タクシー料金助成事業として500円のタクシー券を年間60枚、益城町は益城町高齢者・障がい者タクシー券交付事業として4千円分のタクシー券を交付されています。

今言った西原村、益城町は、さっきの2市2町に加えて、大津町の近隣自治体です。何かを行うときに、よく2市2町でとか、近隣自治体で足並みを揃えてなど表現をされますが、大津町だけ何も支援していません。近隣を見ながら動くことと動かない、この線引きは一体なんなのでしょうか。

町の方が、大津町は残念だとおっしゃるのはごもつとです。都会で公共交通機関を使い慣れている人は抵抗がないかもしれませんが、田舎で今まで車で自由に移動されていた方には、バスやタクシーの利用はハードルが高いものです。先ほど町長もおっしゃいました。

私の義理の祖父は、県外のかかり田舎に住んでいましたが、免許返納した後に家族に車の送迎を頼むのを遠慮して、歩いて片道4キロの買物に行き、熱中症になり、その後、脳梗塞を起こしました。医療従事者ならこれがつながってわかることだと思います。急にバスやタクシーを自費で使うことを進めるのではなく、サービス券を交付することによってバスやタクシーを使うことにまず慣れていただくというふうには考えられないのでしょうか。

また、最近、町内や周辺部でシニアカーで移動されているのをよく見かけるようになりました。高森町では、シニアカーの貸出事業をされています。そういう考えもないのでしょうか。

再質問は、1、近隣自治体と比較して大津町だけが支援をしない理由は何ですか。2、支援をすることが交通安全につながり、高齢者を守ることにつながるとは考えませんか。3、再度免許返納に特典を考える気はないのかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

失礼いたします。説明が悪かったようでして、今度、秋から始める実証実験に合わせまして、免許返納に対するインセンティブを設けていく予定で考えております。と言いますのもこれまでの一般質問でお話させていただきましたが、議員おっしゃるように、やはり免許を返してもらうことが目的ではなく、やはり返した後、しっかりと寄り添っていかなければ、ある意味無責任であるというふうに思っております。そうした中、一方でやはり乗り合いタクシーに関しましても、公共のバスに関しましても、やはり費用がかかる場所もありますので、持続可能であるためには、乗り合いタクシーに関しても、バスに関しても、より利活用も推進していく必要があるというふうに思っております。そうした中、この度、秋から実証実験も始めますけれども、そこをしっかりと滑り出して、皆さんに御活用いただきまして、そこに限らず、バスに乗るような習慣にも慣れていただくようなそのきっかけづくりとしてこの特典というものを設けまして、それがしっかりと循環していくような形にしていきたいと思っております。

また、議員おっしゃるように、移動だけではなく、そこでしっかりと繋がっていくという意味合いでは、先般はスポーツジムの割引券等のお話もありましたけれども、いろいろな特典は考えられると思いますので、他の自治体の事例もしっかりと研究・検討をしながらですね、それが相乗してよりよいまちづくり、あるいは高齢者の健康、そして皆様の交通安全につながるような形で進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） はい、理解していなくて大変申し訳ありませんでした。秋からの事業をしっかりとPRしていただきたいと思えます。

5番目の質問に移ります。

給食費無償化についてです。

給食費無償化についても、大津町は今まで無償化の考えはないという回答でした。しかし、熊本県内では、子育て支援策として6自治体が今年度から無償化へ動き出しています。もちろん人口減少対策や定住促進対策でもありますが、人口が増加し続けている県外の自治体でも段階的に給食費を無償化にする動きがあります。

昨今の社会情勢の影響で光熱費、日用品、食品に至っては、再値上げも想定されており、例えば、マヨネーズなどは4回ほど値上げがされています。これでは結婚して子育てをしようという気持ちになれない若者も増えるのではないのでしょうか。

よく財源についてもおっしゃいますが、例えば、県が23年度から子ども医療費の補助拡充を出していたと思えます。微々たるものかもしれませんが、そこで浮く分を段階的な給食費の無償化に充てるという考えはないのでしょうか。

大津町が若い人たちに選ばれていく町になるために、また、子育てをしている世代のためにも、まずは給食費無償化に向けた考えはありませんか。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の「給食費無償化について」の御質問にお答えをいたします。

学校給食の無償化につきましては、物価高騰が続く中、子育て支援の象徴の一つとして様々なメディアで取り上げられるようになりました。

こうした動きを受けて、国でも現在検討が進められている「次元の異なる少子化対策」の中でも、給食費無償化についての検討が明記されるとの報道もあっております。

こうした中で、人口減少の最中にある地域においては、定住促進のための施策の一つとして、また、都市部においても、子育て支援の一環として、無償化の動きが広がっております。

県内でも、本年度から新たに宇城市、和水町など6市町村で無償化が実施され、県内全体では合計10の市町村が無償化を実施することになります。

一方で、合志市や菊池市、山鹿市など7つの市町では物価高騰に伴い値上げに踏み切っているような状況でございます。

大津町では、昨年度新型コロナ臨時交付金を活用して12月分の給食費の無償化や、給食用食材費の値上がり分について補助金の交付を行い、本年度についても、今定例会に給食用食材費の物価高騰分の補助金に伴う補正予算を計上させていただいております。

これによりまして、昨年度から本年度にかけての食材費の値上がりについての手当てを行い、保護者の皆様の負担軽減を図っているところでございます。

また、毎度財源の話をして大変本当に恐縮に思っておりますけれども、給食費の無償化につきましては毎年約2億円の一般財源の支出が必要となりますが、町としては、児童生徒の安心・安全な学びの場を確保するために、これ以上先送りすることができない大津中学校の長寿命化改修事業や護川小学校の屋根改修事業、さらに、その後の南小や東小などの校舎整備に最優先で取り組んでおり、また、TSMC進出に伴う様々な開発で、これまで以上の速度で益々増加すると見込んでいる児童生徒への教室や学童施設の増築、さらに給食センターについても考えて行く必要があるような状況だと認識しております。そうした中で、町の政策全体における優先順位や財源確保などの面から、現状では実施困難であると考えております。

しかし、経済的に困窮されている世帯への支援は喫緊の課題と考えており、本年度から配置しておりますスクールソーシャルワーカーを通して、支援が必要な方を取り残すことのないように取り組むと同時に、住民税非課税世帯をはじめ生活が厳しい世帯が対象となる「就学援助制度」を着実に運用していくことで、給食費の実質的な無償化を図っております。

また、議員御指摘の子ども医療費補助金の対象年齢が引き上げられたことに伴う財源を給食費無償化の財源に充てることにつきましては、昨年度の4歳までから、本年度は通院が6歳、入院は15歳までに対象年齢が拡充されたことにより、約1千万円の増額を見込んでおりますが、子ども医療費の支出額全体額1億6千378万5千円からみれば、依然として、これを基に給食費の無償化に踏み切るのは厳しいような状況にもございます。

今後も引き続き「就学援助制度」のわかりやすい周知と運用の徹底に努め、様々な事情で困られ

ている方々の実質的な無償化を推進していきたいと考えております。

併せて、「子ども家庭庁」が進める少子化対策につきましても、しっかりと注視しながら情報を収集するとともに、町としても機会があるごとに給食の無償化はぜひ国の財源としてやっていただきたいという旨を伝えていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 国がいずれ無償化をやってくれるだろうという理解だと思いますが、この大津町が一番最後だったねと言われぬように前向きに頑張っていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時44分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和5年第6回大津町議会定例会会議録

令和5年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和5年6月14日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 総務部財政課長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成 教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 都市整備部長 西岡 多津朗 農業委員会事務局長 梅田 博隆 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 兼選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 中井 雄一郎 兼会計課長

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは本日の会議を開きます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

西川秀貢議員。

- 4 番 (西川秀貢議員) 皆様、おはようございます。社会経済に大きな影響を与え続けた新型コロナウイルスも落ち着きをみせ、コロナ禍以前の生活にようやく戻りつつある。一方原油価格や物価高の高騰関係ではいまだ先が見えず我々国民に大きな負担と不安を与え続けている。本町においては T S M C 関連の進出もあり、町のにぎわいは少しずつ取り戻しているように思える。しかしながら地域経済の活性化に伴い、人手不足や賃上げ等の問題により地場企業にとっては大きな負担が続いている。地域を支える、地域で頑張る地場の小規模事業、零細企業を支援することが今後の町の発展であり、幸せであると考えている。

また T S M C の進出により多くの農業にも影響が出ている。虫食いに土地が荒らされることにより家畜の餌等作れない。農業をする環境ではなくなっているなど深刻な問題である。ぜひこの問題を解決するためには、農業は農業と住み分けをする必要があると考える。

今回の質問は、前回の質問を踏まえもう一步踏み込み、地場を支える企業、または事業所関係の質問である。

それでは通告に従い 4 番議員、西川秀貢が質問いたします。

創業事業所への支援について。T S M C 関係の進出によりここ数年で本町もかなりのスピードで変化している。それに伴い創業を考えている。または創業をしたいという事業者が増え商工会の調べでは、ここ 5 年間の間に会員数が約 5 0 件ほど増えており、内容も製造、建設、飲食、小売り、理美容と実に様々な分野での創業がみられる。

しかしながら、創業するにあたり資金面での問題に悩まされるケースが多々ある。今回町が支援する大津町企業創業事業費補助金が引き続き予算化されたということで、大変すばらしいと思うが前回の質問同様、創業ともなれば補助金、自己資金、あとは金融機関からの借入れが必要になり、経営実践等のない事業所においてはかなりハードルが高い。そこで大津町独自の支援が必要であると考えている。確かに前回町長が言われた大津町中小企業特別小口融資資金制度があるが、融資限度額、

融資期間、貸付方法、返済方法など内容を見てみると、今から約17年前ぐらいのもので創業する立場からするとかなり使いづらい。創業の更なる後押しをするためには、今のニーズに合った制度に変えるべきである。制度の内容が時代についていけないことで、利用者がおらず半分は忘れられた状態で最終的には県の制度を利用している。この機会にぜひ改善するべきではないか。その時期ではないか伺いたい。

また、大津町の融資金利補給制度があり店舗の新築、改装、工場の機械及び駐車場の設備に必要な資金を受けた場合の利子補給ということで、現在事業を営んでいるものにとっては非常に助かる制度に思う。ここに創業支援を追加し、運転資金でも使えるよう改善する。または県内外から本町で創業するものも対象にして、利子補給と保証協会に支払う保証料の一部助成はできないか。そのことにより本町での創業者も増え今後の税収につながる。そして空き家を店舗にすることにより空き家対策にもつながる。前回の一般質問での回答で、企業創業事業補助金での支援の検証、事業者に寄り添った伴走型の支援を商工会等と連携して行っていくという回答であったが、その後の進捗状況はいかがか。また今がその時期ではないかと思うが町長の見解を伺いたい。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。畠川議員の御質問にお答えします。

昨年12月議会における一般質問で「本庁で操業を検討している事業所に対するの支援」という御質問について、「創業までの支援だけではなく、創業後のサポートについても、事業者に寄り添った伴走型支援を、商工会などと連携して行っていきたい」と答弁させていただきました。

昨年度実施いたしました「大津町起業創業事業費補助金」につきましては、起業や新分野進出にあたって商工会等による相談・助言等の支援を受けながら取り組むことを必須条件として、創業した事業者が、安定した事業運営を継続できるよう商工会等の関係機関と協力・連携し支援したいと考えております。事業を進める上で新分野の判断が難しい部分もありましたが、商工会にも御助言いただきながら事業を推進し、16の新たな取組が生まれております。この件に関しまして商工会のほうに本当に感謝をしているところでございます。今後も連携を強めていながらより良い制度設計をしていきたいというふうに考えているところです。

その他にも「大津町中小企業特別小口資金融資制度」や「大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給」などの中小企業向けの制度についても、近隣の市町の状況調査を進めておりますので、商工会の御意見を伺いながら、より使いやすいように見直しを図りたいと考えております。

現在の大津町を取り巻く状況は、阿蘇くまもと空港新ターミナルビル開業、東海大学臨空キャンパスオープン、南阿蘇鉄道の肥後大津乗り入れ開始、そして、空港アクセス鉄道の肥後大津乗り入れ決定など急激な変化をとげております。

特に、半導体大手のTSMCが、菊陽町に進出することによる熊本県内における経済波及効果は10年間で約4.3兆円と推計されております。大津町にも企業の進出が激増しているところで、令和3年以降の進出決定は、16社で、新規雇用予定は650人を超えております。また、高層賃

貸マンションや共同住宅や戸建ての開発も増えており、ホテルの建設も予定されるなど、大津町の経済の活性化につながっていると感じております。

国の消費動向でも、内閣府が発表した5月の消費動向調査によりますと、消費者心理を表す消費者態度指数は3か月連続改善しております。新型コロナウイルス禍からの経済社会活動の正常化が続き、消費や雇用環境の見方が改善しており、基調判断は「持ち直している」で据え置かれております。

西川議員のおっしゃるとおり、景気の動向や消費者心理が改善している今が、その時期だと思えます。事業者に寄り添った伴走型の支援、そして商工会や関係機関との連携を更に深め、事業者支援を行っていききたいと考えております。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） おはようございます。西川議員の御質問の商工会等との連携について御説明いたします。

昨年実施いたしました「大津町起業創業事業費補助金」につきましては、申請者16件、内訳は起業9件、新分野7件で、補助総額1千89万5千円でした。事業の実施にあたっては、商工会等による相談・助言等の支援を受けながら取り組むことを条件にしておりましたので、事業者も安心して創業できたと思っております。

また、補助を受けた事業者につきましても、翌年度から3年間、事業に係る経営状況等について報告を求めることとしており、課題がある場合には商工会等から助言等をいただく予定です。

事業を実施する中で、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、既に営んでいる事業とは異なる業種に進出する「新分野」も対象にしており、一定の効果はあったものの、「新分野」の判断が難しいなどといった課題も残りました。このため、課題等も含めて、商工会等に御相談しながら、今年度、要綱改正等を行います。

他にも町には、事業経営に必要な資金の融資保証として「大津町中小企業特別小口資金融資制度」、中小企業が店舗の新築、改装、工場の機械及び駐車場設備に必要な資金の融資の利子を補助する「大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給」があります。これら既存の制度につきましても、更なる創業促進及び産業振興のため、助成の対象、返済期間、限度額等につきまして、近隣市町村の状況を調査するとともに、商工会等の御指導・御意見を伺いながら、見直しを図りたいと考えております。

昨年、大津町DX展示会を開催いたしました。これは、役場のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、窓口業務や遠隔会議、鳥獣害対策などに活用できるデジタル機器について、5社から10種類の展示会を出していただき説明を受けたものです。本町だけでなく近隣自治体の職員など136人が参加しました。今年度は、中小企業や小規模事業者向けのDX支援として、商工会と共同で、商品展示会を開催できないか検討しているところです。例えば、レジに関して言えばキャッシュレス対応やインボイス対応、データ処理のできるPOSレジなどがあります。

しかし人手不足の飲食店であれば、DXといわず券売機でも良いかもしれません。ただ展示会でなく、そういった事業者のニーズに合わせて提案できる展示会を商工会とともに開催するなどして、丁寧な事業者支援を図ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4 番（西川秀貢議員） 今回私がこの質問をしたのも、本当に今がその時期と私思っ再度質問させていただきます。近隣の商工会関係を調べてみたら、菊池市、合志市、菊陽町、共に伸びしろはありました。商工会にしても。しかし、大津町の変動がここ10年前から比べたときかなり大きいなど。数で言うならば、大津の商工会というは以前ここ10年から5年くらい前までは、510件の会員を行ったり来たりしている状況だったと思います。しかしながらここ三、四年前からどんどん増え始めて現在は593件、なおまだ今増え続けているという状況で、もう600件を超えるだろうと言われる状況でございます。

何が言いたいかという、大津町でそれだけ創業してやっていきたいという人、事業者が増えてる。確かに創業した後のフォローは必要と思いますが、その前の時点で操業せんことには何もならないと思いますので、今回質問させていただいたところでございます。今の回答で見直しを図って町長も今がその時期と言われることですので、早急にやってもらいたい。創業関係のこの後押しをすることで、やはり雇用が生まれ、町の活性化につながり、地場企業または事業所の努力、発展により税収が生まれそしてその結果町が潤うと。そういったまちづくりが必要であり、支える事業者に対しての町の姿勢が重要であると私は思っていますので、早急に対応していただきたいと思ます。

次の質問に移ります。人材開発支援助成金を活用した研修派遣事業について。TSMCの進出により、半導体の人材関連では、年間200人を育成し、県内外の企業に派遣するなど将来に向けた取組が日々進んでいる。本町の企業、事業所においても生き残りをかけ、それぞれに人材育成に取り組んでいる。前回も質問したが、本町にも人材開発支援助成金を活用した派遣事業がある。いわゆる中小企業大学校人吉校である。独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業の皆様のための人材育成機関である。研修費、旅費など助成に上限はあるが、かなり評価の高い機関である。前回の回答で企業連絡協議会や商工会と連携し、町内独自の研修セミナーを企画、あるいは創業企画、従業員の支援塾等具体的に進める。情報発信が不足しているので、今後周知に取り組み、人材育成に取り組みやすい環境づくりを進めるという回答であったが、その後の進捗状況はいかがか。前回同様、本町でセミナーを開催することで受講者も増え、経済の活性化にもつながる。また企業、事業者のニーズに応じた講師を招く。そういった町の姿勢を示すことは今ではないかと思うが町長の見解を伺いたい。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の人材育成についての御質問にお答えをいたします。

昨年12月議会での一般質問「人材育成のための基本姿勢」について、「企業連絡協議会や商工

会と連携し、主催するセミナー等や創業・起業従業員の支援塾等ができるように話を進めたい」とお答えをさせていただいたところです。

大津町商工会の事業の中に研修派遣事業があり、その中で、中小企業大学校人吉校などへの研修費用の一部を負担をされております。前回の答弁の後に商工会とも協議をさせていただきまして、令和5年度に商工会の補助金を増額し、これまで以上に充実した研修を行っていただけるように御相談をさせていただいております。

また、国の制度にも、人材育成に対し様々な支援があり、その一つとして、人材開発支援助成金があります。この制度は、事業主等が雇用する労働者に対して、職業訓練等を計画に沿って実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

研修会については、企業連絡協議会や商工会等と協力して、町内でセミナー等が開催できれば、より多くの方が参加できますので、私としましても、ぜひ実施したいと考えております。

T SMCの進出や少子高齢化、成熟社会の到来など、社会構造が変化している中で、企業における人材確保、人材育成につきましては、更に重要度が増していると認識しております。

また先ほどの質問内容とも重なりますけれども、やはりこの機を逃さないことも大切だと考えております。そうした中、商工会の会員の中から個別にもこのT SMCがこの町、あるいは我々のビジネスにどのように影響するかということをしかりと学びたいというお声もありましたので、専門的観点も含めそうしたどういった動きがあつてどういった影響があるかということも関連機関等とも連携しながら研修セミナー等開きたいというところで担当課のほうと調整をしておるところでございます。また7月からは、商工会の事務所も旧包括支援センターに移転されますので、今まで以上に連携ができると考えております。まさに今、行政だけではなく、町内企業・事業所、関係機関が連携し、人材育成に取り組まなければならないと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 西川議員の御質問について御説明いたします。

人材育成研修等については、現在の利用者が少ない派遣型よりも、講師を招聘するなど町内開催型のセミナー等を実施できないかという御質問です。

中小企業大学校人吉校では、通常の派遣型の研修のほか、町内で開催できるサテライトとオーダーメイドの研修がございます。サテライトは、定員15名で、主催者は会場を準備するのみです。受講者は受講料が必要となります。オーダーメイドは、定員はなく、受講者の受講料も不要ですが、会場の準備、講師の旅費や謝金が主催者の負担となるものです。研修テーマは、階層別、企業経営・経営戦略、組織マネジメント、人事・組織、財務管理、営業・マーケティング、生産管理、管理者養成などの分野から主催者が選べます。社員の定着を促すための新人研修や、コミュニケーション・コーチング強化研修、問題発見・解決力強化研修など、多様な研修テーマが設定できます。

また、中小企業大学校の講師陣は評判がよく、研修を受けた方から「受けて良かった」というお話を聞き及んでおります。

このような制度を利用し、町内開催型の研修が実施できないか、現在、大津町商工会と協議を行っているところです。研修の実施については、大津町企業連絡協議会とも連携してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） この人吉校の件ですが、実際行かれた方の感想ちょっと調べてみたんですよ。様々あったんですが、例えば自分と仲間を守るストレスマネジメント研修とか、これなんかはハラスメントやメンタルヘルスについて学びストレスや理解につながる内容であったと。表情、態度、立ち振る舞い、声の強弱、イントネーション、こういったのが逆に相手のそれに気付きを得られればメンタルヘルスの不調やそれを未然に防ぐことができたとか。これは見てたら非常にすばらしい講習だなどと思いました。部下の能力やモチベーションを上げることにより、自分で考え行動する社員に育つ、相手方と契約する際、契約書等の確認で、何が法的リスクなのか見極めるスキルを身に付ける研修だったとかですね。なんでいままでこういったのがせっかくあるのに、なかなか使われなかったのかなと感じているところがございます。急激にこの大津の本町が伸びるにつれて、さっき言いました企業、事業所関係も不安の状態の中必死に頑張っているところであると思います。ぜひここは町が後押しをして、こういった後押しをすれば必ず町に返ってくると私は思っております。ちなみにさっき部長が言われたこのオーダーメイドとサテライトゼミと二つありまして、これもちょっと見積りをとってみました。実際。そしたらこのサテライトゼミなんかは主催者の費用がいりませんと。2日間講習を受けた場合一人頭2万2千円。これは受講者が払う金額です。定員が15名、この2分の1を補助する格好になっておりますので、仮に15人来れば16万5千円、実際商工会で大体補助金助成金関係がいくら使われておるのかなと調べたら大体16万円、17万円でございますので、十分にこれは町によんでからもできると私は考えております。またこういったのを企画して町の企業さん、事業主方々が一緒にセミナーを受けることでいろいろ横のつながり、縦のつながりだのできてきて、そして新たな町の発展につながっていくと思っております。ちょっといろいろ言おうかと思っておりましたが、するということでしたので、ぜひ早急にさせていただきたいと思います。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時40分より再開します。

午前10時27分 休憩

△

午前10時40分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回は2点、通告しております。

まず正しい長の専決処分の在り方について。このことについて質問したいと思います。

この質問をするにあたって、専決処分というものは非常にいいことばかりではなくて、問題も多く抱えておると私は考えております。今回この質問をするのも問題となりました大津町体育施設等の指定管理者制度移行、これについてごたごたがありまして、専決処分をするにあたる事案が出てきたということでありました。ただ、専決処分の在り方についてであります、私はわざとここで正しい長のと正しいという言葉をつけました。もちろん正しくなければいけないのではありますけれども、委託に関しての途中経過があまりにもずさんではないかなということを考えました。質問の要旨といたしまして、3月20日に指定管理者が見込むことができない「賃貸借物件」と「手数料」があると町当局が認識した時点ですね。その時点で、臨時議会を用意しなければならない。そう強く感じます。

しかしながら全員協議会開催されまして、それも切羽詰まった3月31日でした。これって意図的にその日になったのかなと言わざるを得ないということでもあります。3月31日の午後でありました。要するにこのやり方っていうものは恐らく考えますに、議会を開催する時間が足りない、ないということで31日に持ってこられたのかなと思いました。その点が非常に引っ掛かります。3月20日に賃貸物件と手数料そういったものに明記されていないものは払うわけいかないよということを言った時点でもう無理なわけです。これは契約が成立しているわけですから、恐らくこういったことをどうでしょう。町の弁護士あたりに尋ねても恐らく笑われます。そういう状況ですよ。そのときに途中途中で交渉に行ってお願ひに行ったりとか、そういう話があるいろいろありましたけれども、無理です。世の中は、社会は、契約で成り立っております。ですから十二分に議会を臨時議会を開いて、そして議会で審議していただいて、そして議決するという案件だったとそういうふうに思います。

昨日あたりもチャットGPTあたりを使うのか使わないのかとか言われてましたんで、今日わざと使ってきました。チャットGPTに質問をしました。正しい町長の専決処分とはといれました。は、チャットGPT曰く、町長が独自の権限に基づき緊急や重要な事案に対して即時の処理を行うことをさします。町長は一定の範囲で専決権を持ち町の運営や公共の利益のために必要な措置を取ることができますとでできます。

そして専決処分は、通常の決定プロセスや町議会の承認手続きを得ることなく行われる場合があります。これは緊急の災害復旧や公共の安全確保など時間が重要である場合に特に有効です。町長は専決処分によって迅速な対応が可能となり、市民の利益や福祉を守ることができます。ということで、これは専決処分の大義であります。

ただしというものが今度出てくるんですね。町長の専決処分は、権限の濫用や不正行為につながる可能性もあるため、適切な制約や監視が必要であります。多くの場合、町議会や関係機関によるチェックやバランスが存在し、町長の専決処分が公正かつ適切に行われるよう監督されます。そして町長の専決処分は、法律や規則に基づいて行われるべきであり、市民の利益や公共の福祉を最優先に考える必要があります。このような原則にしたがって行われる専決処分は正当性と透明性を持

ち町の発展と良好な行政の実現に寄与しますと出てきました。チャットGPTですので、2021年までのテキストデータを集めて出してくれます。それを新しく問いがあったときに被せてどんどん新しいものに変えていくというものですから、このチャットGPTのことを考えましても、この答えが出てくるということは、2021年までの文献に多くこれが載せられているということです。その載せた人っていうのは誰かといったならば、大学の教授や専門の方々ですよ。それとか議員さんとか、例えばそういった国の機関、そういったものが出した多くの人の答え、これは法令に基づいたものとはほぼ一緒ですよ。

しかしながら今回の専決処分はこの「ただし」がつきまわっているんですよ。議員必携も一生懸命読み返しました。その中にも書いてあります。急を要することで、町長が専決処分をしましたという案件が一番多いと。しかしそんな急を要することってあるのだろうかということです。何条か忘れちゃったけれども、地方自治法にはきちんと告示が3日前じゃなくて1日前でも緊急を要する議会を開くことができるということです。

ということは、もちろん議会はそういった申出が町長から専決処分をしたいという物件があったときから、いやこれは議会にふして、そして公の場で審議するべきものだという判断をしなければなりません。しかしながら31日までに全員協議会をもってくと。これはやっぱりおかしいですよ。法令をもう少しきちんと解釈するならば、やはり透明性があって全体の福祉を考えた行動になったと思われちゃいます。あれをやったらですね、議会の意味がないんですよ。我々は公正な選挙制度に則って立候補して出てきております。そして各位、町民の代表として審議するわけですから、それを非公式な場になると思っちゃいます。全員協議会にもってきて、お願いする。それも議長には早くから言ってるわけですよ。話は。あのときも例えば議会が、そのことについて議決案件だけでも町長に付託したいということを何も言っちゃいませんもんね、これは。そういったことはできるんですよ。これは議会をいとまがないから、町長に専決処分をお願いしたいということも実はできるんですよ。しかしながらそういったお願いはしていない。皆さんの意見をかんかんがくがくあって、その後、すぐ会を閉じましたよね。これはおかしい行動ですよ。議会の話かもしれないけれども、それは町長と議長が話ができているのかなというふうなかたちと考えることもできるということです。公の場で記録に残し、そして調整を前に進めるべきではないでしょうか。今言ったチャットGPTに出てきた要点としては、やっぱり公正かつ適切、そして法律や規則に基づいて行われるべきだと。市民の利益や公共の福祉を最優先に考える。それは公正な議論あつての町の行政の進め方ですよ。そこでまやかしかあつてはいけないと私は思っちゃいます。この点についてその行った専決処分は正しいものだったのかこれについて町長に聞きます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の御質問にお答えいたします。

まずは、体育施設等の指定管理者制度導入に係る不適切な事務処理について、改めてお詫びを申し上げます。

議員おっしゃるとおり、議会制民主主義のもと、議会の議決は町民の意思決定であるとともに、議

会の最大の役割であること、また、住民自治の根幹をなす重要な権利の行使であることから、私としましても最大限尊重すべきものであると認識をしております。

議員御指摘の今回の事例につきましては、4月1日からのリース物件につき、契約不履行を防ぐために、そのリース料等の予算を確保するため3月末まで補正予算の専決処分を行わせていただいたものでございます。

今回の経緯についてあらためて御説明させていただきますと、担当課が先方からの連絡によって状況を把握したのは議員御指摘のとおり3月20日でございます。一方、私が担当課より報告を受けたのは全員協議会で御説明させていただいたとおり、3月28日の午後という状況でございます。この点につきまして、速やかに報告・連絡・相談がなされていない組織体制にあったことは長としての私の責任であり、大いに反省するとともに改めて早期の報告・連絡・相談を指導しております。

結果としまして、私が状況把握できたのは、期限の3月31日まで残すところ後3日というところでしたが、その時点でも担当部局は相手方との協議・折衝、状況整理を継続しているという状況にありました。またその時点で私としても別途ほかの活路はないかと総務課に顧問弁護士との相談を指示したところですが、あわせてほかに関連の案件がないかそちらもあわせて生涯学習課に部内での確認、課内での確認を指示しました。

結果としまして、最終的な協議日である同日28日は、先方が指定管理代表者の本社に案件を持ち帰り、更に最終的に3月30日の午後に先方から回答が示されたため、30日から31日の午前中に掛けて、町として全員協議会において必要となる説明資料を可能な範囲で整理した上で、急ではございましたが翌31日に全員協議会を開催させていただき、その時点における経過報告と補正予算の専決処分概要を御説明させていただきました。

なお、私自身も議員御指摘のとおり意思決定を伴う専決処分は避けるべきものと考えておりますので、今回の対象となった案件は5件でしたが、運動公園受水槽清掃は、3月31日付の予算措置は必須ではなかったため、除外して次回議会で上程するように指示し、必要最小限の追加予算を精査した上で、同日付けでの専決処分を実施いたしました。

しかしながら、御指摘をいただきましたとおり、3月20日の時点で私が状況をしっかり把握し、かつ相手方との協議の期限を示した上で、また弁護士等も全て指示をした上で交渉にあたるように指示していれば、臨時議会を開催する準備を整えることは可能であったと認識をしております。

重ねてになりますが、私自身の組織マネジメントに起因する報告、連絡、相談の不十分さが、今回の不適切な事務処理を発生させてしまったと考えております。早期に実態を掴んでいれば、3月の全員協議会で永田議員から御助言いただいたように、議会からの御助言をもよりしっかりと仰げたものと考えております。

私の就任以来、臨時議会の開催が多くなっており、議会の皆様方には御足労をお掛けしておりますが、私自身、二代表制、議会制民主主義の意義・重要性は強く認識しておりますので、今後も専決処分は必要最小限にとどめ、議会の皆様への説明責任を果たした上で御議決を賜れるように努

めていきます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問します。

答弁というのはそう答えるしかないかなという感じですよ。今の答えもチャットGPTで出したのかなぐらいの出来上がった答えだったかなと感じます。もちろん私がこれで降りるわけがないですよ。私はこの全員協議会のときに、いろんな方々の意見が出たときに、面白い意見も出たじゃないですか。こういったものを早急に進めてやったら、例えばどっかの利権に絡んだような議員がこれは3月31日じゃなかったかな。例えば町長室に出向いたんじゃないかなとかいう意見も出たりしましたよね。それでそんなことがあるのと利権が絡んでいるの、これは。だから早急にそういったものを整理させたいのかなというそういったいきさつもありました。そのときに町長はそういった事実はありませんと答えられましたよね。ということは、声をあげた議員というのが嘘をついたのか。それとも何らかの事実に基づいたのかそれは謎です。しかし、やはりきな臭いものは残るんですね、そういったことがあったら。例えば3月31日にそういったかたちで我々は集められました。そのときに、今度は賃貸借物件及び手数料のところ、令和5年に331万1千820円足りなくなりますという説明を受けたんですよ。しかしそれで通そうとしたんですね。しかしそれは令和5年じゃなくて契約というのは5年間ありますから5年間の総額を出すべきではないかなということ私は指摘して、その後に訂正されましたよね。一千何百万でしたか。そういったかたちであくまでも支出はそんなに多くないと、隠そうとする体質それがまた疑いのもとになるんですよ。本当はここで例えば1千146万6千780円の町民負担が増えたとありますけれども、これずっと見てみればおかしいところたくさん出てくるんですよ。例えばタフプレーヤーあたりは令和5年で賃貸借物件これから契約期間が終わって6年、7年、8年、9年は0、0、0と出してありますけれども、タフプレーヤーなんて年間を通じて使うんでしょ。これが契約が切れたら自分で用意なさいということですかね。こういったやつがいっぱい出てくるんですよ。だから例えば無償で貸与しますよという契約書の中に書いてあるのならば、その後も町は契約して借りて貸さなければならぬんですね。そういったものも出てきます。というところも疑問点です。結局は契約書にそういうふうに書いてあるんですよ。だからルネサンスあたりは、ごく当たり前にそういった解釈をただけですよ、ただ単に。ただで貸しますよって言ったのと、ここは自分で料金は出してくださいねって言われたのが、ただ誤差があったらこれ違うでしょと言ってそれで終わりなんです。ですからこれははっきり言って足し算引き算の問題ですもんね。それとチェックの問題です。昨日も指摘があってましたでしょ。ほかの議員さんから。例えばそういったものに対して、今まで何度も何度も多くの指摘を受けて、町長もその係も不適切な事務処理と専決処分は私は別と思いますけれども、不適切な事務処理というのは、私が思うに人間完璧じゃないですから、これ間違いも実はあるんですよ。確立的にあると思います。昨日は能力的なものを疑っておられる指摘があったじゃないですか。適材適所とか。それとは別に、どんなに優秀な人でも間違いはあります。だからこれを本当に抑制をするのは、結局は町長の最終的なガバナンスの問題ですよ。統治能力の問題です。おい部

長、ここはきちんとチェックしたんだろうね。この数字はあってるだろうねという。そういうあなたがガバナンス的な全体的なマネジメントとは別に統率せんといかんわけですよ。そのところが欠けてるということは、何でそういった間違いが起きるのかと。ガバナンスの問題といったならば、なぜそういったものが起こるのかと言ったならば、町長に魅力がないのかもしれないよ。ついていくに。そういうふうになるんですよ。町長は一生懸命されておられる。町の為にとって我々は間違ふことは許されんというような姿勢がなかったというふうになつてくるわけです。

しかしそこは人の気持ちの持ち具合でいろんな感情がありますから、そこは追求することはありません。ただそういったことを考えますれば、この専決処分というものは、せめて正式に正しい専決処分を行ってほしかったな。だから今回は専決処分ではだめなんです、実は。あまりにも専決処分を持っていくというその考え方自体も私も長く議員、あなたも議員されましたよね、町長。ということは、専決処分については、かなり厳しい目を持っておられたんじゃないんですか。それをあなたはわかっとしてやったんじゃないですかとなるんですよ。そしたら悲しいですよ。町長はそれを知りながら害をなしたとなりますよ。これ有名な言葉があるんですよ。リーダー的地位にあるものはプロフェッショナルの倫理が要求されると。有名な言葉が2千500年前のギリシャの名医ヒポクラテスがここの誓いの中に表現されていると。知りながら害をなすなですよ。あなたはそれだけの能力知っている。知識を持っている、能力もある。しかしながらわかっとして、それをしたと。これはものすごく悪質なんです。だからヒポクラテスは自分の誓いの中にこう決めたんだと。医療がもしも知りながら害をなすようなことがあったならば、人は下手すりゃ死にますよね。そういった誓いをやはりプロフェッショナルは倫理性が求められるということで、この専決処分についてはどうしても疑義が残ってしまうということです。私も議員必携これ3冊目ですけど、長くなるんで。もう1冊目は古くて使わなくなるんですね。こういったものも更新されていきます。しかし要点はあまり変わらないんですよ。ただこの書いた人、1回大津町に講師として来られましたもんね、議員必携を書いた方が。その方からえらく褒められた思い出がありますけれども、やっぱりそういった方々の実例として書いてあるのが、先ほどもちょっと言いましたけれども、これまで専決処分のケースで一番多かったのは、招集する暇がないときという理由が一番多いとあるんですね。理由として、果たして町村の段階で招集を要する暇がないほど緊急を要する事件が現実にあるかどうかであるという指摘です。真に緊急を要する場合は、法第101条にありました。第5項の規定により3日の告示期間をおかないで前日告示して議会を開くこともできるのであるから、本当に執行の時期を失ってしまうような事例は、町村ではめったに起こり得ないと言えると。言うならば料金の支払いが議決されていないので、それができないというような全協での説明であったかと思われるが、しかしそれは1日前でもオッケーだということが明確にここに示されているわけがありますから、そういったものを踏んでないということになってくると、民主主義の根幹を揺るがすというのは町長も言われましたよね。良識の府、参議院ではありませんけれども、良識の府でなければならぬと思いますよ。そういったところが疑う点が幾つかほころびが見えたならば、それから創造的には悪いものが出てきたなら、またそれを膨らますのが人間なんです。実は。だからまだ

出てきませんか。私は恐らく自分が監査したら徹底的に調べるでしょうね。私も2回したんでこれ全部書類を調べると思います。そして全部調べて、そして埃が出ないようにしてしまうと思います。今どうなっているかわかりませんよ。監査委員は町長が指示するわけですから。委嘱状やるわけですから。監査の意見というものがここになかったような気もするんですよ。町の監査委員はどういった見解をもったのか。例えば何ですか。弁護士には聞きましたと。しかし町の行政の中で監査委員というものは全体の行政の流れを見て、そしてこの流れのことをちゃんと指摘するわけですから。監査委員の意見としてというのが私なかったように思うんです。これはありましたかね。その言うならばこういった事件が起きたならば、やっぱり監査に付して監査がきちんとその都度報告をして、そして議員の方々に皆さんに説明する。そして問題点を洗い出して次のステップに進んでいくというのが妥当な流れだと思います。そういったことを考えますと、今回の契約に関しても監査の意見が入ったような文献が見当たらないんですけど、そういった場合はきちんと踏まれたんですかね。そして、やはりこれは石橋をたたいて渡っているんだ。間違いないんだっていうことでそういったかたちでやって失敗して、しかしそれは人間だから失敗はありますよと私は言いました。それはガバナンスの問題。しかし、今回はそれが段々積もりに積もってそれが3月31日まで来てしまったということですよ。これは本当に町長としても恐らく苦しかったろうと思います。

しかしそこは正義の考え方を前向きにポジティブに持つべきだったでしょう。否決するかもしれませんが。それはだめだと議会は言うかもしれませんが。しかしながらそれは正しい選択ではなかったと今でも私は思います。先ほどの答弁というのは、やっぱりありきたりな、それこそチャットGPTでも出てくるような答弁だったと私は思っておりますので、まず監査委員の意見として町長は聞かれるはずですが、そういった一連の流れの中の監査のポジションとして、そういったシステムはちゃんとあるわけですから。そこをまずお聞かせ願いたいということと、私が今言った指摘もうないでしょうね。もうあるかもしれないと悪いほうに考えますよ人間は。と言いましたけれども、そういったかたちで、今回の説明の中で来年度のとか途中の議会において増額補正とか出てこないでしょうね。私これ表はそのまま持ってますけど、令和6年、7年、8年、9年の支払い額の総額書いてあるんですけど、ここ変わったらいくらですか1千100万円程度の額がどんどん増額されるんじゃないんですか。これまだ増える要素があるんじゃないんですかね。そういったところを考えますれば、その場しのぎの専決処分だったということにしかならないんじゃないですか。このことについて質問を再度いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えをいたします。

まず監査委員さんとの御相談ということなんですけれども、御指摘のとおりこの時点では監査委員さんと個別の事前相談等は行っておりません。またいくつか御質問いただいたのでお返しさせていただきます。

まず一つ目は議員さんからの御指摘というお話ありまして、前回の一般質問の答弁でも御説明したと思うんですけれども、主張された議員さんとしては、そういう意図はなくて受け取られたとい

うお話を御説明を私は受けておるところでございます。また1千万円明記のところは非常にわかりにくかったかもしれませんが、私のほうでしっかりと5年間で当時の資料にも明記していたと記憶をしております。またガバナンス等の関係なんですけれども、御指摘のとおりこちら最終的な責任とるのも統括を担うのも長の責任ですので、私自身の不徳の致すところだと認識をしております。その中で日々のやり取りの中で意識付け、声掛け、あるいは仕組化というものも務めておりますけれども、まだまだ完全には今回のようになくなっていないのが正直なところで、本当に反省しております。その点に関しましては、更なる仕組化とともに今年度マネジメント研修というものを全課長に受けてもらう予定でございます。またロジカルシンキング研修というのも全職員受けてもらう予定ですので、一人一人の職員が深く深く深く考えて、どういったことにミスが起こり得るのか、どうすれば防げるのか、それを本当に一人一人がやっていける。それを組織で共有する。更にそこで更に出てきたものはマネジメント層がしっかりとフォローサポート気づいていく。そんな体制をより強化していきたいと感じております。

また今回のいとまがないというところなんですけれども、先ほど御説明させていただきましたが、いくつか要件がございまして、一つは当時の全員協議会でも御説明させていただきましたが、まだ要件が固まりきれてないというところがございます。一つは弁護士相談の件、あるいは漏れがないか等の確認、また永田議員の補助資料にもついておりますけれども、議会を開くときというのは最初の議会で専決処分の報告等もしなければならぬ状況もございまして、当時はそのときには住宅使用料請求、自己賠償等があったと思います。またそのほかにも令和5年度の予算で専決処理させていただいたもの等もございます。特にそういった資料準備等も含めて厳しかったというところも正直なところでただ御指摘のとおり、全てはもっと早く動いてもっと早く判断していればしっかりと報告も含めて全員協議会ではなく臨時会を開くことは可能であったというふうには先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） なかなかこの問題はですね、ここで言ったからは是正されていい状況が生まれたねっていう問題ではないですもんね。ただ強く言っておきたいのは、倫理問題ということで。この崇高な議場において、私もこんなにがみがみは言いたくはないですけども、やはり進め方というのが今回はやっぱり難があったのかなと。そのときに監査に付してチェックをもう一度外部監査としてすればよかったのかもしれませんがね。そしたら例えば契約書あたりを代表監査人あたりがみとったら変わったかもしれませんよ。こういったミスはなかったかもしれない。

ということは、それこそ町長のマネジメントが甘かったんじゃないかなと。このきちんとしたそういう仕組みがあるわけですから、客観的な目で監査委員見てほしいと。これ間違いないかというようなチェック体制もとれたわけですよ。そういったものを考えますれば、今回の事件起こるべくして起こって、最終的に専決処分という本当苦しい状況に至ったということ考えられます。そしてまた今後もマネジメント教育をやっていくと言われましたけれども、私は過去に女性蔑視発言

だといったのはこのマネジメント発言でした。そのポジションに置かれてない人はやはり難しいんだと。管理職のポジションにいない人がマネジメントをやろうとしても全体のどういった大きさになっているのかというのが皆さん理解できないので。これは私はあのとき今でも裁判したら勝つと私は思うんですよ。映像も出せない、民主主義はあれは否定していますから、これはたくさんの人に見てもらいたいんですよ。あの映像を出して私が何と言ったのか。マネジメントは女性は苦手になりますよ。だってそのポジションにいないから。ここに女性の部長いますか。特別職はおられますよね、二人。まだいないですよ部長が、課長はもうおられますけど。これはピーター・ドラッカーが言ったんですよ。私じゃないですからね。そのポジションにない人にマネジメントを更に教育しようとしても、徒労に思われるって。これはマネジメントの父と言われるピーター・ドラッカーが言ったんですよ。私毎朝1ページ読んでますんで、ちょうど3日前ぐらいそれ出てきたんですよおかしかったですよ、読みよって。マネジメントっていうのはそうだったよね。思い出しながら、何年も読んだりする本ですのでそういったことを考えました。だから町長はお若いですし、年上の部長たちもたくさんおられます。そういうことを考えますれば、やっぱり人間というのは年齢というものは抵抗感があるんですよ。部長たちが言うこと聞かんとか言いよる意味ではないですよ。しかし抵抗は残るでしょうね。これはやはり文化的なもの。言うならば町長がいろんなことをさばいて見せる。例えば私からこういった指摘を受けんでさばさばさばいてしまうと。いろんなものを数値化してしまうと。民間の発想とか言われますけれども、民間ではバリバリやっておられたという話、保険会社かなんかという話ですけれども、保険会社というのは確立の問題だろうと私は思っておって、保険会社におられるならばそこで保険数理士というのがいるでしょ。保険数理士がはじめた数字っていうのは絶対損しないようなギリギリのところ出してきましたよね。そういった例えば資格を町長が持つとって、先頭に立っているんな仕事を数値的にいろんなものもしてしまうとかなるならばもう有無を言わずみんなついてくるっていうことです。それをしないでこの専決処分に正しいと思えないようなことをしたら、また人心を離れるということです。これを言いたいですよ。だからこの点について重々気をつけてほしいですよ。手本となるような倫理性があって、若いリーダーに対する期待もたくさん町民の方は持っておられるんですよ。町民の方が持っている気持ちの中で一番強いのは、清廉潔白だろうと思います。若いからドロドロした、なんか政治の中の今国会の中でも自民党の中でもなんですか、首相官邸で騒いだのなんだいろいろあっているじゃないですか。ああいったものにあこがれる愚かな政治家もいるかもしれませんよ。だから本当はそういったものじゃなくて、国民の人たちは見てるんですよ。言うなら、清廉潔白でそういった濁りのない人にリーダーになって欲しい。議員になって欲しいというのが一番だろうと思いますので、その点についてはきちんともう一度倫理性とか、町民は何を望んでいるかというものを問い直していただきたいと思います。

時間がないので次に移ります。工業団地整備の進め方について質問をしたいと思います。

国家プロジェクトの流れからして、他の自治体は県主導であるのに対し、これ菊池が最近県が主導ですということを言いましたよね。なぜ大津町が独自に取り組んで、大津町が借金をしなけ

ればならないのかということです。これは売れるとは限らないですよ。町が行う先行投資ですよ。しかし今の状況からするならば売れ残ることはないだろうと。しかし出遅れ感というのはありますよね。県主導型というかたちで、ほかの自治体がされるということは、大手企業というのは県に話が行くんですよ、どっか良い場所はありませんかと言ったときに、町で作ったところと自分が県で作ったところと、どっちにここでどうですかと言うと思いますか。私はやっぱり県が作ったならば県も売れ残ったら困るわけですよ。ということは県の造成した工業団地のほうに引っ張っていくでしょうね。

ということは何で大津町が今度計画する適地選定までして、したところに県に頼んでもらえばいいじゃないかなという発想はただ単に浮かんでくるんです。これがなぜ菊池で今度するのは県で、大津町は町なのか。これ南北工業団地の売れ残りのイメージが私強くありますんで、この点について、県に申入れをしたりとかして県で作ってもらえんか。町も財政は苦しいんだよどこも一緒じゃないかとぜひお願いしたいというお願いはしましたか。わざわざそしたらうちがそういった調査費とかいろんなものも県が出してくれてできたんじゃないですか。もちろん今度のいろんなかたちにして、県もフォローアップは陰でしているでしょう。いろんなかたちで県の補助金あたりが出てくるのか、いろんなかたちがあるかもしれません。財政的な措置はですね。ただどう考えても県主導でやってもらったほうが、わが大津町としては楽じゃなかったのかなというふうに思いますが、この点についてまずは質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 少し早口になるかもしれませんが、全体を踏まえて御説明させていただきたいと思います。

熊本県内の企業誘致は、TSMCの菊陽町への進出が発表された令和3年度に、半導体関連22件を含む59件に達し、令和4年度も過去最多の61件、そのうち半導体関連が15件を占めております。

多くの企業が立地を進め、県内の工業団地が少なくなる中、整備計画が進む中九州横断道路周辺など、交通アクセスのよい場所に新たな工業団地をつくる意向が県から示され、最終的に、令和8年度の方譲開始を目指して、総事業費約70億円をかけまして、菊池市と合志市の2か所にそれぞれ約25ヘクタールの工業団地を造成する計画が公表されました。また、近隣の自治体でも、市町村主導の工業団地の整備が行われており、西原村は約10ヘクタールの面積で令和6年度の方譲開始予定、益城町は約9ヘクタール、合志市は約11ヘクタールの面積で、どちらも令和7年度の方譲開始予定で進められております。なお、益城町と合志市はTSMC進出発表以前から着手していたものになります。一方西原村も以前から工業団地の整備計画は検討されていたと伺っておるところです。

半導体産業は「シリコンサイクル」といわれるように浮き沈みが激しい産業で、かつて世界的な半導体製造拠点だった九州も、その地位を失った歴史があり、TSMC進出にはシリコンアイランド復活にかける思いも込められております。

今回のTSMC進出に伴う企業誘致については、工業団地のように、すぐに紹介できる用地が少ないことから、全ての進出を希望されている企業が、立地に結び付かないという現状があります。そうした問い合わせがあったにも関わらず用地を紹介できないような状況は南部工業団地のお話もありましたけれども、大津町は民間と連携してやっておりましたので、TSMCの進出以前からもあったような状況でございます。

町としては、中期ビジョンとしての工業団地造成に加えて、まず短期において、このように、進出希望の企業がありながら、斡旋できる用地が少ない現状を補完し、企業立地につなげたり、住まいの提供などを短期間に広範囲の課題を解決するため、開発業者・金融機関などの情報を町に共有いただき、マッチングするために、昨年度現場の職員の発案で、休眠状態にあった「企業誘致パートナー制度」の見直しと再構築を図り、民間力を活用し、効果的かつスピーディーに行う取組を開始し既にこの取組によって、数件の実績があがっております。

また、企業誘致を行うためには渋滞対策をはじめとした環境整備も重要になりますので、今回の6月補正では、大津町企業連絡協議会に台湾への施設研修の予算を計上しております。今回の研修の目的は、交通渋滞対策、雇用対策、住宅環境など課題を企業の皆様と共有し、協力して取り組むための足掛かりにもなると考えております。

また、令和5年3月には、町が肥後銀行と熊本銀行とそれぞれの銀行と、企業誘致や交通網の活用など地域経済の活性化に協力する内容で、地域振興に関する包括協定を結ぶことで、課題解消はもとより、いち早く最新の情報を得ることもつなげております。

大津町はこれまでも、企業誘致は、新たな雇用の創出や地域産業の集積の形成、法人町民税・固定資産税等の町税の増収、Uターン者の定住による人口の増加等、本町の発展に大きな役割を果たすものと考え、積極的に取り組んできました。

各自治体が独自に企業誘致に向けて取組を進める中、企業に大津町を選んでいただくためには、地の利などを生かすだけでなく、継続的な誘致活動など多くの時間と労力が必要でありますし、近隣の競合する工業団地の中から選択し、町内進出を決定してもらうためには、誠意や熱意を持って当たる姿勢もが重要だと考えております。

今後、工業団地への企業誘致を進める中で、先ほど御紹介した町独自の制度・システム、更に金融機関などとの連携の強みも生かし、トップセールスも行いながら進めていく考えであります。

また取り巻く環境の変化を踏まえ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を検討し、町民の皆様の雇用確保はもとより、本町の豊かな自然環境の保全に努めながら、企業様にも引き続き地域貢献にも積極的に関わっていただけるよう企業連絡協議会とも強く連携して取り組んでいきます。

なお、全体的な見通しとしましてはTSMCの第二工場の近隣での開業が報じられるとともにソニーも合志市において第二工場を建設する動きがあり、いずれも関連する企業も多数に上ると見込んでおまして、更に町内の立地企業にアンケートを取らせていただいたところ、複数の企業が拡張を検討している状況でございます。

また、県の工業団地は基本的な考え方としては、分割ではなく1面での売却を想定しておりまし

て、町の工業団地が想定している1面二、三ヘクタールの企業とは競合しにくいと認識しております。大津町からは昨年に引き続き、県の企業振興立地課に人員を派遣しているとともに、工藤副町長は昨年度まで県の産業支援課において半導体ビジョン策定を中核として担っておりました。また、昨年度県庁に出向していた職員は現在大津町企業振興課で業務にあたり、更に、昨年度町に県から出向いただいていた審議員は現在、熊本県東京事務所で企業誘致を担当しております。そうしたつながりやノウハウなどもしっかり生かしながら県とも連携した企業誘致にも努めたいと考えております。また県に工業団地整備をお願いしたのかというところなんですが、決まる前から重ねてお願いをしておったところですが、総合的に候補地の中から今の2か所を選んだという現状になっておりますが、坂田前副町長も常におっしゃってございましたけれども、県としては知事もおっしゃっているような話で頑張る市町村を応援するという姿勢をフレーズとしても出しているということで、大津町がしっかり企業誘致に取り組んでいく姿勢と具体的動きが三つ目の願わくは三つ目の工業団地は大津町で決めていただける動きにつながるという認識して取り組んでおるところです。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

県とのバランスというのも県もちろん打ち出の小槌じゃありませんので、それはいろいろ考えてやることだろうと思います。あとは例えば町長に企業誘致戦略というものを持ってますかというものを質問にあててますけれども、例えば工業団地整備の進め方について、これは資料として出しておりますが、南部工業団地ですよ。南部工業団地のときにこれ県の紹介でつくったんですよ、当時。そして南部工業団地ができました。そこには企業がそこにくると言っているという紹介を受けて大津町は作ったんですよ。ところが景気が悪化してその企業は来ませんでした。で、売れ残ったんです。そこで億単位の借金ですから、毎年の金利だけが1千万円前後ぐらいあったんじゃないんですかね。それを私がちょうど監査してたんで、これは繰上償還すべきだと。やっぱり借りた金の金利は高いから、それでも財政調整基金かなんかに預け入れているけれども、これを取崩したって払ったがいいという覚えがあります。それでも何年も売れ残りしました。だけどイズミ車体様が大津町出身の方で創業社長が大津町が困っておる。そんな場所ならうちが進出しようかと来ていただきました。それから火がついたように広がっていったんですよ、これは。今は今回資料として出しましたのは、この前全協で出した資料の写真ですけども、その南部工業団地の周りに企業がいろいろ出てきているという状況になってきたと。これを見たときに全体を俯瞰してみたときに、ということは企業というのはこの土地というのがすでに工業団地として工業するに至って適しているという判断ができたんだろうと思います。ということはですよ、周りというのは工業団地の適地だったのではないかなと。また安価に手に入るのではないかなという、山林とかが結構ありますよね。例えばこういった可能性があるところを大津町は持っている。そして企業連絡協議会のことを今町長が言われました。確かに企業連絡協議会と今度我が委員会は懇談会をやりませけれども、いろんな情報をいただきたいし、そしてまた町でできることっていうものを考えていきたいと

いうかたちで進めていこうと思っております。結局そこだけではなくて、最後にまた町長は良いことを言われたと思うんですが、大津町を選んでもらうためには、どういったことをするのかというトータルバランスのまちづくりということを言われたじゃないですか。私それが非常に大切だと思っているんですよ。例えば7月15日に南阿蘇鉄道の乗り入れが始まります。そこでイベントなり何なりというものを、それを今から先いろんな例えば毎月とかできるならばですね、みんなが喜ぶようなものに発展させていきたいとか、全協でも説明がありましたよね。考えたときに、そういった人が集う町というのは魅力的ですよ。例えば先ほどの質問の中に商工会の移転の話がありました。10年前とえらく会員が増えて510から600ぐらいになるんじゃないかなと。そういった中、手狭な包括支援センターに入るという話ですけど、話を聞いたらえらく狭いんですね。今からまだもっともっと増えていくのに、そういった商工業者の支援活動をする拠点というのに対して、手狭なものを提供するというのは逆じゃないですかね。どうぞここを使ってくださいと。自由闊達にあなたは誘致団体なんです、あなたたちはと。そして町の施設でよかったら使ってくださいよ。そして商工業の活性化をお願いしますというのが筋じゃないですか。はっきり言って、包括支援センターあたりは別の活用のほうがいいと思います。私は考えるのはああいったところは、例えば菊陽とかが国際交流というのを早く手掛けなければならぬということで、台湾をはじめとしているような国々の方々の窓口とプラスどういった支援が必要かとかいろんなものを模索しております。そういった拠点に包括支援センターは私は良い場所だと思います。そしてグローバル化に対応していく。そして商工会の方には気の毒ですけれども、こっちの電算室のあとかなんかに移ってもらうと。それが一番いいかたちだろうと私は思うんですよ。

そして、やっぱり本当昨日です。昨日議会から帰るときにそののコーヒー屋のマスターから言われました。外国人が増えるのが怖いですと言われましたね。やっぱり歴史文化違いますから私たちは理解できないと。そういった方々が町の中を歩かれるようになるんでしょうね。見受けられるようになるんでしょうね。治安が私は心配ですと言われました。ということは治安を守るためにも町の中心部というのは多くの方が行き来しますので、そういったところに人の目が行き届いたならばいいと思いませんか。例えば商工業者の方々はいつも儲けのことを考えてますんで、商売のことを考えてますんで、いろんな観察力がありますから、やっぱりそういった目を持っておられる。そういった方々がこの中心部に来られてそして行き来する。そして人材育成というのも先ほどの意見の中でもありましたけれども、町長も重要だと言われましたけれども、まさしくいろんな研修をして、そういったものがみんな仕事をやっているんですね。仕事やって終わった後にしかそういった会議はされないとかいう方々が夜遅く募ってそういった勉強会をする。そしてまた例えば商工会のことを言えば、祭りなんかのそういったものというのは欠かせない団体であります。これって相当な労力がいますよね。そういったことを祭りがあって歴史があってということ企業というのは見ているんですよ。町長が言われたところはそこだろうと私は思うんですよ。やっぱりそういった歴史があってうちの従業員が大津町に住みたいと言っているというようなかたちを持っていかないと。工業団地は工業団地で進めてほかの町村でも構いません。ただ、やっぱり大津町は教育にしたって、

福祉にしたってトータルバランスが優れているよね、地の利もいいじゃないかと。やはりこれから大津町をふるさとにするという方も出られるかもしれないということです。そういった発想を持たないとそしていろんな団体の協力を得るようなかたちを町はつくっていかないと、そういったまちづくりというのは、町長はことあるごとによく言われるじゃないですか。まちづくりと。

まちづくりというのもチャットGPTで出してみました。ありきたりのことしか出てきませんが、やっぱりそういったものが実は人の思い出として、そして住みよさとして残ってくるんですよ。これを大切にしないと。それを世知辛いデジタルの世界の話じゃありません。アナログの血の通う、そういったまちづくりというのが私は一番だと私は考えるんですよ。そういったときの町の在り方を調整できる部分は、町は限られているんですね。行政として。やはり主権在民ですから町民の方各位が自由闊達にその仕組みの中で動かれるのはどうぞやってくださいと。しかしそのきっかけを作るっていうのは町長は大切だといろんなところで言ってますよね。行動科学あたりも例えば踏まえながら、こういったところにそういった箱物なり何なりを作れば、人の動きは変わるんだとかいろんなことも考えられます。そういったことを考えれば、この工業団地の造成にしても戦略的に考えるのであるならば、まちづくりというのがいつもついてきているとそういうふうに見えるものであります。

ですから、企業誘致戦略はありますかと言ったのは、実はその部分が根強くありますよと。何もその地の利だけここの交通インフラが優れていて、物流もいいよねというだけじゃないと思いますよ。そしてまたそういった教育や福祉、これを充実させることは、これは国家100年の件に似たりですよ。大津町が未来永劫とは言いにくいですがけれども、発展するためには実はそこなんですよ。そこを産業というのは変わりますから、未来永劫半導体の世の中ではありませんから。70年周期ぐらいでしょう。それを考えれば、もっともっと幅広くまちづくりという観点で考えられるほうが妥当だと思います。この点についてまちづくりの観点から戦略的なものは何かありますか。

最後の質問です。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。手短にお願いします。

○町 長（金田英樹） 議員御指摘のとおり、私も述べたとおりまちづくりの観点が非常に重要だと思っております。特に今工業団地様々なところが整備しておりますけれども、また関連企業も集積されるだろうと予測がされております。その中でこれから特にボトルネックとなってくるのが、従業員をいかに集めるかということになってくると思っております。人が集まらないような地域ですと、いかに魅力的な場所が空いていようが企業入ってこないと。だからこそしっかりと渋滞対策、あるいは環境整備、そして住みやすいところにしていく。そうしたことが企業へに対する魅力になりますし、そういうことが大津町の子どもたち、近隣の子どもたちがこの大津に残って働き続けようという思いですとか、あるいはこれまでは企業があつて、結果として大津町に住む方が多かったと思っております。そうではなく、大津町を魅力化して明石市ですかね、流山市とよく言われますけれども、大津町に住みたいと思って住んでくれたから結果として、大津町の企業に働くそういう流れができますと雇用の確保等にもつながっていきますので、全体的な視点をもちながらやっていき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時42分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 陳情・請願審査報告
- 委員会審査報告

令和5年第6回大津町議会定例会会議録

令和5年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和5年6月16日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 面川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 総務部財政課長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成 教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 都市整備部長 西岡 多津朗 農業委員会事務局長 梅田 博隆 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 兼選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 中井 雄一郎 兼会計課長

会 議 に 付 し た 事 件

選挙第 1 号	菊池広域連合議会議員の選挙
発委第 2 号	消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への影響に配慮する措置を求める意見書の提出について
議案第 47 号	大津町消防団新基準活動服購入について
議案第 48 号	小型動力ポンプ積載車購入について
議案第 49 号	あけぼの団地 6 号棟改修工事請負契約の締結について
議案第 50 号	令和 5 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について
同意第 3 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 4 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 5 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 6 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 7 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 8 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 9 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 10 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 11 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 12 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 13 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 14 号	大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 15 号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 令和 5 年 6 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 発委第 2 号 消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への
影響に配慮する措置を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 5 令和 5 年度議員派遣について 議決
- 日程第 6 選挙第 1 号 菊池広域連合議会議員の選挙
- 日程第 7 議案第 4 7 号 大津町消防団新基準活動服購入について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 小型動力ポンプ積載車購入について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 あけぼの団地 6 号棟改修工事請負契約の締結について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
一括上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 同意第 3 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 2 同意第 4 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 3 同意第 5 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 4 同意第 6 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 5 同意第 7 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 6 同意第 8 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 7 同意第 9 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 8 同意第 1 0 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 1 9 同意第 1 1 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 2 0 同意第 1 2 号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

- 日程第21 同意第13号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第22 同意第14号 大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第23 同意第15号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前10時00分 開議

- 議長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
議事に入ります前に執行部より訂正の申出がっておりますので、これを許可します。
村山産業振興部長。
- 産業振興部長（村山龍一） おはようございます。佐藤議員の大津町企業連絡協議会の台湾視察研修の旅費の質疑の説明の中で、日当は補助対象と説明いたしましたが、日当は補助対象ではございません。訂正いたしますので、申し訳ありませんでした。
- 議長（桐原則雄） ただいま執行部より訂正の説明がありましたが、御異議ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。よって訂正を承認するとともに、議事録の訂正を行います。

日程第1 諸般の報告

- 議長（桐原則雄） 日程第1 諸般の報告をします。
本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議長（桐原則雄） 日程第2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（永田和彦） ただいまから、令和5年6月7日に経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、議会議事規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号関連の5件であります。

当委員会は、委員会室401におきまして、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過につきましては、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきまして報告申し上げます。

まず議案第41号、大津町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、本会議で質疑のあった計画の閲覧や開示について、町民に対して分かりやすく周知を図っているのかとの問いに、執行部より、下水道事業の計画変更は「都市計画決定」、「事業計画策定」、「事業計画の認可」という3つの手続きが必要であります。質疑があった部分につきましては、最初の「都市計画決定」に係る部分で、令和5年2月20日に開催されました都市計画審議会や、県協議に必要な計画案を公告縦覧していたものであります。この公告縦覧は、都市計画法第17条の規定に基づくもので、期間も2週間と定められておりますので、令和5年2月1日から2週間の間、公告縦覧を行うと共にホームページにも掲載しました。その後、都市計画審議会及び、県の協議を経まして、令和5年3月8日付けで都市計画の決定が完了しましたので、3月13日にその計画変更のデータを再度ホームページ上に掲載し、現在も閲覧できる状況となっておりますとありました。

また、この計画の作成にあたっては、区域拡大に伴う対象者への住民説明会を令和4年11月に開催しており、変更計画に影響がある意見はありませんでしたが、今後の工事に要する期間や、下水道接続に係る費用等、住民の方々から多数御意見を頂きました。なお、「事業計画策定」と「事業計画の認可」の手續きにつきましては、主に熊本県と大津町との事務上のやりとりになりますが、それぞれ熊本県への協議申請、認可申請を行いまして、最終的には令和5年3月22日付で、変更計画の事業認可をいただいた経緯となっておりますと答弁がありました。

また委員より、今回の事業計画の処理人口について、TSMCやSONYの新工場等の社会情勢は加味されているのか。能力的に足りなくなることはないのかとの問いに、執行部より令和3年度から4年度にかけて事業計画の変更を行っていますが、その間に把握できる情報は加味し、各施設的能力は検討しました。しかしながら、その後の社会情勢は加味されていないので、仮に杉水の

工業団地が公共下水道に接続するのであれば、能力の検討等が必要となるため、本年度中に補正予算を計上したいと考えていますと答弁がありました。

委員の意見として、将来は分からないが、予測できる条件もある。現在の社会情勢からすると更なる変更の可能性があるという認識は持っておられますかという問いに対して、変更の可能性はあると認識していると答弁がありました。

意見といたしまして、町の都市計画も今後変わっていきます。企業誘致も大事であるが、住民を増やすという戦略もあります。今後も人口増加の可能性を踏まえて進めていただきたいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第41号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、公の施設の利用に関する協議についてであります。

委員より、協議書第8条の「その他」において、『給水区域に水道用水を供給するための水道施設及び管理等について必要な事項は、西原村の条例等の規定による』とあるが、条例のチェックは行ったのか。他に影響するような事項は見当たらなかったのかとの問いに、執行部より、西原村中央簡易水道給水条例の確認は行っております。その際、影響するものは特段見当たりませんでした。なお、水道料金について大津菊陽水道企業団と比較を行いました。西原村が少し安い料金になっておりますと答弁がありました。

また委員より、水道料金に関し、企業は新たに加入し直すことになるのかとの問いに、執行部より、今回の協議が整った場合、南部工業団地の4社と、新たに周りの3社が正式に西原村の給水区域に入ることになるため、加入される際には1回限り、加入金をお支払いいただくことになりますと答弁がありました。

また委員より、企業への説明は行っているのかとの問いに、執行部より、全ての企業に概要は説明しております。これまで分水という形で特例的に給水を受けていた4社も、今後、安心して事業に取り組むことができることになると喜ばれていました。また周りの3社につきましても、既に自前で井戸をお持ちですので、今後どうするかは各企業の判断になります。しかし、給水区域に入れていただくことで、仮に井戸に何かあった場合でも対応が可能になるため、安心して操業ができるとの御意見をいただいておりますとありました。

また委員より、この地域に、自前で工業用水を掘った場合に、2億円ほどかかるとの試算があったが、2社ほど、自分たちでボーリングし、井戸を掘っているということは、最終的にきちんと採算が取れるという計算で造られていたということかとの問いに、執行部より、現在、周りの3社については、井戸水を汲み上げ、井戸水用の配管を経て使用されていますが、今回、西原村から水の供給を受けることによって、西原村から、井戸水と上水道の水が混ざらないようにしてほしいと要望を頂いております。これは、仮に井戸水が逆流し、上水道に入ってしまうと、西原村としては安心して水を供給できなくなるために注意していただきたいとの理由であります。3社ともその旨は

事前に説明しており、西原村の水をつなぐ場合は、井戸水とは別に配管をしてもらうか、井戸水の供給を止め、上水道の水のみの配管としていただくよう説明し、御理解を頂いているところであります。各企業とも、今後配管に向けて工事費の見積りを取るなどし、検討を始められる予定であります。

また委員より、西原村から事前に要望が出ているということであれば、何か問題が発生した場合、大津町側の企業の責任となる。配管図など、しっかりチェックしておく必要があるのではないかとこの問いに、執行部より、各企業が上水道をつなげることになれば、まずは指定工事事業者を活用してもらうこと、併せて、工事内容も大津町と西原村で検査まで含めてしっかりと確認してまいりたいと思いますとありました。

また委員より、工業団地の選定の中で、このエリアは候補地に入っていなかったとのことだが、この周辺は飛行場も近いため、民家より工業地に適しているのではないかと考えられる。以前、南部工業団地の北側を視察した際に、とてもいい土地であった。しかし、企業にとって水は必須条件になっている。戦略的に企業が立地してもらうためにも、アクセス面が非常によいこの地域は、今後チャンスである。戦略的な視点を持って取り組んでほしいと意見がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第42号につきましては全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、町道の路線廃止についてであります。

さしたる意見はなく、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第44号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、町道の路線認定についてであります。

委員より、県道瀬田竜田線の森地区に幅員が狭い場所があるが、県に改良してもらった後に引継ぎを受けなければいけないのではないかとこの問いに、執行部より、旧道引継ぎの際に改めて県と協議を行いますので、その中で要望したいと考えていますとありました。

意見といたしまして、これまでに県が改良できなかった理由があるかもしれないので、確認をお願いしたいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第45号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

都市整備部建設課では、質疑討論はありませんでした。

都市整備部都市計画課におきまして、委員より、本会議での質疑に関する答弁を求めたい。款8、項3、目1、節12であります。大津町道路交通調査業務委託についてであります。執行部より本会議でありました質疑につきましては、熊本県が実施している調査との重複がないよう、情報収集・共有に努めることで、広域的かつ効率的に町による調査を実施していきたいと考えております。また、昨日も県の方へ伺い、近況の情報収集と今回町で行う予定である調査等へのアドバイスをい

ただいたところであります。今後も県との連携を密に行い、一体となって対応に努めてまいりますとありました。

意見といたしまして、無駄は排除したいが、必要であれば調査箇所が重複することも考えられる。それは県と町では目的の違いもあるかと思うので、すべてが効率良くできるとも限らない中でも、できる調整については努力していただきたい。今後も密な情報収集などを含めたマネジメントをしっかりと行ってもらいたいとありました。

また委員より、今回、委託料だけで1千万円の計上であるが、これまでも同様に何年か毎に町内の道路の現状や交通量の調査を実施してきたのではないかと問いに、執行部より、これまでは道路改良を行う際に限定された箇所で調査を行ったことや、国が実施する道路交通センサスを基に県が作成した情報を事業に活用したことがあります。町として大規模な調査を実施するのは、今回が初めてになりますと答弁がありました。

また委員より、どのあたりを調査するのか。また、調査結果を基に業者から渋滞対策に対する提案があるのかとの問いに、執行部より町内で渋滞が発生している町道を主に、10か所から15か所程度を調査することとしております。現在の状況を調査し、その結果からどのような対策を行えば渋滞が解消し、どのような交通の流れになるのかといったシミュレーション解析まで行い、渋滞対策の方法を検討するものでありますとありました。

産業振興部企業振興課におきましては、委員より、企業連の助成金について本会議上でも、日当について質疑が出ていたが、その点については、どう考えているのかとの問いに、先ほど部長からありましたのでここは省きたいと思えます。

意見といたしまして、企業連の各企業は、大津町の経済に雇用の受け皿や納税を含めて多大なる貢献・利益をもたらしてもらっている。今回の視察も、更に企業の活性化に向けて生かしてもらうところで計画されている。税収と配分が適正であることが大切であるとありました。

また意見として、TSMC関係で、人材を含めて苦勞されている企業も多く、生き残りをかけて頑張っている企業も多い。企業が伸びると税収にも反映されてくるため、企業に対して更なる後押しを行っていく必要があると意見が出ました。

産業振興部農政課におきましては、委員より、山村広場屋外トイレ改築工事実施設計業務委託関係で指定管理全体の話になるが、一度専門職による確認を行い、修繕等の必要額を見直すべきではないのか。次から次に問題がでており、予算が膨らむ一方ではないかの問いに対し執行部より、農政課の補助事業により屋外トイレを作ったため、維持管理を行ってきました。今回の補正予算では、当初予算で計上している改築のため設計業務委託の財源充当を行っております。改築工事は数千万円クラスになる予測のため、財源も含め、担当の生涯学習課と協議しながら、全体的な費用を洗い出し、検討していきますとありました。

意見といたしまして、いろいろと問題がでてくるのは、これまでの行政感覚の管理と指定管理の感覚は全く違ったということである。行政の常識的な見解を変えていかなければならない部分が出てくるが、対応には予算を伴うため、適正に見直すこと。指定管理については全体的な問題のため、

本委員会ではこのような意見が出たというところ。今後の課題は解決していくよう努力をお願いするとありました。

また委員より、原材料の価格高騰分について、価格転嫁できていないのは、どの業種も同じだが、酪農・畜産においては経営を維持できないほどに赤字がでている状況。これは、コロナ等により、“需要がない”ことが一つのポイントである。厳しい現状は割り出されているため、物価高騰の対策事業による農業者への補てんの仕方は妥当である。食料自給率の問題もあり、様々な形で農業の保護に取り組んでいかなければならない。町内にも離農した農家が2件おられるとのことだが、離農の理由はおさえているのかとの問いに、執行部より、コロナにより需要が伸びなかったことが、大きなきっかけであったと伺っております。また、畜産関係の補助事業により多額の融資を受けられており、資金繰りも原因となっていますと答弁がありました。

意見といたしまして、熊本の酪農は頑張っておられるが、消費者の収入減により消費に結びつかない現状もある。そのため、今回のように農業者への直接補助を行う方法になるのだと思う。全体的には国による支援も必要であると意見が出ました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、交流センターコピー機の購入について、購入予定のインクジェットプリンターより、トナーカセットの方がコスト面など安心して使用できるのではないかと。また、何年使用する予定かとの問いに、執行部より、5年以上は使用したいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、リース契約なのかとの問いに、執行部より、リース契約も検討しましたが、購入したいと考えておりますとありました。

意見として、今ここで比較結果を出す必要はないが、購入後にインク代が発生してコストが高くなることも想定されるので、購入までにランニングコストを比較検討しておくこととありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第46号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、お願い申し上げまして経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。ただいまから令和5年6月7日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第40号、議案第43号、議案第46号の3件であります。

当委員会は、審議に先立って6月8日に関係する3か所の現地調査を行い、その後委員会室402において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の結果については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第40号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回の改正により、公費負担医療を優先適用した上で重心医療の助成を行うようだが、申請が必要なのか、医療機関の窓口で自動的に1千200円の負担で済むのかとの問いに、執行部より、説明資料集1ページの3の例では、公費負担の受給者証を医療機関の窓口で提示することで、一旦、上限額の2千500円までは自己負担が必要になります。その上で、役場の窓口に来ていただき、領収書の提示と重心医療の払戻しの申請をしていただくという流れになりますとの答弁がありました。

委員より、やはり、役場の窓口に来なければならないのかとの問いに、執行部より、町としましても、県に対し、役場での申請が不要となる現物給付ができないかと要望してきた経緯があり、令和6年1月分の医療費から国民健康保険と社会保険加入者分（後期高齢者医療を除く）については、現物給付対象になる見込みとなっていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第40号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第43号、財産の交換についてであります。

委員より、対象地を立体的に見て、ブロックとフェンスがあり段差があるように思うが、防竹シート部分はどのような整備を行うのかとの問いに、執行部より、計画段階ですが、北側に面する部分は既存の道路に擦りつけを行う予定です。また、町民グラウンドの駐車場となる場所は、高低差がありますので、ブロックとフェンスで開発区域の居住者が駐車しないよう区分けを行う予定となっていますとの答弁がありました。

意見として、町としては良い交換条件だと思っております。また別の意見として、駐車場は、グラウンド利用者のためのものであるため、利用状況を注視して適切な管理をすることとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第43号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号関連、令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、システム改修費は今年度の1号補正予算に計上してあったが、今回も補正予算の計上が必要なのかとの問いに、執行部より、4月の補正予算でワクチン接種費用等については、対象年齢である程度の予算の計上ができていたが、システム改修費用については細かい対象要件など不明な点もあり具体的な設計ができていなかったために今回の補正予算計上となったものです。今回は要件などが明確になり、接種券発行に伴い、接種回数や接種記録を追加するためにシステム改修が必要となるものですとの答弁がありました。

委員より、来年度以降も接種が継続する場合、その都度改修が必要となるのかとの問いに、執行部より、国が体制を整備して行う接種は今年度までとなりますが、来年度以降、追加接種が行われる場合、現状としてはその都度対象要件に合わせた改修が必要になるものと考えられますとの答弁がありました。

委員より、新型コロナも5類感染症に移行されたため、来年度以降のワクチン接種は自己負担が必要になると思うが、今後どのような方針かとの問いに、執行部より、今後の国の方針はまだまだ示されていませんが、季節性インフルエンザのように町が費用を一部負担して予防接種を実施することが考えられます。そのような場合には、菊池郡市2市2町で協議し、委託料や自己負担金などは統一して実施する方向で検討したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、現在実施している春開始接種に関しては、対象者の年齢が65歳以上となっているが、現在の接種率はどのような状況かとの問いに、執行部より、前回、令和4年秋に実施した高齢者の接種率は80%程度でした。現在の春開始接種は5月22日から接種を開始しているため、約半数の方しか予約ができていない状況となっていますが、設定した接種の枠に対しまして80%程度の予約率となっていますとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症対策室の体制は、専任の人数が2人から1人に減少しているため、担当者の負担が大きいのではないかとの問いに、執行部より、専任の職員が2人から1人に減少したことで、当初は負担が大きくなることを心配していましたが、事務的には前年度と変わらない内容ですので、現状として対応できている状況です。また、ワクチン管理や健康被害調査等は兼任辞令が出ている保健師で担当するなど、他の課や係の兼務職員と分担しながら業務に努めていますとの答弁がありました。

意見として、保健師などの専門職が専門性を発揮できる部署への配置を検討してほしいとありました。

委員より、ワクチン接種後の体調不良などの報告はないのかとの問いに、執行部より、ワクチン接種後の健康被害として、15件ほど相談があり、予防接種健康被害調査委員会を通してこれまでに9件の申請を受理しています。9件のうち、接種後すぐに症状が現れるアナフィラキシーが2件でいずれも国から健康被害認定が下りていますが、残りの7件はまだ国からの認定が下りていない状況ですとの答弁がありました。

委員より、昨日はワクチンの予約開始日であったが、苦情につながるような混乱はなかったかとの問いに、執行部より、今回の接種は、多い人で6回目となりますので、住民の方も予約については慣れてこられており、予約はスムーズで苦情などはありませんでしたとの答弁がありました。

次に、健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、送迎用バスの安全装置について、暑くなるとう機器の故障等の可能性があるが、定期的な点検を実施する予定なのか。また、安全装置に頼りきりにならず、きちんと安全確認を行うように園に周知することは考えているかとの問いに、執行部より、基本は運転手等がバスの中を見回り、児童が残っていないか確認することが前提で、国からも義務付けられています。それを補うかたちで国基準の安全装置を設置することになります。温度

による耐久性や、故障した場合に運転手に通知する機能等も基準に含まれていますが、装置の点検も運行マニュアルに定めてもらうよう園に指導しますとの答弁がありました。

委員より、安全装置を設置したかどうかの確認はどのようにするのかとの問いに、執行部より、町から園に対して、安全装置が適切に設置されているか、装置が正しく機能するか、安全計画や運行マニュアルを策定し、職員に共有されているかなどを確認する予定ですとの答弁がありました。

委員より、町が園にチェックリストなどを渡して、毎日園児の登園状況や複数人で確認したかなどを書いて提出してもらうといった方法はとれないかとの問いに、執行部より、確認の方法は園と話し合っ、事故が起きない体制づくりを一緒に考えていきたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、安全装置はいつ頃までに設置できるのかとの問いに、執行部より、現在申請が出ている1園は、7月までには設置できる予定と伺っています。また、申請の準備をしている園も、6月中に設置できるよう業者と話していると伺っていますとの答弁がありました。

委員より、町所有のバスの安全装置も備品購入費で予算計上してあるが、町のバスを無償で放課後児童クラブの運営者に貸与することについての公益性とは何かとの問いに、執行部より、貸与しているバスは、令和2年に町と社会福祉法人白川園が使用貸借契約を締結して無償で貸出し、白川保育園内の放課後児童クラブの送迎用として利用されています。車検代や燃料費等の維持管理および運営に関する費用については、白川園が負担することとしています。経緯としては、町が高齢者施設に貸与していたバスが、使用しないということで町に返却され、どのように活用するか、あるいは購入から20年経過しているため廃車にするのかという協議がありました。当時、大津小学校の児童を白川保育園内の放課後児童クラブまで送迎する際に、1度に送迎できる人数が少なく、往復する必要があるため、児童が学校で長時間待たなければならないという状況がありました。その課題を解消するため、放課後児童クラブの送迎用として白川園にバスを貸与することになりました。その際、他の放課後児童クラブにも町所有バスの利用希望について確認しましたが、希望はありませんでした。公益性については、児童が長時間待たされるという状況を改善するために公益上の必要があるということで、「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」第7条の規定に基づき貸与していますとの答弁がありました。

委員より、町のバスを無償で貸与することによる経費的なメリットを示すべきではないかとの問いに、執行部より、購入から20年経過しているバスで、老朽化している部分もあり、廃車するか、貸与して有効活用するかの二者択一の状況だったため、当時は数字的な把握まではしていませんが、町で使用するならば、車検代など維持管理費は当然発生します。協議の結果、有効活用ということで貸与することになりましたとの答弁がありました。

委員より、老朽化している危ない車を使っているということかとの問いに、執行部より、車検や車両点検は行っており、修理が必要な場合は白川園が対応していますので、車両については安全上の問題はないところですよとの答弁がありました。

委員より、使用済みおむつの処分について、本会議にて広域での対応ができないかと話が出たが、広域内でも家庭用ごみ袋の値段が違っているから難しいのか。そもそも、各園でどのようにしてご

み処分をしているのかとの問いに、執行部より、園に聞き取りをしたところでは、使用済みおむつと他の燃えるごみは一緒に出されていると伺っています。各園と廃棄物運搬業者が契約し、契約の内容は園により異なります。ごみの重量区分に応じて設定された利用料金で、細かいところ、厳密にどのごみの分が幾らというのはなく、その時々でごみの量も変わりますし、また使用済みおむつの量や割合がどれくらいなのか把握できず、実際に使用済みおむつの処分費用だけを算出するのは難しいところです。一方で、使用済みおむつを廃棄するための費用は含まれることとなりますので、その分を補助させていただくことが今回の趣旨です。算定した園児1人あたり1か月の処分費について最大400円台となっていますが、再度国の使用済みおむつの重量算定について調べたところ、国は一人あたり1日5枚、1枚あたり120グラムで算定しており、この算定では約330円となります。また、週6日全部登園する園児、土曜日は来ない園児、欠席の園児と様々で、仮に週5日で計算すると約277円ですので、園児の出席日数等も考えると、現時点では300円が妥当な金額ではないかと判断したところです。園とも話をしましたが、金額1人あたり月300円につきましても、その内容で補助してもらえると大変助かると伺っています。これから運用を始めますので、運用状況をしっかりと見ていき、園と意見交換を重ねながら、どのような形が良いのか検証していきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、3から5歳児のおむつが外れていない子はどうするのか。幼稚園にも少なからずおむつが外れていない子がいると思うが、その辺りはどうするのかとの問いに、執行部より、3歳から5歳児クラスの園児の使用済みおむつも園で処分されます。施設の種別として認定こども園も対象としていますので、町内にある「幼稚園」と名前がついている私立園は認定こども園のため、今回と同じスキームで行う予定です。2歳児クラスになると徐々におむつが外れていきますが、一方では3歳から5歳児クラスでおむつが必要な園児もいますので、この点についても園と話をしましたが、おむつが外れていく園児とまだおむつが必要な園児とを総じて、0歳児クラスから2歳児クラスの数での計算で十分対応できるところで伺っています。また、幼稚園につきましても、公立幼稚園が2園ありますので、園長先生と相談し、町で対応できるようにしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、初めての取組なので、運用していく中で見直しをしていき、町が推進していく事業でもあるので、きちんと助成していただきたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、全員協議会の資料に「国が公定価格の算定に入れる場合には、園での処分に対する補助を終了する」とあるが、そういった話が出ているのかとの問いに、執行部より、現時点ではそのような話は出ておりませんが、国に要望は出しております。本来であれば、国が推奨するということなので、国の公定価格にしっかりと反映させていただけるとより細やかな保育の向上につながっていくと思いますが、それまでの間は、町で対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、国の方針に基づいて実施する事業なので、国にも要望をあげていかないといけないとの答弁がありました。

委員より、便を確認するから持ち帰らないといけないと言われる保護者がいた場合の対応はどうかとの問いに、執行部より、私立園数園に確認したところでは、保護者からの要望があれば持ち帰りも対応されています。大津保育園では、園での処分を始めるにあたり事前に保護者に周知を行います。どうしても持ち帰りたいと言われる場合は、持参するおむつに名前を書いてもらっているので、持ち帰りを希望される園児の分のおむつだけを分けて対応する予定です。他に、病気などで便の異常が見られた場合は説明をして病院に持って行っていただくので、その場合は持ち帰りもあることも併せて周知する予定ですとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、補助金の単価は、昨年度が8円、今年度が12.59円となっているが、全体的に値上がりをしているということかとの問いに、執行部より、昨年度に比べ、パンと牛乳がそれぞれの単価で4円程上がっていることが主な原因ですとの答弁がありました。

委員より、このような補助金を出すことで、給食費を上げずに済んでいるということを保護者は知っているのかとの問いに、執行部より、各小中学校長及び公立幼稚園長、更に各学校のPTA会長が全員出席されます給食運営委員会の場で説明をしていますとの答弁がありました。

委員より、多くの保護者にも伝わるように工夫すべきではないかとの問いに、執行部より、分かりやすい周知を行いますとの答弁がありました。

次に、教育部教育施設課関係では、特に質疑はありませんでした。

次に、教育部生涯学習課関係では、委員より、予算の説明で補修工事と改修工事とある。補修工事は現状を回復させることだが、改修工事は現状より機能が向上されるものとなるためどちらを行うのかとの問いに、執行部より、基本的には現状復旧を行うための工事です。ただし、改修を含んだ工事もあります。工事内容としては、両工法とも行うため予算の表記は、細節の補修工事を選択しました。

意見として、修繕箇所の現地確認を行った際に、施設や備品などの劣化が多くみられた。定期的に点検を行うように指定管理者も含め管理をお願いしたいとありました。

委員より、今回が最後の修繕ということで、今後発生したものについて、130万円未満の修繕に関しては、指定管理者が行っていくのかとの問いに、執行部より、今回の補正予算については、3月までの不具合箇所について指定管理者から修繕項目を出してもらったところで予算計上しています。今回は現状復旧を行い、指定管理開始後については130万円未満の見積りのものは指定管理者が修繕を行い、それ以上の修繕については町が行うところで整理をしています。また、各施設の中・長期な個別施設計画につきましても、詳細については財政課等と協議を行いながら、計画的に進めてまいりますとの答弁がありました。

委員より、130万円を超える修繕について、町も見積額などの精査は行うのかとの問いに、執行部より、修繕箇所の状況や度合いを報告してもらい、内容によっては金額や修繕方法などの協議を行う予定です。町としても修繕に係る費用の妥当性などについては注視していくところですよとの答弁がありました。

意見として、町としても修繕箇所については責任がある。今後、指定管理者とも施設の維持管理について、十分協議を行ってもらいたいとありました。

教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、図書館のエアコン使用料については、他の施設で徴収しているところもあるので検討が必要ではないか。電気代の基本料金はどうなっているのかとの問いに執行部より、図書館には本館に集会室、小集会室がありますが、使用料に冷暖房費の規定がありません。陶芸室エアコン使用料の徴収を設定させていただく場合は本館の集会室等も併せて、検討が必要だと考えています。現在、本館の集会室の利用につきましては、3団体ほどが定期的に利用されています。町としましては、図書館のサービス向上の観点からも、利用団体の声を伺いながら参考にして、今後協議をさせていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、新たな基本料金の発生はないかとの問いに、執行部より、図書館の受電設備を通して電力を供給しているため、新たな基本料金の加算はありません。電源については、動力電源使用ということで、使用電力料金は低く抑えられますので、1時間あたり43円程度と試算していますとの答弁がありました。

意見として、他の公共施設はエアコン使用料を徴収しているが、図書館はどうするのか。現在は冷暖房費込みでの設定ということだが、公平性の観点から考えてみてはどうかと思うとありました。

委員より、図書館の空調の件について、大津町個別施設計画に、おおづ図書館は空調設備取替えの計画もあるが、陶芸室はこの対象となっているのかとの問いに、執行部より、大津町個別施設計画では、令和9年度に図書館の空調設備取替えも含めた大規模改修が入っていますが、陶芸室の空調につきましては、今回の設置で対応できると考えていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第46号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時55分より再開します。

午前10時47分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、総務常任委員会に令和5年6月7日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案第46号関連と令和5年3月の定例会で本委員会に付託され継続審議となっておりました案件、陳情第1号の2件であります。当委員会は委員会室403において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議の経過については、お手元に配付の

審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告いたします。

まず、議案第46号関連、令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

最初に総務部総務課関係で委員より、人事管理全般の話ではあるが、施設の検査や管理、給食センターの検査など、一般職では安全性の確保が難しい場合があると思われる。専門的な会計年度任用職員を雇用する計画はあるのかとの質疑に、執行部より、公共工事や通常の業務委託は各課長が検査員となっており、初めての公共工事の場合には研修等を受講して検査を実施しています。給食センター等の専門的なことに関しては、業務経験や大学等で学んだ知識などが必要ですので、職員で対応できない場合は会計年度任用職員を活用するのも一つの方法ですが、基本的には職員が学びしっかり対応すべきものと考えていますとの答弁でした。

意見として、会計年度任用職員の通年の雇用が適切でない場合は、専門家を招へいするなど柔軟な対応をし、やるべき管理、検査ができる体制を要望したいとの意見がありました。

続きまして、総務部財政課関係で、予算書7ページ「第2表地方債補正」に記載の利率と償還の方法については、以前から同じ記載内容となっており、特に利率の5%は、現在の状況を鑑みると、高い利率の設定となっている。あくまでもこの利率は、上限であるものの、予算規律の面からしても、不要なバッファーを設けることは、好ましくないと考えがいかがかとの質疑に執行部より、利率の上限設定については、近隣自治体でも5%の設定が多いものの、ある一定規模の市では、3%の設定も見受けられます。また、本町の近年の実績では、平成17年に2.1%の利率で借入れたものが一番高いものとなっており、直近では、市中銀行からの借入で、1.5%というものがあります。これらを踏まえまして、実態に即した利率で、記載を改めたいと考えておりますとの答弁でした。

委員より、物価高騰対策事業に係る県の交付金の歳入が今後見込める中で、財政調整基金を取崩すのであれば、後で積み戻すということを前提として考え、財政調整基金を取り崩した目的を明確にしておかなければならないと考えるがいかがかとの質疑に、執行部より、物価高騰対策事業等の財源調整により、財政調整基金を取り崩しておりますが、今後の補正において、適切に財源組替えを行っていくこととしますとの答弁でした。

意見として、今回必要となった取崩し額が、後で補填されなければ、財源の行き先が不透明なものになるので、適切に整理をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、防火水槽撤去の件で老朽化して使用できない防火水槽など、確認はどのようにしているのかとの質疑に、執行部より、地域の防火水槽などは、消防団に確認してもらい、不良個所などを随時修理をしているところだそうですとの答弁でした。

また議長より、消防水利については、使える水利と老朽化した水利を全体的に整理して管理していくことが必要と考えられる。修繕や解体が必要な水利に対して優先順位をつけて整理することも必要ではないか。また意見として、消防水利の整理は計画的に進めてもらい、次回定例会にて報告をしてもらいたいとの意見がありました。

総務部総合政策課関係で、防犯カメラを導入する目的は入退室の管理ではなく、サーバーへのアクセスを制限するものであるから、入室させない対応が必要ではないかとの質疑に、執行部より、今までも入退室の管理は行っていたところですが、サーバー室内での行動を確認できるように防犯カメラを設置したいと考えています。また、廊下からサーバー室への入退室は、既存のカメラで確認することができますが、サーバー室の前室である電算事務室からもサーバー室に入室することができるので、そこにも防犯カメラを設置することで、サーバー室へ入る際に全てを確認できるようにしたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、こうしたカメラの設置など、なぜ最初から導入しなかったのかとの質疑に執行部より、4月の人事異動により、電算事務室内への人員配置の関係上、わずかですが人がいない空白時間ができましたので、入退室が映像で確認できるようカメラの設置をお願いするものですとの答弁でした。

委員より、LPガス使用世帯支援補助金について、委託ではなく補助という形だが使用料金からの差引きによる給付となるのか、それとも現金を給付する形なのかとの質疑に、執行部より、LPガス使用世帯へ現金給付することを、市町村がLPガス協会に委託することができるかについて、県とLPガス協会側とで検討されたが、地方自治法の規定で、私人の公金取扱いを制限する規定に抵触する可能性があることから、委託ではなく補助という取扱いをすることになりました。具体的には、使用世帯からの申請を各販売店が受付後、各販売店に申請内容を確認したLPガス協会に対して町が補助金を交付するという形になります。

委員より、なぜ差引きではなく現金を給付するのかとの質疑に、執行部より、使用料からの差引きとなると、各販売店で対応となり、販売店それぞれのシステムを改修する必要があることから、困難との判断に至ったとのことです。県や市町村が直営で実施することも検討されたようですが、かなりコストがかさむことから、限られた予算内では現金給付という方式に落ち着いたとのことですとの答弁でしたとの答弁でした。

委員より、こうしたガスの使用世帯が外国人だった場合、日本語での周知は難しいのではないかと。この支援を悪用して還付金詐欺のようなことを考えるものが出てくるのではないかと質疑に、執行部より、LPガス協会と各販売店とで、使用世帯へチラシを配布して周知を行う予定です。外国人世帯などへの周知についても、LPガス協会と販売店とが連携しながら丁寧な周知を行います。詐欺等の防犯対策についても今後対策を検討しますので、県や市町村も協力しながら防止へ向けた周知を行っていきますとの答弁でした。

意見として、基礎自治体である町が実際に住民と接するため、こうした事業スキームについては、県に任せるのではなく、町で検討を行う必要があるとの意見がありました。

委員より、コミュニティー助成事業についてこの事業は、どの程度行政区嘱託員に周知をされているかとの質疑に、執行部より、行政区嘱託員に毎年補助内容について周知を行っています。ただし必ずしも採択されるものではないため、申請されない行政区もありますとの答弁でした。

意見として、行政区嘱託員が輪番制で過去資料の散逸や、引継ぎがうまくできていない行政区も

あると聞く。行政区嘱託員の任期が長い場合は補助の内容を既に知っており、申請を行っている区は地域のつながりが強いことが多いと感じるが、漏れがないように周知をお願いしたいとの意見がありました。

次に、住民生活部住民課関係で、質疑はなく、議会事務局関係では、今回の台湾視察について、議会事務局からのオファーなのか、議会からのオファーなのかとの質疑に、執行部より、昨年、経済建設常任委員会からも検討してほしいとの話がありました。また、予算編成のときは行ける状態ではなかったため各常任委員会で10万円ずつの予算確保、通訳費を役務費で入れたところ。その他議員からもできれば行きたいとの声や、議長からも全員で行ったらどうかというお話をいただき、議会のほうから話がでてきたという様に認識しており、前回の臨時議会後、皆様にお諮りしたところ、全員賛成されたということで、上程したものですとの答弁でした。

意見として、台湾視察に関してどういう成果が得られるのかある程度の見込みは必要であるので、計画をしっかりと作った上で行くべきであるという意見がございました。

また委員より、費用は全額町負担かとの質疑に、執行部より、全額町負担です。金額は議員1人あたり29万7千300円と算出していますが、JTBを含めいくつかの会社から見積もりをとった上で、今後のことを考え、どの時期でも対応できるよう金額を組ませていただいています。

また委員より1便で16人全員行くのか。危機管理を考えれば、もしものことがあった場合は、議会が機能しないということもあり得る。2便に分けて行くなどは考えているのかとの質疑に、執行部より、その様な御意見もいただいています。現在、職員を2名分組んでおりますが、そこを考えて9月議会で組替え、3名の職員が随行できるような体制でずらしていくことも考えていきたいと思っています。現時点では、全員で行ければ良いと考えていますとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第46号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、令和5年3月の定例会で本委員会に付託され継続審議となっております案件、陳情第1号、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書であります。

審議に先立ち、令和5年5月31日に参考人として税理士をお呼びし、インボイス制度の詳細などについて、確認を行いました。

その後、6月8日の委員会において、最終的な審議を行いました。

意見として、陳情書に付されている意見書について、趣旨は賛同するものであるが、インボイス制度の実施中止や延期を求めることは現実的ではないのではないか。また住民からの陳情であるため、できる限りその思いに応えるべきだと思う。意見書の内容を全部否定するよりも、今後も申請者が困らない措置を講じるよう要望する内容へ書き換えて提出したらどうか。また制度自体が違法でもなく、また参考人の団体でも多様な意見があるとのことで、強い力で制度の批判的意見を述べるのは難しい。中小零細企業の立場も考慮するような内容に修正をしたらどうか。という賛同意見があり、採決の結果、陳情第1号について全員賛成で趣旨採択するものと決しました。

なお、陳情第1号の趣旨を採択し内容を修正した意見書案を委員会より発委第2号として発委をする予定です。

その他の所管事項として、マイナンバーカードの問題等については質疑はありましたが、記録のほうを皆さん参考にしていただきたいと思います。

以上で、当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄） 以上で各常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第40号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第40号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第41号、大津町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第41号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第42号、公の施設の利用に関する協議についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の

とおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第42号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第43号、財産の交換についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第43号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第44号、町道の路線廃止についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第44号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第45号、町道の路線認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第45号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第46号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第46号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、継続審議となっておりました請願第1号、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件に対する委員長の報告は趣旨採択するものです。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告とおり採択されました。

日程第3 発委第2号 消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への影響に 配慮する措置を求める意見書の提出について

○議 長（桐原則雄） 日程第3 発委第2号、消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への影響に配慮する措置を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発委第2号、提出者、荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 発委第2号、消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への影響に配慮する措置を求める意見書の提出につきまして、地方自治法第109条第6項及び大津町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

まず提案理由を申し述べます。

2023年10月からインボイス適格請求書等保存方式制度が実施されようとしております。現在、年間売上1千万円以下の事業者は、事務負担の軽減等のため消費税の納税義務を免除されておりますが、この制度によって取引先が消費税の仕入税額控除を受けることができず取引から排除されることが懸念されております。インボイス制度導入後も小規模事業者が安定的な事業運営が可能

となるようインボイス制度に起因する取引からの排除や事務負担の過大な増加が生じないよう措置を講じられることを強く要望するためであります。

続きまして、消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営の影響に配慮を求める意見書の案文を朗読いたします。

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月からインボイス適格請求書等保存方式制度が実施されようとしています。年間売上1千万円以下の事業者は事務負担の軽減等のため消費税の納税義務を免除されていますが、インボイス制度によって取引先が消費税の仕入税額控除を受けることができないため取引から排除されることが懸念されます。対象になるのは、1千100万人を超えると見込まれ、小規模農林水産業者、建設土木関係小規模業者、俳優や劇団関係者、個人タクシーや宅配輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など多岐にわたります。インボイス制度登録事業者になれば売上高に関わらず納税義務が発生するだけでなく発行する請求書の様式、システムの変更、事務負担の増加などの負担増が強いられます。小規模零細事業所の廃業が進めば地域密着した事業や住民サービスの後退により衰退により住民生活の不便にもつながりかねません。国におかれては、インボイス制度の導入後も小規模事業者が安定的な事業運営が可能となるよう、インボイス制度に起因する取引からの排除や事務負担の過大な増加が生じないよう措置を講じられることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月6日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は記載のとおりであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への影響に配慮する措置を求める意見書につきまして質疑を行わせていただきます。

まず案文の中にあります小規模零細事業者の廃業が進めばということで心配をされてありますが、本町のどのような事業者からこのような廃業が進むというような相談がどの程度寄せられて、どこに相談が寄せられているのかというのを伺いたしたいと思います。

それと、事務負担の過大な増加が生じないよう措置を講じられることを強く要望することになっていますが、現在国も支援策を用意していると思いますが、その点についてどのようにお考えになった上でまた商工会でも相談会などを継続して行っており参加者も増えているということで聞いていますが、その上で事務負担の過大な増加が生じない措置というのはどのような措置のことを要望するのかをお伺いたしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） これはインボイス制度が、今まで何らかの軽減措置が行われる前で

原則インボイス制度が導入されていったら小規模事業、零細企業者の廃業が進むのではないか。この陳情書が出されたのは建設業、あるいは土木関係のどちらかと言うと一人親方みたいな方々ですね。豊屋さんとか水道屋さんとか大工さんとか、左官とか、そういった方々の団体から出された陳情であります。廃業が進むであろうということで案文はそうになって、例えば大工さんの話で言えば500万円の売上があって、200万円仕入れがあるという場合は500万円の10%の50万円から仕入れの200万円の10%、20万円引くと消費税の原則課税で30万円の税負担がなされると。この方の場合は300万円が年間の所得であります。インボイスがそのまま適用されれば300万円の所得から30万円の新たな納税が発生するということになるわけです。今でもこうした小規模零細業者が跡継ぎが後継者がどんどん現れて、後継者に困ることがないようなことであれば小規模零細の廃業が進むことは到底言えないと思いますけど、実際中小零細業者の後継者がなかなか今育たないというのは、そういう事実があることは誰しもが感じていることではないでしょうか。それが廃業が進めばということの意味であります。

それから事務負担等の負担が増加をするという懸念がここで指摘をしているところでありますが、国がいろいろ負担軽減を考えていらっしゃるということですが、例えばシルバー人材センターへの配慮を求める意見書も以前決議がなされておりましたが、具体的にそれがまだなされていないわけであります。そういう意味も含めまして今の法案の中身では、インボイス制度が導入されて6年間にわたっては激変緩和措置ということで、インボイスがない業者からの請求書も親会社の立場から仕入税額控除をある程度認めるという激変緩和措置があります。つまりそういった激変緩和措置以外をインボイスがない請求書でも利用できるようにすれば事務負担等、また税の負担等も零細業者に対しては確かに軽減することができるわけですが、そういう確約はまだなされておられませんし、シルバー人材センターに対する負担軽減の確約もなされておられません。そういう軽減措置をぜひ検討してもらいたいというのが今度の意見書であります。当初の陳情書は中止ということになっておりましたが、委員会としては今の時期に中止は無理であろうから軽減措置を認めるための見直しをして欲しいという趣旨のもとで、この意見書の案を提案をしたところでございます。

ぜひよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

今委員長が答弁された中で、聞いていてちょっと疑義が生まれたんですけども、例えばその500万円の売上で200万円の仕入ということを言われましたよね。200万円の仕入をしたときにその取引業者が200万円に対して、消費税を請求されるという自体がまず1回出てます。その300万円がその売上、経費を引いたといいます。500万円の売上があったならばそれに対して売値に対して支払いのは消費者ですんで、何もその事業者が払うわけではないんですね。間接税ですから。だから消費者が例えばそれ1万円ですよと言ったときには、税別ですね。1万1千円払うわけですから、ただの預り金にしかならないわけですよ。だから小規模事業者が負担が増えると

いう感じにさっき聞こえたもんで、ちょっと解釈の仕方が悪かったのかもしれませんが、そのところをちょっともう一度説明していただきたいというところと、こういった意見書を声を上げることにに対してからは議論が深まるので私は反対ではありません。ただ、最終章あたりに書いてあるのがですね、様々な起因から取引からの排除とか事務負担の過大な増加、事務負担の増加は考えられると私も思います。ただそれが生じないように措置を講じられることを願いますということなんで、ここで措置を講じられることを強く要望しますと言ったならば、はっきり何のことかわからないので、例えば委員会でこういったことも考えられるじゃないかと。もう少し優遇税制を考えたらいじゃないかとか。例えば法律で守るようなそういったものもできやしないかとかそういった、この措置というのが具体例というようなそういった意見は委員会で出なかったのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 質疑をいただき答弁をしたいと思います。

先ほど話した中で消費税の課税業者になれば、インボイスで課税業者になれば消費税の負担が発生するという例を述べたところでありますが、委員会の中でも税理士さんに質疑が出まして、1千万円以下のいわゆる中小零細業者は、現在でもまたインボイスが導入された後も免税をするというふうに法律では現在もなっているわけですが、インボイスが導入された後も消費税法の中では1千万円の事業者は免税しますという法律がいきっているわけですね。両方いきっているわけですね。その中で1千万円以下のよく中小零細業者は益税が出るのではないかと、言われるわけですが、税収に対してそういう質疑もありまして益税とはなっていないと。いわゆる預り金という消費税法では預り金という解釈にはなっていないと。本来の間接税というのは例えば入湯税とかたばこ税とか例えば酒税とかビール1本何円か知りませんが1本売ったら必ず税金を預かる。それが本来の間接税であるけど、消費税というのはあくまでも税金を預かるという解釈にはなっていないと。価格の一部であるということで。ですから例えば500万円の売上があって消費税が10%になったら550万円にする業者もおるし、今までの500万円で事業を続けている人もいるし価格の一部であるということで預り金ではないという法律上の解釈になっているということでもあります。

それから1千万円以下の事業者に対して免税措置であって現在の法律では、1千万円以下の事業者が免税業者になるためには、届出をしないと免税業者にはなれないと。インボイスが導入される前ですよ。中には1千万円以下でも課税業者になりますという届出を出してやっている業者もあるそうです。そういう業者は輸出がほとんどの業者ですね。輸出業者は課税業者になると仕入のほうが多いということで消費税が還付される、利益につながるということでわざわざ届出を出して課税業者になっている事例もあるそうです。それから何らかの軽減措置を求めますということでこの意見書で書いているわけですが、先ほど申し上げましたように6年間は親会社が子会社の零細業者の請求書をいただいて、仕入税額インボイス登録業者でないと仕入控除ができない。これがインボイス制度でありますけど、6年間はインボイス業者でなくても今までどおりの請求書で仕

入控除を認めますという軽減措置があるわけですね。それをずっと続けてもらえれば1千万円以下の業者も今までどおりのインボイス制度を登録しなくても取引ができると。それが軽減措置であります。

あとはシルバー人材センターなどについては、今シルバー人材センターそのものが課税業者になったら、インボイスになったらシルバー人材センター全体が課税業者になったらすごい税負担が発生するので、一人一人の事業者がインボイスを適用するかどうか、そういう軽減措置が検討されているようであります。あとは農協のとれたて市場などに出している中小零細業の農家の皆さんも何らかの救済措置をしないと、そういう小さい零細業者までインボイス登録をしなくちゃならない。消費税を負担しなくてはならないということが予想されていて、それについてはまだ救済措置がはっきりしていないと。それが実状だということで、今度の趣旨ではいろんな措置が考えられると思いますけれども、零細業者がこれまでどおり事業が継続できるような方策を検討してもらいたいと。そういう趣旨で書かれたものだと解釈をしております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

深く議論されたということは非常にいいことでもありますけれども、今の答弁の中にですね、うんと思うところもありましてですね、益税ではないですよと。価格の一部であって税の預り金ではないということをおっしゃったけれども、ここの益税ではないかというところが一番文句が出ているところですよここは。私も思います。そして、例えばその商品を買ったりとかサービスを受けたりするときの料金に対して税が幾らですって、恐らくこの人は1千万円以下だろうというお店に対して税が幾らですってという支払いをやってるんですよ実際。ここは問題だと思うんですよ。そしたら価格の一部とか、その解釈の仕方が恐らくどうでしょう主権在民の立場から、あくまでも町民一人として国民一人としての疑義なんですよ。そのときに私は税金として消費税として払ったのにあなたはそこは消費税の分は国に納税してないんですかってなると、ここは文句が出るころじゃないかと思えます。実際ですね、納税というのは、3大義務の一つですから権利じゃないんですよ。義務は逃れることができない。国家の言うならば国民としての義務として税金を払うわけですから。この点について再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 一般消費者からすれば益税になるんじゃないかと当然の疑問だと思うんですけど、これ出ると裁判で争われて預り金ではないということは確定していると。これは税理士さんからそういう裁判の判決文をいただいて説明をいただいたところで、なかなか私が税理士じゃないので説明しづらい、説明できないところはお許しいただきたいと思いますが、確かに納税の義務というのをおっしゃるとおり法治国家でそのとおりだと思うんですけど、そうでありながらインボイス制度を導入しようとしながら、1千万円以下の業者は消費税は免税しますという法律はずっといきているわけです。誠におかしい法律でありますけど、零細業者の負担を営業を守るた

めに1千万円以下は免税でいいですよと。法律を作っておきながらインボイスをされると事実上インボイスを登録しないと業界から仕事ををはじかれてしまう可能性があるのが一番心配な点だと思うところであります。なかなか口で説明するのが難しいところでありますけど、答弁といたしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 意見書の提出に反対の立場から討論を行わせていただきます。

インボイス制度は、消費者が納めた消費税を正確に国に納めるもので、インボイス制度の導入により公正な税制になると理解をしています。ただし今まで免税をされていた小規模事業者の不安は小さくありません。国としてもそのような不安を解消するための対策として、インボイス制度の導入にあたっては税負担と純負担の軽減や補助金などの政策も用意してあります。その上で意見書には、インボイス制度の導入によって小規模零細事業者の廃業が懸念されていますが、実際にはあまり影響がないというケースもあります。例えば中小事業者の取引先が多い場合、そもそも取引先自体が課税事業者でない可能性があります。取引先が免税事業者であれば消費税の納付義務がないためインボイスは必要ありません。また課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先はインボイスが不要になります。その場合インボイス制度の導入後もインボイスの発行を求められることはないと考えられます。またお客さんが企業ではなく個人などの一般消費者のみを対象に事業を行っている場合など、個人が私的に利用し経費として計上するために領収書の発行を求められないような場合は、インボイスの発行を求められることはないと思います。その上で意見書を提出するという場合には、丁寧な取扱いが必要であり、中小企業の方々の困りごとはどこにあるのか明確にする必要があると思いますが、この意見書にはどのような事業者がどのように困っているのかが具体的ではありません。先ほどの私の質疑に対する答弁も具体的な件数であったり、どこに相談が寄せられているのかとか、どのような事業者から相談が寄せられているのかという明確な回答もありませんでした。シルバー人材センターの話がされましたが、シルバー人材センターさんに関する意見書はすでに提出をしてあります。国に求めている内容もすでに国が税負担と事務負担の軽減や補助金などの支援策を用意してあることなどを考慮した上で、どのような支援を求めるのかが明確ではありません。そのようなことからこの意見書の提出には反対をいたします。

議員各位の御賛同をどうぞよろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） ではこの発委第2号について賛成の立場をもって討論をいたします。

先ほどの豊瀬議員の御指摘がありました点について強くふれるところもありますが、そもそもこ

の発委第2号に至った経緯としては、当初に請願第1号としてあげられましたインボイス制度実施中止を求める意見書というところであります。所管の委員会の委員として審査に入らせていただいた中で、このインボイス制度の実施中止という文言について、非常に引っ掛かりまして、このままこの審議が採決にいくというかたちでありましたが、私は力強く反対という意見を申し述べたはずでした。

しかしながら委員会の中では審議に非常に時間をかけました。3月の定例会終了後から5月31日、参考人を招致をいたしましてその意見を聞くという段階、そして6月の議会までこの意見は精査がされておるといふ、非常に時間をかけての審議であったということであります。

この中でこの請願第1号については、先ほどの発委第2号のかたちに文言が変わっておりますが、その中で5月31日に行われました委員会の参考人招致の中で、税理士の方が様々な説明、このインボイス制度ということの概要を説明をされたわけですが、私はその説明に対して三つのことを質問いたしました。一つ目はそもそもこのインボイスという制度は違法なのか合法なのか。そして全ての税理士の方から、税理士の団体から来られておりますので、全ての税理士団体がこれに反対をしているのか。そして3点目は菊池郡市2市2町で活動されている税理士さんというふうにお聞きをいたしましたので、菊池郡市2市2町の中で本当に倒産する企業が現れるのか、事業を継続ができなくなるという例を御存知ですかということでも三つ質問をいたしました。

1点目はインボイス制度は合同であると。違法ではありません。違法でないことに反対をする理由はあまりないですね。

そして全ての税理士団体が反対しているものなのかという質問に対しても参考人は全てではないと。激変の緩和措置というのが今税理士団体からも要望はされており、現に南九州税理士会などでは熊本県近傍の商工会らと連携をしながら、インボイス制度の導入について勉強会、あるいは相談会などを開かれているということです。

そして菊池郡市2市2町でどれくらいの数かと、少なくともその税理士の方の顧客の中でどれくらいの方が倒産や事業継続の危機が訪れるのかというお話をしたときにわからないということをおっしゃってました。参考人を招致してはつきりわかりましたことは、インボイスを中止するに該当するような事例は残念ながらないということでした。その中で委員会の中でしっかりと精査させていただきまして、インボイスを中止するという文言は実状に全くそぐわない。しかしながら新しい法を運用する際には少なからず問題が生じる点が多々あるわけです。そういったことに対して事務負担の課題が増加をするということは先ほど質疑の中でも出ているところでもありますし、またインボイス制度を逆手にとって、あるいは力の強い事業者さんが免税をされている事業者さんを圧迫するということがないように、しっかりとその辺りに気を配っていただきたいという意見書の書きぶりによって変わっております。

更に申し述べますれば、請願第1号には名簿がついておりましたが、この名簿に名前を連ねている方の中でも本当に内容は理解をされているのか。あるいはこの請願を出されたときにしっかりと先ほど一人親方と言われましたけれども、一人親方の方々にこの制度がしっかりと周知をされて

いるのですかと私のほうからお尋ねをさせていただいたところ、この名簿が取り除かれていることを鑑みても、中身についてしっかりと精査をして委員会の中で、発委第2号に仕上げているものと考えております。もちろん様々な方の御意見があると思いますが、議員各位の御賛同を求めますと共に様々な意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発委第2号、消費税インボイス制度による小規模事業者の事業運営への影響に配慮する措置を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長からタブレットに配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第5 令和5年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄） 日程第5 令和5年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットに配付しましたとおり、派遣することにしたと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、令和5年度議員派遣については、配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第6 選挙第1号 菊池広域連合議会議員の選挙

○議長（桐原則雄） 日程第6、選挙第1号、菊池広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条、第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、1番、大村裕一郎議員、9番、豊瀬和久議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した大村裕一郎議員、豊瀬和久議員を当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました大村裕一郎議員、豊瀬和久議員が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大村裕一郎議員、豊瀬和久議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選人の告知をします。

日程第7 議案第47号 から日程第10 議案第50号まで一括上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第7 議案第47号、大津町消防団新基準活動服購入についてから日程第10 議案第50号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第6号）についての4件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第47号から議案第50号までの4件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第50号までの4件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前 11時54分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。本定例会に追加、提案申し上げました案件の説明の前に、一言、御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました、すべての案件につきまして、御議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号「大津町消防団新基準活動服購入について」ですが、令和5年4月24日に指名競争入札を実施しました結果、熊本県熊本市中央区下通1丁目3番8号、下通NSビル6階、株式会社ダイワ、熊本支店、支店長乾裕喜様と654万5千円で物品購入契約を締結し、財産として取得したいと思うものです。

次に、議案第48号「小型動力ポンプ積載車購入について」ですが、令和5年4月24日に指名競争入札を実施しました結果、熊本県熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社代表取締役、西銘公一様と1千67万円で物品購入契約を締結し、財産として取得したいと思うものです。

議案第47号及び議案第48号は、予定価格700万円以上の動産の買入れですので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第49号「あけぼの団地6号棟改修工事請負契約の締結について」ですが、令和5年4月19日に条件付一般競争入札の公告を行い、5月29日に入札を実施しました結果、村上・幸栄・ヘイセイ特定建設工事共同企業体代表者、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、村上裕輝様と2億4千915万円で工事請負契約を締結したいと思うものです。

議案第49号は、予定価格5千万円以上の工事の請負ですので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第50号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第6号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ173億2千609万9千円とするものです。歳出で、商工費1千320万円を増額し、予備費1千320万円を減額するものです。

議案第50号については、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。それでは、議案第47号の天津町消防団新基準活動服購入につきまして御説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページ、2ページをお願いいたします。

この備品の調達は大津町消防団の新基準活動服を購入するもので消防服の取扱いがある業者からの調達となります。入札の方法につきましては、今回の調達は指名競争入札による調達といたしております。業者の選定につきましては、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要項第5条の規定に基づく入札参加者名簿に搭載されたものの中から、県内に営業所があり消防服の取扱いのある13社を選考し4月24日に入札を実施いたしました。

説明資料集の1ページになりますけれども、大津町の消防服新基準活動服購入の概要及び入札結果について御説明いたします。備品名は町の消防服新基準活動服になっております。使用及び装備については記載のとおりです。購入金額は654万5千円で、納期は令和5年の10月31日までといたしております。購入の相手方は、熊本市中央区下通1の3の8、下通NSビル6階、株式会社ダイワ、熊本支店、支店長乾裕喜様でございます。その他の指名業者、それから入札金額、入札比率、予定価格については記載のとおりとなります。

なお、入札結果ですけれども辞退が5社ございます。これにつきましては仕様書で基準を全て満たす製品の調達ができなかったということで聞いております。それから失格が1社。この件につきましては入札の執行までに入札書等の提出がないということで意思表示がないということで1社失格になっております。また入札の比較価格に対する入札比率が43.91%ということになっておりますけれども、これは設計金額につきましては、5社のメーカーから参考見積をとっております。それを踏まえまして1着あたりの単価で設定をしておりますけれども、実際に500枚の一括購入ということで1枚あたりの単価が下がったことによる予算ということになります。

続きまして、町の消防服新基準活動服の概要について説明いたします。

説明資料集の2ページをお願いいたします。

消防団の活動服につきましては、消防庁により平成26年に新たな基準が定められましたけれども、町の消防団では旧基準よりも前の活動服を踏襲しておりましたので、団員の安全確保のために新たな活動服を導入いたします。活動服の使用につきましては、消防団と協議をしながら決定し、色については現行の濃紺にオレンジ配色としております。特徴としては燃えにくい素材でストレッチ機能を有するなど、現場活動での動きやすさや安全性にも考慮いたしております。また背中の方には反射材を用いるなど夜間の視認性にも考慮いたしておるところでございます。

続きまして、議案第48号の小型動力ポンプ積載車購入につきまして御説明いたします。

議案集は3から4、説明資料集は3、4ページになります。

この備品の調達につきましては、町の消防団の上陣内班それから森班に配備する小型の動力ポンプの積載車を購入するもので、小型動力ポンプの積載車を取扱う業者からの調達となります。入札

の方法につきましては、指名競争入札により調達をいたしております。業者選定につきましては、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要項第5条の規定に基づきます入札参加者名簿に登録されたものの中から県内に営業所があり実績を備えた7社を選考し4月24日に入札を実施いたしております。

説明資料の3ページになりますけれども、概要及び入札結果について説明いたします。

備品名は小型動力ポンプの積載車になります。使用及び装備品については記載のとおりでございます。購入金額は1千67万円で納期は令和6年の1月31日としております。購入の相手方は熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社代表取締役、西銘公一様でございます。その他の指名業者及び入札金額、入札比率、予定価格については記載のとおりでございます。

続きまして、概要を御説明いたします。

説明資料集の4ページをお願いいたします。小型動力ポンプの積載車は、各分団に全39台配備しておりまして更新につきましては、20年を経過した車両から毎年2台ずつ順次更新をする計画といたしております。なお、更新計画については、広域連合消防本部の更新計画を参考にしながら作成をいたしております。車両の主な資料はガソリンのオートマチック車としており、各種消防機材を積載するための艀装を行うものになります。また車両の総重量は3.5トン未満となっており、現行の普通自動車免許での運転可となっております。なお納入期限は1月末としております。

続きまして、議案第49号のあけぼの団地6号棟改修工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案集は5ページ、6ページ。説明資料集は5ページから9ページになります。

今回の工事請負契約案件、あけぼの団地6号棟の改修工事ですけれども工事の概要につきましては、後ほど都市整備部長が説明をいたしましたので、私のほうからは入札について説明をいたします。町の一般競争入札に係る事務手続処理要領に基づきまして条件付一般競争入札により実施をいたしております。

説明資料集の5ページをお願いいたします。建設工事の種類は建築一式工事、電気工事及び管工事で特定建設工事共同企業体への発注工事とし、町の特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づきまして乙型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は3社としております。代表構成員は町の格付け建築A、構成員には電気工事の経営事項審査総合評定値650点以上、構成員3は管工事の計事項審査総合評定値650点以上としております。営業所の所在地は代表構成員は町内に主たる営業所を要すること。それから構成員2、3は町内に営業所を有することとしております。施工実績に関する事項では代表構成員は平成20年度以降、元請として国内において完成したRC造の建築一式工事で請負金額が1億円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有すること。構成員には平成20年度以降元請として国内において完成した建築物の電気工事で請負金額が1千500万円以上の施工実績を有すること。構成員さんは平成20年度以降元請として国内において完成した建築物の管工事で請負金額が3千万円以上の施工実績を有することとしております。

また配置予定技術者に関する事項でその資格要件といたしまして、代表構成員は①として先の施

工実績に関する事項同等以上の実践を満たす工事で監理技術者、主任技術者、または現場代理人としての施工経験を有すること。②として建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するもの。構成員には①として電気工事に係る主任技術者または監理技術者、構成員3は、①としまして管工事に係る主任技術者または監理技術者、また全構成員が①当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3か月以上あるものとしております。この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。令和5年4月19日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札の参加資格を確認し、5月29日に入札を実施いたしました。

6ページをお願いいたします。入札結果につきましては、入札参加社は3社で入札参加社、入札の金額、入札比率、予定価格につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、村上・幸栄・ヘイセイ特定建設工事共同企業体代表者の菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社代表取締役、村上裕輝様が2億2千650万円で落札され、契約金額は2億4千915万円となっております。工期は議会の議決承認を経まして町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和6年の3月15日までとしております。

最後に議案第50号の令和5年度の町の一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。今回の補正につきましては、ホンダ熊本硬式野球部に係る都市対抗野球応援団派遣事業補助金の増額になります。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙「補正予算の概要」を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ173億2千609万9千円とするものです。

歳出について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款7、項1、目3、観光費、節18補助金の都市対抗野球応援団派遣事業補助金については、ホンダ熊本硬式野球部が、先般行われた都市対抗野球大会九州予選を勝ち抜き、大津町の代表として7月からの本大会に出場することになりましたので、町民応援団の派遣やパブリックビューイング等応援に関連する事業費を「都市対抗野球大会大津町代表応援団派遣実行委員会」へ補助するものです。

款13予備費で所要の財源を調整しております。

以上よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 皆さんこんにちは。あけぼの団地6号棟改修工事について御説明いたします。

議案集は5ページと6ページ、説明資料は7ページから9ページをお願いいたします。

説明資料の7ページを御覧ください。

今回工事を行います6号棟は昭和56年建設5階建て、30戸の建物です。建設後41年を経過

し、外壁の劣化が進行しコンクリート躯体の浮きやひび割れなどが確認されております。

内部においては、結露が酷く躯体劣化の原因の一つとなっています。バリアフリーの観点から見ますとトイレの入口には段差があり、手すり等の設置もありません。また設備面では給排水管から漏水など管の老朽化が確認されている状況でございます。

改修内容について説明申し上げます。

説明資料の8ページを御覧ください。

まず内部改修についてですが、浴室のユニットバス化、トイレ床のバリアフリー化、南側冊子の複層ガラス化を行い居住性の向上を目指します。また、トイレ及び浴室には手すりの設置を計画しております。床の改修範囲は青の着色部分です。この床下の部分で給排水管及びガス管の更新を行います。ガス管、給排水管の更新にあわせまして給湯器の設置を行い、浴室、台所、洗面所でお湯が使えるようになります。電気設備につきましては、建設当時と現在の生活様式を比べますと電気製品の使用が増えており電気容量の増量が必要となっております。今回の改修工事で管線の改修を行い電気容量の増量にも対応していきたいと考えているところでございます。

外部の改修について説明いたします。

9ページを御覧ください。南北の立面図です。北面、東西面は断熱回収、南面は防水塗装、屋根面は断熱防水改修、ベランダが樹脂防水改修、階段室壁面は塗装改修を実施いたします。外壁の劣化が進んでいるため今回の工事において劣化部分の補修を行います。また結露が酷く内部からも躯体の劣化が進行している状態です。この内部の結露の原因は建物全体の断熱性の不足が一つの原因としてあげられるため、今回の工事において屋根面、東西面、及び北面に断熱材の施工を行います。南面は窓の面積が大きい壁の断熱より窓の断熱を行ったほうが効率がよいと窓を複層ガラス化にする方法を選択いたしました。また断熱材の施工を行うことにより室内の温熱環境も改善され省エネの貢献も期待でき、更に外壁に断熱材を施工する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱材によりカバーされることでこれ以上の外壁の劣化は進行しないと思われれます。また、外部からの施工となりますので、内部からの施工に比べますと入居者への負担も軽い施工方法を選択いたしました。

以上が改修内容となります。よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第47号について質疑いたします。

指名競争だったですかね。指名競争であるならば、その業者の申請をしなければならないということでもありますけれども、やっぱりこういった商品であるならば、地場企業育成の観点からその指名競争とは別にやはり地元主義そういったものが現れんといかんとかなど。もちろんルールにしたがって指名競争するというのはそれは筋が通って今までのとおりですよ。ただ額とか見たならば、果たしてこれって大津の業者が扱うことができない商品なんだろうかと。ただこの仕様書見てみま

すれば何点かあつてのこれ比較じゃないですよ。この商品をという形でこれは確かしてあるんで、結構そういったつてがあるというか、洋服屋さんとかがあるんじゃないかなと思うんですよ。それとかそういった防火とか、そういったものの関連の業者、私わかりませんが、そういったときこそ商工会とかいろんなかたちで調べていただいて、あんたたちは入札参加せんかいというようなチャンスを与えてくれるというのは、とても大切ではないかなと思う次第であります。そういった地場企業育成の観点が発揮できるところではないかと思うので、質疑しますが、この予定価格です。あまりにも乖離しすぎて、これがもし悪いほうに悪いほうに考えたならば、予定価格がどこかの時点でもれました。そしてこの指名競争の何社か集まって談合やろうぜと。これ半分で結局落札したのは43.91%でしょ。ということは、50%半額と考えると利益出るぜって。だったら思い切り近い価格までみんなやっついこうよ。そういったかたちにも出てはこないかというような実勢価格を調べるすべがなかったのかな。結局これがさっきの説明においては、設計単価は5社ほどいろいろ見ましたという説明がありましたけれども、しかしそれは実勢価格とはえらく乖離しているという事実がこの数字でしょ。ということは、その部分を改めない限りは隙を与えるということですよ。やはり大切な税金を無駄なく効率的に有効に使うためには、こういったところがそういった報告だけで済ませちゃならんとそういうふう思うです。これがまちづくりの一つの観点ですよ。やっぱり地場企業育成はできなかつたのか。それと実勢価格を調べ方がいろんな方法があると思います。ほかの自治体に聞いても、まだうちよりも早く購入したところもあるかもしれません。そういったところは横のつながりを利用するとか。いろんな方法があると思います。そういった観点から2点質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 2点御質問あつたと思います。地場産業についての考え方と予定価格についての考え方ということで。当然地場企業ということで、地元で賄えるものについては当然地元のほうでお願いしたいと考えております。

今回の入札にあつての経過を少し申し上げますと、今回消防団の服ということで500着ということで納入をするということで、やはりこれだけの規模の納入となりますと、これまでの実績を踏まえて発注するべきだということで当然地場について検討したんですけれども、最終的には指名競争でこれまで消防服としての実績がある事業者で、なおかつうちのほうに指名願いが出してある業者について指名をさせていただいたということです。それで辞退が出たとかところの話なんです。当初見積りをとる段階では、いわゆるメーカーとしての希望価格、定価ですね。定価で予定価格をしております。1着あたりがいくらでことに対して500着の定価でやっておりますけれども、実際は入札かけまして入札に入ってくる業者は販売業者ですので、それで当然500着ということで価格が落ちたということですので、議員おっしゃいますように当初の設計の段階では当然その辺の実勢価格を踏まえて、やはり定価ではなくて実勢価格あるいは近隣でも同様の導入実績もありますので、その辺を含めて予定価格の設定はすべきだったということで考えております。現実としては定価で予定価格を設定したというような状況でございます。いずれにしても今回

入札については、地場も考えながらやりましたけれども、指名業者というところでうちに指名願いが出ているところで競争をお願いしたという経緯になります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑します。

今の答弁からするならば、結局その定価を持ってきてただけだということになるならば、5社ほどに聞いたって一緒なんですよね。実際、定価というものはある程度指針の数字であって、それっていうのは、いろんな商品の中で定価というものは絶対価格じゃないっていうものはみんな知っているわけですよ。しかも大量に注文しますよね。もちろん10着と500着じゃ違うでしょう、それは。もちろん手数料とか人件費とかいろんな経費がかかってくるのが、500着いっぺんに注文を受けたなら違うわけですよ。安くなることに異を唱えているわけではないんです。ただこういった予定価格が乖離した価格を提示してもらおうと、そういった業者に対しても、もうすでにこういったかたちで言いましたので、そういった商品というのは予定価格は定価だもんねというのがしみついたらどうしますか。そしたらこれっていろんなかたちで、少しでも利益をとろうと思う業者がいてもおかしくないじゃないですか。その定価を持ってきましたというのは非常に危険な答弁なんですよ、実は。自分からするならば、それが隙を与えているものと思います。ですから、ここはやっぱりちょっと考えなおして、実勢価格の一番示すのに業者も励むのにいい数字というのを出す努力を何らかの方策を出していただかないと、このままだったならばちょっとおかしいなと。この離れ方は誰が考えたっておかしいと思います。ですから、そういった知識がないのならば、そういったものをきちんと勉強していただきたいと思います。そのところは民間出身と言われている町長あたりは特に思うんじゃないんですか。これ町長自体もおかしいと思うと思うんですよ。

それと実績ということを言いましたよね。実績というのは例えばですね、もちろん実績がない大津の地場企業に委託した場合、間違いがるかもしれないという解釈なんですか。それとももうできあがった商品、それをネーム入れに出す、そういったもの私は実績というものはここに必要になってくるかなと。実利ですよ、本当に求めんといかんとは。実績はここはそんな関係ないと思いますけれどね。ちゃんと地元で土台があって、だってあけぼの団地あたりは、条件としてはこの大津町に住所があることが条件だとか言うじゃないですか。きちんとした商売をやっている人がおられるわけですから、そういった方々に実績と言われてもちゃんと大津町で商売しているじゃないかの話ですよ。この点の答弁はちょっとおかしいんじゃないかなと。実績が必要ないと思いますよ。実際実績というのは大津町できちんとした商売をやっているという方であるならばこれは実績です。そう思いますけれども、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） すみません説明が不足している部分があるかと思いますが、もう1回前に戻りますけれども、予定価格の設定につきましては、消防服扱う業者大手が5社ありますんで、その5社について1着あたりの単価を出してもらってます。それがあくまでも定価1着あたり

の定価ということになります。最終的には販売業者を通じて指名願い出していますので、そちらのほうから納入してもらいますけれども、その段階においては500着ということで金額が下がってきたということになります。いずれにしても予定価格の設定のやり方については議員おっしゃいますように、やはり実勢価格をしっかりと本来の実勢価格、いわゆる販売店としての実績価格になりますので、その辺を踏まえて予定価格については設定する必要があるというふうには思っております。

それともう1点、実績についての話ですけれども、これはおっしゃいますように確かに1回やらないことには実績ということにならないので、その辺あたりの当然おっしゃるとおりだと思います。ただ今回は我々が示します仕様書がありますので、その仕様書に基づいてできる業者というのを指名競争でやったところでございます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問します。

3回目ですね。実績についてですね。実際メーカー側が示す数字というのを定価で出してくるのはこれは当たり前のことですよ。それを交渉によって小売店なり何なりという業者が値切るわけですよ。500ぞ、もうちょっと安せていうわけですからそれは当たり前のことです。しかしながらそういったところは幅というのはある程度予測というの、いろんな民間業者というの、もうしてるんですよ。そこを言ってるんですね。だからその点については難しいかもしれないですけども、そういった情報収集というのは、例えば商工会なり何なりというのを通じてどう思いますか。御助言願えませんかというのが、本当のまちづくりであって、そういった大津町での能力を引き出してやっていくのが筋じゃないかと思いますが、この点については今後の努力義務として頑張りたいと。実績ですよ。実績というの、今回こうこうこうでありましたということをおっしゃいましたよね。もう今回はというんじゃない。今回から始めんといかんということですよ。私から言わんとするところは、これってチャンスが1回なくなったわけですよ。町の業者に対して。町外の言うならば、業者よりも町内の業者を。町のこれ消防装備品でしょ。町で調達されるならば町で調達するというの、これごく自然じゃないですかね。それを実績に基づいて町におられないからと。作ればいいじゃないですか。そういったことだったら何の改革もできないということですよ。私が言わんとするところは、実績というのをそれを言ったら、今後もずっとないということで解釈していいですか。これ町長どう思いますか。これ町長に答えていただきたいですね。質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどの質疑も含めてになってきますけれども、一つは議員御指摘のとおりで予定価格の1着あたり今回下がってしまったのは、見積りの段階で1着でしてしまったけれども、500というところでももちろんスケールメリットのところ、非常に安く入札されたということで、そこは私のほうからもそのときに気づけばよかったんですけども、担当のほうには今後ほかの課のことも含めて改善するように指示を出しているところでございます。

また入札の指名をどうしていくかに関してなんですけれども、大事なところはやはり地場育成の視点というところと、あるいはもう一つが最小の経費、最大の効果というところ両方あるかと思えます。以前議員おっしゃっていたと思うんですけれども、地元で買って200円のもののが外でさすがに100円だったらどうなのかという考え出てくると思えます。そこはしっかりバランスとる必要があるとおもっているので、そこはしっかり協議して地場の育成をより強めながらも、また最小の経費、最大の効果というところもしっかり踏まえた町政による財政をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第47号、大津町消防団新基準活動服購入についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、小型動力ポンプ積載車購入についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案49号、あけぼの団地6号棟改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

**日程第11 同意第3号 から日程第21 同意第13号まで一括上程、提案理由の説明、
質疑、討論、表決**

○議 長（桐原則雄） 日程第11 同意第3号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第21 同意第13号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの11件を一括して議題とします。

お諮りします。同意第3号から同意第13号までの11件は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号から同意第13号までの11件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました全ての案件について、御議決をいただき誠にありがとうございました。

次に、追加議案集の8ページから18ページまで、説明資料集の10ページから20ページまでをお願いいたします。

同意第3号から同意第13号の「大津町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて」ですが、大津町農業委員会の委員が、令和5年7月19日をもって任期満了となることから、新たに大津町農業委員会の委員を任命したいと思うものです。

本町の農業委員の定数は12名となっておりますが、推薦で11名、中立委員に4名の応募がありましたので、令和5年3月27日、「大津町農業委員会委員候補者評価委員会」において、12

名の候補者を選定しております。なお、同評価委員会は、農業委員会会長、同職務代理人、役場産業振興部長、農政課長、農業委員会事務局長で構成しております。

同意第3号の東一夫様は、大津町大字瀬田にお住まいで、瀬田区からの推薦です。農協や地域の活動を通じて、農業情報に精通をされております。

同意第4号の古庄廣継様は、大字大津にお住まいで、高尾野区からの推薦です。畜産業を営まれ、高尾野地区で中心的な存在として活躍されております。

同意第5号の藤本勝昭様は、大字森にお住まいで、森区からの推薦です。

地域農業者の中心的な存在として活躍され、現「ネットワーク大津株式会社」の取締役等、リーダーシップを発揮されております。

同意第6号の大村礼美様は、大字矢護川にお住まいで、上中区からの推薦です。若手の中心的な農業者として活躍をされております。

同意第7号の宮崎恵美様は、大字灰塚にお住まいで、灰塚区からの推薦です。地域の中心的な農業者として活躍されております。

同意第8号の荒木博文様は、大字中島にお住まいで、中島区からの推薦です。大学で学んだ農業の知識を生かし地域の中心的な存在としてとして活躍をされております。

同意第9号の府内公生様は、大字平川にお住まいで、米山区からの推薦です。甘藷を大規模に展開され、地域の中心的な農業者として活躍をされております。

同意第10号の今村太様は、大字矢護川にお住まいで、下中区からの推薦です。親子で農業経営に活躍をされております。

同意第11号の岩本勝様は、大字室にお住まいで、室東区からの推薦です。室営農生産組合長として活躍されています。

同意第12号の宮崎京子様は、大字大林にお住まいで、大林区からの推薦です。地域の中心的な農業者として活躍をされています。

同意第13号の西村千香様は、大字矢護川にお住まいで、長く看護師をされておられ、中立・公平な視点で本町の農業の発展に貢献したいとの思いから、中立委員に応募されております。

農業委員会等に関する法律第9条第1項に規定する農業者・団体への推薦依頼及び公募要件は適正に実施しており、全員が同法第8条第4項の委員欠格要件には該当していません。また、同条第5項の認定農業者数の要件については、12名中7名が認定農業者であることから過半数を超えております。

また、同条第6項の利害関係を有しない中立者も1名含まれており、同条第7項の年齢・性別等の偏りに関する配慮規定については、年齢は40代から70代までと幅広く、女性5名、男性7名で著しい性別の偏りはないことから、法律の要件を満たしており、よって、すべての候補者が適任である旨、「候補者評価委員会」から報告をいただきました。

大津町農業委員会の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず同意第3号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に同意第4号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、同意第5号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、同意第6号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反

対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

次に、同意第7号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

次に同意第8号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

次に同意第9号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

次に同意第10号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

次に、同意第11号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。
この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、
反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

次に、同意第12号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。
この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、
反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

次に同意第13号、大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについてを採決します。こ
の採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反
対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

日程第22 同意第14号 大津町農業委員会の任命につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第22 同意第14号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求め
ることについてを議題とします。

なお、本議案は地方自治法第117条の規定により津田桂伸議員の退席を求めます。

津田桂伸議員は退席をお願いします。

○議 長（桐原則雄） お諮りします。同意第14号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） それでは、次に、追加議案集の19ページ、説明資料集の21ページをお願いいたします。

同意第14号「大津町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて」ですが、津田恵美様は、大字杉水にお住まいで、上の原区からの推薦です。

酪農に従事され、地域の中心的な農業者として活躍されており、委員として適任と存じます。

大津町農業委員会の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第14号、大津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

津田桂伸議員の入場を許可します。

日程第23 同意第15号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第23 同意第15号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第15号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し会議で
審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第15号は委員会付託を省略するこ
とに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） それでは次に、追加議案集の20ページ、説明資料集の22ページをお願い
いたします。

同意第15号「大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて」
ですが、現、審査委員会委員の二田水久雄様が、令和5年6月20日に任期満了となられますので、
再度、大津町美咲野、二田水久雄様を、固定資産評価審査委員会委員として選任したいと思うもの
です。

二田水久雄様は、昭和45年から平成24年まで熊本国税局に勤務されたのち、同年から税理士
として町内に事業所を開業され、以降、現在まで各種税業務に携わられております。

税理士としての経験はもちろんのこと、これまで固定資産評価審査委員会委員として3期務めら
れた経験により、委員として適任と存じます。

選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げま
す。

○議長（桐原則雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第15号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意

を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

日程第24 諮問1号 から日程第26 諮問第3号まで一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第24 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから、日程第26 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの3件を一括して議題とします。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの3件は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 次に、追加議案集の21ページ、説明資料集の23ページをお願いいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」ですが、現、委員の津留武芳様が、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、再度、大字杉水、津留武芳様を、人権擁護委員の候補者として推薦したいと思うものです。

津留武芳様は、平成23年10月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動を熱心に努められております。長年、教職員として人権教育に携わってこられた経験に加え、現在は、阿蘇大津人権擁護委員協議会で、高齢者・障がい者人権委員長としても活躍されており引き続き人権擁護委員として活動が期待できると考えております。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」ですが、委員の緒方郁子様が、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、再度、大字室、緒方郁子様を、人権擁護委員の候補者として推薦したいと思うものです。

緒方郁子様は、令和2年10月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動

を熱心に努められております。

現在、阿蘇大津人権擁護委員協議会では高齢者・障がい者人権副委員長として活躍されているとともに、所属されるNPO法人では、障害児の支援員として活動されています。

これまでの経験を生かし、引き続き、人権擁護委員として活動が期待できると考えております。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」ですが、委員の江原よね子様、令和5年9月30日をもって任期満了とされますので、後任として、大字大林、小西秋実様を、人権擁護委員の候補者として推薦したいと思うものです。

小西秋実様は、長年、教職員として人権教育に携わってこられた御経験に加え、現在は、民生委員・児童委員としても活動されていることから、優れた識見があり、広く社会の実情にも通じ、人権意識に長けておられ、これまでの御経験を生かし、活発な人権擁護委員活動が期待できると考えております。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御同意・御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。諮問第1号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。諮問第2号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。諮問第3号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、諮問第3号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第6回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月16日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 坂本 典 光

大津町議会議員 永田 和 彦